

平成30年第1回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 3 0 年 2 月 2 8 日 (水曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

- | | | |
|------|-------------------|-------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 会期の決定 | |
| 第 3 | 諸般の報告 | |
| 第 4 | 行政報告 | |
| 第 5 | 請願・陳情の委員会付託 | |
| 第 6 | 議案第 1 号～議案第 18 号 | 提案～審議 |
| 第 7 | 議案第 19 号～議案第 24 号 | 提案～付託 |
| 第 8 | 議案第 25 号～議案第 26 号 | 提案～審議 |
| 第 9 | 議案第 13 号 | 討論～採決 |
| 第 10 | 諮問 | 提案～採決 |

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	原悟郎	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一 直	住民環境課長	松澤厚子
副村長	原茂樹	健康福祉課長	藤田貞文
教育長	清水閣成	子育て支援課長	唐澤孝男
総務課長	堀正弘	産業課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	建設水道課長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	教育次長	伊藤弘美
財務課長	平嶋寛秋	代表監査委員	原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり

会議のてんまつ

平成30年2月28日

午前9時00分 開会

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（丸山 豊） お疲れさまです。

オリンピックでの日本選手の活躍は見事でありました。引き続き、パラリンピックでも夢と感動を願いたいものであります。

明日から弥生3月です。春の気配を感じますが、まだまだ三寒四温、寒い日もございます。体調など気をつけていただきたいと思います。

本定例会は、平成30年度の各会計の重要な予算の議会であります。慎重な審議をお願いいたします。

それでは、ただいまから、平成30年第1回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番、唐澤由江議員、7番、都志今朝一議員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題にいたします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

大熊議会運営委員長。

議会運営委員長（大熊 恵二） おはようございます。

議会運営委員会から御報告を申し上げます。

本日招集をされました平成30年第1回南箕輪村議会定例会の会期日程等につきまして、過日、議会運営委員会を開かせていただきました。次のように決定をいたしましたので、これから御報告をいたします。

本定例会に付議された事件は、議案26件、諮問1件、報告3件であります。このうち議案第13号と諮問1件につきましては、議案審議の関係で即決とさせていただきます。請願・陳情は、陳情が3件提出をされております。

会期は、本日2月28日から3月16日までの17日間とし、この間で3月1日から3月11日までと3月14、15は本会議を休会とさせていただきます。また、最終日16日の閉会時刻は午後2時半を予定させていただいております。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。

議長（丸山 豊） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月16日までの17日間に決定いたしました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

平成30年第1回議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中、全議員の出席をいただき開会できますことに、お礼を申し上げます。

ことしは、例年になく厳しい寒さの冬となっており、諏訪湖では5年ぶりに御神渡りが確認されました。日本海側では記録的な大雪に見舞われましたが、おかげさまでこの地域は大きな雪害等もなく、安堵をしているところであります。まだまだ寒い日はありますが、少しずつ春の気配を感じられる時期となってまいりました。

また、先日閉幕いたしました平昌オリンピックでは、長野県出身の選手も多く、日本選手の活躍に一喜一憂し、勇気と感動を与えていただきました。こうした明るい話題がことしも多く聞かれることを期待したいと思います。

さて、今定例会は、平成30年度の予算審議をお願いする議会であります。国の地方交付税が減額となり、また、南部小学校増築など、大型事業も計画させていただきましたので、大変厳しい財政状況ではありますが、村民生活を守るため、また、さらには村を発展させるための予算案とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、経済状況であります。

内閣府が先日公表しました2017年10月から12月期の国内総生産の速報値は、物価変動を除く実質で、前期に比べ0.1%の増、年率換算では0.5%でありました。8四半期連続のプラスとなったのは、バブル期以来、28年ぶりであり、個人消費や設備投資といった内需が堅調で、景気回復が長期にわたり続いていることが示されました。しかし、成長率は鈍化しており、アメリカの長期金利の上昇をきっかけに表面化した円高株安傾向が新たな火種として浮上しており、こうした不安材料を乗り越え成長を持続できるかが今後の課題であるとされております。

国内を見ますと、いよいよ春闘の季節となってきました。好調な経済動向を背景に、安倍首相からの3%賃上げ要請を受けた経団連は、経済の好循環の拡大、加速へとつなげていかなければならないとして、従来にも増して積極的な表現で各社の賃上げを呼びかけました。こうした国の動向もあり、連合長野は、4%程度、月額で1万500円ほどの賃上げ要求を県経営者協会に申し入れたとの報道がありました。経営者側も、人手不足の状況から、ある程度、賃上げしないと従業員が集まらないとの見方もあるようですが、大手と中小企業では経済体力が異なるため、国が求める3%の賃上げは厳しく、個別企業の業績に応じて賃上げを進めるとされております。

また、先日、日銀松本支店が2月の県内経済動向を発表しました。昨年10月から5カ月連続で緩やかに拡大しているとの判断で、特に製造業の生産が引き続き増加しているとされております。

いずれにいたしましても、こうした好景気感が賃金アップにつながり、個人消費の拡大が景気の好循環を生み出すことを期待しております。

このような中、本年度の村税の収入の状況ではありますが、個人住民税と法人住民税は緩やかな景気回復により所得が増加し、固定資産税は新築家屋や償却資産の増により伸びた結果、

平成29年度の村税は全体といたしましては21億6,000万円余と、28年度の決算額に対しまして約7,300万の増収となるものと見込んでおります。

その内訳であります、個人村民税につきましては、当初予算より2,200万円増の7億5,000万円余を見込んでおり、その要因であります、先ほど申し上げましたように、景気回復と人口増による給与所得者の増加によるものであります。次に、法人村民税であります。企業業績が堅調なところから、当初予算より約3,900万円増の2億1,900万円余を見込んでおります。また、固定資産税は、9月定例会で補正しておりますが、当初予算より2,300万円増の9億8,800万円余を見込んでおるところであります。

こうして、全体的には税収、かなり好調な額で推移をしているというふうに見ておるところであります。

さて、平成29年度も残すところ1カ月となりました。本年度予定しておりました事業はおおむね予定どおり実施できるものと考えておりますが、現在の村の情勢につきまして若干報告させていただきます。

2月18日の村の日に合わせて、議員の皆さんに御出席もいただき、本年度の表彰式を開催させていただきました。各分野で村政発展のために御尽力をいただいた2名の方を表彰させていただき、21名の方に感謝状を贈らせていただきました。先人の皆さんがつくり上げていただいた歴史の上に、今、私たちがあり、表彰させていただいた方々を初め、村民の皆様の御協力により現在の村の発展があると感じており、感謝申し上げる次第であります。

また、当日は、記念イベントといたしまして、まっくんラインスタンプ入選者の表彰や小学生のステージ発表、文化団体の発表など、多彩な催しがあり、村の活気と活力が感じられる1日でありました。特に小学生のステージ発表は、村をもっと知りたいという思いがひしひしと感じられました。来場者の皆さんからも、とてもいいものを見せてもらったとの声が寄せられ、村の未来は明るいと感じた一幕でもありました。

村の日関連事業といたしましては、村内の小中学校、保育園及び介護施設での特別給食の提供や、芝コンi n大芝、なるほど・ザ地域講演会、アカマツで走るおもちゃをつくろうなどのイベントを開催いたしました。

既に報告申し上げておりますが、先日、昨年1年間の人口動態に関する数値が発表されました。県の数値とは若干異なりますが、南箕輪村は76人の増加で、一昨年の増加数165人と比べると緩やかな増加でありましたが、増加数、増加率ともに県下トップであります。この数値は2年続きで県下トップとなったところであります。

しかし、喜んでばかりもいられないところであります。昨年自然増は3人でありました。村にも少子高齢化が始まったとも考えられます。危機感を持ちながら、さらなる移住定住対策に取り組んでいかなければならないと感じているところであります。

地方創生関連では、子育て女性再就職支援事業による再就職者数が、事業開始から本年1月までに51名ののぼり、順調な効果を上げております。

若者回帰・定住増進支援事業につきましては、昨年12月に保護者向けの就活セミナーを開催し、50名の参加がありました。参加者数は年々増加しており、関心の高さが伺えるところであります。また、今月22日には、村民センターで、村内を含む上伊那の中小企業を対象とした採用担当者向けセミナーを開催いたしました。3月には、就職活動中の学生を対象に、地元企業を訪問するバスツアーを実施する予定であります。

移住定住関係では、全国に向けた村のアピールを目的として、まっくんボールを制作いたしました。昨年12月より、村のふるさと納税の返礼品に加えたところ、現在まで3大都市圏から12件の納税があったところであります。

村内巡回バス、まっくんバスにつきましては、利用者の利便性の向上をさせるための見直しを行い、75歳以上の方につきましては、4月から運賃を無料とさせていただきたいと思っております。福祉移送サービスなどと組み合わせ、ぜひ御利用をいただくよう促進してまいります。免許返納との絡みもありまして、そんな施策にさせていただければと思っております。

伊那定住自立圏では、子ども子育て関連につきましては、伊那中央病院内における病児・病後児保育施設の名称をあるぷすとし、今月9日から運用を開始いたしております。

伊那本線につきましては、当初見込んでいた部活動を行う高校生の利用がほとんどないことから、4月1日からは第1便及び第9便を廃止して運行していく予定であります。

南原の焼却灰の処理状況であります。

順調に搬出作業が進んでおり、工区も残り1区画となりました。昨年12月定例会で委託料及び負担金の増額補正をお願いいたしましたが、設計量より実績量が増加し、処理量の増加が見込まれるため、本定例会でも委託料及び負担金の増額補正をお願いいたします。何としても焼却灰の処理だけは今年度中に終了させたいという思いでしておるところであります。来年度、若干の清算の部分は残りますけれども、灰処理につきましては平成29年度、終了するというところであります。総額につきましては、まだ不確定な部分でありますけれども、15億円を超えるというような、本当に大きな額の支出となってしまいました。これもやむを得ないというふうに思っております。負の遺産がこれで片づいていくということであります。

続きまして、国民健康保険であります。

平成30年4月から新たな制度が施行され、県が市町村とともに国保の運営を担うこととなります。市町村は資格管理、保険税の賦課・徴収、保険事業等、地域におけるきめ細かな事業を引き続き行うこととなります。

平成30年度の税率であります。全協でも御説明申し上げましたが、4.5%の引き上げをお願いする条例改正案と当初予算案を今議会でお諮りしますので、よろしくをお願いいたします。上げ幅につきましては、試算では5.1%ということですが、4.5%ということで抑えさせていただきました。

日本は、国民皆保険制度の国であり、そのことが住民の長寿と健康を支えております。国保もその一翼を担っております。加入者の健康をいかに守るかということが重要であります。村民の健康寿命延伸のため、機会を捉えて特定健診の受診勧奨、保健指導など、きめ細かな対応をしております。

また、市町村国保の特徴として、加入者に高齢者、低所得者が多いことが上げられます。国保税の納付が困難な場合の相談にも実情に合わせて応じてまいりたいと考えております。きめ細かな相談体制はとらせていただきます。

また、平成30年度から始まる第7期介護保険事業計画、高齢者福祉計画、第5期障がい者福祉計画、第1期障がい児福祉計画につきましては、策定懇話会において策定いただきました。第7期の介護保険料につきましては、介護保険制度改正に伴う介護報酬の引き上げ改定や、要介護認定者数の増加などにより、介護給付サービス費が年々増加していくことから、

介護保険料の値上げを今議会にお諮りいたします。なお、引き上げにつきましては、準備基金を最大限に取り崩す中で、最小限の引き上げを行うことといたしましたので、そんな点もよろしくお願ひいたします。国の見える化によりますと、5,553円というような結果でありますけれども、これを全協でお示しした額よりもさらに引き下げをさせていただきまして、5,230円、4.18%の改定ということで今議会にお諮りをするものであります。最大限に基金の活用ということであります。他の市町村を見ますと、かなりこの基金、保有をしておりますが、本村の場合ではほとんどないという状況でありますので、その辺も御理解も賜りたいなというふうに思っておるところでございます。第6期よりも210円のアップということでございます。

また、先天性の聴覚障がいによる音声言語の発達等への影響を最小限に抑えるためには、新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要とされております。この実施率を引き上げ、早期発見、早期療育を推進し、保護者の経済的負担の軽減を図るため、検査費用の一部を補助する新たな助成制度を来年度から実施したいと考えており、来年度一般会計予算案にこの補助金を計上しましたので、よろしくお願ひいたします。

次に、保育園関係であります。

園児数の増加に伴い、4年ぶりに保育園の定員を660名から720名に増員する条例改正を今議会に提案させていただきました。特に、南原保育園地区の子供の数の増加が著しいため、今年度、南原保育園の増築を行っており、工事は3月末に完成する予定であります。待機児童が出ないように取り組んでまいりますので、よろしくお願ひいたします。

こども館の利用者数は順調に推移しており、毎月延べ2,000人以上が利用し、1月末時点で累計延べ人数は1万6,000人を超えております。毎週土曜日には子供が楽しめるイベントや学習支援を開いており、また、昨年12月下旬からは、まっくんバスを使ったバス育を兼ねて、各保育園からもこども館に来てもらう取り組みを始めておるところであります。

産業関係であります。

第4回バーティカルリミットは5月19日土曜日に開催する計画で、既に参加者の募集が始まっております。経ヶ岳大会は参加者の評判がよく、リピーターが多い大会となってきたと思います。

実行委員会では、ことしの大会から、みんなの森のウォーキングコースを利用したトレイルウォークを新たに加え、家族で参加して楽しめる大会にしていく予定であります。2月13日の時点で、既に285人の申し込みがあり、うちトレイルウォークには29人の申し込みがありました。家族の思い出づくりに大芝高原へ来ていただける方がふえるものと期待しておるところであります。

例年開催が近くなるに従って申し込みがふえてきますので、最終的には1,000人を超える規模の大会になり、多くの大芝高原ファンの獲得が期待されます。

現在工事が進んでおります味工房の増改修工事は、計画どおり、3月末で終了し、4月20日にオープンする予定であります。今までの味工房は改修して、ガレットやジェラートの飲食コーナーと農産物等の直売コーナーになります。北側に増築した建物は、パン工房とみそ・おやきなどの農産物加工コーナーで、今までの味工房に比べて広く、利用しやすくなります。

ガレットやジェラートの飲食コーナーでは、新しいメニューを加え、試行的に週末に営業

時間を延長して、年齢層や利用目的など、幅広いニーズに対応していきたいと考えております。試行的に営業時間を延長してやっていきたいという考え方でおります。

直売コーナーは、日常では手に入れることのできない商品、情報の提供を目指しております。直売コーナーへ出荷していただける方を募集しておりますので、多くの方の登録をお願いいたします。

4月20日のオープンから3日間は、オープン記念イベントを予定しております。大勢の方に新しい味工房においていただきたいと思っております。

これまで取り組んでまいりました事業効果によりまして、村のブランド米であります風の村米だよりとソバの生産拡大に取り組む必要があります。

ふるさと納税や首都圏での店舗PR活動などで人気があり、需要がふえつつある風の村米だよりは、平成29年10月に県の原産地呼称の認定を受けておりますし、また、商標、商品名の登録もできたところでもあります。特別栽培米としてブランド力が高まり、さらなる需要が見込まれます。

ソバを原料とするガレットは、東京のガレット専門店ル・ブルターニュとの連携により、ブランド効果もあり、販売量もふえています。また、村産のそば粉を初め、村農産物の評価が高く、ル・ブルターニュからの引き合いに対応できておらず、生産量の拡大が求められております。そのため、栽培の中心であるまっくんファームと検討し、平成29年度の国の補正予算を活用して、米やソバの収穫作業用汎用型コンバイン等を導入し、生産拡大に取り組んでまいります。今議会では、この事業にかかわる補正予算を計上させていただきました。トンネル予算ということではありますが、よろしく願いいたします。

また、平成30年度から国の転作制度が大きく変わりますが、村の農業再生協議会では、水田の有効利用と振興作物の推進に取り組んでまいります。先ほど申し上げました風の村米だよりとソバを振興作物の中心に、国の制度を活用しながら推進をしてまいります。農業再生協としては、風の村米だより、ソバの増産を目指していくということで、特に風の村米だよりでは、新規に始める方には10アール当たり1万円、継続している方には3年間ということでは5,000円、この額を新たに交付を、再生協の予算として交付をしていきたいということがあります。中間の情報でありますけれども、かなり風の村米だよりの生産がふえてきた。どうも、倍までは行きませんが、それ近くに行くんじゃないかというような、先般、まっくんファームの組合長さんの報告があったところがございます。

さて、心配しておりました降雪に伴う除雪関連業務につきましては、おかげさまで降雪量が少なかったため、除雪作業は2月上旬までに2回の出勤にとどまっており、このまま推移すれば、昨年度に比べ、委託業務が相当程度少なくなる見込みであります。

道の駅事業につきましては、平成30年4月登録、7月末の開駅を目指して、登録申請を行ったところがございます。開駅までに整備の必要な中央ロータリーの改良や道路情報の提供システムなどは、新年度事業で早急に対応していきたいと考えております。

地区計画事業につきまして申し上げます。

本年度予定しておりました全ての工事が3月中に終了する予定となっております。

また、村計画事業につきましては、田畑駅前道路、田畑公民館前道路の舗装修繕工事などを実施してまいりましたが、桜香丘横断歩道橋の修繕工事、北原地区のK O A株式会社に隣接する村道3008号線道路改良事業などは、諸般の事情により予算の繰り越しをお願いしな

ればなりません。早急に事業が完了するよう努めてまいります。

また、5年に一度の点検を義務づけられた橋梁の定期点検につきましては、今年度は46カ所の点検を行い、平成26年度から今年度までに85カ所の点検が完了いたしました。平成30年度に6カ所を実施し、村内91カ所の橋の定期点検は一巡目が全て終了する予定であります。今後、必要な修繕工事につきましては、財政状況を見ながら、計画的に進めます。

上水関係では、本年度進めております経営戦略につきましては、さきに上下水道事業運営審議会に諮問し、原案どおりの答申をいただきました。平成30年度を初年度として、今後10年間において、各水源地、配水池、主要管路の更新工事を実施してまいりますので、計画内容につきましては3月の議会全員協議会にて説明を申し上げますので、御理解をお願いいたします。

下水道関係につきましては、公共下水道終末処理場施設の太陽光発電施設設置工事も順調に進んでおり、3月末までには可動できる予定であります。平成30年度以降の使用電力に注視しながら、効率的な事業運営に努めてまいります。

続きまして、教育委員会関係を申し上げます。

施設整備であります。村民体育館につきましては、一部工事を残しておりますが、2月から使用を開始しております。アリーナは、壁や床の改修を終え、大変明るいスペースに生まれ変わりました。

大芝屋内運動場並びに南箕輪小学校改修工事につきましても、3月末の竣工を目指して、順調に工事が行われております。

また、これからの工事となりますが、村民センターホールの照明操作機器入れかえ工事を行います。3月6日から30日まで、ホールの使用ができなくなります。皆様の御理解をお願いしていく予定であります。

学校教育関係では、今後、2020年度完全実施の新学習指導要領に対応していく必要があります。小学校の外国語活動や英語の教科化への対応のため、ALTを1名増員して2名体制とし、英語コーディネーターによる小中学校間の連携や教員への支援を行ってまいります。また、今年度実施し、好評でありましたイングリッシュキャンプを引き続き行い、小学生が英語に親しめる機会をつくっていきたくと考えております。

教員の働き方改革も取り組んでいかなければならないところでありますが、来年度、中学校における部活動指導員2名の配置を予定しております。

そうした関連経費につきましても、平成30年度当初予算に計上をさせていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

信州型コミュニティスクールも、本年度、南箕輪小学校が動き出し、村内小中学校3校での取り組みが始まっております。学校と地域がつながりを大切にしながら、地域ぐるみで子供たちの育ちを応援できたらと思っております。子供たちの健やかな成長のために、議員を初め、村民の皆さんの御理解と御協力をお願いいたします。

さて、今議会は、新年度予算の審議をお願いいたしますので、各項目の中で説明をした部分もごさいますが、予算編成の概要につきまして簡単に申し上げたいと思います。

一般会計予算案であります。基本的には第5次総合計画、村総合戦略に基づき、人口増加に伴う施設不足の解消、公共施設の老朽化の解消、子育て教育の充実、村の元気の醸成、交流人口の増加を重点に、各分野バランスのとれた予算案とさせていただいたところであり

ます。

地方交付税が減額となる中、厳しい財政の状況の中ではありましたが、特に財源確保に努めて、活用できる制度は最大限活用をしたところであります。その結果、財政調整基金の取り崩しは1,100万円にとどまり、健全財政を維持しながら、前年度肉付け予算と比べ、2億1,281万円、3.6%増の61億3,000万円と定めさせていただきました。この額は、近年では2番目に大きな額となったところでございます。

まず、歳入であります。主要なものうち、村税は、景気回復等による個人住民税、法人住民税の伸び、家屋の新增築等による固定資産税の伸びなどを見込み、前年比約9,000万円、4.3%増の21億7,300万円余りを計上いたしました。歳入全体の35.5%の割合となっており、35%を維持することができました。

普通交付税では、国の地方交付税総額が約2%、3,000億円の減額となっております。予算対比としては、前年度に比べ、1,500万円、1.2%増の13億1,500万円の計上ですが、平成29年度の実績額と比べますと2.7%減の計上とさせていただきました。

歳出といたしましては、主なハード事業は、南部小学校の増築、村公民館の耐震改修、大泉屯所の新築、大芝公園整備事業等、計上をさせていただきました。小学校につきましては、これで施設不足はほぼ解消できるのではないかと考えております。また、学校給食センターの整備計画策定を予算に計上させていただきました。新築か、増築かの結論づけを平成30年度に出してまいりたいと思っております。

ソフト事業といたしましては、さきに申し上げましたが、子育て、教育、産業関係で新たな補助制度の創設、内容の充実を図るべく、予算の拡充をいたしました。また、地方創生関連の継続的な事業にもしっかりと取り組んでまいります。

人口増加とともに、施設の整備や保育園、学校の人的経費の増加により、財政状況は年々厳しさを増してきておりますが、創意工夫をしながら、活力のある村づくりを目指してまいります。特に学校につきましては、先ほども申し上げましたが、かなり人的配置をさせていただきました。教育の充実、このことも重要な柱でありますし、人を育てる、人材の育成、このことに大きな予算を、ハード面としてはつけたところでございます。

以上が、一般会計新年度予算の概要であります。

細部につきましては、予算審議の中で御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

本定例会をお願いいたしました議案は、条例改正及び各会計の新年度予算等26議案、報告が3件であります。いずれも原案どおりお認めをいただくようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成29年11月分から平成30年1月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。これを許可いたします。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 行政報告を申し上げます。

報告第1号及び第2号は、経営状況の報告であります。

南箕輪村土地開発公社並びに一般財団法人南箕輪村開発公社の平成30年度予算が、それぞれの理事会、評議員会において議決されましたので、地方自治法の規定により報告をいたします。

報告第3号は、南箕輪村障がい者福祉計画の報告であります。

この計画は、障害者基本法に定める市町村障害者計画と障害者総合支援法に定める市町村障害者福祉計画を策定することが市町村に義務づけられているものであります。国の制度に基づきまして、本年度から3年間を計画期間とする第5期障がい者計画、第5期障がい福祉計画、新たに第1期障がい児福祉計画を加え、南箕輪村障がい者福祉計画として策定しましたので、障害者基本法の規定により、議会に報告をいたします。

細部につきましては、それぞれの報告書をごらんいただきたいと思います。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（丸山 豊） これで行政報告を終わります。

日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日まで受理しました請願・陳情は、陳情3件です。このうち、陳情第3号については、前回同様の陳情書が提出され、関係機関に意見書が提出されておりますので、文書配付といたします。陳情第1号、2号については、会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。今定例会の会期中に審査し、本会議において報告を行ってください。

日程第6、議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村保育園設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第1号「南箕輪村保育園設置条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、現条例で規定する定員を恒常的に超えることが見込まれる保育園があるため、実情の園児数に合わせた改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

唐澤子育て課長。

子育て支援課長（唐澤 孝男） それでは、議案第1号の細部説明をさせていただきます。

現在の条例の定員では、南部保育園が150名、西部保育園が90名、中部保育園が180名、北部保育園が90名、南原保育園が180名となっております。このうち、西部保育園と南原保育園については、園児数の増加が多く、条例の定員を常に超えており、年間平均での定員の120%を超える受け入れが見込まれるため、定員の見直しを行うものです。

新旧対照表により説明をさせていただきます。2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

アンダーラインの部分が改正部分でございます。

第5条関係の別表中、西部保育園の90名を100名に、南原保育園の150名を200名に改めるものです。

1 ページにお戻りいただきまして、附則をごらんください。

この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

一応、30年度の保育園児の入園予定数と、それから、今、保育士さんの、定数の中で、正規の保育士さんと、それから臨時の保育士さんの人数をちょっと教えていただきたい。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐澤子育て支援課長。

子育て支援課長（唐澤 孝男） 来年度の入園の予定ですけれど、平成30年度末、来年1年後ということになりますけれど、南部保育園が140名、西部保育園124名、中部保育園が191名、北部保育園が87名、南原保育園が212名ということで、そのこの定員を現在では見込んでおります。3月末というのが、途中、未満児が途中入園がありますので、4月時点ではまだその数より少ない状態ではありますが、そのような見込みとなっております。

それから、保育士の関係でございますが、正規が今は、来年度では35人ということで、臨時保育士が約100名ということで見込んでおります。臨時保育士については随時募集中でいく予定でございますので、そんなことでお願いしたいと思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

こういうふうやって、定数増で、特に南原保育園が増が大きいわけですが、今、工事もされておるようでありますし、これで、一応、村内の保育体制、そういったものは全部整うという判断でよろしいんでしょうか。その辺についてお尋ねをいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） これからの状況にもよります。本当に生まれてくる子供の数というのは、なかなか年によって変動が多いところであります。去年は140人少しということで、これ、落ちついたかなという思いもありますけれども、年によって変動がありますので、なかなか見込みが難しいというふうに思っております。南箕輪村全体では措置ができる、こういうふう思っておりますけれども、地域によって変動がありますので、その辺は今後ちょっと見きわめていかなければならないというふうに思っております。いずれにいたしましても、全村では待機児童ができない体制はとれるというふうに考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤子育て支援課長。

子育て支援課長（唐澤 孝男） 先ほど、保育士の数ですけれど、正規の数を申しましたが、育休、産休を除いていますので、そんなことでお願いしたいと思っております。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

済みません、あと1点、ちょっと。保育園の定数はこれで十分ということでありましてけれども、伊那市が保育料を南箕輪より下げるということで、この間見せていただきましたが、見事に全部、南箕輪より下げているという状況があるわけでありましてけれども、本村では、保育料を子育て支援ということで一貫して抑えてきたという経過の中で、村長の意向、今後どんなふうなお考えか、お聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 伊那市、保育料、かなり思い切って下げたというふうには、私もせんだって比較表を見たところでありまして。伊那市の場合は思い切って下げたということでありまして。これはいろんな事情があるというふうには思っております。

本村の場合は、幼稚園の部分、これは伊那市と同じにしなければならないという考え方がありますので、その比較で保育料を下げざるを得ないというふうには思っております。今、ももをつくっておりますので、でき次第、保育料運営審議会が今度廃止になりますので、子ども・子育て審議会のほうへ諮問していきたいというふうには思っております。

仮に伊那市と同じにするということであれば、思い切った引き下げということではありません。うちの場合、はるかに低かったものですから、そんなことで今作業を進めております。少なくとも伊那市並みということになろうかと、階層によっては伊那市より低いところが出てくるというふうには思っております。階層が違いますので、その辺はちょっと御理解をいただきたいというふうに思います。

ただ、中川でも下げましたし、福祉が競争の時代になってきたのかという、どうなのかという思いはしておりますけれども、ただ、保育料につきましては、南箕輪の伝統的な低さ、安さというのがありますので、これは守っていきたいという、これは私の考え方でありまして。近々資料を整えまして、子ども・子育て審議会に諮問をさせていただきたいと考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 関連質問になりますが、今、村長も御答弁いただいたように、各自治体で保育料の引き下げ競争が激化しているというか、非常に上伊那の場合はそれがはやっているというか、そういう方向に今あるんです。それで、今、中川村も今年度の予算で600万円引き下げると、保育料を、全体で。それで、郡下一低い保育料にするって、中川村も言っているわけです。だから、そういうことを考えると、もうどこもみんな引き下げ競争で、本村の場合は、そういう過去に、ずっとそれが一つの功を奏してきたというような、非常にいい面が出ているわけですが、最近金額そのものじゃなくて、やはり子育ては南箕輪だというのが非常にブランド化して、大いに結構だと思うんです。先ほども予算編成の中で、聴覚障がいの手当も今度新規にいたしますと、非常に子育てに手厚く、本村は向いているわけですが、中川村が今度、郡下一下げるというようなことで、この競争して下げていくという、これは経済的にも限界があるわけで、いろんな、だから、保育ナンバーワン、日本一というような、そういう言葉が踊るだけではなく、だから、そういう、何と言うんですか、

日本一を目指そうというのじゃなくて、ベストじゃなくてベターという、そういう考え方も、私は本村の場合は通じると、何も保育料だけにこだわらずに、全体の福祉を見たときに、非常に南箕輪はきめ細かいところまでやっている、こういったことが非常に今定着をしているという状況下にあると思うんです。その辺で、ベストじゃなくてベターでという考え方もいずれに必要になると思うんですが、長期的な視点に立って、一つ村長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 保育料につきましては、議員おっしゃるとおり、これ、財政的にいっても限界という部分は出てくるというふうに思っております。到達的にどうかという、このことも考えていかなければならない。ただ、福祉医療費の現物支給化が始まります。500円の負担の問題、うちは子供の人数が多いもので、するわけにはいきません。南部の3町村では500円を廃止するというところであります。そういったこと、もろもろを考えれば、保育料は引き下げざるを得ないという、その面の埋め合わせということではありませんけれども、そういう分野でやっていかざるを得ないというふうには考えております。

ただ、競争をするということではなくて、本村の場合は、今までも郡下最低レベルでやってきておりますので、中川村以下の水準になるかどうかというのは、これはちょっと中川村がわかりませんので、何とも申し上げられませんけれども、少なくとも伊那市並みか、若干は階層によっては低くなる、その程度ということで御理解をお願いしたいというふうに思いますし、同時に、うちの場合は、もともとが低かったものですから、数百万程度で済みますので、その辺はそんな御理解ということをお願いいたします。

これからは、そういった競争ということよりも、質をどう向上させていくのか、このことが一番大切かというふうに思います。子供を育てる環境、そういった質の向上、これは保育園のみならず、これからは学校教育ということの中で本当に重要になってくるということでもあります。そういった分野につきまして、平成30年度、かなり重きを置かしていただきました。これからはそういったことに転換していくという、こういうことで考えております。しかし、保育料だけは、これは村の伝統でありますので、御理解もお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 今話を聞いていまして、やっぱり人口が減少していて、子供がいない、生まれないというのが現実かと思うんです。私も、ATMできのう、3人の娘さんのお母さんと向き合って、孫が1人しか生まれない、いろいろやってみたけれど生まれない、お宅は6人もいてうらやまいしというように言われましたが、やっぱり本当に人口減少時代に子供を大事に、4人目、3人目以降とか4人目以降は1,000万を出せというぐらいに、もう本当に国策として子供は大事だという考えが欲しいと思いますので、村長の方針はすばらしいと思いますので、ぜひ減額していただくとありがたいと思います。

議長（丸山 豊） 要望でよろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第2号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第2号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

消防団員の損害補償の算定の基礎となる額の加算額につきましては、一般職の職員の扶養手当の額をもとに定められることとなっております。平成28年に一般職の職員の給与に関する法律が改正され、扶養手当の支給額が段階的に変更されることに伴う条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、議案第2号の細部説明を申し上げます。

消防団員の損害補償に関してありますが、非常勤消防団員等にかかわる損害補償の基準を定める政令におきまして、損害補償の算定の基準となる額の加算額につきましては、一般職の職員の給与に関する法律、いわゆる給与法で定められております扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められております。この給与法が平成28年11月に改正されまして、一般職の職員の扶養手当の支給額が段階的に変更されることに伴い、条例の一部を改正することとなったものであります。

また、条例中の障害の害の字につきましては、固有名詞以外は平仮名で表記することと村のほうで決めておりますので、今回の改正に合わせて改正をさせていただきます。

それでは、新旧対照表に沿って御説明いたしますので、議案3ページをごらんください。

第1条は、消防組織法に規定する条番号の変更と非常勤水防団員を明確に規定するための改正であります。

第2条は、消防法に規定されております条番号の改正と害の字の平仮名表記への改正であります。なお、平仮名表記への変更箇所が多数ありますが、その部分の説明は省かせていただきます。

次に、5ページをごらんください。

第5条、第3項は、加算の対象となる扶養者の範囲と加算額を規定しておりますが、第1号で規定している配偶者及び第3号から第6号で規定している孫や祖父母等につきましては、217円に減額するものであります。

以下のページは、全て害の字の平仮名表記への改正でありますので御確認ください。

2ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものといたします。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第3号「南箕輪村国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第3号「南箕輪村国民健康保険条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、医療保険制度改革により、国民健康保険法施行令が一部改正されたことに伴い、南箕輪村国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 厚子） 議案第3号につきまして細部説明を申し上げます。

この条例は、国民健康保険法施行令の一部改正により、町村の国民健康保険運営協議会委員の任期が改正されたため、村の国民健康保険運営協議会委員の任期について改正するものでございます。この改正にあわせまして、例規上の形式を整えるため、文言の整理もあわせて行うものでございます。

それでは、新旧対照表によって説明いたします。

議案2ページの新旧対照表をごらんください。

第2条、国民健康保険運営協議会の委員の定数及び任期です。アンダーラインの部分でありますが、委員の任期2年を3年に改めるものでございます。

このほか、例規上の整理に係る改正となりますが、「この村」を「村」に言い換え、そのほかに、読点などを追加するものでございます。新旧対照表をごらんください。

1ページに戻っていただき、附則でございます。

施行期間につきましては、平成30年4月1日から施行するものとします。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第4号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第4号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の提案理由を申し上げます。

本案は、国民健康保険制度改革により、本年4月1日より財政運営の主体が都道府県となるためにあわせ、県から示されました標準保険税率をもとに資産割を廃止し、税率改定をするため、南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、

御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由でも申し上げましたが、国民健康保険の制度改革により、今まで市町村により個別に運営されていたものが、本年4月1日より都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金を決定するとともに、市町村は保険税を賦課徴収し、都道府県に納付金を納める仕組みとなりました。これに伴いまして、県から示されました標準保険料率を参考に、試算を行い、検討してまいりました結果、村の国保運営協議会からの答申に基づき、国保税率の改正をするものです。なお、資産割については県の方針に基づき廃止といたしました。

新旧対照表により細部説明申し上げますので、議案書3ページの新旧対照表をごらんください。アンダーラインの部分が改正箇所となります。左側の改正後の条項に沿って説明させていただきます。

最初に、第2条、課税額の第2項から第4項であります。これまで、国民健康保険税の賦課方式は、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額を合計して保険税を算定する4方式を採用しておりましたが、今回の制度改革に伴い、資産割を廃止し、所得割額、均等割額、平等割額の3方式としましたので、資産割額部分を削除するものです。

同様に、おめくりをいただきまして、4ページの第4条、医療分の資産割、5ページの第7条、後期高齢者支援金分の資産割、おめくりをいただきまして6ページの第9条、介護納付金分の資産割をそれぞれ削除するものです。

3ページにお戻りをいただきまして、第3条と次の4ページの第5条及び第5条の2が、医療分の税率等の改正となります。まず、第3条ですけれども、4ページの一番上の行から3行目、医療分の所得割額を100分の5.9から100分の6.3に引き上げる改正となります。次に、第5条では、医療分の均等割額を2万1,000円から2万2,800円に引き上げ、第5条の2、第1号では、医療分の平等割を2万円から2万3,700円に、第2号では、特定世帯の平等割額を1万円から1万1,850円に、第3号では、特定継続世帯の平等割額を1万5,000円から1万7,775円に引き上げる改正となります。

次に、5ページの第6条と第7条の2及び第7条の3が後期高齢者支援分の税率等の改正となります。まず、第6条ですけれども、後期高齢者支援分の所得割額を100分の2から100分の2.35に引き上げる改正となります。次に、第7条の2ですが、後期高齢者支援分の均等割額を6,500円から9,000円に、第7条の3では、第1号で支援分の平等割額を6,000円から8,000円に、第2号では、特定世帯の平等割を3,000円から4,000円に、第3号では、特定継続世帯の平等割を4,500円から6,000円にそれぞれ引き上げる改正となります。

次に、第8条と、おめくりをいただきまして、6ページの第9条の2及び第9条の3が、介護納付金分の税率等の改正となります。まず、5ページの第8条ですけれども、介護納付金分の所得割額を100分の1.5から100分の1.95に引き上げる改正となります。次に、おめくりをいただきまして、6ページの第9条の2ですが、介護納付金分の均等割額を7,500円から8,700円に、第9条の3では、平等割を5,800円から6,500円に引き上げる改正となります。

次に、第21条、国民健康保険税の減額の改正となります。減額計算のもととなります均等割、平等割が改正されましたので、これに伴いまして、第1号では7割軽減世帯について、アとイでは医療分の、ウとエでは後期高齢者分の、オとカでは介護納付金分の、それぞれ軽減判定所得額の改正を行うものです。

次の7ページの第2号では、5割軽減世帯について、先ほど申しあげました1号と同様に、5割世帯について軽減判定所得の改正を行うものです。

次に、おめくりをいただきまして、8ページの第3号ですけれども、こちらは2割軽減世帯について、1号、2号と同様に、2割軽減世帯について軽減判定所得の改正を行うものです。

議案書の2ページにお戻りをお願いいたします。

附則であります。

施行期日ですが、平成30年4月1日からの施行となります。

また、附則の第2条において、この条例改正に伴います適用区分を定めております。

以上、南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

3方式にするということでありましてけれども、一応、県の標準保険料に基づいてやるということは今確認したところでありますけれども、地方税法がまだ成立していないということでありましてけれども、多分成立すると思っておりますので、見込んで、税収のおおよその予測、それから基金残高を教えてくださいということ。それから、また1人当たりの平均保険料がどのぐらいになるのかを教えてくださいということ。それから、応能応益でありますけれども、今年度と来年度の比較をお願いしたい思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 最初に、税収の予測でありますけれども、新しいほうになりますと、1年間の税額が3億924万4,800円になります。現行の試算でいきますと2億9,933万7,100円ですので、約1,000万ほどの増収を見込んでおります。

基金残高について、また、担当課長から申し上げます。

議長（丸山 豊） 松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 厚子） 28年度末の残高になりますが、5,371万4,623円となっております。

議長（丸山 豊） 1人当たりの保険料。

平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 1人当たりの単純の平均でございます。それぞれの資産割がある、なしとかで、大分試算の結果は違ってまいります。単純な比較、先ほど申しあげました税額を世帯数、一応1,955世帯と見込んでおりますけれども、それで割りますと、改正後につきましては1世帯当たりが15万8,181円、それから、現行のままですと15万3,114円ということで、

5,000円ほどのアップと、3.3%の見込みを見ております。

それから、応能応益ですが、改正後の見込みですけれども、応能が48、応益が52というふうに予想しております。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 今までは応能応益はどのぐらいでしたか。

議長（丸山 豊） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 濟ません、ちょっと、また調べるので、すぐお答えします。

議長（丸山 豊） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） これ、税条例の改正でありますので、この後、29年度の補正予算があり、新年度の予算があるので、そこでしっかり御説明をいただくということで、議事を進行してください。

議長（丸山 豊） 8番、三澤議員、補正予算と本会議のときでよろしいでしょうか。

8番（三澤 澄子） はい。応能応益は調べておいてもらいたいと思います。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第5号「南箕輪村選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償支給条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第5号「南箕輪村選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償支給条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の改正に伴う引用条項の変更、また実費弁償額等を明確にするための改正であります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、議案第5号の細部説明を申し上げます。

地方自治法の改正に伴いまして、引用しております条番号の改正が必要となりました。この改正を行うとともに、条例で定めるべき費用弁償、実費弁償の範囲及び額を明確にすべき、全部改正とさせていただきます。

それでは、新旧対照表に沿って御説明申し上げますので、議案2ページをごらんください。

第1条では、この条例の趣旨のみを規定し、第2条におきまして、実費弁償の範囲を規定いたします。第1項では、地方自治法の各条に規定されております選挙管理委員会、議会及び監査委員の求めにより出頭した者を規定し、第2項では、公職選挙法の規定により出頭した者、第3項では、農業委員会等に関する法律の規定により出頭した者、第4項では、南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の規定による出頭した者を規定します。

第3条では、第1項で実費弁償の額を規定いたします。

3ページの別表をごらんいただきたいと思いますが、日当を2,200円、宿泊料を9,800円、車賃を1キロメートルにつき37円、運賃は実費と規定いたします。

2ページにお戻りいただきまして、第2項では、実費の支給はその都度行うということの規定いたします。

1ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行といたします。

また、第2項では、この条例を引用しております南箕輪村固定資産評価委員会条例の関係規定の改正をあわせて行うことを規定いたします。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

ただいまから10時半まで休憩といたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時30分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を続けます。

議案第6号「南箕輪村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第6号「南箕輪村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、議案第6号の細部説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業に関する法律の一部を改正する法律が平成19年に改正され、育児休業をした職員の職務復帰後における給与の号俸調整の取り扱いについて改正がなされました。これまでは、育児休業をした期間の2分の1を引き続き勤務したものとみなしていたものを、100分の100以下の換算率で換算し、引き続き勤務していた期間とみなす内容の改正でありました。これは、育児休業をした職員が人事管理や昇給等において不利な取り扱いを受けることがないように配慮するもので、少子化対策にも資することを目的としたものであります。村では、労働条件の変更につきましては、労働組合とも協議しながら改正をしておりますので、この件につきましても、当時、組合側と協議をいたしました。このたび協議が整いましたので、条例改正をお願いするものであります。

それでは、新旧対照表に沿って御説明申し上げますので、議案2ページをごらんください。
第6条、育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整の中で、2分の1を100分の100以下に改正いたします。

1ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は平成30年4月1日から施行します。

また、第2項として、現在育児休業をしている職員は、平成30年4月1日までの期間につきましては2分の1の期間を引き続き勤務したものとみなすことを規定いたします。

以上、細部説明とさせていただきます。

議 長（丸山 豊） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 6番、唐澤です。

該当者は何人でしょうか。

議 長（丸山 豊） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 申しわけありません。今、手元に資料がありませんので、調べまして後ほど回答させていただきます。

議 長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

2番、小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） 済みません。直接、育児休業ではないんですけど、関連してというか、こういう時代ですので、介護休暇等については、長い、短いに限らず、そういった取得が過去にあったかどうか。また、介護ですので、期間も特に短く、有給で済まされている場合もあるのではないかと想像もするんですけど、そういった点で、庁内でちょっと実態をお調べいただきたいと思って質問いたします。

議 長（丸山 豊） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 介護休暇につきましては、現状のところ、該当者はいません。ただ、年休をとって介護をしていたかどうかはちょっと把握はし切れませんので、申しわけありませんがお願いしたいと思います。

議 長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 育児休業に伴う条例改正でありますけれど、最近の傾向として、そういう制度があるけれど、そういう制度、個々の職員がとっているかどうか、その辺は定かではありませんが、その辺も含めてですが、最近、育児休業というと、赤ちゃんを産んだ女性の職員ということになりますが、最近、子供を育てる上で、イクメンという言葉が非常に使われて、育児のために男性職員もそれにかかわっていくというようなことで、この辺については、女性の場合は1年とか2年とか、そういうふうになってくるんですけど、イクメンの場合は1カ月とか、どういう基準があるかわかりませんが、その辺については、この中に包含をされているのかどうか、お尋ねをいたします。

議 長（丸山 豊） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 男性の育児休業につきましては、昨年度、1名取得者がおりました。期間は2カ月ちょっとだったと思います。今回の条例につきましては、改正前の取得で

ありますので、従来の条例を該当させた復職という扱いになっておりますので報告申し上げます。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） もう一点、これは給与に関するのですが、やはり長期間休んでおりますと、最近の行政の動きにしても、非常にスピード感があって、時代おくれになっていくと、能力がそれについていけるのかどうかという、職員の能力の、そういったことが大変心配になってくる所でございます。そういう身分保障とか、そういう権利は大事だとは思いますが、能力は個々の問題でありますので、その場合に、どういうふうにもその辺を、目に見えるものではありませんけれど、しっかり長期間休んだ職員に対しての能力、そういったものについて、どういうふうにしていくのか。今、企業等では、働き方改革の中でも、長期に休んだ職員は役職を下げるとか、役職つきの人は、そういう手が今打たれているようではあります、行政の場合、どんなふうなのか。これは明らかに能力が落ちているとはっきりわかる職員とそうでない職員というふうに思うんですが、その辺は職員のことについては副村長あたりが一番頭を痛める所だと思いますが、お聞かせをいただけないでしょうか。

議長（丸山 豊） 原副村長。

副村長（原 茂樹） 育児休業、ほかにいろいろな、体あるいは心の変調に伴って休職をするというような職員もおります。長期間にわたって休む形もございますので、その辺の復職に当たっての、すぐに仕事ができるのかどうかということかと思っております。

今のところ見ている中で、育児休業等によって復職する場合には、本人にとっては最初のところは大変な部分があるかと思っておりますけれど、大きな支障というものは見られておりません。その辺はおかげさまだというふうに思っておりますけれど、いわゆる日常業務の中ですぐになれていただいて、復職していくという形でございます。

それから、いわゆる休職、分限による休職でございますけれど、この場合、復職する前に、ならしの勤務ということを入れております。それぞれの対象者によって、その状況と申しますか、どういったことに気を使わなければいけないかということも違いますので、それぞれ総務課の職員担当、あるいは衛生管理者、保健師を充てておりますけれど、さらには産業医、担当の主治医、それから皆さんと相談する中で、ならしの勤務、これはまだ休職の期間中でありまして、そういったことをして、スムーズに職務に復帰できるようにというように対策をしております。また、引き続き通院等が必要な場合もございますので、これは通常の休暇という形になりますけれど、ケアをしながら、できるだけもとの状態にしたいと思いますか、100%能力を発揮していただけるように、周りもケアをしながらということ復職をさせております。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

よくわかりました。ただ、村長も頭を痛めているように、限られた職員の数でこの行政をこなしていく。非常に本村の場合は、大変、職員数からいきますと、保育園がほかの自治体より多く職員がおりますので、非常に御苦労されている所だと思います。職員一人一人のいわゆる能力開発、それから精鋭と言いますか、そういうことが求められてくると思うん

ですが、この辺について、限られた職員で新しい時代の自治体経営というものに対して、そういう職員の休業という問題もあったり、徐々に慣れていってもらおうというようなお話もありますけれど、その辺について、やはり心して職員の能力アップ、そういったことも考えていかなければならない時代が私は来ていると思います。そういう意味で、一つその辺のお考えについてお聞かせをいただきたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 限られた職員の中で職務をやっていかなければならないところがあります。本村の場合は、内部職員につきましては本当に苦労しているというのが見受けられます。これ、人員不足が影響しているんだろうというふうに思っておるところであります。

先ほど、副村長のほうがお答え申し上げましたけれども、育児休暇をとっての復職の部分につきましては、私が見ている限り、これは大丈夫でございます。本当に一生懸命やっていますし、これは個々の能力のこともあるかというふうに思いますけれども、心配をしていないところでもありますし、保育士は仕事が通常の部分に戻ることでもありますので、心配もしていないところでもあります。

これからは、本当に職員個々の能力をどう発揮していただくか、こういうことに心を配っていかなければならないということでもあります。そういったことで、いろんな研修というのをしております。研修制度をさらに今充実をしていくということも必要かなということでもあります。それぞれに応じて研修に出しておりますし、今も3カ月間という長期、準長期のような研修にも行っていただいております。そんなことをしながら、能力開発に努めていきたいというふうに考えております。また、同時に、いつか大量に職員採用ということは不可能でありますので、徐々に計画的に職員の数、定数も改正をお認めいただきましたので、ふやしていきたいということ考えておるところであります。常に心がけてまいります。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） それでは、先ほどの唐澤議員の質問に対して、堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 先ほど、唐澤議員から御質問のありました現在の育児休業取得職員ですが、3名いますので御報告申し上げます。

以上です。

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第7号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第7号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、第7期介護保険事業計画に基づき、平成30年度から平成32年度までの介護保険料を改正するものであります。平成30年度からの介護保険制度の改正及び今後3年間の介護給付費を見込み、介護保険料引き上げの改正をお願いするものであります。なお、保険料の基準額の設定に当たりましては、引き上げ額を抑えるため、介護保険支払準備基金を最大限取り崩し、活用することを予定した上で算定をしたものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第7号の細部説明を申し上げます。

介護保険につきましては、3年ごとに介護保険事業計画と介護保険料の見直しが行われます。平成30年度から32年度までの第7期介護保険計画につきましては、今月上旬に策定をされまして、この計画に基づき介護保険料を改正するものでございます。今回の改正は、介護保険制度の改正や消費税率の改定、高齢者の増加とそれに伴う要介護者の増、施設利用者を初めとしたサービス利用料の増加に伴う介護給付費の増などの要因によりまして、来年度からの介護保険料を引き上げるための条例改正をお願いするものであります。

それでは、新旧対照表で御説明を申し上げますので、2ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

左側の改正後でございますが、第2条、保険料率の1行目でございますが、保険料の適用年度につきましては、平成30年度から平成32年度に改正をするものであります。

その下の各号は、10段階ごとの所得段階ごとの保険料となっております。各号番号が所得段階と同様になりますので、第1号が第1段階ということになってまいりますが、第1段階は3万1,440円に、第2号は4万800円に、第3号は4万7,040円に、第4号は5万6,520円に、第5号は基準額になりますが6万2,760円に、6号は7万5,360円に、第7号は8万1,600円に、続いて、3ページをごらんいただきまして、第8号は9万4,200円に、第9号は10万440円に、第10号は10万9,800円に改正をするものでございます。なお、介護保険料の実質引き上げ額につきましては、基準額で月額5,020円から5,230円ということで120円の増額となりまして、引き上げ率につきましては4.18%となるものでございます。

それから、次の第2項では、所得段階が第1段階の被保険者に対する軽減措置にかかわるものとなってまいりますが、軽減期間を平成30年度から平成32年度に、保険料額を2万8,200円に改正するものでございます。

1ページのほうへ戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものとしたしまして、2項で平成29年度以前の年度分の保険料の適用にかかわる経過措置を設けるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

健康福祉課長（藤田 貞文） 申しわけございません。先ほど、介護保険料の実質引き上げ額につきまして、基準額で120円の引き上げと申し上げましたが、誤りで、210円の引き上げ額となりますので、訂正のほうよろしくをお願いいたします。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第8号「南箕輪村村民交流支援センター条例の一部を改正する条例」を議題といたし

ます。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第8号「南箕輪村村民交流支援センター条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、通称すくすくはうすの利用に関し、開館時間及び休館日、使用料等について、現状の施設利用に合わせた改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

唐澤子育て支援課長。

子育て支援課長（唐澤 孝男） それでは、議案第8号の細部説明をさせていただきます。

南箕輪村村民交流支援センター、通称すくすくはうすに関しては、使用時間及び休日については現在規則に定められており、使用時間は午前8時から午後9時まで、休日は12月29日から翌年1月5日までとなっておりますが、これを条例で定めるとともに、使用時間を開館時間に改め、実情に合わせた開館時間及び休日に改正するものです。また、使用料についても、現状の施設利用に合わせて、全館で1時間当たりの使用料を定めるよう改正するものであります。

それでは、新旧対照表により説明させていただきます。

2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。アンダーラインの部分が改正部分でございます。

開館時間及び休館日については、第3条で定め、第1項は開館時間を午前8時30分から午後6時30分までとし、第2項、第1号で、休館日は土曜日及び日曜日、第2号で、国民の祝日に関する法律に規定する休日、第3号で、8月13日から8月16日、第4号で、12月29日から翌年の1月3日まで、また第3項で、村長は、特に必要があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができるものと規定させていただきます。

また、改正前の第3条以降の条番号を一つずつ繰り下げます。

3ページをお願いいたします。

使用料については、改正前は、第4条、第2項の別表で、部屋ごとに5時間ごと600円、冷暖房を使用した場合は1台につき1時間200円を徴収すると規定しておりましたが、2ページにお戻りいただきたいと思います。改正後は、第5条で規定し、全館で1時間当たり400円として、冷暖房については1台につき1時間当たり200円に改正するものであります。

1ページにお戻りください。

附則をごらんください。この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議 長（丸山 豊） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

ほかの施設に合わせて、使用料、時間も変えていくということであります。すくすくはう

すについては、減免規定があって、それぞれ減免されている部分があると思いますけれども、使用料を払っての利用というのは今までどのぐらいあるのか、お聞きします。

議長（丸山 豊） 唐澤子育て支援課長。

子育て支援課長（唐澤 孝男） 今まで、やはり子育てに関するサークルの利用に限られておりますので、要綱によりまして全部減免の対象としますので、実際に料金を取っているような形には今のところありません。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第9号「南箕輪村村民運動場条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第9号「南箕輪村村民運動場条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、大芝屋内運動場の改修に伴い、新たに使用料等を定める必要が生じたため、改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

伊藤教育次長。

教育次長（伊藤 弘美） それでは、議案第9号につきまして細部説明を申し上げます。

大芝屋内運動場につきましては、現在改修工事を行っておりますが、改修後のアリーナにつきましては、テニスコート、ゲートボールコートを3面、全面でフットサルとフラッグフットボールができるコートを設置いたします。また、建物内に多目的室の新設をいたします。これに伴いまして、その使用料を定める必要があるため、条例の改正をお願いするものでございます。

新旧対照表に沿って説明をさせていただきますので、議案の2ページをごらんください。

別表第2、南箕輪村村民運動場使用料の表でございます。上段でございますとおり、使用時間帯による使用料、放送使用料、照明使用料等を定めております。

3ページをごらんください。

3ページの下段部分に、屋内運動場の使用料を定めております。まず、アリーナでございますが、これまでは使用の時間帯で定めておりましたけれども、改正後は1面ごとの時間単位とさせていただきます。1面1時間当たり250円、3面では全面使用となりますが1時間当たり750円でございます。新たに設置する暖房機の使用料は1台1時間当たり250円でございます。一つ右の欄が照明使用料でございますが、1面1時間当たり200円でございます。多目的室の使用料につきましては1時間200円、暖房使用料は1時間250円でございます。

4ページをごらんください。

備考として、営利または営業目的で使用する場合の額を定めておりますが、ただし書きではこれを適用しないものを定めております。ここに暖房機使用料及び冷暖房使用料を新たに

加えるものでございます。

1 ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 5番、百瀬です。

ちょっと教えてください。人工芝の屋内運動場ができること、大変歓迎して、素晴らしいことだと思います。この申し込みの方法なんですけれども、今まで調整会議とかで調整しながら、村の団体が優先的に使えるような形でやられていたと思いますけれども、そのあいているところを、例えば、他の自治体ではインターネットであいているところが検索できて、申し込みができるとかいう方法をとられている自治体もあるんですが、そういう方法をとっていくお考えがあるかどうか、済みませんが。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

伊藤教育次長。

教育次長（伊藤 弘美） 現段階ではそこまでは考えておりません。ただ、他の団体でそういうことがあるということですので、検討する余地はあるのかと思っております。ただ、実際の管理につきましては、大芝の開発公社のほうに、村の開発公社のほうにお願いしてございますので、その辺とも相談しながらまた考えていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 3番、山崎です。

教えていただきたいんですが、これから暖房機が使えるようになってきたということで、私もいろんな施設へ行って、冬の間暖房機を使いながらスポーツをやるという経験もありますけれど、その場合に、今回はこの前の説明ですと4台までジェットヒーターということでしたが、例えば、自分で燃料も持って、持ち込みをするという部分が、ほかのところは可能などころもあるんですけれども、その辺のところの対応というのは今後はどうなるのかと、可能かどうかというか、それをお聞かせいただきたいと思います。

議長（丸山 豊） 伊藤教育次長。

教育次長（伊藤 弘美） 済みません。今のは、今回ジェットヒーターを入れますけれども、その燃料を持参されるという考え方でよろしいんでしょうか。それとも、御自分たちで、別に暖房器具を持ち込んでというお話なのか、どちらかということだと思うんですが、基本的に、御自分で持ち込むものは禁止とさせていただきます。といいますのは、人工芝の関係がございまして、熱が余り強過ぎますと、向きによっては溶けてしまう可能性があるということで、ジェットヒーターにつきましても向きを調整した上で使用させていただくように考えております。それと、ジェットヒーターの燃料につきましては、一応、管理のほうでさせていただくということで、個人的な持ち込みは今のところ考えてはおりませんので、よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

この4ページの備考の欄でございますが、今までも、村民センターを使って、営利のために民間企業がいろんな展示会をやるとか、商談会をやるとか、そういうことが間々あるわけですが、その辺の、要するに、村の施設を使うということで、住民の間に非常に、村の施設を使ってやるということは、何か、住民の間に安心感が芽生えてまいります。行政の施設を使ってやるんだから大丈夫だろう。しかしながら、昨今、非常に怪しい企業がそういうものをやる。例えば、ジャパンライフなんていう会社があるわけですが、これも、非常にいろんなところで公共的な施設を使って、営業、商談を進めるということで、今、社会問題になっております。そういう民間企業のそういった見きわめというものは、どこでどういうふうにやっていくのか、その辺をお尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 民間企業が使う場合も許可をする場合もあります。これ、それぞれ申し込みを受ける担当課でしっかりと調査をしながら、民間の場合は特に厳しくチェックをしていく必要があるというふうに思っております。それはそうさせていただきます。したがって、本村では今までそういうトラブルというのはなかったところでございます。

これからも、しっかり民間企業の場合にはチェックをしながら、貸し出しがいいのか、悪いのかという、その判断はさせていただきます。それは担当課でやってまいります。それぞれ主管課ということで御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） それと、もう一つは、公共団体であっても、右翼の街宣車がかけつけるような会合がいろんな施設で、本村の場合はそういうことは今まで一度もないと思いますが、ホテルでやると、急遽認められないと、使用を認められないというようなことがある。例えば、日教組の全国大会なんていうのが大きな都市である場合は、一旦認めただけで、それ、認めるわけにはいかないというのが社会問題化されたり、いろいろしていますが、そういう大きな会合に至らないまでも、そういう特定の思想、そういったものを掲げたところに対して、どのようにチェックをしていくのか、その辺の基準もはっきりしておかないと、往々にしてこういう施設を利用されてしまうというようなことがあると思いますが、その辺についてもお聞かせください。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 特定の団体、これは県内でも若干問題になった事例がございます。取り消したりというようなことで、それがどうなのかという議論が起こったという、こういう事例もあるところであります。

本当に反社会的な勢力、こういう部分は排除していくということであります。しっかりとした基準づくりといいますか、内規的なものは必要かというふうに思っております。ただ、そういった反社会的勢力以外の政治団体、これにつきましては、柔軟に対応していく必要が

あるのかというふうに私自身は思っております。そこら辺の内規的なものは検討していく必要があるというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 3度目でありますので、宗教の関係はどうでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 宗教の関係は今まであったかどうかというのはちょっとわかりませんが、その辺も内規の中で定めていく必要はあるのかというふうには思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 清水教育長、よろしいでしょうか。もし補足の答弁がありましたら。

教育長（清水 閣成） 先ほど、村民センターのお話がありましたので、村民センターあるいは公民館等もかかわる状況があると思うんですが、受付の段階で、その時間にどういうことをするのかという、そういうことをしっかり確認させていただいて、それから、もし必要によっては、実際に貸与している時間帯に具体はどうだろうと、そんなことも、余り失礼がないような形でということで、状況は把握させていただきます。

それから、大熊議員おっしゃられたことと関連するのは、例えば、教育委員会が後援とか協賛というのがいろんな状況の中です。それについても、先ほど、村の方々が、教育委員会が後援しているからという、そういう意味合いもあると思うので、そこも、今後、十分留意しながらというふうに思っています。

以上でございます。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第10号「南箕輪村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第10号「南箕輪村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、医療保険制度改革により、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されたことに伴い、南箕輪村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 厚子） 議案第10号につきまして細部説明を申し上げます。

この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律、いわゆる高確法の一部改正により、同法に定める国民健康保険法の住所地特例の規定の適用を受けて、従前の住所地の市町村の被保

険者とされているものが、後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることに伴い、村の条例に規定する保険料を徴収すべき被保険者の規定の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によって説明させていただきますので、議案2ページの新旧対照表をごらんください。

第3条、保険料の徴収です。

第2号から第4号の改正部分につきましては、左側になりますが、法第55条の2、第2項において、「準用する場合を含む」を追加するものでございます。これは、国保の住所地特例の被保険者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、従前住所地の市町村の加入する後期高齢者医療広域連合の被保険者となるということでございます。

第5号でございます。これは、高齢者の医療の確保に関する法律で追加された部分で、国民健康保険法の住所地特例の規定の適用を受けている被保険者が後期高齢者医療制度に加入した場合は、従前住所地の市町村の加入する後期高齢者医療広域連合の被保険者となるということでございます。

3ページをごらんください。

附則、第2条でございます。これは平成20年度に限った条文であったので、今回の改正に合わせて削除するものでございます。

1ページに戻っていただき、附則でございます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日から施行するものとします。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第11号「南箕輪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び南箕輪村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第11号につきまして提案理由を申し上げます。

本案は、村の2件の条例に引用しております介護保険法の条項につきまして、介護保険法の改正により、引用している条項番号を改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第11号の細部説明を申し上げます。

この条例は、介護保険法の改正によりまして、それぞれの条例に引用しております介護保険法の条項番号が、今まで1項立てであったものが3項立てになることに伴いまして、その

番号を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表のほうで御説明を申し上げますので、2ページのほうをごらんいただきたいと思えます。

まず、南箕輪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正にかかわる新旧対照表といたしまして、第1条関係になります。左側の改正後になりますが、第12条の認知症対応型通所介護の基本方針で規定しております認知症の定義につきまして、介護保険法から引用しております条項番号、これを第5条の2、第1項に改正するものでございます。

続いて、3ページのほうをごらんください。

こちらは、南箕輪村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正にかかわる新旧対照表といたしまして、第2条関係になります。改正後になりますが、第4条の介護予防認知症対応型通所介護の基本方針、こちらのほうで、先ほどの第1条の改正と同様に、介護保険法から引用しております条項番号を第5条の2、第1項に改正するものでございます。

1ページへ戻ってごらんいただきまして、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行をするものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第12号「南箕輪村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第12号「南箕輪村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、平成26年の介護保険法の改正における平成30年度施行分により、居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることから、指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準と指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、それぞれの基準に係る必要事項につきまして条例で定めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第12号の細部説明を申し上げます。

この条例は、介護保険法の改正によりまして、居宅介護支援事業者、いわゆるケアマネの事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲をされることとなっております。このことか

ら、居宅介護支援事業者の指定に関する基準と人員及び運営に関する基準についての必要事項につきまして、市町村の条例で定めるとされておりますので、条例の制定を行うものでございます。

それでは、1ページからごらんいただきまして、まず目次でございますが、第1章、総則を第1条で規定し、第2章、指定居宅介護支援事業者の指定を第2条で、第3章、指定居宅介護支援の基本方針を第3条で、第4章、指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準を第4条と第5条で、第5章、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準を第6条から第30条までにわたって規定しております。第6章では、基準該当居宅介護支援の事業に関する基準を第31条で規定し、第7章、雑則を第32条で規定するといった形で条例を構成しております。

まず、第1条で趣旨を、第2条で指定事業者の資格要件を規定しまして、第3条では、基本方針としまして、利用者への配慮、各種サービスの総合的かつ効率的な提供、サービス利用に当たっての公正中立性、地域包括支援センター、介護予防支援事業者や介護保険施設等との連携について規定しているものでございます。

続いて、2ページをごらんいただきまして、こちらの事業の人員に関する基準といたしまして、第4条で介護支援専門員の配置、第5条で管理者の配置について規定しております。

その下の中ほどからは、事業の運営に関する基準といたしまして、第6条からは、重要事項の説明等の利用者及び家族への説明及び理解、同意、第7条のサービス提供拒否の禁止から3ページの中ほどの第12条の利用料等の受領までにわたりましては、サービス利用の支援にかかわる必要事項を規定しているものでございます。

それから、第13条では、基本取扱方針といたしまして、医療サービスとの連携、居宅介護支援の質の評価及び改善について規定しているものでございます。

第14条では、具体的取扱方針といたしまして、第1号から、少し飛びます。3ページほど飛びまして、6ページの中ほどから、少し下の第27号にかけまして、これは第3条の基本方針に基づきまして、サービス計画の作成は介護支援専門員が当たることと、サービス計画作成に当たっての具体的方法及び課題の把握、必要に応じたサービス計画の変更、関係事業所・機関との連絡調整等々における介護支援専門員と事業者の責務について規定しているものでございます。

それから、同じく6ページの下段の第15条の法定代理受領サービス等にかかわる報告から、またこれもちょっと飛びますが、3ページまた飛んでいただきまして9ページになりますが、9ページの中ほどの第30条の記録の整備までにかけては、事業者の具体的な事務の取り扱いや事業所の管理運営体制、施設の設備等の整備、苦情処理や事故等への具体的な対応方法等について規定しているものでございます。

それから、9ページ、下の段の第31条では、基準該当居宅介護支援の事業の基準といたしまして、第3条以降の規定を基準該当介護予防支援の事業に準用することにつきまして規定しているものでございます。

続いて、10ページのほうでございますが、こちらの第32条では、規則への委任について規定しているものでございます。

なお、この条例の制定に当たりましては、厚生労働省令で定めております従うべき基準、参酌すべき基準に基づきまして、現行の県条例の基準からの継続性と整合性を図り、従うべき基準につきましては、厚生労働省令の規定どおり定めております。また、参酌すべき基準、

これは従うべき基準以外の基準とされておりますが、厚生労働省令の規定どおり定めるものと村の独自基準を設けるものがございます。この独自基準につきましては、9ページの第30条の記録の整備にかかわるものでございますが、第2項で記録の保存期間としまして2年間とされているものにつきまして、第4号の苦情の内容等の記録、第5号の事故の状況や処置に関する記録につきましては、5年間保存としまして、保存期間を延長して定めるものでございます。

なお、この規定につきましては、現行の長野県の規定と同様の規定とするものでございます。したがって、村の独自基準は2点ということになります。その他の事項につきましては、厚生労働省令の基準と同様に規定するというものでございます。

また、10ページのほうをごらんいただきまして、最後の附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものとし、管理者の資格要件につきまして経過措置を設けるものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

居宅介護支援事業、ケアマネさんの事業所ということでもありますけれども、今、ケアマネさんがとても不足しているという状況が生まれているというふうに思います。村でこのケアマネ事業に携わっている事業所は幾つあるのか、また、全体のケアマネの数が足りているかどうかという点をお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁をお願いします。

藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） まず、介護支援事業所の数でございますが、村内には4事業所ございます。ただ、要介護者のかかわりの中で、村外の事業所のほうで請け負っている方もおられますので、そういった中では、ケアマネ数が足りているかどうかという部分でございますが、現状は村内だけではなく、村外の事業者でも対応しているということで、今のところは対応ができていているという状況がございます。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第13号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第10号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第13号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第10号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、村税を初めとした歳入見込み額の調整と、歳出では、事業の完結等に伴う不用額の調整が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,625万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を65億2,253万円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

原副村長。

副村長（原 茂樹） 議案第13号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第10号）」の細部説明を申し上げます。

その前に、7ページの繰越明許費の表の部分でございますけれど、正誤表ということでお配りをさせていただいております。こちらのほうで訂正のほうをお願い申し上げます。

本補正につきましては、入札差金等によります不用額を減額し、決算の数値に近づけるのが主な内容となっております。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により御説明を申し上げますが、歳出の各科目にわたりまして人件費関係の補正がございますので、72ページをお開きいただきまして、給与費明細書により一括して御説明を申し上げます。

1の特別職でございますが、比較欄をごらんいただきまして、その他の特別職の報酬の減額でございますが、会議開催の減、欠席等によるものでございます。

おめくりいただきまして、2の一般職でございますが、育児休業の取得、復職等があり、給料及び職員手当が減額となります。職員手当につきましては、505万5,000円の減額ということでございますが、内訳につきましては下の職員手当の内訳の表のとおりでございます。

なお、この後、各歳出科目の2節、給料から4節、共済費までの説明は省かせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、歳出の説明を申し上げます。

予算書案の29ページをごらんいただきたいと思います。

歳出は、事業費の確定、入札差金等によります不用額の減額が大半でございますので、増額となる科目など、主なもののみの御説明とさせていただきます。

まず、1款、議会費は全て不用額の減額でございます。

続きまして、30ページの2款、総務費でございますが、1項1目、0201一般管理事務では、12節になりますが、本年度はふるさと納税関係の書類の送付等、増加いたしましたので、郵送料が不足する見通しとなりましたので、35万円の増額をお願いいたします。そのほかは不用額でございますが、一番下の19節、情報センター負担金の確定に伴います減額が主なものでございます。

次の3目、0220財産管理事務の13節で、ふるさと納税業務委託料1,100万円の増額としておりますが、返礼品の希望では、米など、比較的経費率の高いものが大半となりましたので、最終的に9号補正で見込んだ額を上回る委託料が必要ということになりました。そんなことでお願いをするものでございます。これによりまして、ふるさと納税による寄附額から返礼品等の経費を差し引いた額は、寄附総額のおおよそ30%弱に当たります4,000万円ほどとなる見込みでございます。

次に、おめくりをいただきまして、12目、三つ目の事業、0244移住定住対策事務の14節でございますけれど、支払月数の関係で、地域おこし協力隊の住居賃借料に若干の不足が生じ

ますので増額をさせていただくものでございます。

1 事業飛びまして、次に13目、0221企画調整管理事務の13節で、説明の1行目、巡回バス運行業務委託料は、事業費が確定いたしました。が、人件費の上昇等によりまして不足が生じたため、増額をお願いいたします。また、3行目の地方創生推進交付金事業委託料の減額でございますが、女性再就職トータルサポート事業に係る入札差金でございます。また、19節は、上伊那広域連合負担金の確定による減額が主なものでございますが、一番下の行、伊那地域定住自立圏バス運行負担金につきましては、利用者が当初の想定を下回ったということで増額となるものでございます。

おめくりいただきまして、2項、徴税費の関係でございます。全て不用学の減額でございますが、1目の0260税務総務事務の23節で、村税還付金不用額、法人及び個人の村民税の還付金の関係でございますけれど、これはその年の景気の動向等により大きな変動がございまして、本年度は比較的還付となるものが少なかったため、減額としては大きくなっておることでございます。

次の3項、戸籍住民基本台帳費から、おめくりをいただきまして、37、38ページの6項、監査委員費までは、事業確定等による増減でございますので、お目通しをお願いいたします。

もう1枚おめくりをいただきまして、3款、民生費でございます。

1項1目、0301社会福祉総務事務の19節は、年度途中で障がい者福祉関係のシステム改修が必要となったこと等によりまして増額となるものでございます。また、28節の繰出金では、本年度、国保会計の医療費給付の伸びが予想を大幅に下回ったことによりまして、一般会計からの財政安定繰出金の支出をしなくても運営ができる見通しとなりましたので、予算額の全額を減額いたします。

次の0302福祉医療費給付金事業の12節の増額でございますが、医療を受ける件数が見込みよりも6,000件余り増加する見通しになったことによるものでございます。また、20節では、村単低所得老人事業が対象者の増によりまして増額となっております。

次の0306障がい者福祉事業の12節、医療審査手数料の増額は、障がい介護給付費等支払手数料が大幅に増加したことによるもの、また、20節の障がい者自立支援給付費及び障がい児給付金の増でございますが、サービス利用の増に伴うものでございます。

なお、財源内訳で、国県支出金が減額となっておりますが、本年度、国と県の負担割合が変更となったことによるもので、負担率が下がる県分だけが本年度受けることになりまして、ここの減額ということでございます。その分、国分が増額になるわけでございますけれど、こちらは翌年度精算の扱いとなりますので、本補正では県分の減額のみということで計上をさせていただくこととなります。

おめくりいただきまして、次に、3目、0311介護予防地域支え合い事業の13節、高齢者ショートステイ援助事業委託料が利用者増によりまして増額、それから、19節ですが、村内の事業者が国の補助制度を活用いたしましてスプリンクラーを整備するということになりましたので、いわゆるトンネルの事業でございますけれど、交付をするため、追加計上するものでございます。

次の0316高齢者福祉総務事務、28節の繰出金でございますが、介護保険の給付費の伸びが想定よりも小さかったことによりまして減額をするものでございます。

次の0318老人クラブ活動助成事業から3事業はお目通しをいただきまして、次に0328高齢

者の生きがい対策推進事業の20節になりますが、福祉入浴券の利用が、ことしは前年比で1割を超える増加となっており、不足が見込まれますので10万円の増額をお願いいたします。

また、次の0329後期高齢者医療事業の13節、後期高齢者健診委託料も受診をする方が多かったということで増額、おめくりをいただきまして、19節の人間ドック受診補助金も同様に増額をお願いするものでございます。

続いて、2項、児童福祉費では、1目、0330児童福祉総務事務の19節で、今月開所いたしました伊那中央病院併設の新たな病児・病後児保育施設あるぷすの整備事業費が確定いたしました。7万4,000円の増額ということでお願いするものでございます。

次に、2目、児童措置費では、0340保育園運営事業の7節、賃金で、700万円の減額としておりますが、予算額まで臨時の保育士を必要としなかったということではございませんで、大変保育士不足が深刻で、確保が非常に困難な状況であります。単価的には低くなる保育補助員の雇用や正規職員の時間外勤務で何とか運営をしてきたということでございます。結果として予算上は不用額を計上することとなったものでございます。11節の光熱水費の増額は、園児数の増加やこの冬の厳しい寒さの影響によりまして、電気、ガス、水道、いずれも少しずつ不足する見込みとなりましたので、お願いするものでございます。また、19節の施設型給付費負担金の増額でございますが、村外の幼稚園に通う子供に対する給付費負担金でございますが、公定価格の引き上げにより増分ということでございます。

次の0341保育園施設整備事業は、南原保育園の増改築工事にかかわるものでございますけれども、おかげさまで工事は順調に進んでおります。当初、整備費の全額を工事請負費に一括計上しておりましたが、工事費の確定に伴いまして、11節の需用費及び18節の備品購入費へ組み替えをさせていただき、4月からの供用に向け、机、椅子等を整えさせていただくものでございます。

次の0342児童発達支援事業の7節は、たけのこ園の臨時職員賃金でございますが、通われていらっしゃるお子さんの体調ですとか、家庭の御都合等により、勤務を要しない日数がございますので減額をするものでございます。

次の3目、児童福祉施設費では、おめくりをいただきまして、0345こども館運営事業でございますが、厳冬ということで床暖房等の電気代がかさんでおりますので、11節の光熱水費に50万円の増額をお願いいたします。

次に、4款、衛生費でございますが、1項1目、0400保健衛生総務事務の19節、伊那中央行政組合病院費負担金でございますが、本年度負担金の確定による増額でございます。

おめくりいただきまして、中段になります。0406市町村母子保健事業の13節、説明1行目になりますが、妊婦乳児健康診査委託料の不用額が大きくなっておりますが、前年度に比べまして、妊娠、出生数が大幅に減少したことによるものでございます。

次に、48ページ、中段からになりますが、2項、清掃費でございます。こちらのほう、おめくりをいただきまして、次のページの2目、0411塵芥処理事業の13節、説明の5行目になりますが、南原焼却灰処理運搬委託料の増額でございます。除去工事のほうは順調に進捗しておりますので、3月末までに搬出を完了する見通しでございます。最終見込みといたしまして、400トンほど処理量が増加する見込みでありますので、2,400万円の増額をお願いするものでございます。なお、この増額に伴います関係市町村の費用負担につきましては、来年度の伊那中央行政組合負担金の中で清算をすることとなります。次の19節は、上伊那広域連合

負担金が確定したことにより、大幅な減額となっております。各ごみ処理施設の管理運営費の削減等によるものでございます。また、次の行の一般廃棄物環境負担金の増額でございますが、南原焼却灰処理運搬料の増加に伴いまして、受け入れ自治体に支払う負担金も不足いたしますので、増額とするものでございます。

続きまして、50ページの6款、農林水産業費でございます。

1目飛んで、1項2目の農業総務費ですが、不用額の減額のほか、4節と9節は地域おこし協力隊の活動状況に合わせた事業費の組み替えをお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、3目、0605農業振興事業の19節、地域果実振興総合対策事業補助金は、果樹農家の苗木導入に対する補助でございますけれども、新規就農をされました方が700本の苗木を植えて、栽培面積の拡大をするということになりましたので、不足分の増額をお願いするものでございます。

1事業飛びまして、0611農業経営基盤強化推進事業の19節、説明1行目の青年就農給付金は、実績が当初見込みより2.5人分減となったために減額、次の担い手確保・経営強化支援事業補助金は、まっくんファームが国の補正予算によります補助を活用し、新たに風の村米だより及びソバの作付拡大を図るため、汎用コンバイン等を導入する事業に対し交付するもので、いわゆるトンネル補助となるものでございます。申請するためにこの計上をさせていただきますが、枠が限られているという情報もありまして、採択のほうでは難しさもあるというようなことでございます。

次の5目、農地費では、1事業飛びまして、0631村単独土地改良事業の19節、負担金の減額が大きくなっておりますが、西天竜土地改良区及び伊那土地改良区での県営かんがい排水事業の事業費の確定によるものということでございます。

次に、2項、林業費でございますが、おめくりをいただきまして、2目、0651林業振興事業の13節、大芝村有林整備委託料につきましては、県の補助制度が変更になりまして、本年度計画をしておりました整備量では多くの補助金をいただくことはできないということになりました。来年度予定分と合わせて来年度実施ということにさせていただきますので、本年度分、一旦削らせていただくものでございます。

次に、7款、商工費の1項1目、0701商工総務事務は、不用額の減額のほか、地域おこし協力隊の活動状況に合わせた事業費の組み替えでございます。

おめくりいただきまして、3目、0703観光振興事業、15節の大芝の湯券売機更新工事費不用額は入札差金でございます。

次に、8款、土木費でございますが、おめくりをいただきまして、二つ目の事業、2項2目、0806国庫補助道路改良事業の13節と17節の減額が大きくなっておりますが、村道7号線、通称中込線及び北原の3008号線の改良につきまして、調査、計画づくりを進める中で、大きな用地買収を要しない計画としたことによる減額でございます。

次の0808村単道路改良事業の13節から15節は、村計画事業に係ります入札差金等でございます。また、19節の説明の2行目、南原住宅団地焼却灰撤去関連負担金の増額でございますが、土地開発公社が実施しております除去工事の管理のほうを上伊那広域連合土木振興課をお願いしておりますので、事業量の増加に伴いまして、こちら、村を通しての支払いを増額するものでございます。

おめくりいただきまして、60ページになりますが、9款、消防費をお願いいたします。

下の段の1項3目、0910消防施設整備事業の11節でございますが、本年度、大きな修繕等がなかったということによる減額、もう1枚おめくりいただきまして、28節になりますが、消火栓維持管理水道事業会計繰出金の不用額、こちらも当初予定をしておいた消火栓1基、これを上水道の排泥設備を利用することで不要になったということによるものでございます。

次の5目、0930防災対策事業の19節ですが、恐れ入りますが、誤字がございますので訂正をお願いいたします。説明2行目に元気づくり支援機事業負担金不用額とございますが、元気づくり支援金事業でございます。機械の「機」の字をお金の「金」の字に訂正をお願いいたします。この事業につきましては、村自主防災組織連絡協議会が県の地域発元気づくり支援金を受けまして、投光器及び発電機等を整備したものでございますけれども、県支出金の交付時期の関係で、一旦、事業費の総額を村負担金として交付しておりましたが、県支援金の交付によりまして、村に戻入された金額を減額するものでございます。

続きまして、10款、教育費でございます。

1項、教育総務費で、1事業飛びまして、3目、1003教員住宅管理事務、11節の修繕料でございますが、大泉の教員住宅の水道修理を行うためのものでございます。

次の4目、1005教育振興事務の11節、修繕料の増額でございますけれども、スクールバスの老朽化が著しく、当初予算のほうでこの更新のほうをお願いしてまいるところでございますが、ヒーター等の故障が相次ぎました。年度末に予定をしております車検時での修繕料が不足の見通しとなりましたので、お願いするものでございます。

おめくりいただきまして、2項1目、1010南箕輪小学校管理事務では、11節の燃料費を、この冬の寒さを影響で灯油代がかかったということで増額し、13節では、建築基準法に基づく定期報告というのがございますが、これに防火設備の関係が加わったということで、これによる増額をさせていただきます。

次の1017南部小学校管理事務につきましても同様でございます。

次に、1事業飛んで、3目、1013給食センター事業の7節、それから11節は、給食数の増加等に伴い増額をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、3項1目、1020中学校管理事務の先ほどの小学校と同様、11節及び13節の増額をお願いいたします。

おめくりいただきまして、6項3目、1050青少年健全育成推進総合対策事業の13節になります。説明2行目の人材育成派遣事業委託料不用額が大きくなっておりますが、中学生の海外派遣研修に8名ということで見込んでおりましたが、1名のみの実績となり、減額をするものでございます。本年度限りでこの事業は終了することとしております。

おめくりをいただきまして、7項2目、体育施設費の一番下になりますが、1063大芝公園管理総務事務の13節でございます。大芝関連施設等指定管理料委託料で550万円の増額をお願いいたします。本年度は味工房の休業、燃油の高騰、施設の緊急的な修繕等がありまして、指定管理事業全体では平年と比較いたしまして1,000万円を超える収入減、経費増が見込まれております。基本的には村が補填すべきものでございますけれども、受託者として南箕輪村開発公社にも負ってもらわなければなりませんので、このうち400万円を委託料の増額とするものでございます。あわせまして、開発公社の一般財団化の際、職員の退職金制度を見直しいたしました。そのときに段階的に移行ができるようにということで、その時点において職員であった者の退職金の支給につきましては、一部、村が負担することとなっております。

す。本年度途中で該当する者が退職をいたしましたので、この調整額分150万円を加え、計上するのが550万円の増額ということでお願いするものでございます。

続きまして、12款、公債費でございますが、政府資金の10年ごとの利率見直しによりまして、利率が下がったため、全体では216万9,000円の減額となりますが、元利計算の比率の関係で、1目の元金は増額、2目の利子が減額というふうになっております。今回、利率が見直されましたのは、18年度に借り入れをいたしました臨時財政対策債ほかでございます。

おめくりいただきまして、次の14款、予備費で、歳入歳出調整をさせていただきまして、補正後の予備費の額は2億5,029万2,000円というふうになっております。

歳出は以上でございます。

次に、歳入でございますが、11ページをお開きいただきたいと思います。

1款、村税でございますが、1項、村民税は、個人、法人とも、好調な経済状況の中、また人口増の中、増額を見込むものでございます。

3項の軽自動車税は、台数の伸びがありまして増額、4項のたばこ税は、喫煙者が減少傾向ということで、500万円の減額、10項、入湯税は、利用者の減がございまして、300万円の減額を見込むことといたしました。

次の2款、地方譲与税から17ページまで、17ページ、8款の自動車取得税交付金まで、それぞれ数字が載っておりますが、県から本年度の決算見込みとして示された数値によりまして算定し、それぞれ増額としてございますので、こちらのほうはお目通しをお願いいたします。

続きまして、18ページになります。

12款、地方交付税でございますが、地方創生推進交付金を受けまして進めております事業で、味工場の備品整備の関係でございますが、当初はこの補助裏につきまして起債を活用するという事としておりましたが、補助裏分につきましては特別交付税措置がされるということが確認できましたので、起債の活用ということよりも有利になりますため、一般財源により実施し、特別交付税をいただくというふうに切りかえをしたところでございます。これによる特別交付税額が125万円というふうに見込まれますので、計上をさせていただくものでございます。このことによりまして地方債の減額につきましては後ほど申し上げさせていただきます。

おめくりいただきまして、次の14款、分担金及び負担金でございますが、主なものとして、2項3目2節の児童福祉負担金、細説01の保育園児童措置費負担金、保育料のことでございますが、園児数の増加によりまして922万6,000円の増、次の細説の05広域入園児措置費負担金、他市町村からの広域入園児の負担金でございますが、こちらも見込みよりも多く、120万円の増額でございます。

また、10目1節の社会教育費負担金、細説02人材育成事業負担金の減は、先ほど申し上げました中学生の海外派遣研修参加者が少なかったことによるものでございます。

続いて、15款、使用料及び手数料はお目通しをいただきまして、おめくりをいただいて、16款、国庫支出金をお願いいたします。

それぞれ事業の確定、あるいは実績見込みによる増減となっておりますが、主なものとして、2項2目1節、総務費補助金の細説で09でございますけれども、マイナンバーに旧姓を併記することとされたため、このシステム改修に要する分ということで273万3,000円

の追加交付がされるということでございます。反対に、細説10のカード発行等補助金につきましては、マイナンバーカードの交付数が伸びなかったということにより減額となるものでございます。

また、3目2節、細説の14でございますが、子ども・子育て支援交付金のほうが増となっておりますが、交付対象にこども館が加わったことによるものでございます。

次の3節、高齢者福祉費補助金の増は、歳出で申しあげました村内事業者のスプリンクラー設置にかかります交付金の増ということでございます。

次に、22ページの8目1節、道路橋梁費補助金の減でございますが、桜香丘歩道橋修繕等の事業費が当初の想定より少なく済んだということによるものでございます。

おめくりいただきまして、17款、県支出金でございますが、2項、県補助金で、3目1節の社会福祉費補助金の細説08重度訪問介護等市町村支援事業補助金の減額は、国の交付基準額の引き上げに伴いまして、県の補助金が減少する分ということでございます。

1節飛んで、次の3節、児童福祉費補助金の細説の11になりますが、子ども・子育て支援交付金は、国庫補助金と同様に、こども館が加わったことによるものということでございます。

続いて、6目1節、農業費補助金の細説の03経営体育成補助金の追加は、先ほど歳出で申しあげましたまっくんファームのコンバイン等の整備に、県を通じて交付されるものということでございます。また、細説の23の新規就農・経営継承総合支援事業交付金の減額でございますけれど、これは青年就農給付金の対象者減ということでございます。

次に、2節、林業費補助金の細説23信州の森林づくり事業補助金の減額でございますが、これも歳出で申しあげました間伐を来年度に先送りしたことによるものでございます。

おめくりいただきまして、18款、財産収入でございますが、2項1目1節の不動産売払収入でございます。現在、道路、水路としての利用がなされていない神子柴区内の土地を払い下げしたことによる収入分でございます。

次に、26ページの20款、繰入金でございますが、それぞれ事業費確定による減額でございます。

おめくりいただきまして、22款、諸収入では、5項1目4節、雑入の細説の08消防団員退職報償金の確定に伴います減額、細説29の制度資金保証料補給金返還金の減額が主なものでございます。

続きまして、23款、村債でございますが、1項6目1節の一般補助施設整備事業債の減額でございます。これ、先ほど交付税のところでも申しあげた部分の起債でございますけれど、味工房の備品整備について特別交付税措置がなされるということで、起債によらず、一般財源を充てることに切りかえをさせていただいたことによるものということでございます。

そのほか、それぞれの事業で、事業費及び起債対象事業費は確定してまいりましたので、これに伴い減額をさせていただくものでございます。

なお、これらの地方債の変更につきましては、第3条のほうに規定をさせていただき、8ページのほうに、第3表、地方債補正としてお示ししておりますので、お目通しをお願いいたします。

歳入については以上でございます。

最後に、第2条の繰越明許費でございます。

7ページの第2表、繰越明許費の表のとおり、国の補正予算による事業ですとか、諸事情によりまして、本年度中の支払い完了が困難な8事業につきまして、繰り越しということをお願いするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） ただいま説明いただきましたけれども、ただいまから1時半まで休憩としたいと思います。

質疑は1時半からでございます。

ただいまから休憩にしてください。

休憩 午後00時00分

再開 午後 1時30分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

3点あります。

49ページの広域連合への負担金が1,610万ぐらい減になっております。これ、途中でごみの袋が有料というか、値上げになりまして、村民からはすごい高くなった印象ということで、ごみの袋も買えないというような話もありますけれども、ごみも出せないというような話もありますけれども、これによってこの負担料が減ったのか、ごみの総量で減ったのかどうかというところを、この減の理由についてお聞きしたいと思います。

それから、商工費の55ページですけれど、大芝の湯の券売機であります。これが入札差金ということで減額になっているものでありますけれども、これ、2台入っているということだと思いますけれど、1台が幾らぐらいかということと、それから、私も使ってみましたが、券売機は小さくなってあれなんですけれども、年寄りにはちょっと注文しにくいというか、どういう商品が、普通だったら絵にあるというか、絵にあって、これというような選択、選択方法も新しくした場合には書いておかないと、私、行ったときに、ちょっと教えてあげたというようなことがあったわけですが、その後の使われ方というか、親切な対応が新しくしたときには必要じゃないかと思えますけれど、値段と、それから後の対応についてお聞きします。

それから、67ページの人材育成であります。来年からはこの制度はなくすということがあります。ずっとやってきたんですけれども、この二、三年はもう希望者も余りいなくなってきたということで、その辺についてはどういう分析をしてくれているのかと。私が思うには、やっぱり親の負担もあるわけで、そういう中で、今の経済情勢の中で、本当に、もし行きたくても行けないという情勢があるのかどうかということも含めて、内容については、これからまた新しいものも出ると思うんですけれども。先ほどというか、冒頭、村長も言われたような、村の日の子供たちの演劇を見たりしていると、本当に郷土愛というものをやっぱり育むということという、どういうふうなやり方がやっぱり自分たちで実感できるという。先ほど、オリンピックの話がありましたけれど、カーリングの人たちでも、郷土というか、地元で育まれたということを見ると、そういうようなことについても少し、子供たちが本

当にそういうふうには郷土を見直し、また世界に羽ばたくというようなところをどういうふう
に支援できるかというところを、教育委員会のほうでもまた具体的にしていきたいと思いますけ
れども、そこら辺の考え方をお聞きしたいと思います。

議 長（丸山 豊） 以上、3点ですね。

それでは、広域連合負担金の不用額の減ということについて、松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 厚子） それでは、広域連合の負担金の減につきまして説明させてい
たきます。

幾つか要因がありますが、1点目は人件費、職員1名分の減のところがあります。それと、
工事費の入札差金による減額によって減額した分、それと、伊那中央清掃センター等の利用
増に伴い、使用料金が増加し、各市町村からの負担金を徴収しなくてもよくなったための減
額と、あと、クリーンセンター八乙女の関係の委託料の減額と、あと、国の交付金、循環型
社会形成推進交付金の増加により、各市町村の負担金を徴収しなくてもよくなったための減
額となっております。

以上です。

議 長（丸山 豊） 続いて、大芝の、出羽澤産業課長。

産業課長（出羽澤平治） 券売機の件です。

ちょっと細かい資料は持ち合わせていませんので、1台幾らだったかはまた後ほどとい
うことをお願いしたいと思います。

券売機については、ディスプレイについては、液晶型にして、あそこの中を自由にデザイン
ができて、表示ができる形ということにさせていただきました。ただ、今、やっぱり多少使
い方、お年寄りの方にはどうなのかというところの懸念がやっぱり当たったような気もしま
すので、その点につきましては使い方等の説明を十分できるような対応をとっていきたく
と思います。お願いいたします。

議 長（丸山 豊） 続いて、人材育成に、伊藤教育次長。

教育次長（伊藤 弘美） 人材育成の関係でございます。

今年度、1人ということで御報告させていただいたかと思いますが、ここのところ、
本当に少なくなっております。それで、補助金をやめた一番の理由は、本当にそういう子供
さん、参加する方が少ない中で、特定のお子さんにそれだけの補助はいかがなものかとい
うことの判断が一番であったかと思います。それで、他の市町村でもなくしていく市町村がほ
とんどとなってきております。ただ、この事業自体は民間が主体となって行っておりますの
で、事業自体は残っていくという形で御理解いただきたいと思います。

議 長（丸山 豊） 清水教育長。今の補足説明ですか。

教 育 長（清水 閣成） いえ、違います。郷土愛。

議 長（丸山 豊） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 郷土愛ということで、また村長からあると思いますけれども、私
のほうから、今、郷土愛プロジェクトという郡の流れの大きな動きがあったりとか、それか
ら、キャリア教育を通してながら地域の方とのつながりというか、ふるさと南箕輪を見詰めよ
うという、そういう動きが学校の中だけではなくて、全体にあります。

学校の中では、いわゆる総合学習を通してながらも含めて、本当に地域のよさを、地域に出
て、地域の人から、そういう営みがうんと丁寧になされているかと思っています。

私、うんと個人的に思うのは、ある方が、私は南箕輪が好きだからという、大好きという、そういうメッセージを持っている女性の方がいます。その方も学校に入りながら、子供たちとかかわったりとか。それから、大人が、子供たちだけではなくて、我々が、本当に南箕輪、好きだよ、大好きだよ、こんなにいいところだよと、そういうものを持ちながら、地域、学校等々へのアプローチが大事かというふうに思っております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） そうしましたら、広域のごみのことでありますけれども、今、いろいろな理由は教えていただきました。ただ、ごみ袋の値上げをした段階でごみ減量ということをしたかというふうなふうに思いますので、それがどういうふう経過しているのか、調査してあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 厚子） 有料化になったのが、金額が変わったのが去年の10月1日からですので、まだ細かいところはとっておりませんが、やっぱり全体としてごみの量はふえているようです。ただ、それ前の8月、9月が、やっぱり駆け込みで大分ふえているようですが、10月以降は減っているという結果が出ております。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 1点だけお聞きしたいと思います。

42ページの、金額が少ないんですが、老人クラブ活動助成事業で5万5,000円の減額ということですが、これは、いわゆる、今、幾つかの区で、老人クラブが消滅というか、解散しているというような話を聞いております。片や、高齢者の事業の中では、げんきアップクラブだとか、地区社協事業とかが、村の事業の中でも進んできているということの中で、これ、また新たな地区でクラブが、高齢化だとか、役員のやり手がいないというような形でなくなったということの中で補助金が減っているのか、そんなような関連の中でおわかりいただけたら説明をお願いしたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） ただいま、山崎議員の老人クラブ補助金の減額にかかわる御質問であります。これにつきましては、塩ノ井の老人クラブが、今年度、活動を休止するという事の中で、その1団体分の補助額が減となるものでございます。この理由につきましては、地区社協の活動も並行して行われているという中で、老人クラブと一緒に活動しているということがございます。また、今後、老人クラブとしての活動がまた独立してできていけばということで、休止というような形となっております。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

6番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 45ページの放課後児童クラブコーディネーター賃金不用額が133万6,000円ということで、ちょっと金額が大きいのではないかと思います、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

それと、62ページの教員住宅の修繕料、水道の修理ということですが、前の教育長からは、教員住宅は廃止するというふうなことがありましたけれども、水がことしは寒くてパンクしたのかとも思いますが、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

それから、高齢者交流事業がありましたよね。その報償費と賄い材料費がちょっと減っているんですが、その実態は、2,000円にしてどのようだったか、教えてください。

以上です。

議 長（丸山 豊） 最初に、唐澤子育て支援課長。

子育て支援課長（唐澤 孝男） 放課後児童クラブのコーディネーターの賃金の関係でございますが、コーディネーター1名おりましたが、一身上の都合により途中でやめられました。そういったことで不用額が生じたということになっております。

以上です。

議 長（丸山 豊） ちょっと全部答えてからにしてもらいますので。

それでは、次の62ページ、伊藤教育次長。

教育次長（伊藤 弘美） 今回の修繕ですけれども、今、あそこは大泉の教員住宅ですが、2階建てになっております。2階の部分の水道が、閉栓したつもりだったのが、何かの検査のときに開いたままになっていたようです。それで、今回の冬の寒さの中で、水道管が凍ってしまいまして、破裂して、下の住んでるお部屋のほうにちょっと水漏れがしたという状況でございます。ですので、その辺はもう直さなければいけないということで、直すものでございます。

それから、教員住宅の関係につきましては、まだ条例上はなっておりますけれども、徐々に廃止の予定で考えてはおります。

以上でございます。

議 長（丸山 豊） それでは、3番、藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） ページは4ページになりますが、高齢者交流事業にかかわる御質問であります。

まず、講師の謝礼の減った分につきましては、これは近隣の身近な伊那市の方をお願いしまして、大変、講師料を安くしていただいたということで、その結果、少なくて済んだということでございます。

それから、高齢者交流事業を2,000円にしての参加の状態でございますが、75歳以上の方を対象といたしておりまして、今回は228人の参加という状況でございました。昨年に比べて若干減ってしまいましたが、これにつきましては、ちょうど初日が台風の影響で延期した関係で、延期した際の出席者数が若干減ってしまったということがございまして、それが一番大きく影響しているのではないかと思います。

以上です。

議 長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 一番最初の放課後児童クラブのコーディネーターということですが、ちょっと余りにも若い方だったような気がします。ちょっと、ある程度、子供が行くと、

おまえは何で来たのかとか、結構、強く言われたらしいんです。怖かったと。そういうこともあったりして、必要があれば適当な方をまた採用するなり、指名するなりしていただきたいと思います。

議長（丸山 豊） 要望でよろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 1点あります。

40ページの中ほど、項・目、障がい者福祉事業の節20番、扶助費の障がい者自立支援給付費と障がい児給付費について、説明では、サービス利用がふえたという説明がありましたが、障がい者自立のほうは当初予算が2億超えて、障がい児のほうは当初予算が1,500万ほどだったと思うんですけど、それで、こういった増額についての人数というか件数がふえているのか、実情、あればお尋ねしたいんですけど。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） 小坂議員の障がい者自立支援給付費、障がい児給付費の増にかかわる部分でございます。

これにつきましては、利用者の増ということで、障がい者自立支援給付費のほうは10人増加しておりまして、現在140人の方が利用されております。それから、障がい児給付費につきましては、これ、放課後デイサービス利用者の方が増になっておりまして、13人ふえて、現在21人の方が利用されております。全体では、障がい児給付費は59人の方が利用されております。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

4番、原議員。

4番（原 悟郎） 4番、原です。

7ページの繰越明許の関係でございますが、制度的に、この繰越明許というのは地方自治法でも定められて、こういう形でいいと思うんですが、ただ、そういう制度があるからということでむやみにやたらにこの制度を活用して、間に合わなきゃ何でも繰越明許にすればいいやという、そういう考えではないと思いますが、繰越明許にした理由については、村長の当初の挨拶と、それから副村長の説明で若干理解はできるわけですけども、過去には、昨年あたりまでは、どういう理由でこれが繰り越しになったという一覧表なんかが出たような記憶もありますが、ことしはそれはないようです。それで、ちょっと測量ができなかったとか、工事が間に合わなかったとか、いろいろ理由があると思いますが、この中で、ちょっと2点だけその理由をお聞きしたいと思います。

まず、桜香丘の横断歩道橋修理ですが、ここのところ、何回か私はあそこを通るんですが、いつも工事をしているような状況になってません。看板は出ているんです。休工中という看板が長らく出ております。何のためにあれが休工中になっているのか、その1点と、それから、大芝公園の管理、改修につきましては、6,283万4,000円も繰り越しをする。契約額の7割から8割ぐらいが繰り越しになっていると思いますが、これについては、工事の発注が

大体無理だったのか、あるいは、設計がおくれたために工事の発注が無理ということと、何でかんで、その年度にやらなきゃいけないということじゃなくて、継続事業という方法もあったわけじゃないかという感じがするんですが、とりあえずその2点について、理由を、説明をお願いしたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） 原議員の2件の繰越明許についての理由についてお答えをいたします。

まず、桜香丘歩道橋の補修工事につきましては、御指摘のとおり、今現在、補修工事の実態としては工事が始まっておりません。関係機関と申しますか、特に学校との話の中で、子供たちが通わない、いわゆる休みに、長期の休みの中で対応したいという、こういった経過もあったりする中で、そういう状態になっております。不測の状況の中で工事がちょっと延びていると、こういう状況があります。

また、もう一点、大芝高原の管理棟、御指摘のように、多くの金額を繰り越すことになっておりした。これ、詳細設計の段階で、結構、業者、コンサルトの調整協議を繰り返してきたんですが、なかなかその時間に日数をかかってしまったことと、いざ始まったところで、このことによって少しおくれぎみの中で、また現地の工事の中では、非常に寒さが厳しい厳寒の工事で、土質がとてもかたくて、ちょっと掘りがなかなか難しかったということで、掘削の整地に、これも不測の日数を要したという、こういう現状がございまして、それぞれ繰り越しをするに至ったものでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 原議員。

4 番（原 悟郎） それぞれ理由のあることは承知しておりますが、特に、地区要望なりで上がってきたものがあるとすれば、地域住民にしてみれば、いずれにしても早くそこを改善してほしいという希望があると思います。また、村計画の中でも、ここを村でやってくれるという、そういう住民の意識があれば、早くやってもらいたいという希望があると思いますので、できる限り年内の工事は年内に終わるような努力はしていただきたいというふうに思います。ただ、これは繰越明許でもう繰り越しするということに予算計上なっていますから、この件についてはやむを得ないと思いますが、新年度予算に向かってはきちんとそういうことも頭に置いて事業運営をしていただきたいと、これは要望ですので、結構ですが、よろしくをお願いします。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

9 番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 9 番、大熊です。

11ページのたばこ税、入湯税のことでお尋ねをいたします。

たばこ税は、1億1,500万に対して500万の減額、それから、入湯税については、4,300万に対して300万の減額、これは決算に近づけるための補正予算でありますけれど、新年度の平成30年度の予算書を見てみますと、たばこ税はそのまま1億1,500万、それから、入湯税は今年度実績の4,000万と計上してあるわけですが、たばこ税については非常に本村の貴重な財源になっておりますし、これからたばこ税がどんどん減っていくんだらうと、値上げを

したりいろいろで、どうなるのかわかりませんが、健康の面からの流れからいくと減っていくんだろうというふうに思いますが、この辺の積算について、正しいのかどうかというのはちょっとおかしいですが、何を根拠にこの1億1,500万、そのまま、達成できなかったのに新年度で1億1,500万計上したのか、その辺も含めて少しお答えいただきたい。

それから、入湯税につきましては、4,300万に対して、新年度は4,000万とあるわけですが、最近どうなんですか、この大芝の湯、大芝荘、それらを含めて、いつときは上伊那でも、最も大芝の湯へ来てくれる方が多いと、こまくさの湯というのですか、駒ヶ根にある、これが一番というような話も聞いたことがあります。この辺の上伊那の温泉に入る人たちの流れといいますか、現在、本村の大芝の湯はどういう地位にあるのか、その辺もわかりましたら御説明をいただきたいと思います。今年度実績が4,000万に対して次年度も4,000万と、300万減らしたままですけれど、これは大芝は一生懸命お客様が来るように、最も本村で力を入れている観光の場所でもありますし、そういう力を入れて、年々魅力を増している大芝高原でありますけれど、入湯者が減ってくるというのはどういうふうに思っているのか。予算をかける割に来客が少ないというのは、経営上からいけば、ちょっと黄信号がかかるんじゃないかと、こういう長期的な展望もできるわけですが、その辺を一つ御説明いただきたいと思います。

それから、もう一つはひっかけたような問題で大変恐縮でありますけれど、43ページの03款の19節で、負担金の問題で、中央病院の保育の施設がここへ計上されておりますが、過日、中央病院が赤字決算だと、こういう報道がありました。それで、あれは伊那中央行政組合でやっていることですので、本村からも村長以下、議会からもそういう理事があそこへ行っているわけですが、その辺のなぜ赤字決算なのか。新しい機械を入れて、その償却費にかかったというような説明がされたようでもありますけれども、この辺について、公の病院で、辰野病院、中央病院、昭和伊南とあるわけですが、地域医療の一番の信頼している中央病院が赤字というのは、ちょっと我々住民から見ますと、ちょっと不安と、赤字で果たしていい医者が来てくれるのかと、こういう心配もあるわけで、その辺について、今の現状の状況をお知らせいただきたいと思います。

以上であります。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 中央病院の問題であります。

赤字決算ということです。これ、一番は北棟の建設であります。多額な費用を要しておること、それと同時に、最新鋭の機械設備を入れております。そういった面で、かなり多額な経費がかかっておることでもあります。と同時に、南棟の建設から始まりまして、このところかなり急ピッチで整備をいろんなことをしてきております。それに伴います償却がかなりのしてきておることでもあります。経営的には心配ないということで、赤字もそう向こうに行かないうちに解消ができるというふうに見込んでおるところでありますし、償却の経費の引き落としが毎年8億から10億あります。したがって、現金は残ってきますけれども、経理的にはそういう結果になってしまっておることでもあります。

医師確保の点につきましても、かなり苦勞をしている部分はありますけれども、今のところ、医師不足は医師不足でありますけれども、信大との連携の中で医者に来ていただいているというのが実態でありますので、地域医療を担っていく上では、今のところは支障がない

というふうに見ておりますし、研修医もかなり、伊那中央は人気があるようでありますので、最新鋭の機器類をそろえながら、この地域の中核病院としての役割は十分果たしていけるといふふうに考えておりますので、お願いいたします。

それから、大芝の湯の関係であります。

4,300万を4,000万ということで、これは決算に近づけるということでありまして、昨年あたりも若干減っております。これは、どこの湯もこういう傾向でございます。人数的には、やはり大芝が多いという状況であります。一番の要因は、お風呂離れということもありますけれども、みはらしの湯が600円を500円に下げた影響も出ております。100円下げたということで、向こうに流れる部分もあるという面もあります。全般的に、上伊那問わず、お風呂離れという傾向はあるようでありまして。しかし、大芝の湯は、その中でも人数的には健闘しているという状況であります。いつとき30万という部分がありましたけれども、今24万、25万を若干切るぐらいであります。新年度は4,000万、同じ額を計上させていただいたということでありましてけれども、これは、それを達成するための努力をしていくということで、開発公社のほうの部分でそういう予算も立ったところでありまして、よろしくお願いいたします。全般的な減っていく傾向というのは、どこのお風呂もそんな傾向でございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 先ほどのたばこ税と入湯税の関係でございます。

今回の補正につきましては、1月、2月ごろまでの実績をもとに、このぐらいということで減額補正をさせていただきました。

それで、何で30年度がじゃあふえているのかということでございますが、また、30年度の予算の審議の中で細かく説明いたしますけれども、たばこ税につきましては税制改正がありますので、そこら辺の増を見込んでおりますのでふえております。

それから、入湯税の関係、村長からも話がありますけれど、夏に道の駅の整備、それから味工房ができますので、そこら辺で利用される方の入湯税、お湯のほうにも来ていただきたいという期待値も含めまして、入湯税のほうも30年の最終見込みと同程度とさせていただいたところでありまして。よろしく申し上げます。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 理解できました。

それと、一つお願いであります。大芝の開発公社の経営実態、そういうものに対して、議会選出の理事等については十分議会から代表していつているわけですが、我々末端の議員に対して、開発公社の経営状況がいまいち、もっときめ細かに御説明をいただきたいと思うことが数多くあります。そういう中で、一つ、開発公社は開発公社としての決算、それから監査委員の決算に対する監査報告、そういったものがもう少し広く議員に伝わるように、ぜひ心がけていただきたいというふうに思うところですが、その辺について、どういうお考えかというか、そのことにつきまして少し御返事をいただけないでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 開発公社自体は、指定管理の中でやっております。ただ、多額な予算も出しておりますので、そういう部分につきましては配慮はさせていただきたいという

ふうに思います。ただ、経営自体は本当に厳しい状況であります。これは、特に平成29年度につきましては、味工房が4カ月全く営業できないという状況でありました。これは非常に大きいというところでございます。また、同時に、お風呂につきましても、全体的な、上伊那のみならず、そういった傾向があるようでありまして、この辺をどう改善していくのかということも、これから真剣に考えていかなければなりません。大芝荘自体は、これも非常に厳しい状況が続いております。

したがって、開発公社全体で言いますと、これから3月いっぱいまでの決算状況を見て見ないとわかりませんが、恐らく500万ぐらいの赤字計上にせざるを得ないというふうに思っております。平成30年度は、新たな味工房ができたり、あるいは道の駅構想もありますので、全職員、それに向かって頑張っていくということで確認をしておるところであります。

先ほども、補正予算の中で、村長のほうから説明申し上げましたけれども、指定管理の分で1,200万円ほど当初計画より費用がかかっておるわけでありましてけれども、それはもうそこまでは出さないということで、赤字にしておく、これを解消するために頑張っていくという、こういう意味で補正も550万だけにさせていただきました。本来でいきますと、燃油の高騰の部分、当初契約から比べるとかなり高騰していますので、その部分もどうかという思いもあつたりいたしましたけれども、私の気持ちとして、赤字決算にすることによって、職員の奮起を促していきたいという考え方もありますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、機会があれば、詳しくというふうに行くかわかりませんが、全協の席上で、概略ぐらいにつきましては説明申し上げる機会は設けたいと思います。お願ひいたします。

ただ、指定管理の5,900、ことしの場合は補正で盛り込ませていただいておりますけれど、通常でいきますと5,400万であります。この中には、大芝公園の管理というのが非常に大きなウエートを占めております。と同時に、ふれあいプラザもかなり大きなウエートを占めております。これがなければ、大芝の湯も、500万から600万ほどは指定管理を減らせるわけがあります。しかし、これは健康の部分ということでやむを得ないというふうに思っておりますし、大芝公園の管理につきましては、収入が余りなくて、費用がかかるということであります。50ヘクタール近くのみんないの森含めての管理をしておりますので、その辺はぜひ議員の皆様方には御理解をいただきたいというふうに思っております。これが、約2,000万近くはこれにかかっておるといふところでありますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） わかりました。

いずれにしても、赤字の決算をすると、それをばねに、理事長以下、粉骨砕身、頑張つて黒字に転換したいと、今お話をお伺ひして、大変心強い言葉をいただいたわけですが。

それと、しばらく大芝を利用して、先日も、信濃グランセローズがまた3月にキャンプを開くという、村長のところへ球団社長が御挨拶に見えたというような話の中で、当初、グランセローズが来るために、大芝の野球場を大分金をかけて整備したりして、そのグランセローズが来るということで、子供たちの野球の指導もしていただけたとか、いろいろそういうことで相乗効果があるというふうには聞いたんですが、もう何年も経過して、最近、新鮮さが

欠けているような感じを受けるわけです。ぜひ、片や、何でしたっけ、Vリーグと言うんですか、私、ちょっと知識がなくていけません、バレーのほうは頑張っているようですけど、信濃グランセローズがやはりしばらく南箕輪を第二のキャンプ地として指名して来ていただいている中で、本村でも応分の応援はしているわけですけど、それらをさらに活性化させていくようなことも大事ではないかと思えますけれど、その辺について、球団社長もお見えいただいて、村長と懇談をされたというようなお話も報道されておりますけれど、その辺について、もうちょっと村長、お話をお願いしますでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） グランセローズの問題であります。

11年が過ぎました。当初、フェンスとか、土を若干入れかえたとか、その程度でございましたけれども整備をさせていただきました。一番は、もう少しキャンプをとという思いもありましたけれども、リーグ戦が早まってしまったということで、大芝の天候状況、気候状況からいくと、ちょっと無理であります。したがって、2泊3日ぐらいの第二次キャンプということであります。暖かいほうへということで、これはやむを得ないかというふうに思っております。

その中で、一番は、ようやくリーグ優勝、11年目にして達成できたということ、と同時に、また、チャンピオン、日本一という部分には届かなかったということでもありますけれども、優勝したということで、かなり観客の動員数も若干、きょうの新聞を見ますとふえたようであります。そういったことをばねにしながら、またかかわっていければというふうに思いますし、こちらにいるときは子供たちの野球指導もしていただいております。また、本村出身の選手の活躍というのは何よりでありますので、去年、本村出身の高井選手がMVPに輝きましたので、ことし、活躍次第ではもう少し上を目指せるかと、その期待があるわけであります。そういったことになれば、野球熱も高まっていくんじゃないかと思っております。育成枠でも指名があればという期待感があります。

そんなところで、これからも、余りお金をかけているわけではありませんけれども、かかわっていききたいと。

むしろ、バレーボールでありますけれども、VC長野トライデンツも期待が大きなところでもありますけれども、結果、8チーム中5位というふうに終わってしまいました。ただ、バレーボールはリーグ自体が再編成するというところであります。プレミアリーグが10チームで構成されると、その候補には上がっておるところであります。ただ、これは、上に上がるということになれば、かなり資金力とかいろんなことが、整備が大変かというふうに思っております。これ、私どもの一自治体では担える問題ではありませんので、これは県全体で担っていくような要望もといいますか、そんなお話もしているところでございますので、プレミアリーグに昇格ができるのか、できないのか、この辺が大きく分かれ目になるのかというふうに思っております。これができれば、日本的なチームの仲間入りができるということでもありますので、この辺はまた経過を見守りたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、スポーツを通じて地域を元気にしたいという思いがありますので、できる範囲で協力はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第14号「平成29年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第14号「平成29年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、収入の確定見込みにより、不用となります基金繰入金の減額、また、交付金額が確定したことによる国・県支出金支払基金交付金及び一般会計繰入金等の減額が主なものであり、歳出では、介護予防給付費等の減額、事業費の確定見込みによる不用額の減額、また、第6期介護保険事業計画期間の最終年度の調整による介護保険支払準備基金積立金の増額が主な補正内容であります。

既定の歳入歳出予算の総額から7,499万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,907万8,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第14号の細部説明を申し上げます。

予算書の6ページをごらんいただきまして、最初に歳入のほうから御説明を申し上げます。

歳入につきましては、1年間の介護サービス給付額等の12月時点での実績からの見込みに基づきまして、国・県支払基金、村、それぞれの負担割合により算定をしまして、当初予定額より減額になる見込みとなりましたので、減額補正をするものであります。

まず、4款、国庫支出金でございますが、1項、国庫負担金、1目の介護給付費負担金で928万6,000円、2項、国庫補助金、1目の調整交付金で433万7,000円、2目の地域支援事業交付金の介護予防事業で81万4,000円、それぞれを減額するものでございます。これは、介護サービス給付費と地域支援事業費、それぞれの確定見込みが減額となることによるものでございます。

続いて、7ページのほうをごらんいただきまして、5款1項、支払基金交付金でございます。2,629万2,000円を減額するものでございます。

1目、介護給付費交付金と、2目、地域支援事業支援交付金、それぞれを減額するものでございますが、いずれも事業費の確定見込みによる減額となります。

次のページの6款1項、県負担金でございますが、1目の介護給付費負担金で1,298万6,000円を減額するものでございます。これも事業費の確定見込みによるものでございます。

続いて、9ページをごらんいただきまして、10款、繰入金の1項、一般会計繰入金では、1目の介護給付費分でございますが、給付費の減額に伴い、831万円を減額するものと、また、2目、地域支援事業交付金から、5目、その他一般会計繰入金までの減額及び増額につきまして、それぞれの繰り入れに該当いたします事業費の確定見込みによるものでございます。

それから、その下の2項1目、介護保険支払準備基金繰入金につきましては、収入及び支出の確定見込みによりまして、当初予定をしておりました基金からの繰り入れ1,250万円が不用となりましたので、全額を減額するものでございます。

続いて、10ページからは歳出となります。

1款、総務費、1項1目、1301一般管理費で、13節、委託料の増額でございますが、制度改正により、介護事業所の管理システムの改修が必要となりましたので、改修にかかわる委託料を増額するものでございます。それから、19節の負担金では、情報センター負担金の確定によります不用額を減額するものでございます。

3項2目、1315認定調査費では、7節の賃金で、認定調査業務の増加によりまして、臨時職員賃金を増額をお願いするものでございます。

それから、3目、1318認定審査会共同設置負担金では、19節の負担金で、上伊那広域の認定審査会設置負担金の確定見込みによります不足する額を増額するものでございます。

続いて、11ページをごらんいただきまして、2款、保険給付費、1項1目、1321介護サービス等諸費でございますが、19節、負担金で、介護サービス費が見込みより伸びが小さかったことによりまして、5,320万円を減額するものでございます。

2項1目、1322介護予防サービス等諸費では、19節、負担金で、要支援の方に対するサービス費が見込みほど伸びが少なかったことによりまして、800万円を減額するものでございます。

それから、4項1目、1347高額介護サービス等費でございますが、19節、負担金で、高額介護サービス費が見込みより少なかったことによりまして、320万円を減額するものでございます。

次の12ページの6項1目、1351特定入所者介護サービス等費では、19節の負担金で、施設入所者への介護サービス費が見込みより少なかったことによりまして、550万円を減額するものでございます。

続いて、13ページをごらんいただきまして、5款、地域支援事業費の1項1目、1364介護予防日常生活支援サービス事業費、いわゆる総合事業にかかわるものでございますが、予防給付からの移行のスケジュールが見込みよりおくれたということがございまして、ケアマネジメントにかかわる委託料、それからサービス費が伸びが小さかったということによりまして、13節、委託料と、19節、負担金補助、合わせまして143万円を減額するものでございます。

それから、2項1目、1361一般介護予防事業費から、14ページにかけましての3項1目、1362包括的支援事業、2事業費につきましては、それぞれの事業の各節の事業費の確定見込みによりまして、不用額を減額するものでございます。

続いて、15ページをごらんいただきまして、6款1項1目の基金積立金でございます。第6期計画期間におけます介護保険料の確定見込み額の増加等に伴いまして、第7期以降の介護保険事業へ充当いたします支払準備基金の増額を図るものでございます。1371介護保険支払準備基金積立金といたしまして、1,499万9,000円を増額するものでございます。

16ページの9款1項1目、1399予備費でございますが、歳入歳出調整を行いまして、1,730万1,000円を減額するものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第14号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

相対としてというか、給付費も含めて、大幅な減額ということであります。介護保険については、いろいろと制度が少しずつ変わってきているわけでありましてけれども、これだけたくさん、人数はいずれにしてもふえているということの中で、これだけ減ってきているということの要因はどこにあるのか。もし、制限をしているというような、利用制限をしているというようなことがあれば、大変なことだと思いますし、負担に耐えられないという部分があるのかどうかということも含めて、これだけ給付費が減っているということについての分析はできているのかどうかということをお聞きします。

それと、最後に、基金繰り入れということがありまして、最終的にはどのぐらいの基金が積み立てできるのか、お聞きします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

藤田課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） まず、給付費の大幅な減額についての御質問でございます。

これにつきましては、実際、年度当初と比較いたしますと、介護サービスの受給者数が3人減となっている状況でございます。それがそんなに大きく影響してくる部分ではございませんが、当初はこの給付対象者が増加するという見込みでございましたのが、減となってしまいましたので、その部分が大きく減っているところがございます。それから、あと、特定入所者にかかわる部分につきましても、昨年、28年度ですか、年度途中から非課税の年金の部分が加算になりまして、所得段階が高くなる方もおられます。によって、市町村で負担する限度額を超えた部分の額も減ってまいりましたので、その部分の減ですとか、そういったことも影響をしているところでございます。

いずれにしても、分析の中では、当初の見込みがちょっと強く見込みをし過ぎていた部分もございまして、その差異というものもあるのかというところで判断をしているところであります。

それから、基金の積立金の関係でございますが、今、基金残高が、3,700万の基金残高でございます。今年度、1,500万の積み立てができる予定でございますので、総額で5,200万円の基金残高になってくる見込みでいるところでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第15号「平成29年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第15号「平成29年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、収入確定見込みによる国庫支出金及び共同事業交付金の増額が主なものであります。

歳出では、保険給付費のうち、一般被保険者の療養給付費の増額と退職被保険者療養給付費及び共同事業拠出金の減額が主な補正内容であります。

既定の歳入歳出予算の総額に3,215万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億2,773万円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 厚子） 議案第15号について細部説明を申し上げます。

予算書の6ページをごらんいただき、歳入から説明させていただきます。

1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税でございますが、確定見込み数字に近づけるため、1,718万7,000円を減額するものでございます。当初予算見込みより被保険者数が減少したことによるものでございます。

おめくりいただき、7ページ、次の8ページ、3款、国庫支出金の1項、国庫負担金は、2目、療養給付費等負担金を2,561万1,000円減額し、4目、高額医療費共同事業負担金を190万8,000円減額するものでございます。29年度分の療養給付費負担分と高額医療費共同事業負担分の額がほぼ確定したことによるものでございます。それぞれ、村で支出した療養費、高額療養費が減ったためでございます。

おめくりいただき、9ページの4款、県支出金でございます。

1項、県負担金、2目の高額医療費共同事業負担金の額が確定したことにより、190万8,000円を減額するものでございます。こちらも高額療養費が減ったためでございます。

次の10ページ、6款、共同事業交付金は、医療費の増額に対し、国保連合会から一定割合が交付されるものでございますが、29年度の確定見込みに伴い、4,412万2,000円を減額するものでございます。1節の共同事業交付金1,534万6,000円の減額、2節の保険財政共同安定化事業交付金で2,877万6,000円を減額するものでございます。こちらも高額療養費が減ったためでございます。

おめくりいただき、11ページの8款、繰入金でございます。

1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金、1節、保険基盤安定繰入金、保険税軽減分でございますが、村の繰入分がほぼ確定したことにより、239万円の増額。2節、一般会計繰入金は、4,724万円の減額でございます。この内容は、出産数が見込みより少ないための224万円の減額と、法定外繰り入れを取りやめたことによる4,500万円の減額でございます。3節、保険基盤安定繰入金、保険者支援分についても、保険税軽減分と同様の理由の村の繰入分がほぼ確定したことにより、298万円増額するものでございます。したがって、一般会計からの繰入金は4,187万円の減額でございます。

2項、基金繰入金でございます。先ほど一般会計からの法定外繰り入れを減額したため、赤字分については基金を取り崩し、2,600万円の繰り入れを行うものでございます。

12ページの10款、諸収入、3項、雑入でございます。補正額は213万8,000円の増額でございます。主なものは、交通事故にかかわる診療費、1目、一般被保険者第三者納付金183万

円と、3目、一般被保険者返納金29万4,000円でございます。

続いて、おめくりいただき、13ページからは歳出となります。

14ページ、2款、保険給付費の1504一般被保険者療養給付事業でございます。確定見込みにより、2,556万3,000円を減額するものでございます。原因としては、被保険者数が減少したこと、高額薬価価格を抑えたこと、高額レセプト件数が少ないこと等によるものでございます。

1505退職被保険者等療養給付事業は、これも確定見込みにより、1,392万円を減額するものでございます。この理由も先ほどの1504と同じ理由でございます。

1509一般被保険者高額療養事業につきましては、確定見込みにより、2,179万円を減額するものでございます。その理由も先ほどと同じ理由でございます。

15ページ、1510退職被保険者等高額療養事業につきましても、確定見込みにより、526万円を減額するものでございます。この理由も先ほどと同じことでございます。

1533出産育児費給付事業でございます。出産数の減により、336万円を減額するものでございます。

16ページ、7款、共同事業拠出金でございますが、1516高額医療費拠出事業では762万3,000円の減額、1540保険財政共同安定化事業拠出金は2,483万7,000円の減額、これは80万円を超える高額医療費と医療費総額の一定割合を拠出金として国保連合会へ納付するものでございますが、いずれも納付額が確定したことにより減額をするものでございます。

おめくりいただき、17ページの8款、1518疾病予防事業では80万円の減額でございます。これは、人間ドック等の受診者の確定見込みによるものでございます。

1547特定健康診査事業は、13節、委託料の特定健康診査業者委託料の確定見込みにより、120万円を減額するものでございます。

18ページの11款、諸支出金、1523国庫支出金償還事務、23節、償還金、利子及び割引料を40万4,000円増額するものでございます。これは、会計実施検査等による国庫支出金償還金でございます。失業による減免件数の算出誤りによるものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第15号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

これも確定によるということでありましてけれども、11ページの一般財源繰入金を全くなくし、基金のほうから繰り入れるという、決算に近づけるところであります。もともと国保というものは、高額医療が出ることによってかなり大きく変動がありますし、今年度の予算は来年度の予算をつくるに当たって大事な予算になります。いつも不安定な中で、一定程度の基金をとっておくというのが原則ではないかというふうに思います。一般会計をそっくりそのまま繰入金を落とすというのはなぜなのかというところをお聞きしたいというふうに思います。一定のものをとって次の年度に臨むというのが基本ではないかというふうに思いますので。

そして、17ページにありますけれども、健診事業も少しずつ減ってきているように思いますが、健診の予算について、現在の状況ではどのような推移になってきているのか、減る傾

向にあるのか、そこら辺のところをお聞きします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 基金と法定外繰り入れの関係であります。

4,500万減額をさせていただきました。これは、一般会計が非常に厳しい部分がございます。国保会計の当初予算をつくる段階では、伸び率をかなり抑えて予算を組めなかったものですから、4,500万なおかつ入れて予算を組み立てたという状況であります。しかし、被保険者の減少や、あるいは、昨年までと違った療養給付費がかなり減額になってきたと、これは本当に好ましい状況であるというふうに思っております。そういった状況の中で、4,500万の法定外繰り入れを減額することができたということでもあります。その分、基金の繰り入れ、これは当初でといたしますか、ゼロになる予定が、5,300万円ほどだったと思いたすけれども、これを使わずに済んだということで、今回、その半分ぐらいを基金から繰り入れて補填するという、そういう決算ということにさせていただいたところでもあります。新年度予算につきましても、この基金で1,470万円ほど入れることになっております。

基金は将来にわたってということでもありますけれども、国保会計が県1本化ということになりまして、集める部分というのが決まってくるわけでもあります。平成30年度の場合は3億550万円、これを県に納めると。31年度になると、最新の医療費の状況まで加味されて、また決まってくるという状況でありますので、こういった療養給付費が減っていけば、恐らく、納める額も減ってくるのではないだろうかとというふうに予想しておるところでありますので、その辺につきましてもそういうふうになることを期待しておるところであります。まだ、これを入れても基金がありますので、そんなことで御理解をいただきたいというふうに思います。基金があるのに法定外繰り入れをしていくというのは、これは逆におかしなことであるというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 続いて、健診状況、松澤課長。

住民環境課長（松澤 厚子） 健診の状況なんですが、年度予算をつくるときの当初が、少し頑張ってみようということで、過大にちょっと予算を盛ってしまったために減額になってしまったんですが、28年度と比べますと、28年度よりは見込みはふえております。例えば、人間ドックの関係ですが、日帰りのドックが、28年度は190件に対して、見込みは213件、1泊は53件に対して70件、脳ドックは28件に対して25件、全体で271件に対して308件ということでしたが、29年度の当初の見込みが少し過大にとり過ぎてしまったために減額ということになってしまいましたので、28年度よりは伸びているということは確かでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員、よろしいですか。

三澤議員。

8番（三澤 澄子） 先ほどお聞きして、応能と応益の割合でありますけれども、29年度と30年度の違いをお願いします。

議長（丸山 豊） 応益応能の関係で、午前中の質問の。

松澤課長。

住民環境課長（松澤 厚子） 済みませんでした。

新年度は、応能応益の割合は52対48です。前年度は、応能応益は55対45になります。
以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 国民健康保険の特定健診の受診率はどのくらいでしょうか。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

松澤課長。

住民環境課長（松澤 厚子） 済みません。ちょっと受診率まで出していないんですが、見込みとして出ております。地区公民館で503件、健康センターで279件、個別受診で112件、合計で894件となっております。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 大変申しわけありません。議案第15号、提案理由が間違っております。国庫支出金及び共同事業交付金、増額が主なものというのを減額が主なものであります。それから、既定の歳入歳出予算の総額に3,215万5,000円を増額しというのを1億446万9,000円を減額しに改めさせていただきます。歳入歳出予算の総額を16億2,077万3,000円と申し上げましたけれど、14億7,930万1,000円に改めさせていただきます。大変申しわけありませんでした。

議長（丸山 豊） 配付文書のほうが正しいということで、お手元にある。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

ただいまから3時まで休憩といたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時00分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を始めます。

先に、先ほど三澤議員の質問に対しまして、議案第13号でございますけれども、大芝の券売機の件について、出羽澤産業課長のほうから答弁をお願いいたします。

産業課長（出羽澤平治） 先ほど、三澤議員からお尋ねのありました大芝の湯にありますタッチパネル式の券売機の単価でございます。4台購入いたしまして、1台当たり単純平均でいきますと97万円というものでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 議案第16号「平成29年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第16号「平成29年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、保険料の増額、歳出では、保険料の増額に伴う広域連合への納付金の

増額による補正であります。

既定の歳入歳出予算の総額に623万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,797万4,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 厚子） 議案第16号につきまして細部説明を申し上げます。

予算書の6ページをごらんください。

歳入から説明いたします。

1款1項、後期高齢者医療保険料を623万円増額するものでございます。29年度の保険料見込み額の確定により増額するものでございます。

おめくりいただき、7ページの歳出でございます。

1804後期高齢医療広域連合納付金でございます。歳入で保険料の増額がございましたので、保険料と同額の623万円を増額するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第16号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

後期高齢者の保険料でありますけれども、2017年から2019年にかけて、元の被扶養者特例の見直しが行われます。また、低所得者の所得割の軽減も、2017年から2018年までに、5割、2割軽減なしというふうに変わっていくわけでありまして、29年度においてはその分の増額になったというふうに思いますけれども、その分が丸々というふうには思いませんけれども、保険料の中でどのぐらいの額が増額になったのか、お聞きします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 厚子） 済みません。手元に資料がございませんので、後でお答えいたします。

保険者数につきましては、年度当初よりも見込みの数字が17人ほどふえていることはわかっておりますが、済みませんが、ちょっと手元に資料がありませんので、よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 後ほど。

ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） ちょっと知識がなくてわからないのでお聞きするんですが、これは保険料は県下統一だったんでしょうか、たしか。ちょっとその辺、教えてください。

議長（丸山 豊） 松澤課長。

住民環境課長（松澤 厚子） 県下統一でございます。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[質疑なし]

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第17号「平成29年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第5号）」を議題といたします。
本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第17号「平成29年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第5号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年度の事業等が確定してまいりましたので、事業費の減額補正等をお願いするものであります。

収益的収入及び支出の収入予定額を1,587万円減額し、2億6,773万円に、支出予定額では、5万6,000円を増額し、2億6,289万4,000円とするものであります。資本的収入及び支出では、収入予定額を149万8,000円減額し、690万2,000円に、支出予定額では、3,920万円減額し、8,534万3,000円とし、資本的収支における既定の不足する額及び過年度分損益勘定留保資金に補填する額を7,844万1,000円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） それでは、議案第17号の細部説明を申し上げます。

年度末となりまして、それぞれの事業費等も確定してまいりましたので、不用額等、所要の補正をお願いするものであります。

細部につきましては、予算実施計画明細書にて説明いたしますので、7ページをごらんいただきたいと思っております。

収益的収入及び支出の収入、01款01項01目、給水収益は、01節、水道使用料で、収入実績により、1,400万円を減額するものであります。

なお、水道使用料につきましては、平成29年度まで、調定額にて予算計上しておりました。この点を踏まえまして、平成30年度当初予算からは収納率等を考慮した予算としましたので御理解をお願いいたします。

02目、受託工事収益は、01節、受託工事収益で、当初予定しておりました消火栓設置受託工事のうち、これ、県道の拡幅工事の先送りの関係で減額するものであります。

03目、その他営業収益、02節、手数料につきましては、給水工事検査手数料の実績による増額となります。

02項、04目、雑収益、03節、その他雑収益では、これは神子柴簡易水道組合の水質検査負担金の増によるものであります。

8ページをお願いいたします。

支出、01款01項01目、8001原水及び浄水事業は、11節、受水費で、上伊那広域連合水道用水企業団からの受水量の増により、450万円を増額するものであります。

02目、8002配水及び給水事業は、04節、路面復旧費、10節、賃借料につきましては、それぞれ実績により不用額とするものであります。

03目、8003受託工事業は、01節、受託工事費として、先ほど御説明いたしました消火栓受託工事の減による不用額であります。

05目、8005総係事業には、03節、手当、10節、負担金、17節、賃金は、それぞれ金額の確定によるもの、また、05節の旅費につきましては、当初、水道技術管理者の資格取得のための旅費を計上しておりましたが、予定していた職員が別の研修と重なってしまい、受講することができませんでしたので、減額をお願いするものであります。なお、今年度、受講できなかった資格取得の研修は、平成30年度当初予算に再度計上させていただきましたので御承知願いたいと思います。12節、委託料45万円につきましては、当初、平成29年度分の給水装置、配水管等のデータ変更に伴う委託業務は、平成30年度の委託を予定しておりましたが、昨今の情報提供の需要に対応するために、今年度にて情報整備等に必要な費用をお願いするものであります。

9ページ、資本的収入及び支出でございます。

収入、01款04項01目、加入金は、01節、加入金の実績により81万円を増額するものであります。

02目、負担金は、01節、工事費負担金で、下水道工事、道路改良工事等に伴う補償工事の確定に伴い、230万8,000円を減額するものであります。

10ページの支出でございます。

01款01項02目、8032配水施設改良事業は、01節、工事請負費におきまして、下水道工事に伴う補償工事を初め、各工事の入札差金に伴う減額、また、02節、委託料につきましては、実績により3,920万円の減額をお願いするものであります。

11ページ、給与費明細書につきましては、給与の確定により、賃金、手当の合計額を18万6,000円増額するものであります。

予算書1ページにお戻りいただきたいと思います。

ただいまの説明によりまして、第2条、収益的収入及び支出の支出予定額で、1,587万円を減額し、支出予定額を5万6,000円増額するものです。

再度、2ページをお願いいたします。

資本的収入の収入予定額を149万8,000円、支出予定額を3,920万円、それぞれ減額し、資本的収入に対し、資本的支出で不足する額及び過年度分損益勘定留保資金で補填する額を7,844万1,000円とするものであります。

第4条では、議会の議決を経なければ流用できない経費につきましては、職員給与費を18万6,000円増額し、2,397万8,000円とするものであります。

以上で議案第17号の細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第17号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

ちょっとお尋ねいたしますが、細かいことですが、大芝に、かねてから、非常水源と言うんですか、緊急水源と言うんですか、子ども未来センターに伴う井戸を掘って、そこから大芝荘へ水を売り上げると、こういう工事があったわけですが、何月からで、当然、2017年度の水道会計の予算にも入るものと思いますが、具体的な金額がどのぐらいなのか。それとも、

どの程度、今、水道というか、その非常水源から水を供給しているのか、おわかりになりましたら御説明をいただきたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） 大熊議員の非常用水源の大芝の湯への送水の関係であります。

計画では、日100トンということで、計画、確保したポンプになっておりますが、詳しい量ですとか、金額とか、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど答弁させていただきます。

議長（丸山 豊） 9番、大熊議員。

9番（大熊 惠二） あわせて、いつから供給を始めたか、多分17年度からだと思いますが、教えてください。

議長（丸山 豊） それも踏まえてお願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第18号「平成29年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第18号「平成29年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第4号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年度、事業等が確定してまいりましたので、事業費の減額補正等をお願いするものであります。

収益的収入及び支出の収入予定額で、992万5,000円減額し、6億4,545万円に、支出予定額では、842万5,000円減額し、6億4,740万2,000円とするものであります。資本的収入及び支出の収入予定額で、738万8,000円増額し、2億6,251万7,000円に、支出予定額で、2,636万1,000円減額し、4億7,387万2,000円とし、資本的収支における既定の不足する額及び当該年度分損益勘定留保資金で補填する額を2億1,135万5,000円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） 議案第18号の細部説明を申し上げます。

ただいまのとおり、年度末となりまして、それぞれの事業費等が確定してまいりましたので、不用額等、所要の補正をお願いするものでございます。

細部につきましては、予算実施計画明細書8ページをごらんいただきたいと思います。

8ページから説明をいたします。

収益的収入及び支出の収入、01款01項01目、下水道使用料、01節の下水道使用料につきましては1,000万円減額するものでございます。この減額につきましても、先ほどの水道使用料と同様でございまして、平成29年度までは調定額にて予算計上しておりましたので、収入

実績に基づき減額するものでございます。

なお、これも同様で、平成30年度の当初予算は収納率を考慮した予算として計上しておりますので、御理解をお願いいたします。

03目、その他営業収益、02節、手数料、これは督促手数料ですが、3万円、それから、04節、他区域受入汚水収入につきましては、伊那市水道事業区域分の処理収入4万5,000円をそれぞれ実績により増額するものでございます。

9ページでは、01款01項01目、9401管渠事業、02目、9403処理場事業の各22節は、修繕費でありますけれども、当初見込まれていた機器材等の修繕がなかったことによる減額となります。

9407総係事業では、03節、職員手当から、17節、賃金につきましては、それぞれ確定により不用額となるものであります。

10ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入、01款01項01目、企業債につきましては、当初見込んでおりました太陽光発電の補助率が結果的に3分の1になったということによるものでございます。

04項01目受益者負担金1,109万5,000円は、01節の受益者負担金、02節、過年度受益者負担金で、それぞれ当初見込みより増加した分の実績によるものであります。

03目、工事負担金は、区域外流入の接続工事にかかる負担金の増額によるものであります。

05項01目、国庫補助金2,230万円の減額は、先ほど申しました国庫補助金の補助率の変更に伴うものとなります。

11ページでございます。

支出、01款01項01目、9430施設建設事業2,636万1,000円の減額では、01節、負担金で、区域外工事分の負担金、それから、12節、委託料、25節、工事請負費は、それぞれ太陽光熱発電設置工事に伴う設計費用、工事請負差金ほか、また、28節、補償金につきましては、単独公共下水道管渠工事第2工区、大泉となりますが、これにおける水道補償工事等、各項目の確定により減額となるものであります。

12ページをお願いいたします。

給与費明細書につきましては、給与費のうち賃金、手当の額の確定によりまして、61万9,000円の減額に伴う明細となりますので、お願いいたします。

1ページにお戻りいただきまして、ただいまの説明によりまして、第2条の収益的収入及び支出の収入予定額で992万5,000円減額し、支出予定額で842万5,000円の減額をお願いするものであります。

2ページをお願いいたします。

第3条では、資本的収入及び支出の収入予定額を738万8,000円、支出予定額を2,636万1,000円、それぞれ減額し、これらによりまして、資本的収入に対し、資本的支出で不足する額及び当年度分損益勘定留保資金で補填する額を2億1,135万5,000円とするものであります。

第4条では、事業の確定に伴い、企業債の限度額を5,790万円に改め、3ページ、第5条で、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を61万9,000円減額し、1,970万4,000円とするものであります。

以上、議案第18号の細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第18号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

村長の開会の挨拶の中にも、終末処理場の太陽光発電の工事が順調に進んでいるという、たしかそういうお話があったと思いますが、当初、これは2分の1の補助というのが3分の1になったということですが、もう一回再確認の意味で教えてほしいんですが、何年でペイして、その後、利益に結びつくのか。売電は一切なしで、処理場で全部消費するということだと思いますが、その点についてもう一度御説明をお願いいたします。

それと、あわせて、これは費用対効果ということもありましょうが、最近、下水道の熱を利用して発電をするというものが、諏訪の処理場でもあり、県の処理場でもそういったことが今計画をされていると、もう一つは、下水道管の熱は年間定期的に安定しているというようなことで発電可能ということのようですが、費用対効果もありましょうけれど、それと、メタンガスの利用によって発電をすると、一定の規模が大きいとできないのかもしれませんが、本村の現在の規模でそういったことが可能なかどうか。それで、可能だとすれば、もちろん費用対効果で、そういったことを今後視野に入れて検討していく余地があるのかどうか。それとも、そんなことはもう最初から全然やる意味もないと思うのか、その点について、将来を見通した下水道処理場のそういう熱利用ということによる御説明をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 藤澤課長。

建設水道課長（藤澤 隆） 最初の大熊議員の質問の何年でペイするかという話ですが、ちょっと記憶が定かでないので、確認をいたしまして正しくお答えをしたいと思います。なお、補助金につきましては、3分の2から3分の1ということで、途中、出力限度の量が9万円ということで落ちてしまいましたので、その時点では有利な補助金が出るまでは見送るということでしたが、3分の1ということで、別の補助制度を利用してこうなっておりますので、その点は御理解をお願いいたします。

それから、熱利用、メタンガスの話が出ましたけれども、今現在は、下水道処理施設としてのそういった電力等々のエネルギーについて検討していた事実は今ありません。したがって、今後のことということで、検討する余地があれば検討させていただきたいと思っております。

1点につきましては、後ほど、また正確な数字をお答えいたします。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

続いて、日程第7、議案第19号「平成30年度南箕輪村一般会計予算」、議案第20号「平成30年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」、議案第21号「平成30年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」、議案第22号「平成30年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」、議案第23号「平成30年度南箕輪村水道事業会計予算」、議案第24号「平成30年度南箕輪村下水道事業会計予算」を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第19号から議案第24号まで、一括して提案理由を申し上げます。

議案第19号「平成30年度南箕輪村一般会計予算」について提案理由を申し上げます。

平成30年度当初予算は、厳しい財政状況ではありますが、実施事業とのバランスを見きわめるとともに、健全財政を維持しながら、第5次総合計画、南箕輪村創生総合戦略などに基づき、計画的に施策を推進してまいります。

主な事業といたしましては、児童増による教室不足に対応するための南部小学校校舎等の改修、大芝公園の道の駅化に伴います園内の整備工事などを実施してまいります。

前年度肉づけ予算に対し3.6%増の、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億3,000万円と定めるものであります。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第20号「平成30年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」について提案理由を申し上げます。

本案は、高齢者福祉のさらなる向上を図るため、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画及び平成29年度決算見込みに基づき、新年度予算編成を行いました。

介護保険給付費につきましては、介護サービス受給者の増加が鈍化したことに伴い、前年度当初予算額に対し2.5%減の9億5,178万3,000円を見込みました。平成30年度の歳入歳出予算総額につきましては、前年度当初予算に対し1.1%減の10億1,240万円とするものであります。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第21号「平成30年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」について提案理由を申し上げます。

国民健康保険事業特別会計は、制度改革により、平成30年度から大きく変わります。村の医療費が給付金の算定に大きくかかわってまいりますので、引き続き、特定健診、保健指導のさらなる充実を図り、医療費の抑制と国民健康保険税の収納率の向上に努めてまいります。

平成30年度の歳入歳出予算の総額につきましては、前年度当初予算に対し11.9%減の13億7,315万円とするものであります。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第22号「平成30年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」について提案理由を申し上げます。

平成20年度から始まった後期高齢者医療制度は11年目を迎え、安定した医療制度となってきました。村が行う後期高齢者医療特別会計は、保険料の収納や後期高齢者医療広域連合への保険料の納付が主な内容となっています。

平成30年度の歳入歳出予算の総額につきましては、前年度当初予算に対し8.5%増の1億2,858万8,000円とするものであります。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第23号「平成30年度南箕輪村水道事業会計予算」について提案理由を申し上げます。

平成30年度の水道事業につきましては、安全で良質な水の安定供給と快適な居住空間の確保を目的に、水道ビジョン、アセットマネジメント及び経営戦略に基づく水道施設の更新工

事を計画しております。

具体的には、大芝第二配水池の薬注機械、計装室等の更新工事が主な事業となりますが、そのほか、減圧弁の更新工事、給水管の造型工事、検満メーターの更新等の事業を予定しております。

収益的収入及び支出の予定額で、収入額を2億6,822万7,000円、支出額を2億6,511万4,000円と定め、資本的収入及び支出の予定額では、収入額を6,970万円、支出額を1億7,219万9,000円と定めるものであります。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億249万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第24号「平成30年度南箕輪村下水道事業会計予算」について提案理由を申し上げます。

平成30年度下水道事業につきましては、快適な居住空間の確保を目的に、公共下水道への接続の推進及び浄化センターの長寿命化、また事業経営の健全化と効率化を目的に、ストックマネジメント計画の策定を昨年度に引き続き進めるとともに、宅地開発等に伴う下水道管渠整備と公共ます設置工事等を予定しております。

収益的収入及び支出の予定額で、収入額6億3,521万2,000円、支出額6億3,521万2,000円と定め、資本的収入及び支出の予定額では、収入額2億1,910万2,000円、支出額4億5,100万2,000円と定めるものであります。なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額2億3,190万円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

各会計予算の細部につきましては、予算審査の中で、副村長及び担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） お諮らいたします。

ただいま議題となっております議案第19号から議案第24号につきましては、質疑を省略して、議員10人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔議場 「異議なし」という者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号から議案第24号は、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮らいたします。

ただいま設置が決定いたしました予算特別委員会の正副委員長には、申し合わせにより、委員長に総務経済常任委員長、副委員長に総務経済副委員長がつくことが決定されておりますので、委員会での互選を省略して、議長が指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔議場 「異議なし」という者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会委員長には小坂泰夫議員、副委員長には都志今朝一議員を指名いたします。

日程第8、議案第25号「南箕輪村村道路線の認定について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第25号「南箕輪村村道路線の認定について」、提案理由を申し上げます。

本案は、民間事業者からの道路認定の申請に伴い、道路法第8条第2項の規定に基づき、村道路線として認定するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） 議案第25号の細部説明を申し上げます。

本案は、民間事業者により、路線番号1193、南殿中段8号線に隣接して、10区画の宅地造成に必要な宅地に面する道路が設置されたことに伴い、当該道路につきまして、道路法第8条第2項の規定に基づき、村道路線として認定するものであります。

初めに、村道認定調書の2ページをごらんください。位置図でございます。

役場東、南殿コミュニティセンター北側に位置する、表示する箇所の路線となります。

3ページの認定路線図をお願いいたします。

当該路線の起終点を表示してございます。

1ページにお戻りいただきまして、当該路線につきましては、その他路線、路線番号1267、路線名、南殿中段23号線とし、起点、南箕輪村字北垣外4878番地47先から、同4878番地35先までの延長78.8メートル、敷地の幅員は4.4メートルから8.4メートルと認定するものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第25号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第26号「南箕輪村公の施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第26号「南箕輪村公の施設の指定管理者の指定について」、提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村公の施設のうち、社会福祉施設、大芝公園等関連施設、南箕輪村村民体育館の指定管理期間が今年度末で終了するため、指定管理者の指定をするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 南箕輪村公の施設の指定管理者の指定についての細部説明を申し

上げます。

ただいま提案理由でも申し上げましたが、南箕輪村公の施設のうち、社会福祉施設、大芝公園等関連施設、南箕輪村村民体育館の指定管理期間が今年度末で終了するため、指定管理者の指定をするものであります。

議案書の1ページをお願いいたします。

まず、1の南箕輪村社会福祉施設の指定管理者の指定であります。

(1)の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び位置であります。南箕輪村デイサービスセンター松寿荘、南箕輪村2380番地1212ほか、表に記載の計7施設であります。

(2)の指定管理者となる団体の名称ですが、社会福祉法人南箕輪村社会福祉協議会であります。

(3)の指定の期間ですが、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間であります。

続きまして、2の南箕輪村大芝公園等関連施設の指定管理者の指定であります。

(1)の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び位置です。1ページから裏面の2ページに記載がございますが、南箕輪村ふれあい交流センター「大芝の湯」、南箕輪村2358番地5ほか、表に記載の計20施設であります。

2ページの(2)の指定管理者となる団体の名称でありますけれども、一般財団法人南箕輪村開発公社であります。

(3)の指定の期間ですが、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間であります。

最後に、3の南箕輪村村民体育館の指定管理者の指定であります。

(1)の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び位置ですが、南箕輪村村民体育館、南箕輪村4802番地1であります。

(2)の指定管理者となる団体の名称ですが、NPO法人南箕輪わくわくクラブであります。

(3)の指定の期間ですが、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間であります。

以上、南箕輪村公の施設の指定管理の指定についての細部説明とさせていただきます。

議長(丸山 豊) 議案第26号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、原議員。

4番(原 悟郎) 4番、原です。

4年前のことだったと思いますので、ちょっと記憶が定かではありまへんけれども、毎回どおりの指定管理ということで、これはやむを得ないっちゃあ怒られますけれども、であります。この指定管理について、指定料というのは含まれないのか、指定料なしで、これ、指定をするだけで運営してもらうのか、料金が入っていないというのは、どういう理由で指定料が入っていないか、お尋ねいたします。

議長(丸山 豊) 答弁を求めます。

平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） この議案の内容につきましては、4年前のものを参考にしておりますけれど、そのときも指定管理料の額は入ってございません。今回の議案と同じような内容で提案をさせていただいております。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 指定管理の指定につきましてはの議案であります。

管理料につきましては、30年度の当初予算の中で計上させていただいておりますので、その中でまた御審議をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 原議員。

4番（原 悟郎） 多分、30年度の一般会計予算に乗っているからそれを見てくれという話だろうというふうに想定しておりますけれど、30年度の一般会計の予算の議案番号とこの議案は別の問題じゃないかと、別の議案じゃないかというふうに思います、私は。ですから、せめて参考でも何でも、この指定管理を任せようとする施設の名称及び位置に付随してそれぞれ、松寿荘は幾ら指名料を出すんだとかいう、そのぐらいの親切はあってもよさそうなものだというふうに思いますし、4年前にやったからそのままがいいという理屈は通らないんじゃないかというふうに思いますが、改めて資料をつける気があるか、ないか、そこら辺をお尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案としてはこういうことであります。参考としてということであれば、細かいこの内容につきましては、総枠ということであります。社会福祉協議会に幾ら、開発公社に幾ら、わくわくクラブに幾らという、総額の部分ということで参考ということをお願いしたいというふうに思います。

議長（丸山 豊） 原議員、よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

この三つの団体を指定管理業者ということで議案が出ているわけですが、私が直感的に思いますには、福祉協議会、それからわくわくクラブ等については、わくわくクラブは体育館ですから、比較的、社協もうまくいってるのかと思いますけれど、開発公社が大芝全体に及んでいるわけですが、この中で、開発公社が指定管理業者になって、今度、さらに細分化して、それぞれの施設、施設に、どういうふうに責任者を置くかということについては、我々は余り関知しないわけです。しかしながら、非常にそこら辺が明確になっていないということで、責任が少し曖昧になっているのではないかと危惧するところでもあります。誰が最終的な責任者で、どこの施設が誰が責任者なのか、それぞれの細分化したそういうマニュアルといますか、そういったものが統一されていないような気がするんです。だから、いつもごたごたする。だから、そういうことをもう少し、理事会なら理事会が責任を持って、議会からも理事が行っているわけですがけれど、そういうものが我々に伝わってこない。したがって、この辺の責任の明確化と、それから責任のとり方、さらに、これからこの中で、大芝のシルバー人材にここは委託する、ここは誰と誰さんをお願いするというような細分化、そうする

と、やたらに草を刈っちゃって、大切な植物まで刈っちゃうというような苦情が出たり、いろいろ大芝開発公社の場合にはもめているというか、そういう小競り合いの責任が発生しているわけです。この辺をどういうふうに見ているのか、もう少し私はその辺の責任を明確にすることによって、大芝開発公社の、先ほど村長の赤字決算だと、だから目の色を変えてしっかり頑張って、30年度は黒字に転換するだという強い決意を申されましたけれど、それらやるには、やはりこの辺のやり方がもう少し徹底していかないと、その辺が民間感覚と行政感覚の差だというふうには私は思うんです。だから、その辺について、お答えをいただきたいと思います。

議 長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 指定管理につきましては、管理先ということでお願いしていくことの議案であります。その内容につきまして、今、大芝公園関係、開発公社の御質問をいただきました。

もちろん、この責任者は南箕輪村開発公社の理事長である私であります。したがって、責任は私がとるということになるところであります。

今、それぞれの施設というお話でありました。支配人を中心に、それぞれの施設に職員を張りつけながら運営をしておるところであります。そういった中で、平成30年度、これ、御議決いただければ、どういう体制でやっていくのかというのはこれからちょっと検討していかなければならない。支配人もちょうど定年退職というようなことであります。そういった中で、体制をどうしていくかというのは、これからということでお願いをしたいというふうに思います。

ただ、いずれにいたしましても、開発公社につきましては、支配人をトップといたしまして、それぞれの施設に責任者をつけていかざるを得ないというふうに思っております。その中で、味工房と農産物直売所がオープンいたしますので、その辺も見据えてやっていかなければならないだろうというふうに考えております。また、教育施設につきましては、大芝公園の管理事務所というのを設けまして、そこで総括といいますか、統一的にやっておるわけです。そういったことを含めまして、きちっとやっていかなければならないというふうに考えておるところでございますので、もうしばらく、この体制整備につきましてはこれからやってまいりますので、お願いしたいと思います。

と同時に、これから4年間お願いはどうしてもしたいというのは、道の駅化を含めまして、新たな施設も立ち上がってまいりますので、その状況を見きわめていく必要があるというふうに私自身は考えております。もちろん、私自身も、こういった施設、教育委員会で所管するところのスポーツ施設がかなり入っておりますので、それを切り離してしまうと、大芝公園全体の部分というのが生かされてこないような状況もあるところでもあります。大芝荘や合宿所とセットして、教育・スポーツ施設を使っていくということにしないと、なかなか相乗効果は出てこないということでもありますので、これはやむを得ないかというふうには思っております。その中で、収益が上がらない部分というののもかなりあるわけです。これはやむを得ないという考え方は持っておりますけれども、スポーツ施設、あるいは大芝高原みんなの森、これはセラピーロードが主であります。この辺は収益、全く上がってこないものということでもありますし、先ほども申し上げましたが、ふれあいプラザ、これも健康という部分でつくった施設であります。そういったものも全て包含しての南箕輪村開発公社への委

託ということでもありますので、しっかりと運営体制を整えていく必要があるということは申し上げておきたいというふうに思いますし、同時に、この4年間で将来にわたってどうしていくのかという、このことは見きわめていきたい、検討はしていきたいという思いがあります。

実際的にこういった施設、教育委員会所管でありますスポーツ施設だとか、そういう部分は別にいたしまして、こういった施設を、開発公社とか、村が100%出資の開発公社でやっていくのがいいのかどうかというのを含めまして、検討していかなければならないだろうというふうに思っておるところであります。私自身は、受けてくれる民間があれば、一番それは理想だというふうに思っておるところでありますけれども、なかなか公園施設を含めての管理ということ、それと同時に、村民の利便性、スポーツ施設を使う利用、そういったことも考えていかなければなりませんので、そういったことを相対的に検討する4年間であるというふうに私自身は思っております。

今回はこうしていただかないと、新しい施設ができますので、これがお認めいただければ、これは全部直営でやっていかなければならないということになってしまいますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。それを見きわめる4年間にしていきたいという、この考え方は私自身そう思っておりますので、何らかの形で検討していくということをお願いしたいというふうに思います。

それから、原議員の、ちょっと言葉足らずで申しわけありませんでした。議案としてはこういうことであります。これは決められた議案ということでもありますので、お願いいたします。管理先を決めるというのが指定管理の部分であります。管理先が決まれば、あとは予算の中でどう決めていくかということでもありますので、ただ、親切ということであれば、当初予算に掲げた額を参考として載せるという、参考資料ということ御理解をいただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9 番（大熊 恵二） それこそ、懐の中へ手を突っ込むような質問をいたしました。大筋では、今、村長がおっしゃるように、この形で行くということによく理解できます。しかしながら、村長が最終的には責任者ということではありますが、大変、忙しい方ですので、いわゆる村長1人で何でもかんでもできるわけじゃありませんので、しっかりしたブレーンをそろえて、そこで責任を持たせてやるという、マーケティングをしっかりやっていただくということが大事だと思いますので、老婆心ながら御意見として申し上げます。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

ここで、先ほど、議案第17号に対する質疑の中で、9番大熊議員からの大芝の非常水源についての答弁をしていただきます。

藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） 先ほどの非常水源の金額の御質問でございます。

時期は、今年の5月から給水をしておりまして、二月に1回、平均で約100万円、これが

収入になっておりますのでお願いいたします。

それから、もう一点、18号のほうもよろしいでしょうか、議長。

議長（丸山 豊） はい。

建設水道課長（藤澤 隆） 太陽光発電の関係でございます。

これ、全協の資料にも提示させていただきましたが、毎月、いわゆる月というか、年間でほぼ240万円程度の電気量を確保できると見込んで、約14年で、いわゆる解消、ペイができて、太陽光パネルが20年のいわゆる耐用年数であれば、差し引き6年間はこの部分が浮いてくると、年間1,900万程度の光熱費がありますので、その分の効果があるというふうに見込んでおります。

以上であります。

議長（丸山 豊） 大熊議員、よろしいですか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） ちょっと課長の、何せ年とってまいりますと、聞き取りにくい部分もありまして、早口なものですから、確認しますけれど、今年の5月より給水開始と。それで、日量100トンと、そして、金額にして月平均8万円ということですか。

議長（丸山 豊） 藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） 2カ月に1回で、平均100万円でございます。

9番（大熊 恵二） 2カ月で100万。

建設水道課長（藤澤 隆） はい、平均ですので、月によって回数が変わりますけれども100万。

9番（大熊 恵二） 結構な金額ですね。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

9番（大熊 恵二） はい、わかりました。

議長（丸山 豊） 8番、三澤議員の質問に対しての松澤課長、後日とか、答弁をお願いいたします。

住民環境課長（松澤 厚子） 軽減額の集計につきましては、今、抽出方法を確認中でして、ちょっと時間がかかりますので、新年度予算の予算審議のときに数字をお伝えしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（丸山 豊） 続きまして、日程第9、議案の対する討論、採決を行います。

議案第13号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第10号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第10、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件につきまして、村長から配付資料のとおり、議会に意見を求められております。

村長から、本件についての説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてということで御説明申し上げます。

人権擁護委員の候補者として、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見をお願いするものであります。

氏名につきましては、原 孝壽氏。生年月日、昭和23年6月18日、満69歳。住所は、上伊那郡南箕輪村2623番地であります。

再任ということをお願いをするものでありますので、よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

今、村長から、議会に意見を求めると、こういう説明がございました。人権擁護委員とは何ぞやというようなことで、わかりきっているようでわかっていない部分が大いに人権擁護委員というのはあるわけですが、本村には、4名の人権擁護委員がいるわけであります。その中で、男性2人、女性2人という状況にあるわけですが、任期は3年と、こういうことになっていると思いますが、本日、この原 孝壽さんについて議会に意見を求めるということでございますので、これから意見を少し申し上げさせていただきたいと思っております。

そもそも人権擁護委員というのは、国家権力によります人権審判、それから、人身による人身保護法や刑事訴訟法がその防止や救済を図っているわけです。人権保護法や刑事訴訟によることで防止を図っているわけですが、法的手続によらない、事実上の救済を求める場合、被人間における人権審判につきましては、その刑事訴訟法とかそういうものに行かない部分の人権の審判について、この人権擁護委員が当たるというのがこの人権擁護委員法であります。それで、その救済機関として、法務省が人権擁護局をその管理下に置きまして、人権擁護委員を置いて、太陽の下と言われておりますが、太陽のもとで起こり得るあらゆる人権問題に対処していただきたいというのが人権擁護委員の役目であります。端的に言うと、村八分とか、もちろん同和問題等もありますし、それから、これは教育委員会の部分にもなるかと思いますが、人権教育の中で、知識や技術や態度の育成を目的とする教育のために、女性、そして子供、高齢者、障がい者、先ほど言った同和問題、それから、長野県等はちょっと縁がありませんが、アイヌの人々、または外国人、それからH I Vの感染者、それからハンセン病患者、それから刑を終えて出所した人たち、それから犯罪に巻き込まれて被害に遭った方、または、これは学校関係でありましょうが、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、そういう人権が尊重されていないかどうかというのは、特に人権教育の部分で強く訴えるところでもあります。それらを審査していただくのが人権擁護委員の大きな役目でございますので、非常に重要な役目であります。一くくりに言えば、人権思想の普及、高揚に努めていかなければならないということでもあります。

この4名の人権擁護委員であります。本村の場合、この方がなりますと、教員関係者が3名、それから、それ以外が1名ということで、非常に教育関係に人権擁護委員が本村の場合偏っていると。私は教育委員会の教育委員の選任についても、教育者ばかりが教育委員に

なるのはいかかなものかという意見を申し上げた経緯がありますが、この人権擁護委員もまた教育関係出身が3人になる。私は問題だと思っております。とかく、これは私の偏見ととていただいても結構であります、一般的に、この私の年齢まで、今日、太陽のもとで生活してきて思いますことは、非常に、教育長がそこにおいて大変失礼ですが、教員の世界というのは一般社会とちょっと隔離したところがあって、範囲が狭い、全体を見るのに。やはり人権という、非常に広い中からその人権を擁護していこう、そういう人を守って行ってやろうという視点からは、余り教育関係者は適さないというふうに思っております。

したがって、大変、村長が推薦をして、その方は法務大臣が認めて、人権擁護委員になるわけでありませうけれど、この教育関係者ばかりが3人いるということは、いささか異常と言わざるを得ません。その点で村長に意見として申し上げ、村長のお考えもお聞きしておきたいと、長々と申し上げましたが、私の意図するところはそういうところでありませうので、村長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 実態として、本村の場合、4人の人権擁護委員のうち3人が教員ということでありませう。これ、議員御指摘のとおりでございます。幅広い皆さんになっていただく、このことが一番いいことだろうというふうには思っております。ただ、他の市町村を見ますと、やはり教育関係者が多いというのが実態でありませう。ただ、その比率等々、4人のうち3人というのは、そういう意見をお聞きすれば、なるほどという部分もあるわけでありませう。したがって、次からは幅広い分野から選んでいくというのがいいことかというふうには思っております。ただ、今回につきましては再任ということで、前期の3年間も特別いろんな状況があったわけではありませうので、再任ということをお願いしたいというふうには思っておりますし、次からの分野につきましては、幅広い分野から選出をしていければというふうには思っております。

ただ、問題として、受けていただけないというのがなかなか悩みの種でありませう。また、議員の皆さんにも御相談申し上げますので、適した人があれば、上げていただければというふうには思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませうか。

大熊議員。

9 番（大熊 恵二） なかなか受け手がないということで、学校の教員出身なら簡単に受けてくれると、簡単かどうかはわかりませうけれど。ただ、お願いしたいのは、やはり人権思想の普及、また高揚等について、ぜひ運動してほしいと、選ばれて、用件が何もないから何もやらないという人権擁護委員であっては困ると。せつかく村長が指名して、法務大臣が認めてくれるという、非常に名誉ある役職でありませうので、その上にあぐらをかかないで、しっかり人権思想の高揚に努めていただくように、ぜひ本日この名前の挙がっている方以外にも、人権擁護委員に人権思想の高揚に努めるように、もちろんそういう、その上の連合会というのがあるわけですが、そういう勉強をして、南箕輪の村の中で、太陽のもとで暮らせる人々が人権を守っていただくような、そういう人権擁護委員会であってほしいと

いうことを希望するものであります。なかなか、それじゃあ、大熊、おまえならどうするんだと、村長に言われると大変私も困るわけですけど、一つ慎重に人選をお願いしたいと、4人の中で教員3人というのは私は異常だと思っておりますので、再度答弁は結構でありますから、よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑は終わります。

これから、本件に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

お諮らいたします。

本件につきましては、原案を適任者とする意見に賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案を適任者とする意見に決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕 御苦労さまでした。

散会 午後 4時11分

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 3 0 年 3 月 1 2 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 1 番から)

5 番 百 瀬 輝 和

2 番 小 坂 泰 夫

6 番 唐 澤 由 江

3 番 山 崎 文 直

7 番 都 志 今朝一

9 番 大 熊 惠 二

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	原悟郎	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	健康福祉課長	藤田貞文
副村長	原茂樹	子育て支援課長	唐澤孝男
教育長	清水閣成	産業課長	出羽澤平治
総務課長	堀正弘	建設水道課長	藤澤隆
地域づくり推進課長	田中俊彦	教育次長	伊藤弘美
会計管理者	小澤久人	代表監査委員	原浩
財務課長	平嶋寛秋	農業委員会長	高木繁雄
住民環境課長	松澤厚子		

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり

会議のてんまつ

平成30年3月12日

午前9時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（丸山 豊） お疲れさまです。

東日本大震災からきのうで7年が経過いたしました。被災地は、今、復興への歩みを刻んでおりますが、人の暮らしなど、その道のりはまだまだであります。多くのみたまの御冥福を祈りつつ、今、応援できることは何か、そして、新たな被災地の思いに寄り添っていかなくてはと決意をしたところであります。

それでは、会議に入る前に御報告いたします。

3番、山崎文直議員から、中学校同窓会入会式出席のため遅刻する旨の連絡がありました。ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分といたします。時刻掲示板を確認しながら、時間内で、質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。また、発言は、挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、さきに決定いたしました質問順に発言を許可いたします。

5番、百瀬輝和議員。

5番（百瀬 輝和） 議席番号5番、百瀬輝和です。

皆さん、おはようございます。

東日本大震災から7年が過ぎました。犠牲者の御冥福をお祈りいたします。あの日、人々はどんな体験をし、この7年間をどう過ごしてきたのか、悲しみ、悔しさに向き合い、今を生きる人、歳月は少しでも心の傷を癒やしてくれたのか、悲哀の縁から立ち上がった人の1人でも多いことを信じ、祈りたいと思います。私たちも忘れてはいけない、応援を続けていきたいと思います。

災害はいつ起こるかわからない。忙しい日常の中では、つい自分だけは大丈夫と思いがちになりますが、そこには何の根拠もありません。もしもの備えを怠らず、命を守る努力をしていきたいと思います。

最初に、農業委員会関係の質問をさせていただきます。

農業委員会長におこしいただいておりますので、答弁をよろしくをお願いいたします。

大芝にある営農型発電施設について、前回の答弁では、農業委員会の提示した許可条件どおりに行われていると、今のところ問題はないという答弁をいただいておりますが、今後の予定などを教えていただきたいと思います。また、許可条件の（9）に、平成25年3月31日付で農林水産省農村振興局長からの通知とありますが、どんな内容か教えていただきたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

高木農業委員会会長。

農業委員会長（高木 繁雄） おはようございます。前回に引き続きお呼びをいただきました。

百瀬議員の質問にお答えいたします。

現在、大芝の施設の状況でございますが、許可から3年が経過いたしまして、当初の一時転用の期間が終了するために、1月に再申請がありました。2月の総会において、農水省や県から示されている通知書等をもとに審議をいたしまして、それらの要件を満たしていると判断いたしまして、この先3年間の許可相当といたしたところであります。その後、南信地区の常設審議会及び県の農業会議で同じような審査をいただきまして、正式に許可となっております。現在栽培されています薬用ニンジンとは、永年草のものでありまして、継続して栽培を行っているということですので、今後は農業者より提出された資料をもとに、ここまでの経過を検証しながら、営農状況を注視してまいります。

農業委員会としましては、こうした営農も新しい農業形態の一つだと捉えまして、ここまでの営農者の頑張りなどを見たときに、ぜひとも成功していただき、地域の農業の振興にもつながればと支援をしてみたいと考えております。

今、もう一つ、続けて質問がございましたので、そちらのほうも一緒に説明をさせていただきます。

平成25年の農水省農村振興局からの通知ということで、じゃあ、済みません。

全て説明しますと、これ、ちょっと長いものになりますので、お手元にお渡しした資料をごらんいただければと思います。この後の平成28年の4月に一部改正がされていますが、内容的には変わってはおられません。

一般的には、農振農用地や第1種農地内では、太陽光発電設備等を設置するための農地転用は原則認められませんが、この通知のとおり、設備は簡易的なものであって、太陽光発電パネルの下部の農地で適切な営農が行われ、栽培する作物の品質、収量が一定基準となることなどの条件を満たすと判断されれば、3年間の期限で農地の一時転用を認めるといったものでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 現在はこの許可条件どおりに行われていて、また新たに3年間の継続で許可をしたということになると思います。この薬用ニンジンが生産できるようになるまでは、農業委員会とすれば、しっかりと見守って、生産できて、また、村の特産物になっていけばいいというようなお考えだと思います。また、これが生産できるようになって、太陽光発電の営農型が面積をふやしたいといった場合は、これ、またあそこの大芝の優良農地のところにパネルがふえてくる可能性もあると思いますが、その点はいかがでしょう。

議長（丸山 豊） 高木農業委員会会長。

農業委員会長（高木 繁雄） 当初の事業者の説明によりまして、これ以上の面積拡大はしないということで、それは確約をとってございます。また、大芝以外にもこういうものが出てくれば、それはそれでまた審議をしなきゃならん、当然そういうことになると思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） この後にも言いますけれど、太陽光発電を推進しなきゃいけない部分、国も進めているし、村も進めている。また、農業委員会は農地を守っていかなくちゃいけない。これ、相反するよう見えますけれども、そこをバランスよく農業委員会としても対応していただくようによろしくお願ひしたいと思ひます。

村では、田んぼ、畑に太陽光発電施設をよく見かけるようになりました。久保の地域でも、先日、説明会があり、県外の業者が計画し、それが今進んでおります。農地転用の申請が出されて、許可をして、太陽光発電所が変わっていくということになっていくわけです、農地がどんどんどんどん。その点については、農業委員会とすれば、どんなようなお考えをお持ちですか。

議長（丸山 豊） 高木農業委員長。

農業委員長（高木 繁雄） 南箕輪村自体、行政の政策はもちろんでございますけれども、豊かな自然環境に囲まれた住みよい村であると自負しております。その環境を守っているものの一つが農業であると思っております。

あくまで農業委員会での太陽光発電なりなんなり、設置するための判断は、農地法に基づいてであります。その農地法の中では、農振区域内では原則不許可、白地であっても、大まかにですが、第1種優良農地は原則不許可、第3種農地では原則許可、第2種農地というのもありまして、それは1種と3種の間というような分類がされております。それで、1種、2種、3種の判断というのは、当該農地に着目して行っております。農業委員会としては、ただ漠然と景観を損なうとか、何らかの利害関係が生ずるといったようなことでは不許可にできません。周辺で農業を営むのが著しく阻害されるといったような事由が具体的に示されれば不許可となり得ることはあります。

そんなようでございますので、村内での申請は、ほとんど第3種農地ということになります。でありますから、そうした施設が設置されるのは仕方ないのかなということでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 村では、再生可能エネルギー利用施設の建設に関するガイドラインや地域新エネルギービジョンがあります。また、平成27年4月、景観行政団体となり、村景観計画を策定し、同年7月、景観条例と景観計画を施行しております。地球温暖化防止対策実行計画も進め、CO₂削減にも取り組んでおります。

今後の村の対応について、村長にちょっと伺いたいと思ひますが。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 5番、百瀬議員の御質問にお答えを申し上げます。

景観を守る部分と再生可能エネルギーの推進という二つの要素を持つわけです。守るべきものは守り、推進していくべきものは推進していくという考え方に立っておるところであります。

環境関係では、環境基本計画と景観条例、この二つの縛りがあるところでもあります。環境基本計画につきましては、地域新エネルギービジョンや南箕輪村再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドラインも位置づけておるところであります。そういった中で、守

るべきものといたしまして守っていくということでもありますけれども、再生可能エネルギー利用施設の建設の推進ということに関しては、村もいろんな補助金を設けてやっておるところでありますけれども、太陽光発電施設の導入につきましては、導入目標を達成したということで、平成27年度をもって終了したところであります。また、平成26年8月1日から施行している南箕輪村再生可能エネルギーの建設等に関するガイドラインでは、発電施設の容量10キロワット以上の再生エネルギー利用施設の建設等を行う事業者に対して、いろんな調整もお願いしておるところであります。こうしたことによって施設の建設等を円滑に進める、こういったことを目的としております。適正な管理の円滑化ということでもありますので、地域住民に対する合意だとか説明だとか、そういったことも含まれておるところでございます。

したがって、両方を可能にするような、そういった推進も必要であると考えておりますので、先ほど申し上げましたように、守るべきものは守っていく、そして、推進するべきものは推進していく。さらに、その中には、百瀬議員の質問の中にありますように、美しい田園環境というのは守っていなかついけないというふうに思っておりますので、農業委員会と緊密な連携をしながら、その辺は進めてまいります。

第3種農地につきましては、今、農業委員会長の答弁にもありましたように、これは可能だというふうに考えておりますので、ただ、第1種、第2種につきましては、営農型というような部分につきましては、農業委員会の審査を厳密にやっていただければというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） この太陽光発電施設、答弁にあったように、10キロワット以上のものが対象、ガイドラインの対象となるということです。これ、今、雑種地とか農地転用して設置するというのがふえてきていると思います。10キロワット以下については、住宅の屋根なんかにつけられているものだと思いますけれども、村では、これを全て把握されているのかどうかというのをちょっと伺いたいのと、このガイドラインや条例などが各課をまたがっているんです。これ、村として対応するには少し難しい面もあるんだと思いますけれども、そこら辺を取り組んでおられるならお話を伺いたいし、これから取り組む必要が私はあると考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、第5次総合計画の新エネルギー導入の研究として、地域新エネルギービジョンに基づき、新エネルギー施設の導入を推進しながら、関連して起こり得る新たな環境問題を研究し、対策に取り組みますと書いてあります。この対策、先ほど答弁にもありましたけれども、対策を進めていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 10キロ未満の部分につきましては、南箕輪村景観条例等に基づきまして、太陽光発電施設のパネル面積の合計が100平米を超えるものにつきましては届け出を出していただいております。建築物の屋根やそういったものの除く場所に建設する場合、あるいは道路から見える場合等につきましては、植栽等で周辺環境に配慮もお願いしておるところであります。

その中において、実態を把握しているかという御質問でございます。

10キロ未満の太陽光発電施設につきましては、平成21年度から27年度まで、村の補助金制度を申請した件数447件ということで把握しておりますが、それ以降現在までは把握に至っていないという状況であります。

10キロ以上の太陽光発電施設については、建設計画に関する計画書等々の提出がありますので把握しておるところでございます。その件数でありますけれども、平成26年度で14件、平成27年度で7件、平成28年度で7件、平成29年度は2月末現在で7件となっております。

したがって、10キロ以上のものにつきましては届け出制で把握しておりますけれども、10キロ未満につきましては、村の補助申請制度が廃止になったということで、なかなか状況把握というのが困難な状況もあるところであります。この辺は少し問題かというふうに、今質問を受けまして捉えさせていただいたところであります。

新エネルギー施設に関して起こり得る新たな環境問題の対策につきましては、関連する庁内の部署で情報共有をしていくということになるかと思っております。そんな対応はしっかりやってまいりたいというふうに考えておりますし、関連する近隣市町村などの状況等も把握しながらやっていきたいというふうに思っております。必要性はあるというふうに思っておりますので、この辺は十分情報共有をしながら、どういったことができるのかということを検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） これ、しっかりと把握しておくことが私は大事だと考えますので、どういうふうに把握していくのかということも、各課をまたいでいますので、そこら辺も調整していただいて、しっかりと行政として取り組んでいただきたいと思っております。

法律上問題なく農地転用ができてしまう地域では、今後も企業の進出がふえてくることが予想されます。再生可能エネルギー施設は村の新エネルギービジョンとかCO₂削減のために進めていかなければいけない計画になっておりますが、今回、太陽光発電施設が久保でも、先ほど言ったように計画されております。

今回の久保の例は、後継者がいないために空き家になってしまった住宅、倉庫を解体して更地にして、その後にある畑と田んぼ3,500平米に1,120枚のパネルを設置し、また同じ所有者の別の田んぼ6,000平米に2,432枚のパネルを設置し、発電施設にするという計画です。

後継者がいない農業用地を利用しての太陽光発電施設の計画ですけれども、農地がそういう状態で太陽光発電に使われるという現状が今起こっておるわけです。また、農地を守るためにどういうふうに行政として手助けをしていくのかというのが今問われているんだと思います。

隣の町、箕輪町さんなんですが、農地を守る取り組みとして農業応援団の計画ということで、まだこれは計画段階だそうなんですけれども、取り組みを始めたと聞いております。南箕輪村でもまっくん支え愛の農業版と言っていいのかわかりませんが、農業版を考えてみてはいかがでしょうかという提案ですが、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

高木農業委員長。

農業委員長（高木 繁雄） 現在の質問が、農地を守る取り組みということについてでございます。農業委員会としての農地をどのように守っていくかというようなことでちょっと

答弁をいたしたいと思います。

現在、御指摘のとおり、残念ながら、村内にはもろもろの理由で耕作できなくなったとか、既に耕作放棄をされた農地が存在しておりまして、遊休農地の解消というのは農業委員会としても一番の悩みのところでございます。ただ、経営規模の拡大を図る営農者にとって、条件の整わない第3種の農地、なかなか担い手が見つかりませんので、太陽光発電等の施設に転用されることもやむを得ないのではないかなど、こんなふうを考えております。

農業委員会としましては、食糧生産の基盤である農地を適正管理し、効率よく利用することが農地法にも定められていることから、個々における売買や貸し借りの相談はもちろんでございますが、定期的に農地相談会や農地パトロールを実施し、それらをもとに、関係機関とも協力し、意欲ある農業者への農地集積に努めております。その成果がありましてか、平成29年度には、前年対比で約3ヘクタールの耕作放棄地の解消がされたということでございます。土地の所有者が確認できなかったり、あるいは相続を放棄された等の農地については、農業委員会としても手をつけることはできません。でも、放っておくわけにはいきませんので、農業委員みずからが管理をしたり、地域の農地・水・環境保全会といったような呼び名の地域活動もなされておる等もありますので、その辺とも連携を図っていきたいという考えでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 遊休農地の解消につきましては、今、農業委員会長のお話がありましたように、農業委員会の御努力によりまして、平成29年度は減少しておるということでもありますので、こうした取り組みの強化をこれからもしていく必要があるというふうに思いますし、同時に、まっくんファームという1村1農場の農事組合法人をつくりましたので、この部分も非常に大きいのかというふうには考えておるところであります。

御質問のまっくん支え愛の農業版というようにお話がありました。福祉面では、まっくん支え愛事業によりまして、さまざまな支援が広がりつつあるところでもあります。まだまだこれからということでもありますけれども、その農業版をという御提案であります。

箕輪町ではこれから取り組み始めるという報道もなされておるところでございます。

農業に興味を持つ方をサポーター登録して、農家支援ができれば、農作業の担い手不足を補う方法として非常に有効な施策であるというふうには思っておるところでありますけれども、困っている農家の支援ということであれば、一番は、水田農業でいきますと、土手の草刈りだとか、本当に負担が重くなっている、こういった作業が多くなっていくというふうには思っております。この辺が農家が最も求める応援と思われるんじゃないかというふうには思います。この辺が、まっくん支え愛事業の福祉版、これは短時間でできますし、身軽な事業であります。農業版となりますと、これは本当にハードな事業となってくる、定着していくのかという心配もあるところでもあります。また、それを結びつけるコーディネーター役というのも要るわけでもあります。福祉関係では社協にやっていただいておりますけれども、農業版をつくれれば、このコーディネーターもつくっていかねばなりません。なかなか、これは至難のわざだというふうには思っておるところであります。同時に、こういった農業の分野につきましては、例えば、土手の草刈り作業等につきましては、シルバー人材センターという組織でお願いしているところもあるようでもありますし、そういった面も大いに活用がで

きるんじゃないかというふうに思っております。この辺は、まっくんファームの受け手という部分もありますので、十分にまっくんファームとの調整・検討も必要であります。しばらく時間をいただければというふうに考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 農業者以外の非農家の方たちの協力が私は必要だと考えます。農業者はもうパイが決まっていますので、非農家の方たちの協力をどう取りつけるかだと思います。

先日、農地・水・環境保全会の研修会で見させていただいて、新潟だったか、別の県の取り組みの中で、草刈り隊を結成して、協力を始めたという例を見せていただきました。やはり、すぐ作物をつくれといっても、非農家の方たちは無理だと思います。ですから、村長が言われたように、あぜの草刈りからまず農業に親しんで、非農家の方たちがそこで協力できて、景観を維持できるというような取り組みが大事だと思います。

また、農地・水・環境保全会は、各地に今発足して、活動を始めております。その中でも、非農家の方たちの協力を得ながら、水路だとか、通学路に当たるような場所の土手の草刈りをして取り組んでいるところだと思います。今後の取り組みの中で、そういう取り組みがやはりすごく重要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、太陽光発電施設、事業者の設置者が、県外の企業が多いわけです。村外というのか、県外だったり村外の業者がそこに施設をつくるというふうに今ふえてきていると思います。例えば、そういう方たちが、ガイドラインには地域振興の取り組みということが最後に書かれております。例えばですが、災害時の電気供給の協定をそういう業者と交わすとか、また、そこを管理する業者については、村内の業者を指定するとかいう条件をつけるのが、私はこれからのその保全をしていく上で村の対応になって来るんだと思いますので、そこら辺の検討もお願ひしたいと思います。

次に、誰が持ち主なのかわからない土地、いわゆる所有者不明土地が全国的に話題になっております。不動産登記簿等所有者台帳により所有者が直ちに判明しない、または判明しても所有者に連絡がつかない土地を所有者不明土地と定義しているようです。

村ではこういう土地が存在しているかどうか、伺いたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 村内の所有者不明の土地の状況の御質問であります。

議員御指摘のとおり、所有者の特定が難しくなっている土地が全国的に広がり、問題となっておる、このことはそのとおりであります。

本村の状況でありますけれども、一筆ごとの調査というのは、国土調査事業以降はしておりません。したがって、この辺の把握につきましては、固定資産税の納税通知書から調べていかなければならないというふうに考えております。

固定資産税の納税通知書につきましては、課税対象者のみとなってきますので、課税対象以外、本当に小規模の部分につきましては不可能であります。これをもとにした結果でございますけれども、発送件数が6,513件であります。最終的に送付することができず、公示送達となった件数が8件あります。したがって、6,513件のうちの8件ということになりますので、ごくわずかという、こんなふうに思っておるところでございます。この8件につ

きましても、倒産等により会社が存在していないものは3件あります。また、相続人が全員相続放棄をしてしまったものが5件ということで、原因がわかっておるところであります。したがって、これらにかかわる土地の合計面積というのは9筆で6,644平米となっております。

そんなことの把握でございますけれども、本村におきましては、こういった問題につきましてはごくわずかであるというふうに捉えておるところであります。こうしたことによりまして、公共事業の影響だとか、その他いろんな影響等につきましては、今のところ、そういった事例はないところでもありますので、今後もこの辺が全国的な課題となってきた中で、本村もきちんとチェックをしていかざるを得ないという問題になってくるんじゃないかというふうに思っております。これからも、この納税通知書の送付状況を把握しながら、きちんとした対応はとってまいります。

以上です。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 全国的に、地帯別では林地が25.6%と高く、人口集中地域でも14.5%あったとされております。今後もふえる傾向にあると言われております。自治体の取り組みが重要と考えますので、よろしくをお願いします。

国では、マイナンバーを活用した土地の管理をしていくという方針も打ち出されているようなので、国の動向を見ながら、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

次に、救急救命への取り組みについて伺います。

心肺蘇生自動体外式除細動器、いわゆるAEDについてです。

村でAEDが使用された例は過去に1例あるそうです。上伊那管内では平成27年に18件、除細動されたのは1回、平成28年、24件、除細動されたのが4回だそうです。その中で、社会復帰が3件と伺っております。

消防庁によると、119番通報してから現場に到着するまで、全国平均で8.5分。救命の可能性は、心臓と呼吸がとまってから時間の経過とともに急激に低下します。突然の心停止で、現場に居合わせた人が処置を行うことによって大幅に向上します。AEDを使用した場合の1カ月生存率は53.3%、使用しなかった場合は11.3%と、4.7倍高くなります。さらに、1カ月後の社会復帰は、AEDを使用した場合は45.4%、使用しなかった場合は6.9%と、約6.6倍高くなります。

村では、AEDを、役場を初め公共施設、34施設に設置してあります。また、平成30年度、上伊那広域消防では、コンビニにAEDを設置するようになります。

村での今後の取り組みについて伺いたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 救急救命の関連のAED設置の御質問であります。

救急救命の取り組みの中で、AEDの設置というのは、これは本当に必要なことであるというふうに捉えておるところであります。

村では、大芝の湯で心肺停止になった方の救助として、AEDを活用して、心肺が再開したという事例がありますが、したがって、効果はあるというふうに考えておるところであります。

御指摘のように、34カ所、公共施設に設置が完了しております。これからつくる、新たに設置する公共施設にも、AEDは設置していきたいというふうに考えております。平成30年度からは、広域連合が主体となって、コンビニの設置事業が始まってまいります。村も、これにつきましては参加してまいります。今のところ、6市町村の参加ということでもあります。

また、地域の住民の皆さんにAEDがどこにあるのか、このことを周知していただくことが大切でありますので、来年度更新予定の防災マップの掲載、あるいは村ウェブサイトでの公表に取り組んでまいります。そういったことで、AEDがどこにあるのかということをもまず周知していきたいというふうに思っております。また、この後の御質問にも出てまいりますけれども、AED設置ただけではどうにもなりません。いかに使えるようにするのか、このことが一番大切でありますので、その辺の取り組みも強化していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

また、同時に、コンビニへの設置でありますけれども、コンビニというのは24時間使用可能です、人がおりますので。これが一番効率的かということで、上伊那広域消防本部として設置を進めておるところでございます。村もこれには参加してまいりますので、今提出の補正予算の部分で、広域消防の負担金の中に含まれておるというふうに御理解もいただきたいというふうに思います。

本村には、たしかコンビニ数11カ所あったと思います。本村は多いんです、村という割にはコンビニ数がかかなり多くて、町よりも多いというような状況であります。

したがって、AEDの設置に当たって、コンビニと近接している公共施設、これをどうしていくかということとはちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。一番いい例は、これは例を出して申しわけありませんけれども、神子柴地区であります。神子柴地区の153沿いでありまして、公民館にもあり、保育園にもあり、その近くにコンビニがありますので、あの地域に、コンビニに設置すると3カ所設置ということになりますので、これはどこに設置するのが一番いいのかという、この状況を十分近隣の皆さんと詰めていく必要があるというふうに思っておりますので、その辺はそんな御理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 毎年、全国では7万人が心臓突然死で亡くなっております。AEDが配備されても使えなくては意味がないわけです。村長が先ほど言っていましたけれども、AEDの使用は、機械を開けば、手順ごとに機械がしゃべってくれるわけなんです、初めての人がそれを果たして使えるのでしょうかということです。講習を受けた私も不安があります。何回も何回も重ねて講習を受けることが重要だと思います。そういう講習の機会をふやす取り組みで、村として、例えば、4月、新年度になって、新役員さん、地域では区の新役員さんが選ばれていきます。そういう場において、必ず講習会を受ける取り組みをしていくとかということが大切だと思いますが、村長、いかがでしょうか、この点。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 先ほども申し上げましたけれども、使えなければ何もならないわけでありまして。開いて、音声によりそのとおりにやっていけばということでもありますけれども、これは初めてということであれば、これは本当の戸惑うというふうに思います。私自身

も果たしてそれがそのとおりに使えるのかどうかという心配もあるところでございます。

したがって、どう講習会をふやしていくかということだろうというふうに思います。現在、村では、防災士主催の防災フェアとか、わくわくクラブでの講習会等々、機会を捉えて、AEDの取り組み講習を行っておるところでございます。また、赤十字奉仕団の訓練時、こういうときにも実施しておるところであります。各地区の防災訓練においてもかなりやっ
ていただいているのかというふうに思っておるところでございます。今年度は、出前講座のメニューに、取り扱い講習会を追加して、普及を図っていきたいというふうに考えております。大いに申し込んでいただければというふうに思っております。

今、御提案の新役員の皆さん、4月1日から決まっておりますので、また、区長会等に話をしながら、そういった機会を設けていただけるということであれば、消防団を中心としながらやっていく必要はあるんじゃないかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） また、学校での救命教育についてです。中学校、小学校での取り組みについて伺います。

昨年3月に公示された中学校新学習要領保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことにより、障がいの悪化を防止することができること、また、心肺蘇生法などを行うことと表記され、同解説では、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法、止血法として直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して、応急手当ができるようにすると明記されております。

村の学校での取り組みについて伺いたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号5番、百瀬議員の御質問にお答えします。

ちなみに、学校の関係、AEDですが、南箕輪小に2台、南部小に1台、中学校に1台、それぞれわかるところにあって、設置しております。

学校における救急救命の取り組みについての御質問、指導要領のお話もいただきました。

現行の指導要領に関して言いますと、必要に応じてAEDにも触れるようにすると、中学校の保健体育の関係等々含めてですが、です。ので、中学校では保健体育の授業の中で、傷病人に出会ったら、人を集める、それから助けを呼ぶ、救急車を呼ぶといった、いわゆる救命法の初歩的な対応について、大まかな学習は進めているところでございます。新学習指導要領、まだ完全実施ではないわけですが、の内容については、議員御指摘のとおりでございます。

今後、小学校では、5学年に位置づけられております、けがなどの簡単な手当の知識、技能、それから、中学校2年生の保健体育の授業において、応急手当の意義、方法について実践していかなければならないというふうに考えます。また、普通救命の講習会でございますが、AEDを含んでおるわけですが、中学校では職員、先生方は3年に一度は実施しています。それから、小学校の関係は、プールがございまして、全職員が毎年。それから、保護者の方々は、当番の方はそのときというか、その年に講習会、それから、希望者も受講しているという状況がございまして。

いずれにしましても、命を守るということで大事な講習会というふうに受けとめております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） さいたま市では、過去の悲しい事故、これ、平成23年9月、当時6年生の女子生徒が、駅伝練習中に校庭で倒れ、保健室に運ばれたそうです。教員らは呼吸があると判断して、心肺蘇生法やAEDの使用は行わなかったと。11分後、救急隊が到着したときは、心肺停止状態になっていて、呼吸があるように見えたのは、心肺停止後に起こる死戦期呼吸であった可能性があると言われております。このことを教訓に、同市では、教育委員会が事故を検証するために、遺族や専門家の協力を得ながら、教員研修のためのこういう体育活動時等における事故対応テキスト、これ、亡くなった子が明日香ちゃんという子で、ASUKAモデルと言われるテキストをつくられております。

学校では、毎年100人程度の児童生徒の心肺停止が発生しておると聞いております。教師の皆さんの取り組み、生徒への取り組み、特に教師の皆さんが普及員養成講座を受けて子供たちに教えていけばいいと思います。また、AEDの配置場所は新たに、先ほど言われたように、防災マップに載せていただけるというお話です。これ、学校だけじゃなくて、一般向けのテキストも普及に必要だと考えます。これは村でつくるのか、広域消防で取り組む、AEDもありますので、広域でつくって配布するののかは、これ、検討する必要があると思いますが、このテキストが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） テキストをつくってはという御提案であります。

AEDの操作というのは、機種もだんだんよくなってきておりますし、若干機種によって異なるということがあるようであります。そのために、画一的なテキストの作成というのは難しいのかというふうに思っております。一番いいのは、実際に機械に触れていただく機会をふやしていくということでありまして。消防団員は全て救命訓練を受けておりますので、消防団員がどうその地区の皆さんに普及できるかということでありまして。地区の自主防災組織で普及していただくのが一番いいのかと思っております。消防団の活用をいただきながら、操作方法の習得を進める取り組みはやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

いずれにしましても、くどいようでありますけれども、実際にやってみないとなかなかそれは難しいというふうに思っておりますので、実際にやる機会をどうつくっていくか、どう多くしていくか、この辺はしっかりと取り組んでいく必要があるというふうに思っておりますので、しっかりとやってまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 学校の授業における講習会のテキストということに関しましてですが、現時点で、このASUKAモデル、これ、非常によくできていると思っております。未然予防をかなり含んでいます。このようなしっかりしたテキストは、作成は現時点では難しいかと思っておりますが、講習会のときに日赤の方、それから消防隊員の方がテキストといい

ましようか、その資料を整えていただいていますので、その活用が一番かなというふうに思っています。

それと、今、村長の答弁にありました、実際にAEDを使っていく、そこがうんと大事かというふうに思っています。

命にかかわる、緊急時に迅速かつ最善の行動をとれる、それが一番望ましいわけですので、そのことを大事にというふうに思っております。

もう一点、先ほど、普及員講習のお話がありましたけれども、なかなか年に3日間の講習だと思ってしまうのですが、そこに出ていく時間的なものとか、ちょっと苦しい状況があって、3年に1回更新というような話もあって、そこをどうしていくかというのは今後の課題であります。そういう講習会があるということは周知していく必要はあるかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 教育長が言われるように、本当に、これ、先生たち、目を通していただければいいと思いますし、これ、広く学校関係者に活用していただきたいという部分も入っておりますので、これ、さいたま市だけでなく、全国の教員、南箕輪村の教員の方たちもこれを事前に呼んでいただけておくことが大事になってくるのかと思います。

また、やはり講習を受けて、実際に使って、手にしてみるとということが非常に私は大事なことだと思いますので、これからもこのAEDの使用についての講習会の取り組みについて期待しておきたいと思います。

最後に、従藍而青という言葉あります。青は藍より出でて、しかも藍よりも青しという意味です。

これで質問を終わります。

議長（丸山 豊） 以上で、百瀬議員の質問は終了いたしました。

ただいまから9時55分まで休憩といたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時55分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、小坂泰夫議員。

2 番（小坂 泰夫） 議席番号2番、小坂泰夫です。

私からは、事前通告しました大きく三つの点についてお尋ねします。

まず、一つ目の質問です。男性は女性とともに家事や子育て、介護を支えているかと、そういう質問であります。

まず、皆さんにお配りしました資料、大きなA3の資料の質問1の資料、村ではなく、国の各種データ等と書いてあります。家庭内の家事や出産、育児等のデータについて、まず、資料、四つほど質問するに当たり説明させていただきます。

一番左上、資料1とあります。「1週間当たりの家事にかかる時間と、男性の分担率」とあります。アメリカ、中国、日本、ドイツ、イギリス、OECD平均とありますが、家事の時間、1週間当たり、日本は309分、5時間ぐらいだと思います。ドイツやイギリスになりますと6時間ほど、1週間にかけているということですが、これを男性が担当している

割合、分担率は、日本の場合15%、5時間のうち46分、日本では男性が家事を担当していることになろうかと思えます。アメリカですと、114分、ドイツ、イギリスは130分近く、OECDの平均も100分ということで、日本の男性が家事をする時間は1時間足らずということで、倍近く差があるかと。

続きまして、資料2「男性の家事分担や有給労働の実態」とあります。これは、幾つかあります。一番下の男性の有給労働の割合、要はお金をもらうために働く時間です。1日24時間当たり、日本では33%ということで、大体24時間のうち8時間働いていると。ただ、これ、1週間押しなべているとしますと、土日の休みもこれにもし含んでいるとしますと、5日間で1日当たり11時間、日本の男性は働いていることになるのかと。それに比べて、OECDは、日本が1日8時間、男性が働いているとしますと、OECDでは5.5時間、やはり韓国が日本に近いですけど、やはり日本の男性がより長い時間働いているということになるかと。男性が長く働けば、必然的に女性の家庭内の家事を手伝っていないというのは当然のことになってくるかと思えます。

続きまして、資料7、一番左下の「母親の年齢別に見た出生数の割合の推移」ということで、これにつきましては、資料、上から1925年、一番下が2015年のグラフになっていまして、1965年から85年、高度経済成長期やバブルの間、この間、特に、いわゆる若いうちに女性がお子さんを産むという数がふえていると思えますが、また、近年になって、どんどんお子さんを産む年齢が、母親の年齢が、いわゆる30歳を超える、このグラフで言うと35.8%の白いところ。から右ですので、半分以上、3人に2人ですか、が30歳を超えて子供を産むという数が多くなっているということ。です。

最後、資料9、真ん中の上になります。名前が書いてあります。ある家庭の家事や育児、家庭内の仕事の分布図というか、分担図だと思えます。これ、項目がいろいろありますけれど、項目の数だけ比べますと、夫が10担当して、妻が35担当しているということで、これに関しましては、皆さん御自身に振り返っていただいて、自分の夫婦、家庭それぞれで、家事、育児に関する家庭内の仕事の分担がある程度わかろうかと思えます。

唐木村長、先日、村の全協の中で、男女の共同参画についての説明の中で、御自身は夫と妻として、我が家では50、50、5対5でやっておられるということも、全協という公の場で公言されていまして、立派な夫だと思いましたが。

以上、まず四つの資料などを見まして、まず、今四つの資料に関しましては、あくまでも国レベルのデータであります。それを前置きとしますが、こんな中、子育て日本一を掲げ、12年間超えてやってきた唐木村政としましては、この問題を国レベルの問題とか、個人、夫婦、家庭の決めるべき問題と片づけたままでよいものでしょうか。例えば、保育園に通いやすくする制度や子育て女性再就職支援事業が、今ここに掲げたデータ、問題に向き合わずして、真の意味で子育てを支援し、長続きする母親の再就職を支援することにつながっていませんでしょうかと疑問に思うわけです。制度上の支援だけでなく、現実の家庭内の各場面、炊事、掃除、洗濯といった家事や育児休暇を、例えば、代表的な育児、そして子供の身の回りの世話、宿題を見るとか、親子面談とか、教育の場面でも、男性が女性と同じように協力できなければ、女性の社会進出、例えば、今日でも、女性が民間の会社の面接を受ける際、面接時から、結婚や出産後の、その後の仕事に対する意向を、自分の気持ちを、面接の段階で聞かれるといったこともあるそうで、妻、母親の職場復帰や再就職というのは本当に簡単

ではないのではないのでしょうか。

そこで、(1)の質問をいたします。

村長に訪ねますが、この資料を見て、我が村では、母親を、あるいは女性を本当に心から安心させている、させられているという意味で支援できていると思いますか。社会や家庭の中での男性の本音の意識を変えない限り、母親は、妻は、女性は、父親に、夫に、男性に、不公平感を持ちながら、家庭や社会進出のはざままで、悩み、苦しみ続けるとは思いませんか、お尋ねします。

議長(丸山 豊) 答弁を求めます。

唐木村長。

村長(唐木 一直) 男女共同参画関連の質問であります。

男性は、女性とともに、子育て、介護を支えているかと、いろんな資料を御説明いただきました。資料を見る限りでは、これは一般的な部分であります。男性が子育てやそういったことを支えているという資料にはほど遠いという、こういう資料となっておるところでございます。この辺をどう変えていくかということが一番必要かというふうには思っておるところであります。この資料から見ると、日本の男性の家事分担率等の低さ、こんなもんかというふうに思ったところがございます。

これ、日本全体の問題ということでもあります。それはそのとおりでありますけれども、本村では、この第4次男女共同参画行動計画の策定に当たりまして、村民の意識調査アンケートを実施したところでもあります。先日の全協で説明申し上げましたし、ダイジェスト版もお配りしていきたいというふうには思っておるところでもあります。この資料と比較しますと、私一番驚いたのが、アンケート調査の結果の中で、参加するという考え方についてどう思いますかという問いの質問でございます。この中で、賛成、どちらかといえば賛成という皆さんが、平成28年には93%になっております。これが15年前の平成13年では58%というような、こんな数値でありますので、かなり意識的にはです、実際はどうか、ちょっとこれはわかりませんが、意識的にはかなり進んできておるのかというふうには捉えておるところでございます。まずは意識を変えていくということが大切でありますので、これからもパートナーシップ等々の組織もありますので、この辺でしっかりと運動していく必要があるんじゃないかというふうには思っております。また、先ほどの調査の中で、平成13年の比較をいたしましたけれども、平成18年、平成23年、これはどういふかげんか、かなり低くなっておりますので、その年と比べますと、35%から93%ということで、大幅に意識が変わってきておるところでございます。

この結果から見ますと、家庭生活での男性参加の意識は確実に高まっていると思います。この高まりをどう実践に移していくのか、移させていくのかという、このことが大事になるだろうというふうには考えておるところでありますので、男女共同参画の行政的な立場としての推進、そういったことを啓発していくと、一緒にやりましょうという、そういったことを啓発していく、このことが大切となってくるのではないかというふうには思っておるところであります。直接的に、男性を指導するとか、そういうことはかなり難しいというふうには考えております。家庭内の部分になります。そういった部分、意識の向上をさらに実践に結びつけるような、そういった啓発に取り組む必要性は感じておるところでございますので、この辺につきましても、行政の問題として捉えていく必要もあるというふうには思っておりますし、

パートナーシップ南箕輪の活動もそんなことをしっかりと加えていただければということでもあります。そういったお願いは教育委員会を通じてやっていきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、今、企業の問題が出されました。面接時にそういったことが聞かれるかどうかというのは、私自身はわからないところであります。役場の面接では一切そういうことはお聞きいたしません。その点だけは御理解をいただきたいというふうに思いますし、毎年、上伊那の広域連合で、8市町村の首長と経営者協会の役員との懇談会が行われております。私自身は、この問題はやはり行政としては限界があると、企業の中でもしっかり考えていただきたいという話を、昨年も私自身の言葉で話をさせていただきました。そんなことを通じながら、徐々にではありますけれども、そういった意識づけができていけば、また企業もそんな感覚という部分で捉えていただければ、ありがたいというふうに思っておるところでございます。

我が家がどうなのかという、50、50というお話、たしか全協でいたしましたけれども、ちょっと大幅な数字かと思っておりますので、その点だけは触れさせていただきます。

以上です。

議長（丸山 豊） 小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） 今、村長から、まず男性のというか、社会的なんでしょうか、意識を変えるとか、啓発が大事だと答弁をいただきましたので、その点についてはまた後ほど、さらにお尋ねしたいと思います。

資料としまして、今、村長、お答えくださったので、資料一番右下の丸53と私がつけたところ、ちょっとごらんください。

やはり、さっき会社の面接の話なんかもあるんですけど、ここでは、まず右端です。結婚と出産に関する全国調査というもので、国が行う、子供が生まれる関係の動向の調査、希望するライフコース、人生の方向でしょうか、についての選択肢が女性にだけある、こういった選択肢の質問が女性にだけあるそうなんですけれど、男性のライフコース、人生の方向について、質問は、変更する必要がなく、女性に変更するものだという国の思い込みがあらわれた一つの例ではないでしょうか。

ライフコースには、次のような説明があるそうです。まず、五つあります。専業主婦コース、再就職コース、両立コース、DINKSコース、非婚就業コースとありまして、専業主婦は、結婚し子供を持ち、結婚あるいは出産の機会に退職し、その後は仕事を持たない。再就職コースは、結婚し子供を持つが、結婚あるいは出産の機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ。両立コース、結婚し子供を持つが、仕事も一生続ける。DINKSコースは、結婚するが子供は持たず、仕事を一生続ける。非婚就業は、結婚せず、仕事を一生続ける。そして、あなたはこのうちのどれがいいですがと女性に聞くだけでなく、男性には、本人がどのコースを選びたいかではなく、妻となる人にはどのコースを望みますか、自分の妻となる人には今の五つのうちのどんなコースを選ぶ女性に妻となってほしいですかというようなことを国レベルで尋ねているそうです。こんな実態がまだ今この日本国の現状であります。

（2）の質問になります。日本の現状がこうだということは、いわゆる教育場面においても、実際に子供たちが男女平等の、本当の意味での男女平等の教育や育て方をされているの

かということですが、例えば、子供が宿題をきちんとやれているか、懇談会への出席にはお父さんが出るのか、お母さんが出るのか、また、子供の何かの急な連絡など、これはあくまで私も存じてはおります。もし学校が家庭に何か連絡する際に、あらかじめ家庭から連絡先を記入してもらっているような用紙があるかと思ひますし、今では携帯電話も普及しておりますので、大方が母親に連絡をくれと指示している家庭も多いかと思ひます。ですが、これは現在家庭側からそれをお願いしているということはもとより、やはり昭和の戦後でしょうか、子育てを教育の場面で学校が母親にやはり期待するというか、母親をお願いすることが多々あったのではないかと、時代は変わっておりますけれども、現在でも母親が窓口、母親が責任を負っている相手だというふうに学校側でも大方捉えている節はないでしょうか。児童生徒たちに男女平等を教えて、考えさせるべき学校のあり方に現状なっていると思ひますでしょうか、教育長にお尋ねします。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号2番、小坂議員、学校現場ではという今お話の中でお答えしたいと思います。

各学校では、保護者として対応を考えております。今、議員もおっしゃられましたけれども、責任ということ、家庭の責任という場合に、母親云々ではなくて、当然保護者、お父さんも含めての中でということで対応を考えております。ですので、母親を窓口の中心、あるいは母親を学校側から優先という、そういう考えは持っていないということをまずお伝えしたいと思います。

また、今お話がありましたけれども、家庭連絡の状況を家庭から出していただく、あるいは緊急連絡について優先順位をつけているところもあるわけですが、3校とも優先順位をつけているわけではございませんが、緊急連絡先としてお父さん、父親を先に挙げている家庭も結構近年ふえてきております。また、その点に関して言うと、中学校のほうがその割合は大きい、そんな現状があるかというふうに思っております。

ちょっと関連するかどうか、私、個人的に以前から思うんですが、地方公共団体とか企業等が、いわゆるお父さんが学校行事とかに参加できやすくする。例えば、年休の取得、あるいは年休をとらないでいるとか、そういうシステムができるかというのは思ってきたところがございます。

とりあえず、責任は保護者としてということをお願いしてあります。

以上でございます。

議 長（丸山 豊） 小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） では、（3）に移ります。

今度は一職場の事例として、民間ではそれぞれあるかと思ひますので、ここは村役場についてお尋ねしますが、男性職員が育児休暇や介護休暇をとりやすくするには、管理職から勧めたり、課や係内で取り合える雰囲気づくりが必要ではないでしょうかということ、一例ですが、この上伊那の市町村で、とある管理職クラスの方が、御自身の親の介護に当たって介護休暇をとることになったと、それで、その職場でその上司が課内のみんな、部下たちに向かって、仕事も大事だけれど、家庭、家族も大事だと、家族も大切にしてほしいから、皆さんも同じような向き合い方をしてもらいたいというような言葉をおっしゃったこ

ともあるそうです。

子育て支援を掲げてきました村長として、村役場内での現状や今後について、みずから育児休暇、今では時間短縮、1日のうち半日とか2時間おくれてきたり、早退したりというような働き方もあろうかと思えます。そういったことを支持したり、課長、係長クラスに各職場での話し合い、意識の変革を求める施政の方針を打ち出してもらいたいと思えますけれど、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 役場内部のといえますか、いわゆる村職員の問題であります。

育児休暇をとる方、ほとんどの方がとっております。と同時に、時間短縮、出てきた後も時間短縮をとっている方もかなり多くいるわけでありまして。職場としては、本当に、仕事の面で見ますと大変厳しい部分もあるわけでありましてけれども、これは当然の権利といえますか、そういったものを含めて家庭も大事でありますので、育児休暇や時間短縮を積極的にとってもらうことはやっております。それを制限したりとか、そういうことは一切やっていないところでありますので、その辺はそんな御理解もお願いしたいと思えますし、庁内でも、平成28年度でありましたけれども、男性職員が初めて長期の育児休暇を取得いたしました。これ、本当に画期的なことだというふうに思ったところでございます。こういった皆さんが後に続けばというふうに考えておるところであります。

村でも積極的なイクメンがふえるようになっていけばということで、私自身はそういった直接的な指示はしておりませんが、必然的にもうそうなっているというふうに捉えておるところであります。そういう動きが加速するような、そういう部分はまた庁議でも促していきたいというふうに思っております。自分自身もイクボスを目指していかなければならないだろうというふうに考えております。最近、イクボスだとか、温かボスの宣言をしているところもあるようであります。これは宣言が必要かどうかというのは、これはまた別の議論であります。宣言すればいいという問題ではありませんので、実態としてどうなのか、この辺をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

村役場含めて、村行政の中ではそういったことはないというふうに、しっかりとそういった意識が根づいているというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 今、(3)について、要望的に申し上げておきますけれど、平成28年度の男性職員が1名育児休暇をとられたということで、それはもちろんよいことだと思うんですけど、悪く言えばたった1名ですし、その1名の次に続くようにするには、また次の男性職員が勇気を振り絞って、自分の意思でとろうとすることが重要になってしまいます。そういった中でも、課や係内、ほかの職員も自分たちの問題というふうに考えて、話し合う場も、最低でも年に1回とか、そういったものをもっていただきたいと思えます。

我が議会の話、私も含めて、配偶者に先立たれた男性の議員もおります。先ほど村長も掲げました南箕輪村男女共同参画の行動計画で、村民にアンケートをとった中で、あなたが老後、日常生活をすることが不自由になったとき、主に誰に介護してもらいたいと思えますかという質問に対して、配偶者が大方と、公的施設というのも同じようにあるんですけど、それ以外になりますと、自分の息子に見てもらいたいのは3%に対して、娘、女性ですね、に

見てもらいたいというのが14%。やはり、男性が、自分自身がやはり介護が必要になったときというふうに捉えていることも多いのかと思いますけれど、女性のほうがぐあいが悪くなるようなこともあろうかと思えます。

これ、一例なんですけれど、つい先日、私の知り合いですけれど、認知症の気が自分に感じられて、70代の方でした。御自身の兄弟がやはり認知症になられて、その姿を見て、妻や家族に迷惑をかけるのではないかというようなことを深く考えてしまったのか、自分で命を断ってしまったということがありました。

そういった点で、資料の最後の説明になります。資料一番右上です。資料15とあります。「同居期間別に見る離婚率の推移」ということで、これは、いわゆる離婚する夫婦がどれぐらい同居していたかということで、昭和25年からの統計で、以前はとにかく結婚して間もない、5年未満の方の離婚が主だったんですけれど、ここで一番見てもらいたいのは、同居して20年以上、長い間連れ添ってきた御夫婦が黒い点のところですよ。昭和25年は5%に満たない、20組に1組に満たない離婚の率だったんですけれど、今では20%近く、いわゆる5組の1組が20年以上連れ添った御夫婦だというようなこともあります。こういった、いわゆる熟年離婚というものに関しましては、離婚ですから、男性、女性、両方の思いがあつてだとは思いますが、やはりそういった自身の高齢化、また自分の両親の介護等に苦しんで、夫婦を続けられなくなってしまうというような実態もあるのではないのでしょうか。

以上は掲げただけにしておきます。

(4) 学校現場、教育委員会からにしますと、恐らく校長先生にということになるかと思えますけれど、母親と同じように父親とかかわってみようと、先ほどの答弁では、保護者という意味で、意識的に変えているつもりはないということだと思えますけれど、学校と母だけでなく父との関係を考え直してみるよう、今のままでは、やはり女性、妻、母親が主に学校とのかかわりを持っている親御さんの関係が多いかと思えます。PTA等の話し合いも含めて、そういった点で、父親も夫もこういった教育、子育てに関して出てこられるような、一緒に語り合えるような場面を考えていただけるように促してみたいかと思いますが、お尋ねします。

議 長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） いわゆるお父さんの出というふうに、今、小坂議員のお話、御質問を受けとめさせていただきます。

おやじの会とかができるといいという願いは本当に持っているところでございます。

学校としましては、子供さんを真ん中に置きながら、先ほど申し上げましたが、保護者との関係、それが基本も何もそこにあるわけですが、家庭教育を含めて、今、おやじの出、お父さんの出という言葉を使いましたが、そのかかわりの大事さは言うまでもないことというふうに思っております。これは、学校が、校長以下、先生方みんなそう思っています。現状としましては、お便りとか、懇談会などで、お父さん方もいかがですかという、そういう働きかけもなされているところもございます。家庭も協力的に動かれているというふうに受けとめております。また、両親ともに就業、就労している御家庭が多いですけれども、例えば、参観日、あさって、しあさって、卒業式がございしますが、卒業式に御両親で出られる家庭が非常に多くなっている、そんなような状況、また、PTA作業とか、いわゆる家庭の中で話し合いとか、あるいは分かち合い、協力という言葉になろうかと思えますが、そうい

う様子がうんと見られるかというふうに思っております。

いずれにしても、お父さんの出というのは、本当に大事だというふうに思っている、それは私も含めて、学校サイドもそうかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） 今朝のラジオで、不妊治療をされている方々のうち16%の方が、いわゆる仕事を離れる、離職されているという現状があるそうです。女性のうちの五、六人に1人、不妊治療をされている五、六人の1人が仕事を離れざるを得ない、仕事を両立できないというような現状もあるそうです。

今回取り上げました男性と女性の家事、育児に関するバランスのとれない現状、これは日本社会が、日本の男性が、その意識改革や実際の行動を移すのに、まだ10年、長ければ50年かかるような、そんなことかもしれません。今後の継続課題として、私も次の機会にまた質問を改めていきたいと思っております。

続きまして、大きな2番、障がい者福祉事業所同士の連携についてという質問をいたします。

障がい者本人にとって、就業先やグループホームや、また余暇支援サービス等あるんですけど、そういった今お世話になっているところの見直しは相談支援員のアドバイスが主であると、見直しに限らず、いろいろな面があるんですけど。

皆さんにお配りしました2枚目の小さいほうの資料をごらんいただきたいと思っております。

その左側です。障がい児者の通常の個別支援会議とあって、ちょっと会議をしているような様子を想定しやすいようにちょっと絵を描いてみました。まず、左上に本人、障がい児さん、障がい者さんがいて、また、保護者が付き添っているとか、保護者だけの場合もあったりします。その横に、その利用者さんを担当する相談支援の方、組織的には、例えば、一例として、上伊那圏域総合支援センターきらりあなどもこういったところに相談員として同席するかと思います。また、左には、行政です。村でいえば福祉の担当課の障がい者福祉担当がいたり、その行政の下です。私、ちょっと書き漏らしてしまいました。出身学校です。現在、あるいは卒業後の学校の進路担当、就労担当の方が、就業後もこういった場面に来られることもあります。そして、社会人の場合、右側の事業所、作業所や、あるいは働けない方もおられます。生活介護を受けておられるような、S1と書きましたけれど、そういった事業所の方、また、グループホームに入っておられる方もおられますので、グループホームの事業所の方G1、そして、下の事業所、休日や余暇支援のサービスを提供しているサービス事業所等が、この本人、保護者の現在の支援の仕方とか、今後の支援のあり方を、今はかかわっている事業所メンバーであるべき支援を話し合っている、こういった支援会議が持たれています。

そこで、私がこれから提案するのは、利用者、あるいは保護者は、現勤務先の事業所、グループホーム、またサービス事業所が自分に合っているか悩んだり、ほかがわからず不安に思うことなどがあります。また、事業所のほうでも、この利用者さんに一番ふさわしい仕事、職種とか支援のあり方を常に模索している現状があります。

そこで提案的なお尋ねをします。

(1) としまして、今度は資料の右側をごらんください。

私を書きましたが、複数の同業の事業所、例えば、作業所の関係です。作業所だったら複数の作業所が集まって、ここには本人と書きましたけれど、いろんな利用者さんがおられて、その利用者さんが、今いるところでよいだろうかというふうに考えている利用者さん、それをわかっている相談支援員が、複数の事業所に集まってもらって、ゼロから考える、見直す場面が必要ではないかというものです。

ここでは集まり方としまして、まず、左上に、同席しない場合が考えられます。ちょっとこれから言いますけれど、特定の利用者さんに限らず、いろんな事業所、作業所で、それぞれ利用者さんがいて、いろんな個別の状況があろうかと思えます。そういった状況を掲げるためにも、本人がいなくて、相談支援員が掲げる利用者さんのことや、各事業所、S1、2、3、4と書きましたけれど、複数の事業所、今このテーブルで話し合う利用者さんの特性を説明や共有した上で、各事業所が自分のところの事業所の得意なところ、自所の売りを話して、ふさわしい、今、テーブルに話題として出している利用者さんにとって最もよい、例えば、作業所やグループホームや余暇支援サービスなどの環境を客観的に選んであげようじゃないかというような場面をつくったらどうかという、これは障がい者支援事業所からの提案でもあります。

この図のように、複数の同業事業所が一堂に集まって、その利用者さんにふさわしい事業所を見直せる場面が必要で、それには、営利目的ではない行政という立場がその場面、会議体を呼びかけたり、まとめるのが一番ふさわしいということで、事業所等からも求められている声なんですけれど、そういった点について、行政で呼びかけ、取りまとめてほしいんですけど、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 障がい者福祉の関係、図でもって説明をいただきました。

障害者総合支援法に基づきましては、利用者の意思を尊重して、課題やニーズに即した適切なサービスを組み合わせ、利用者に質の高い計画を提供していく、このことが大切というふうになっております。利用者が自己決定、自己選択をした上で、サービス事業に至っておるというのが考え方であります。これ、考え方でありますので、そんな捉え方でお願いいたします。サービス決定後におきましても、利用者の自己選択が広がるように努めております。いろんな皆さんが、事業者や行政との連絡を継続的に行いながら、個別支援会議の中ではそういったことに努めておるところであります。

一番の問題は、相談支援事業所には利用者の秘密の保持が義務づけられておることです。この辺が大きな壁になっておるのかというふうに思っております。利用者の同意が得られれば、そういったことも可能でありますし、同意が得られなければ、これは不可能であります。その辺で分かれてまいりますので、その辺はしかりとやっていく必要、チェックしていく必要があるということでもあります。

したがって、利用者の同意を得た上で、相談事業者を主体とした同事業所との支援会議の開催は可能であるというふうに思っております。あくまでも同意がとれた場合ということでもあります。

この会を開催する主体は、あくまで相談事業者であり、行政はそのサービス利用を決定する支援者の立場で参加することでありますので、会議の開催を呼びかけ、取りまとめる立場

としてはどうかという思いもあるところであります。この辺は、また御意見もお聞かせいただければというふうに思っております。

情報交換の場といたしましては、村内事業所を中心に、事業者連絡会議を行う、こういったことは必要であるというふうに考えておるところであります。

村内の方が利用する施設は、村外以外を含めると42カ所あります。本当に多くのところにお世話になっておるところでありますので、この事業所の皆さんから御意見をお聞きし、どこまでの範囲で構成するかといったことも含めまして、担当課で検討させたいと思っております。

本来であれば、先ほど申し上げましたように、事業者相談、事業者がそういったことをやっていくということが本来の筋でありますけれども、なかなかそういったことで進まないということであれば、本人の同意があれば、行政が中に入ってということも可能であると思っておりますので、その辺はまた小坂議員の専門的な立場の中で御意見をお聞かせいただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） 個人の情報の秘密の保持ということで、個人名を挙げなくても、事例的に各諸問題を話し合う場面、できるかと思っておりますので、まずは、前々から私も提案をお願いしてきた事業所の連絡会議をぜひ村でもやってもらいたいですし、これ、村だけでなく、上伊那レベルの取り組むべき問題だとも思っておりますので、上伊那レベルや、また相談支援事業所に村からもまたちょっと話を持って行ってもらいたいです。

最後の質問に行きます。

ふるさと大使に村出身の若者を起用するという質問です。

今、村がやっている、若者回帰や移住定住促進、観光などのプロモーションで、今、日本の世の中の現状として、マスコミというか、情報が広がることで特に大きいのが、ユーチューブなどの動画です。例えば、隣の市あたりでも、動画を使って移住定住の促進の番組づくりに取り組んでいる例がありますけれど。それで、インターネットを通じてでも、いわゆるホームページで、待ちの姿勢で、待っている姿勢で情報を上げて、それを見に来る人を求めるのではなくて、こういったおもしろい情報があるよ、楽しい情報があるよというのを、いろんな人がそれぞれに自分のSNS、フェイスブック、ツイッター、そしてインスタグラムですか、今。いろんなもので広めるのが、どんどんどんどん広がって、その広まりを見て、テレビが番組でまたそれを紹介するような時代になっております。

そういった点で、若者がそういった情報をシェア、もとにあった情報を自分が共有して、それをこんな情報があるよと、例えば、村の定住促進や観光の事業等は実際にそういった点で広がっているわけですが、それを広げてくれるのはまた若者でもあります。その若者が広げるに当たって、やはりこれは、村の今の段階では年長者の方が、多く村をいろいろ広めようと活動されていることが多いかと思うんですけれど、実際に、例えば、村出身の俳優や芸能分野に進んでいる若者もあろうかと思っております。私も知っているメンバーもいるんですけど、そういった方を、例えば、ふるさと大使といった名目で起用して、若い世代や子育て世代の感性に届きやすい情報の出し方、アプローチをしてほしいと思っております。いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 村の移住定住や観光などのプロモーション、若い人を起用したらという御質問であります。

若い人を起用するということが、これは大切なことだと捉えておるところであります。今、本当にユーチューブだとか、SNSだとか、私自身も余りなじみのないものがかかり普及してきておりますので、こういったことを使っていくということは大事なことであります。同時に、そういったものを担っていくのはやはり若い皆さんかというふうに思っておるところでありますので、積極的にそういうことをしていければというふうに思いますし、他の自治体でもそういった動き、加速をしておるところであります。そういったことで、村の出身の方や村に思いを寄せている方がいれば、積極的にお願いしていければというふうに思います。そうした方がいれば、また御紹介もいただきたいというふうに思っております。村自身では、情報はなかなかつかめな部分がありますので、そういう情報があればまた教えていただければ、当たってみたいというふうにご考えておるところでございます。

そういう若い皆さんに南箕輪を発信していただければ、これは本当にありがたい。ふるさと大使ということではなくて、ふるさと応援団という形にしてもいいんじゃないかというふうには思っておるところでありますので、そんな皆さんがいれば、どしどし御紹介いただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議 長（丸山 豊） 小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） それでは、応援団という形で結構ですので、ぜひ、私、担当課長、地域づくり推進課長あたりにはお話も先に申し上げているところもあります。村としては、既に売れている有名な俳優等を求めるというか、望むというような声も聞いたりもしますけれど、長野県内では個別の市町村をそうやって宣伝しているタレント等もあろうかと思えますけれど、この県下若い村ですから、まだこれから世に出ようというような、俳優を目指している彼らもおりますので、そういった彼らをまた村としても応援し、その彼らがまたこの村を、地元を紹介するような場面をつくっていただければ、例えば、私が考えているのは、今、20代なんですけれど、そうすれば、村の今の20代、30代、40代の、いわゆる行政や地域にちょっと関心が薄いというような方々にとっても、村の20代の出身者が頑張って村を宣伝しているというような場面があれば、また村の若い世代、村在住の若い世代にもいい影響があろうかと思えます。そういった点で、ぜひ応援団にまずは起用していただければと思えます。これは要望で終えておきますが。

数年前、長野県知事が上伊那に来たときに、伊那の有名な企業の社長さんが、長野県では100人高校生が大学に進学して、都会に出ていってしまうと、16人、100人のうち16人がまたこの上伊那に、地元に戻ってくる。16人しか帰ってこないというようなお話をされてきました。若者回帰をこの村にも求める限り、求める必要はあろうと思えます。ぜひ、若者そのものをまた起用して、村の元気を外に発信していただきたいと思います。要望で終えておきます。

以上で、私の質問を終わりにいたします。

議 長（丸山 豊） これで、2番、小坂泰夫議員の質問は終わります。

ただいまから11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

6番、唐澤由江議員。

6番（唐澤 由江） 6番、唐澤です。

これから一般質問させていただきます。

先ほどの男女共同参画の両立コース、結婚し子供を持つが、仕事も一生続けるということで、現在があります。きのう、2歳と5歳と8歳の孫を連れて回転ずしに行きました。孫が、うちのパパは何にも仕事をしないとか言ってましたけれども、私の夫から比べれば、ごみ出しはするし、よくやっているほうだと思ったけれど、子供たちはやはりママのほうが偉いと思っていますようです。

さて、こども館運営についてお伺いします。

一般会計の補正で、133万6,000円の減額補正があり、放課後児童クラブコーディネーターが夏休み後にやめたことを初めて知った。どこかで経験していたらしいが、若いため、気負いがあったのだらうと思います。学童クラブでない子が見学に行ったら、おまえは誰だ、名前を言えと威嚇され、嫌になったと聞いた。コーディネーターだから、支援員のパートというか、臨時のおばさん方を束ねるのは大変だったと思いますが、今後どうなさるのか、お聞きします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 6番、唐澤議員の御質問にお答えを申し上げます。

放課後児童クラブコーディネーターの問題であります。

放課後児童クラブコーディネーターには本人の一身上の都合によりまして、昨年の10月末に退職をしております、その後は欠員となっております。

なお、この4月からは、放課後児童クラブコーディネーターにかわりまして、放課後児童健全育成指導員を採用してまいります。職務といたしましては、放課後児童クラブだけではなく、一般来館者の児童も含めた放課後児童健全育成に携わっていただき、さらには家庭、学校等の連絡及び情報交換等の健全育成の支援、また、子供たちに対して個別に対するケースがふえてきておりますので、どのように接していくのかがよいのか、こういったことを児童厚生員や放課後児童クラブ支援員に指導していただく役割を担っていただきたいと思っております。4月から設置してまいりますので、よろしくお願いたします。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 前向きな答弁、ありがとうございます。

学童クラブは、学校の縛りから解き放たれ、朝7時から夜の7時近くまで、おやつも食べずに学童にいます。弾けた子供が気楽に過ごし、親が迎えに来るのをじっと待つことは大変だと思います。12時間後に家にやっど帰るわけですから、楽しく過ごすことが大切だと思います。きょうもよかったと眠ることができるようにしてほしいと思います。

児童厚生員の資格とか、人数とか、時給、役割はどんなものでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 児童厚生員の役割と人員等の御質問であります。

児童厚生員の役割でありますけれども、具体的には、こども館独自の行事を企画し、管内の創作室、遊具室などで遊びの指導やイベント、学習などを行っております。また、保護者

の子育て支援や地域の子育て環境づくりも職務として担っていただいております。このほかには、こども館講座など、保育園児や小学生が来館した際には、読み聞かせやパネルシアター、厚生員が考えた独自の遊び、工作を行っております。創作室の中で、一般で来館する子供たちに加えまして、放課後児童クラブの子供たちの面倒も見ていただいております。

現在は、すすくはうすのアドバイザーを兼ねた厚生員を含めまして3人ですけれども、4月からはこども館の厚生員として2名の体制でやってまいります。

単価の質問がございました。3番と一緒によろしいでしょうか。

人数の適正ということでありましたけれども、人数につきましては、国の法律に基づいております。それに基づきまして、南箕輪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めております。条例には、支援学級単位ごとに2人以上を配置するというようになっております。1支援学級の児童数や40人以下となっております。こうした基準を受けまして、南箕輪小学校の放課後児童クラブは4学級構成でありますので、12人の支援員で運営をしております。各学級に2人です。4学級でありますので8人、それと、1、2年生など人数が多い学級や加配が必要な学級がありますので、3人体制にするなど、適正な配置に努めております。したがって、4学級の3人体制で12人ということで行っております。

時給単価につきましては、上伊那郡の平均だと思っております。1,000円ということで行っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6番（唐澤 由江） わかりました。ありがとうございます。

次に移ります。

ふるさと納税について。

夕張市は経営が破綻していたんですが、今ではメロンを平成14年から加え、3億1,221万円というように、大分、ふるさと納税で復興したといえます。

平成29年3月の定例会に、リンゴの効能とふるさと納税にしてはどうかという一般質問をしたところです。多くのリンゴ農家が喜ぶような回答をお願いします。農政、財務課、味工房、窓口が幾つもあり、全く進まないが、どうでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ふるさと納税のリンゴの部分についての御質問をいただきました。

ふるさと納税全体では、1億3,000万円を超える寄附をいただいている状況であります。貴重な財源として四千数百万が使用できるということで、ありがたいことでもあります。地域産業の活性化、村のPR、さまざまな面で大変ありがたい結果となっております。

リンゴにつきましては、現在の状況であります。上伊那産のサンふじを毎年100セットずつ出品をしております。これはあじーなをお願いをしております。しかし、現状では、例年人気の高い返礼品でありますので、提供増加数の交渉も行ってまいりましたが、仕入れ等の問題もあり、数量をふやすことは大変難しいということになっております。リンゴは、非常に人気の高い商品であるというふうに言われておりますので、この辺を少しふやしていきたいという考え方は持っております。その中で、あじーな、あるいは味工房と

いう考え方もあります。味工房等の考え方につきましては、ストックをしておく場所の問題もありまして、難しい状況となっております。

したがいまして、当面は今までどおり、あじなにお願いをしてまいりますけれども、今後は、並行いたしまして、村内のリンゴ農家に対して説明会を開いていきたい。一定の体制を確保でき、村の特産品としての品質を唱えたものを提供いただける農家につきましては、個々に出品していただくようお願いしていきたいという方針を、若干、両方でやっていきたいということで考えております。これは早急にやっていく必要がありますので、できればリンゴの収穫期までには体制が整備できて、そこから始められれば一番理想的でありますので、そんなふうにしていきたいというふうに思っておりますので、どんどんそういった農家がふえていただければありがたいというふうに思っております。ただ、問題は、クレーム対応をしっかりとやっていただかなければなりません。品質の管理とクレーム対応、この辺の説明会をしっかりと開いて、個々に登録できるような方策も考えてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） JAのリンゴ部会というのは、技術員がリンゴ農家出身が多かったり、プラスチック事業やIターンの充実で、若手が本当に都会から帰ってきて、1ヘクタール以上の就農者が多いわけです。中でも、伊藤剛史さん、与古美農園、高遠や箕輪、田畑で幅広く農地をふやし、公認会計士をやめて農業に精を出しております。その剛史さんは、伊那市のふるさと納税、県のふるさと納税に手広くかわり、生きがいややりがいがある毎日を過ごしているということで、村でもそんなことができたらいいと思いますので、前向きによろしくお願いいたします。

次に、返礼品は、大切な人、見守る目ということで、岐阜の飛騨のふるさと納税の見守りサービスというのがありまして、これ、箕輪郵便局と箕輪町とが先日提携しているのをケーブルテレビで見ました。そのほか、ヤクルトの配達の見守り訪問とか、さまざまなものがありますが、村ではどのようにお考えでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ふるさと納税の見守りのための返礼品の御質問であります。

高齢者の見守りサービスを行う自治体がふえてきております。このこと自体は本当に見守るということですので、そこに両親や関係のある方がいて、それを見守っていただくということですので、出身地や縁のある地方とのつながりを育む、このこと自体が本当にふるさと納税の本来の姿じゃないかというふうに私自身は思っておるところであります。ただ、これが本当に効果が出るまでになるのかどうかというのは、若干難しいのかという面はありますけれども、本来のふるさと納税の趣旨からいけば、そういうこともやっていかざるを得ないだろうというふうに思っておるところでございます。希望する事業者があれば、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

先般、箕輪の記事が出ておりました。私も読ませていただきましたし、同様な申し出が郵便局のほうから村にも来ております。議会が終わったら対応させていただきたいという返答もしておりますので、その辺は担当課にまた、そういう申し出がありますので、十分検討してまいりたいというふうに思います。ただ、内容を見ますと、ちょっと高いものですから、本当に広がるのかどうかという心配はありますけれども、本来のふるさと納税の意義という

ことではやっていく必要はあるかと、また郵便局のほうから、要望も、そういう提案もいただいで検討することになっておりますので、させていただきます。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） やはり、本当の見守りというのが大事ではないか、これから孤独死とか多死社会というようなことで、1人で死んでいるというのが結構多いようですので、そういうことに取り組むということも大事ではないかと思えます。

次に、介護保険料7期計画についてということで、介護保険の7期計画によりますと、平成12年の年度末には228人だった要介護認定者が、29年9月では481人と2倍にふえている。本当に総人口1万5,430人のうち、後期高齢者、75歳以上もふえ、65歳から74歳の前期高齢者もふえ、合計3,599人ということで、高齢者が23.3%にもなっていると。平成29年の被保険者3,632人のうち、要認定者数は481人で13.5%の認定率ということで、本当にこれからの介護保険、大変なことになると思えます。

一番の、転倒などで介護リスクが高まるが、その予防策はということでお願いします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 介護保険全般につきましての御質問を多くいただいております。介護リスクが高まる、転倒などにより高まる、その予防策はという質問であります。

実は、きょうの新聞に、健康寿命の記事が載っておりました。長野県は、平均寿命は、男性が2位、女性が1位という高い状況でありました。健康寿命もそこそこかと思っておりましたら、男性がたしか、ちょっと記憶が定かではありませんけれど20位ぐらいでしたか、女性が27位ぐらいでした。これ、本当に真ん中よりちょっと上、真ん中より下というような状況となっていて、私自身も驚いたところでもあります。健康寿命をどう延ばしていくかという、この介護保険とも大いに関係のあることでもありますので、その点につきましては力を入れていかなければならないというふうに思っております。

村のデータによりますと、転倒による骨折等によって要介護状態となった方は7.8%を占めており、かなり高い率で転倒がその要因となっておるということになっております。転倒予防につきましては、まずは転倒しない体づくりと転倒を未然に防ぐ環境整備、この二つが大切だというふうに考えております。

体づくりにつきましては、やはりそれぞれの人の体力に合った体づくりをしていただくということ、げんきあっぷクラブ、あるいは介護予防事業で行っている筋力トレーニング、バランス訓練、そういったものに積極的に出てきていただく、この方策を考えていくということでもあります。げんきあっぷクラブにつきましては、ことしの状況を見ますと、参加人数はふえているようでもありますので、そういったことをふやしていくということでもあります。

環境整備の点では、手すりの設置だとか、足元を明るくするなどとか、いろんなことがあろうかと思えます。住宅改修費の補助金もありますので、そんなことも周知をしていきたいというふうに思います。

全般的な体づくりだとか環境整備につきましては、介護予防事業や出前講座の場で周知を図ってまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） やっぱり年齢とともにその減少する筋肉、そんなことから、伊那市がライザップの取り組みを始めておりました、私も本当に、エド・はるみさんと森永卓郎さんのようにスリムになると、医療費も少なくなるというような記事を見まして、私もジムに通い始めました。1カ月やったところ、物すごい効果がありまして、毎日30分のトレーニングで600キロカロリーの消費ですけれども、1カ月後にいろんな調査をしましたら、本当に体脂肪が減り、ふくらはぎ、上腕、ウエスト、バスト、みんな減りまして、トータルで11.9センチ減りました。今までの服が着られるようになったのは大変うれしいことであります。

こんなようなことで、歩いたり、運動したり、それぞれ自分に合ったものをやるということが、その介護予防、介護保険をふやさない方法だと思いますので、皆さんもぜひよろしくをお願いします。

次に、食事摂取量で何が不足するかについてお願いします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 前段の部分であります。ライザップの問題も出ました。いろんなことを工夫しながらやっていかなければならないだろうというふうに思いますけれども、やはり若いときからウォーキングをするという習慣づけだけは私は必要かというふうに思っておりますので、その辺につきましては、歩数計だとかそういう部分で新たな事業の取り入れもしてまいりますので、4月からは、そんなことで期待もしております。習慣づけということが一番大事かと。トレーニングに通って、いろいろ減ったということで、うらやましいと、私は肥える一方であります。

食事の関係であります。

摂取基準の中で何が不足しているのか、このことは実態把握というのにはできておりません。大変この辺は難しいところであります。ただ、高齢者に不足しがちな部分でありますけれども、肉類やたんぱく質の摂取、これが少ないというふうに言われております。これ一般的でありますので、そういったことを進めているということでもありますし、この一般的な研究成果の中では、多様な食品をとっている方は筋力が強いという、そういう結果も出ておるようでもありますし、歩行速度も速いといった研究結果が出ています。その辺も含めて進めていく必要があるというふうに思います。高齢者、栄養バランスのとれた食事の摂取、これが介護予防につながる重要なポイントであるというふうに思っております。

したがって、この辺を高齢者の皆さんに周知していくということで、注意喚起をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） ジムへ行きますと、炭水化物に注意、あんパン1個300キロカロリー、1時間の階段上り下りで消費するというようなことや、油で揚げたりいためたりはだめ、ノンオイルのドレッシングとか、いろいろ書いてありますが、なるほど・ザ地域講演会ではお肉を食べるとよく言っています。お肉を食べて、しゃぶしゃぶじゃなくて、焼き肉を食べてくださいと言っていますので、大泉の大泉川を美しくする会、必ず作業の後、焼き肉会に行きますので、結構、先端を行っていると思っております。

次に、メタボ対策とロコモ対策のための筋トレの普及をということをお願いします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） メタボ対策とロコモ対策のための筋トレ普及であります。

メタボ、ロコモ、どちらもその対策には、筋トレ系以外にも栄養という総合的な取り組みが必要となってまいりますけれども、やはり筋トレ系の負荷というこの部分も大切であります。活動的な方につきましては、てくてく教室や水中運動など、そういった教室を行っておりますし、高齢世代にはげんきあっぷクラブ、介護予防事業等を行っております。そういったことを実施しながらやっておるのが実態であります。

今後は、介護予防の取り組みをさらに広げるために、住民の皆さん主体で活動が行えるよう、介護予防実践者向けの講座を開催し、筋トレやその他介護予防等に関する学習をする機会をふやしていきたいと思っております。これはふやしていきます。また、働き盛りの年代からウォーキング等の運動習慣を身につけておくこと、このことも現役を卒業してからの筋トレを続けていくことにつながっていく有効な方法だと思っております。これも、先ほど申し上げましたように、歩数計でまっくん健康ポイントにつながるような、そんな仕組みも構築してまいります。そんなことを行いながら、メタボ対策、ロコモ対策のための筋トレ普及を目指してまいります。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 今月の広報みなみみのわに、げんきあっぷクラブ、運動、社会参加でフレイル予防というのが出ておりました。早速、三尾さんが講座に来ていたので、早速出してくださったと思って、うれしい限りですけれども、参加者が減ってきているので、やはりこんな機会に、もったいないのでぜひ行っていただくように、またさらにお願いたします。

先日、糖尿病の重症化予防のメタボ対策で、松代病院のダイエット診療科というのが県下初、前川智医師がNHKに出ておりました。肥満症ががんを引き起こすというようなことで、とにかく1週間で入院して、2キロ、7キロ減量、30分の運動ということで、BMを、とにかくBMというのが20だと限りなく病気になるという値だそうなんですけれども、そういう食事と運動療法、糖質を妨げる、炭水化物に注意ということでやって、皆さん、本当に2キロから7キロ、1週間、10万円だそうなんですけれども、本当にやっているようです。だから、こういった人間ドックというのもいいんじゃないかと思えます。

メタボ対策、ロコモ対策というのは、本当に腹囲をはかってもらって、腹囲を下げるだとか、血圧を下げるだとか、血糖値を下げるだとかというのが結構ありますので、やはりちょっと入院したり、チェックしたりしてもらいながら、てくてく教室だとかそういうのもいいんじゃないかと思えますので、ぜひ介護予防教室を推進していただきたいと思えます。

4 番目、施設入所で家族と村の負担はというのをお願いします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 前段のメタボだとか、そういった部分につきましてはしっかりとやっていきたいということであります。確かに、体重がふえると、血圧も上がるかなということで、私も身をもって体験いたしましたので、ついぞ薬を飲まざるを得なくなりました。体重が3キロばかりふえた、このせいかと思っておりますけれども、気をつけていきたいということであります。

施設入所の家族の負担はということでもあります。

まず、前段の部分で、どのぐらいの入所者がいるのかということでもありますけれども、住地特例を含めると82名が、今、特別養護老人ホームへ、村内の方が入所しております。待機者が49名であります。そのうち、在宅での待機者というのが11名となっております。在宅で11名まだおいでになります。残りの方は、介護老人保健施設等に入所をして待っているということでもあります。

負担の問題であります。

特別養護老人ホームに入所した場合の費用であります。月々の費用といたしましては、ユニット型個室で12万から13万円、多床室で8万から9万円あります。その型によって、個室か、多床室によって大きく変わってきております。この中には、居住費とか食費が含まれております。また、個人の介護保険サービス利用料は、1割負担の方で介護度により約1万9,000円から2万7,000円となります。これもその中に含まれておるといふことのようにあります。

市町村等の公費でございますけれども、1割負担の方の場合の要介護3の方、ユニット小型個室で20万5,740円の負担がかかるようであります。多額な負担がかかっているんだということでもあります。ただ、施設を利用される方で、住民税が非課税世帯の方には、食事や居住費が減免される制度がありますし、また、市町村等の公費や介護保険料により、保険給付から特定入所者介護サービス給付費は負担をしております。こうした状況の中で、介護保険施設等への入所にかかわる費用という多くは、公費や介護保険料により賄われている構造となっておりますのでございます。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 私の近所に、10年もお母さんを介護している方がいます。何でお母さんを施設に入れないのかというふうな質問があるということですが、やはりユニット型の場合は20万5,740円の12カ月分、何百万というお金が毎年かかっているわけですが、公費で。だから、皆のためになっている、あなたが介護を在宅でしているのは表彰ものだよといって、一生懸命励ましているところです。

上野千鶴子さんという東大の元教授の本でも、家で介護保険のサービスを使って、年金で入所せず暮らせるんだよというような本も出ておりますので、そういった事実を確認していただきたいと思っております。

地域包括ケアシステムの構築で、サロン、カフェに援助をとということです。

やっぱり、お金がないし、人も足りない、施設も足りないというようなことで、やはり地域で見守りをしたりしていかなきゃならないということで、地域丸ごと、地域共生社会の実現に向けた取り組みが必要となります。サービス利用も、平成12年から介護費用というのが2.4倍にも膨らんでいますので、そういった認知症カフェやサロンでそういった補助をしていただくとありがたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 地域包括ケアシステムの質問でございます。

地区社協や住民有志によるサロンの活動が生まれており、ゆっくりではありますが、支え合いの活動が地域に広がりつつあります。これは確実に広がってきております。こんな点

はありがたいというふうに思っておるところであります。

地区社協の取り組みに関しましては、これまでと同様、地域福祉活動支援事業の補助金を活用していただいております。同時に、ほかの事例といたしましては、活動の立ち上げや間接経費を補助する制度を創設したいと考えております。具体的な内容につきましては現在詳細を検討しておりますので、そんな点はよろしく願いいたします。まだまだ、そういったものを立ち上げていかなければならないということでもありますので、活動の立ち上げ経費、間接経費を補助する制度を創設してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） ありがとうございます。

次に、げんきあっぷと健康ポイントの拡大をということですが、期限切れがあります。それから、年間1回だけというのを拡大していただけたらと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 健康ポイントの拡大をという御質問であります。

げんきあっぷクラブに通っている方は何回も参加できますので、そういった問題はなかろうかと思います。先ほども申し上げましたが、今年度は延べ利用者につきまして、昨年よりも人数が多くなってきております。これは本当にありがたいかというふうに思っておるところであります。また、先ほども質問がありましたように、フレイル予防だとか、ロコモ対策などの必要性が言われておりますので、それらに即した広報や指導を実施する。安定した参加がふえていくように取り組んでまいります。

ただ、健康ポイントの部分につきましては、27年度から始めまして3年が経過しております。見直しが必要であるというふうに考えております。健康教室に参加している方は励みになるという声をいただいておりますが、若い世代はポイントがたまらないという、これはそのとおりだというふうに思います。1年に1回しかやりませんので、平成30年度よりリニューアル実施をしていきたいというふうに思っております。

したがって、先ほどから申し上げておりますように、自主的なウォーキングもポイントの対象となるよう、活動量計システムを取り入れてまいります。これによって、かなりふえてくるのかと思っております。ただ、これ、システムとして構築をしていかなければなりませんので、よろしく願いいたします。

また、景品でありますけれども、景品の数も若干見直していければというふうに考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） あらゆる方法で、国民健康保険、介護保険の財政が健全になるようをお願いしたいと思います。

4 番に移ります。

伊那中央病院の患者支援センターが秋にできるということで、先日も相談の電話があつて、課長に相談したりしたケースがありますけれど、ヒヤリハット、情報共有がなされていないということのないように、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 相談窓口の部分で、しっかり相談をということであります。

現在は、各診療科の9カ所の相談窓口におきまして相談をしておりますし、専門的な部分につきましては、また専門の専門科で相談しております。情報の共有をしていくというのは大事であります。

この秋に、北棟の増設に伴う本館の改修事業の一環といたしまして、入院外来の各種相談に一括に応じる総合的な窓口といたしまして、患者総合支援センターが新設をされます。この秋であります。相談機能がかなり高まるんじゃないかということで、しっかりと運営ができていけるようにしてまいります。

以上です。

議 長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 5番に移ります。

1月3日、成人式で、広報係が登場し、現在の村を紹介した。それ以降の昔の卒業式や経ヶ岳競歩のビデオはカットして、村の紹介ビデオとして活用してはいかがでしょうか。公民館の城取さんにはちょっとお願いしてみたことがあります。いかがでしょうか。

議 長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 成人式では、毎年ビデオを流しております。その前段として、その1年間というか、村の概況部分を放映して、その後、成人者向けの放映となっておるところであります。視察等に活用してはという話でありますけれど、それをカットすると、時間的な部分もあります。と同時に、村の概況を理解していくためには、人口だとか、歴史だとか、産業だとか、教育だとか、そういった情報が必要でありますので、視察用にはやはり専門のものが必要であるというふうに考えておりますので、その辺もリニューアルが必要などときにはしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

議 長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） わかりました。

次に、御嶽山と大泉ばやしのコラボの伝統文化の発表が、先日、村の日にありました。大泉では、平成11年、清水武茂区長さんのときに宝くじ350万円が当たって、そういった器具、鹿頭祭のいろんなかみしもだとか、いろんなものが準備されております。それは、前の企画の加藤係長が宝くじで応募したということがわかりました。平成17年の1月に村の指定文化財に無形文化財として御嶽山になったわけです。それは、それにおはやしがついて、両角さんがいろいろビデオ、DVDだかをつくったりしてもあるようですが、もしそういうことで、元気づくり支援金、あるいは宝くじの補助金で何とかそういったことが整備、鼓だとか、いろいろ必要になります。笛、太鼓、鼓、三味線など、そんなようなことで活用できないか、お聞きしたいと思います。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 議席番号6番、唐澤議員の御質問にお答えします。

御嶽山を初めとした伝統文化の伝承ということ、継承ということにつきましては、ほかの議員の方からもこれまでに御質問いただいております。この間、村の日に、本当に大泉ばやし、本当、見ごたえ、聞きごたえと言いましょか、いい御発表をいただいて、大変好評で

ございます。そういうことを踏まえながらですが、御嶽山に関しては、中学生も参加してとか、そういう状況があって、この子たちが文化を伝承していただければいいかというふうに思っております。歴史、文化に学ぶ、親しむ、それらを継承していくために、関係者、専門家を交えて、また検討をしてまいりたいと思っております。

今の宝くじの関係等々、済みません、しっかり承知していない状況がございまして、今までどういう経緯があって、それが今後どう生かせるのかとか、また、関係の方々とちょっと相談しながらというふうに思っています。予算もかかるというのは重々承知でございます。よろしくをお願いします。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） やはり、すばらしい大泉ばやしというのも、本当に文化財指定がされてくるのかというぐらいに思いましたので、またよろしく願いいたします。

7番ですが、読み書きのつまずき支援ということで、伊那北小をモデル校として、伊那市が2年間で1,500万の補助を受けて、文科省の事業でMIMの制度をやったそうですが、そういった現状はある中で、特にこのことについてというわけではありませんが、現状、どのように学習、学力向上の指導をしているのか、お聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 読み書きについて、困り感を子供たちが持っている場合、どう理解して、どう支援していくかというのは、とても大事なことというふうに思っております。議員御指摘のように、学力向上にもかかわっていくという。もっと言うと、その子の自尊感情といましようか、できるという、そこのところにもうんとつながるか、そんなことも思っております。

今の多層モデルMIMという、伊那でやっている、私も2回ほど研修会に参加させていただいて、非常にアセスメントから丁寧な支援のあり方を個々によって立てていく、そういうふうに受けとめております。

村の現状でございますが、支援員が、学年あるいはクラス等に入りながら、お子さんの状況に応じてそこをサポートしていくと。子供たちの様子を見てみると、ああ、このお子さんはここで困っているな、こういうところでつまずくというか、困っている。じゃあ、どうしたらいいかというのは、個々対応といましようか、個別にかなりノウハウを持つ、子供がそれを教えてくれるというふうに思っております。ですので、具体的に言うと、黒板からノートに写すのに非常に困難さを持つ場合には、脇から、黒板のものを伝えてくと。あるいは、手拍子で声のとり方とか、そういうようないろいろな指導法がございまして。そういうようなものを活用しながら、支援員の方がサポートしております。

今後、支援員が主にそこのかかわるので、支援員の研修会をもし来年度できたらいいかと、伊那の方に講師に来ていただいて、そんなこともちょっと描いているところでございます。

また、伊那北小には、LD等の通級指導教室、いわゆる発達障がい等の通級指導教室がございまして、村にできたらいいなということは切に願っているところでございます。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） さすが、専門的な答弁、ありがとうございます。

ぜひ、そういった子供がすごく、LDの子供を指導すると、すごく学力が上がって、子供たちが明るくなるというようなことを聞きましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、リンゴ学習なんですけれども、3年生のリンゴ学習をやってはいるんですが、だんだん子供が多くなって、150名ぐらいになって、田畑の白鳥さん、大和屋農園から引き継いで3年目になっております。リンゴ学習は、結構、子供が目を輝かせたり、いろんな質問をしてきたりして、これは、JAの指導で減農薬で本当に年に20回ぐらい消毒するんだよとか、まんじゅうやおやきとは違うんだよというようなことで、私も一度かかわったことがあります。そして、それを信州の果実に投稿、JAから言われて投稿したりして、本当に励みになっております。

これ、3年1組の先生が、こういったありがとうございましたということを書いてくださりまして、やはり、伊東先生ですか、6年の伊東先生がそういった対応をしていただきましたけれど、最近ちょっとメモ用紙を持ってこなくなったり、それから、先生方も、何というのか、JAも変わってきました、当事者意識がなくなってきたので、このことはどうなのかと、そのように思ひます。というのは、初めのときは、体験発表というか、お茶会をしてくださって、やりとりもあつたりして、励みもあつたんですが、人によってどんどん対応が変わりますので、ここら辺で新田の若い農家、白鳥さんと言うんですけれど、その方と2人でやっていますので、またどのようになるか、教育長さんの指導をお願ひしていただきたいと思ひます。

議 長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 総合的な学習の時間というのは、現行の指導要領、それから今度変わりますけれど、新学習指導要領等々、私、うんとキーワード的には、探求的というワード、それから、よりよく課題を解決する、それから、自己の生き方を問う、そのようなワードが含まれていると思ひます。もう一つ、経験値を通しながら、高めながら、本当に主体的、対話的で深い学び、そこは譲れないところだというふうに思ひしております。時間の限りはあるわけなんですけれども、思ひるのは、例えば、リンゴ学習先にありきではないというふうには思ひます。この間の村の日の小学生の発表、それから、中学生で行われている模擬議会もそうでしたけれど、福祉活動等々、いろいろお子さんのニーズ、それから、そこに先生方の考えを合わせて、どういう活動を組んでいくか、そこがうんと大事かというふうに思ひしておりますので、今、南箕輪小では、唐澤議員様、それから、山崎議員様にお力をいただいておりますが、ぜひ、先に形ありきではなくて、子供たちのつくり出していくその営みが宝でございますので、よろしくお力をいただけたらいいなというふうに思ひます。

一つだけ、リンゴのことでちょっと学校に問い合わせをしたら、子供たちの感想の中で、一つ、私としてすごいと思ひしたのは。リンゴにシールを張るんですけれども、余り写らなかつたのが、二つ、シールをはがすときに、だけど、一つだけとても濃く写っているのがありました。とてもびっくりしました。すごい学習のきっかけなんです。なぜだろう、そこからまた深まっていく。そんなこともぜひサポートをしていただければ。

それから、地域の方との触れ合いというのは当然大事でございますので、そこも大事な価値があるかと思ひます。学校として当然それは大事にしていかないといけないと思ひます。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） ありがとうございます。

最後に、新学習指導要領に伴って、静岡県吉田町へ行きました。村は村なりの方式でやっていくと思いますので、どういった方式でやるのかということをお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 村の方式という言い方がいいか、夏休みに関して、ちょっと角度的なと思いながらですが、いわゆる働き方改革の関係と今の年間の授業日数等、いろいろ重ねてあると思うんですが、授業日数、教育課程については校長が責任を持ってそれをつくらと。そういうことで、来年の授業日数は、中学校が2日減ですが、小学校はプラ1.1、それは英語科、あるいは外国語活動等々への対応も含めて、それから行事の精選等も今重ねているところがございます。それから、働き方改革の点では、何点かの観点、今、時間の関係で、もしあれでしたらお伝えしますが、角度づけで検討を進めているところで、それは教育委員会も学校と共同しながらというふうに思っております。

子供たちの学習、いわゆる学力をつけるためにという、そこは本当に大事な点でございますので、今までの全協も含めての話の中で、じゃあ、英語に関して言えば、例えば、ALTを2人にするとか、あるいはコーディネーターを入れるとか、あるいは時間をどういうふうに据えていくとか、そこら辺の検討はもう既に学校のほうでは整えて、教育委員会としても話し合いながら整えている。そんな状況で、子供たちにしっかり学力をつけていく。そんな所存でございます。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 働き方改革ということで、学校閉庁日だとか、LED化とか、トイレの洋式化とか、いろいろあったんですけども、吉田町は本当に恵まれ過ぎていて、エアコンなどもありまして、本当に比較にならないぐらいでしたけれども、教育長さんのその熱心な御答弁、ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わります。

議長（丸山 豊） これで、6番、唐澤由江議員の質問は終わります。

ただいまから1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時30分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

3番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） 3番、山崎文直です。

午後の最初ということで、一番眠い時期になりますが、一生懸命質問をいたしますので、答弁のほうもよろしくお願ひいたします。

今朝ほどは少しおくれて出席をいたしました。南箕輪中学校の同窓会の入会式がございまして、同窓会の役員の一員として出席させていただきました。70周年記念事業ということで、昨年完成しました生涯学習施設に会議机10台を寄附したところであります。ぜひ、これからの教育の中で活用をしていただければということでもあります。よろしくお願ひします。

質問は、今回、私、3点について質問をしたいと思います。

1番目の質問であります。組外の解消対策についてということでございます。

この南箕輪村も、少しずつ住宅がふえるわけですけれども、組外の世帯もふえているというふうになっております。そういう点で、今後、村としてどういう対策をしていくのか、こういうことで討論をしたいというふうに思います。

最初に、村の組外の世帯数と全世帯数に対する割合等の数字について、最近の情報を確認したいというふうに思いますので、お願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 3番、山崎議員の御質問にお答えいたします。

組外の状況という御質問であります。状況だけ御説明申し上げます。

まず現在の村の未加入世帯数及び割合であります。平成30年3月1日現在のアパート世帯を除く戸建て住宅を対象とした区及び組未加入世帯は502世帯であります。これは全体の10.9%になります。したがって、加入率は89.1%という、9割近くが区に加入しているという状況であります。

アパート世帯を除くという部分でありますけれども、老人ホームだとか、アパート世帯だとか、そういう世帯を加えらるともう少し多くなりますけれども、当初から、私は申し上げておりますけれども、一戸建て住宅、できるだけ地域組織に入っていただくということでお願いしてきておりますので、そんな点はぜひ御理解もお願いしたいというふうに思います。アパートにつきましては、そこに永久的に定住をするということではありませんので、これはほかの状況を見ましても、アパートを除くと、かなりどこの自治体でも加入率というのは低くなっておるといのが実態であります。そんなことで、約9割の方が地域自治体に入っているというところであります。

割合の部分で、以前と比べまして、各区の役員、区長の皆さんやいろんな皆さんの話を聞きますと、比較的スムーズに入ってくれるというような、そんなお話もお聞きしておりますので、以前と比べると、一戸建て世帯の加入率というのは上がってきているんじゃないかというふうに捉えておるところであります。

これからも、転入時には丁寧な説明をしながら、また区の役員の皆さんと連携を密にしながら、できる限り、区や組に入っていく、地域自治組織に入っていただくという、こういうことでお願いしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3番（山崎 文直） 関連の質問等は、以前にも一般質問等で取り上げられてきています。その中で、村側も転入時の案内やなんかで丁寧に説明してということで、今お聞きすれば、スムーズな組加入というのが進みつつあるということについては敬意を表したいというふうに思います。

それにしても、やはり南箕輪村の特徴としては、新しい家が順次ふえてくる、そういう中で、今後も少しずつ、戸数としてはこれからもふえつつあるんじゃないかという心配があります。

そんなところで、私も、地区の仲間の皆さんと話をしたりする機会がありまして、何年か

前に、ここに土地を求めて住宅を新築したと、そういう人たちがこれからいろんなおつき合いをしていく中で聞かれるのに、例えば、電話帳の表示を見ても、私の場合は3105という番地なんですが、村のすぐ後にもう数字の番地が続きます。あと、新聞の慶弔欄を見ましても番地がすぐ出てきます。そういったときに、その番地がどこの地区なのか、この人がどこの地区に住んでいるかということがよくわからないというような話が出ました。考えてみれば、私は生まれも育ちもここにありますので、そういったところに深く気がつかなんだという部分もありますが、南箕輪の場合は、久保の一番地から順次南のほうへ向かって数字がふえていく。それから、神子柴、沢尻、南原というように、西に向かってふえていくということで、南原区が一番西の通称西原地区というふうに言われているところ、伊那市境になりますけれども、そこら辺のところは最大1万10番地というような、そういう地番があります。私も数年前に経験したんですけれども、その後、南箕輪の1万300番台というそういうところの家はどこにあるというふうに聞かれて、1万台というのは多分西原じゃないのと言って、改めて見たんですが、一向に住所がわからなかったという経験があります。よくよく考えてみましたら、村道6号線の田畑地区から上になりますけれども、私も関係してますけれども、圃場整備地区のところが換地をした結果として1万台という地番が誕生しました。そこでようやくわかったんですが、西原地区と田畑地区の間に1万台の、すごく離れたところなのにこの1万台という地番が誕生している。そういうことで、私もわからなかった部分があります。

そうして見れば、近年、南箕輪に居を構えた人たちを見れば、さらに場所がわからないという、そういうことが現象としてあらわれてくるわけでありまして。考えてみれば、ここに家を建てたという方は、先ほどもありましたけれども、アパート住まいの方を除いて、少なくともその建てた人たちが今後何十年とここで長く暮らして生き続けるという決意のあらわれだというふうに思います。できれば、そうした人たちが、区や隣組にも入って、地区の皆さんと仲よく暮らし、転入した方がこの村を愛して、その地区に溶け込むということについて、何かの手だてをしていくということが大事かというふうに思います。

そういう点で、提案みたいな形にもなると思うんですが、今の南箕輪村というところの住む番地が始まるんじゃなく、そこに住居表示として、区名だとか、字名、そういうなのを表示して、区民の意識の向上、さらにはそのことが組外世帯の解消にもつながるんじゃないかという思いを持っているわけです。

先日も、伊那市の中央病院にかかりまして、伊那市の中央病院の住所を見ましたら、伊那市中央病院は伊那市の小四郎久保1313-1ということで、非常に珍しい字名ですか、昔はそういうふうな表示でなかったものですから、おもしろい表示だなと。そこで一つ気持ちが、どんなところだろうということで、小四郎久保というところですから、かつては、いわゆる洞というか、そういうところを埋め立ててつくった、そういうところに一つの地域としての愛着を感じるということもありますし、このごろでは、伊那市も、伊那市の荒井というのを復活したり、中央だとか、そういうのもします。そういうことによって、その地域の昔からの呼び名を知ることによって、そのところに愛着を感じるという、そういうことにもなるんじゃないかというふうに思います。

そんな点で、南箕輪も、番地だけの表示になってかなりの年数がたちますけれども、区名をつけるとか、字名をつけるということによって、区民の意識を向上するという、そういう取り組みをしていくというのが一つの方法かというふうに思いますので、可能かどうかとい

う部分と、今後のそれに取り組む気持ち等があるかどうかをお尋ねしたいというふうに思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 住居表示の御質問であります。区名、字名などの復活をということであります。

その住所の表示には、住居表示と住所表示という二つの言い方があるようであります。住居表示ということでもありますけれども、住居表示というのは市街地が形成されていて、何丁目何番地何号という表示を指すということのようであります。村はこれに当てはまりませんので、今回の質問内容は住所の表示として答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

したがって、この復活という御質問でありますけれども、要するに復活ということはないわけであります。昔から使っておりませんので、村が誕生して以来、使用はしていないということでもありますので、そういう復活ということはないということでございます。

住居表示は不可能であります。これは不可能ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

住所表示であります。村は現在ある資料の中では、過去に住所表示に区名や字名を使用してきた経過はありません。したがって、この住所表示につきましても、区名や字名の復活をということでもありますけれども、過去に使用してきておりませんので、復活ということではないというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

今後新たに区名を住所表示に使用するとすると、これはさまざまな問題があります。

まずは、区の境を明確に決めていただく、この必要があります。どこに家を建てた場合には、これは何々区だと。今現在は、区境というのは隣接する区同士で定めております。この線引きが非常に難しいということが予想されます。この線引きによりまして、区同士で若干いろいろあった経過もあるところでございます。

また、戸籍や住民基本台帳に関係する全ての書類及びシステムを改修する必要があります。これ、全て直していかなきゃならないということでもあります。住民基本台帳、戸籍、そのほか全ての書類、これを、新たな住所表示すれば、その住所表示に直していかなければならないということでもあります。多額な経費が必要となってくるところでございます。さらに個人的に申し上げますと、免許証だとか、保険証だとか、パスポートとか、マイナンバーカードの変更手続、このことが必要になってまいります。住民の方々にも多くの負担を要することになります。財政状況、そういう状況にないわけでもありますので、費用対効果を考えれば、住所表示を変更するということは、今取り組むべきことではないというふうに考えております。

字の問題であります。字というのは数多くありますので、これは逆にわかりにくいんじゃないかと、同じ地区の中におきましても、字というのはかなり分かれておりますので、この字の使用というのは、これはさらにややこしくするというので、これはどうにもならないんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

組外対策の視点ということでありますので、今後も村が連携しながら、未加入者の解消に取り組んでまいります。よろしく願いいたします。

中央病院の例が出ました。中央病院は字、小四郎久保であります。これは、やはり当時の

両方の区にまたがる、その話し合いができなかったということで、御園というふうにつけるわけにはいかないということで、その字そのものを使ったということであります。小四郎久保という、そういうところも珍しいのかというふうには思っておるところであります。そういった両区に、どっちにというのがなかなか難しいようでありますので、そんな点も御理解をいただきたいというふうに思います。

まずは、大変な労力を要するということでもあります。費用も要するということでもあります。個人にもお願いをしていかなければならないということでもあります。ただ、住所表示ということではありませんけれども、任意に使っている例というのがあります。例えば、郵便を出すときに、私の場合だと、南箕輪村南殿と名前を書けば届きます、番地を書かなくても。そういった任意の使用というのは現在でもかなりあるのではないかとこのように思っておりますし、電話帳等を見ましても、任意の部分で載せている皆さんというのはかなりあります。そんな点はそれぞれの皆さんにお任せをしていけばというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） ちょっと確認させてください。住居表示というのが不可能ということと、あと、住所ということでしたね。住居のほうが非常に難しいということで、いろいろな意味での経費がかかるという話がありました。いろいろ取り組むということになれば、そういうことは当然出てくるかと思いますが、あと、任意の住所、私も、時々手紙を出したり、何かを注文したようなときに、届けるにどこがいいかねと言って、南殿というところにいるのでという、勝手に地番と村の間に南殿というのをつけたりしております。そういうほうがわかりやすいのかというふうに思いますので、現在の時点で取り組むべきではないということでありましたけれども、村の皆さんがわかりやすいようにしていくという一つのことは大事なことかというふうに思いますので、研究についてはぜひ引き続き進めていくのが大事かと思います。

現在、各区の中にも、いろいろな文化だとか歴史を勉強する会だとか、そういうところが誕生してきて、中には屋号の研究をしたりだとか、字の研究をしたりだとか、そういうところもあります。文化的な中でも、昔からこの地区はこういうふうに使われていたというようなことも、将来的にわたって、住所なり住居とかにしていくということが、やっぱり文化を育むということでも一つの考え方もあるのかというふうに思いますので、この辺についても、お金がかかる、難しいということですが諦めるのではなくて、いかに村の皆さんが長くここで住んでいくために、どういうふうにしていったらいいかと、一つの方策として考えていくのがいいんじゃないかということでもありますけれども、この辺は、全然取り組む姿勢は今のところないという考えでよろしいですか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 住居表示は不可能でありますので、これはできないということで申し上げておきたいというふうに思います。

住所表示はやろうと思えば可能であります。今申し上げましたように、それには多額な費用と個人的なそういういろいろなものを変えていくという、こういうことで大変な労力がかかるということでもあります。

南箕輪村は、明治8年2月18日に誕生してから、南箕輪村何番地という、144年にわたる

長い歴史と伝統があるわけでありまして。これがまさに村の歴史かと、私自身は考えておりますけれども、それでも、なおかつ、区名を使ったほうがいいよ、何々区というのを入れたほうがいいよ、住所表示、そういう声はかなり多くなれば、これは村としても考えていかなければならないというふうに思っておるところでございます。本当に費用対効果を比べてみて、住民の皆さんがそういったもののほうがいいよということになれば、これは村も真剣に考えていく必要はあろうかというふうに思います。

字の場合は、これは先ほども申し上げましたように、これはかなり細かくなっておりますので、これは不可能だというふうに申し上げておきたいと思っております。むしろ、今、字、議員御指摘のとおり、歴史や文化を研究する会が各地区にできておまして、字を研究している会もあるわけでありまして、また、屋号を研究している会もあるわけでありまして。それは歴史や文化のそういった伝承の中でやっていただければいいのかな、字やそういった屋号ということは、そういうふうに捉えさせていただきたいというふうに思います。

したがって、すぐこの問題に手をつけるということは、そういう高まりがあればということで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） すぐに取りかかれるという問題ではないし、取りかかれば経費もかかるということでございますので、常に、組外を減らすとか、そういうために何をしたらいいかという部分の中では、一つ頭の中に置いていただいて、これも一つの方法だということで、引き続き検討のほうをお願いできればというふうに思います。

2番目の質問に移ります。

保育園や学校での防犯対策についてということであります。

先ほど、会議の始まる前に資料を1枚配らせていただきましたので、見ながらですが。

アメリカあたりでは、学校の中で銃の乱射事件なんて物騒な話が出ていますが、日本でもかつて、関西でも池田小学校の事件等の記憶があります。そういう意味で、学校の中で、いわゆる交通安全だとか、そういうのとちょっと違った、学校の中における防犯に対する訓練、こういうのにも取り組む必要があるかというふうに思いますので、（1）の質問として、保育園や学校における現状の防犯訓練の内容、それから、防犯に努めるための設備だとか、そういうのの状況についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 防犯対策の件であります。

私のほうからは、保育園の部分につきましてお答え申し上げ、学校の問題につきましては教育長のほうから答弁を申し上げます。

保育園では、保育園ごとに計画を立てて、毎月避難訓練を行っており、その中で、年に2回から3回、不審者対策の訓練も行っております。年に2回から3回ということになります。この訓練の中では、伊那警察署のスクールサポーターの方に御協力いただき、訓練の内容を指導していただいたり、あるいは不審者役で参加していただくこともあります。

また、園ごとに、毎月、職員の園内研修としてさまざまな研修を行っていますが、その中でも、伊那警察署生活安全課の方を講師に、防犯について研修をしている園もあります。

したがって、かなり防犯対策ということには力を注いでおるところでございます。

防犯具でありますけれども、保育室には必ずホイッスルを携帯しており、何かあった場合には、素早く、広く危険を知らせるといふ、ホイッスルで危険を知らせる、このことが一番先に行われておるところであります。

また、さすまたの関係、後で出てくると思いますが、導入を検討した経過はあるようであります。ただ、不審者が保育園に侵入した場合、まず園児の安全が一番ため、園児をまとめて一緒に逃げる、このことを最優先としておるところであります。職員室にさすまたを備えたとしても、園長がそれを手に現場で応戦することができるのか、そういったことも考えていかなければならないだろうというふうに思っております。したがって、導入というのは、今のところ、保育園にさすまたはしていないところでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号3番、山崎議員、学校における防犯訓練、それから防犯設備の状況ということについてお答えいたします。

まず、今年度の学校の防犯訓練の状況でございますが、両小学校では、伊那警察署員の方、南部小ではスクールサポーターの方のお力もいただいておりますが、その方を講師にして、登下校時に不審者の声をかけられたときにどういふふうに対応するかについて、それから、中学校では、駒ヶ根工業高等学校のコマレンジャーという、御存じでしょうか、を講師に、SNSによるトラブルの予防と対策について学んでおります。いずれも、寸劇を交えて、非常にポイントがわかりやすくということでも好評をいただいている訓練ではございます。

先ほど、議員お話がありましたけれども、大阪教育大学附属の池田小学校、2001年、15年ぐらい前になるわけですが、無差別殺傷事件後、各校で不審者が校内に入ってきた場合を想定した訓練というのが大分行われた経緯がございます。私自身もやってきておりますが、ここ数年の傾向としては、いわゆるSNS等、インターネット上のトラブルへの対応のほうに比重がかかっている、そういう傾向もあるかというふうに思っています。現に、小学校でも高学年のほうでは、人権教育の中でそういうような、防犯と重なるんですけれども、扱いたいということで学習を進めています。

それから、防犯具の設備の状況ですが、さすまたに関しては、南箕輪小学校は各教室に1本、それから、南部小では学校全体で7本、フロア等ということ置いてあります。中学校では6本ということ。それから、防犯具の関係、先ほどホイッスルのお話がありましたけれども、学校関係では拡声機、それから防犯ブザー、これは小学校1年に入学するときに寄贈があって、それを1年生の子供たちは持っていますが、そういうようなもの。それから、南部小では、各教室にもうちょっと大きい防犯ブザー、それを設置して、緊急時に対応、備えてということしております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3番（山崎 文直） さすまたの話が出ました。さすまたも、学校のほうでは設置してあるということで、先ほど配っていただいた部分については、長野県内でも上伊那の中でも、保育園も含めて、さすまたを利用した防犯、不審者の対応の訓練ということで、これを元警察官のOBの方が普及を図っているという話も聞きましたので、その資料をもらったところでもあります。

保育園については検討したということでありませけれども、学校についてはこれを使った訓練とか、そういうことは現在ではされているのでしょうか。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） まず、この新聞記事といえますか資料、大変参考になります。ありがとうございます。

学校のほうでは、さすまたを使った訓練は現在実施しておりません。過去には本当にやりましたが、経緯は先ほど申し上げたとおりなんです、学校生活はもとより、青少年の健全育成といえましょうか、安全に育てていくために、家庭、地域の中で、当然ながら本当にしっかり育てほしい、そういう願いを強く持っておりますが、さすまたはなかなか使い方が難しいといえましょうか、1対1だと非常に苦しいし、複数でも、さすまた、この図がありますけれども、てこの原理で、受け手のほうのが広いですよ、そこでこうというのを訓練でやったことがあって、本当に複数で、かなり足元とか、かなりぐつと行かないと難しい。あるいは、捕獲型のも今出てきている状況も承知はしておりますが、なかなか入ってきて、屈強な男性がもしそういう状況で入ってきたときに、立ち向かおうというのは非常にリスクがあるというふうに、先ほど保育園のお話がありまして、まず学校も、生徒が安全に避難する、職員も身を守る、それを最優先ということで考えておりますので、さすまたは一応設置してございますが、なかなかという状況も正直なところあるかなというふうには思っております。

いずれにしても、見守り隊を含めて、地域の方々のお力、それから警察を初め、関係機関の方々のお力をいただきながら、子供の安全な育ちを大事にしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） かなり大きなものであります。中学校あたりはふだんは事務室に置いてあるというような話だったんですけれども、それぞれの学校に設備があるそうですから、ぜひ防犯訓練の際にも、何回かに1回とかいう部分で、ぜひそれになれて、使いこなせるような一つの取り組み、ぜひ、これからの取り組みとしてお願いをしたいというか、したらどうですかという提案であります。

このさすまた、何か、水難救助にも使えるという、溺れた人のところにつかまってもらえるようにということもありますので、そういう点でも利用できて、せっかく設備をしてあるものについては有効利用できるような取り組みをお願いしたいというふうに思います。

3番目の質問に移ります。

水道事業の関係で、この間、全員協議会でも、担当課から経営戦略についての今後の計画の話がありました。計画目標年次というのは、今後の40年間という長くに当たる計画であります。その当面の計画として、これから10年間、計画を立てて実施していくということでもあります。もちろん、生きていく上で一番大事な水の計画ですから、ぜひこの計画を進めていただきたいというふうに思いますが。

そうした中で、今、いろんなところで、ちょっと前には、日本の国内のいろんな水源地の周りを、外国の資本が、水源地に近在する土地を、山林だとか、そういうところを買っているというようなことだとか、個々の計画にもありますいろんな施設が老朽化して、これから

の投資が非常に大変になってくる。それから、伊那市のあたりでは、集金等も委託等もしていますし、駒ヶ根もそんなような取り組みもされているようであります。

そうした中で、水道事業経営をする環境については、年々厳しくなっていくということについては、共通認識でいきたいというふうに思います。さらに、この上伊那の中では、水道企業団の水、村の場合は85%利用しているということでありますが、中には自己水源もこれから確保していくという一つの計画があります。

そうした中で、今後の長い展望の中で、いろんな事業で、ごみの処理部分については上伊那全体が一本化をして進んでいくという取り組みがこれからされます。そういう意味で、水道事業については、今後の中ではそういった考えが考えられるのかどうかという部分について、まず全体的な考えの中で、村長からお聞きしたいというふうに思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 水道事業の中での御質問であります。

水道事業運営につきましても、人口減少の部分、需要縮小ということであります。さらには設備の老朽化、そういうこともありまして、水道事業の運営が大変厳しくなってきたという、これ、全国的な問題として新聞紙上でも取り上げられておるところであります。人口減少社会、これは水道事業だけではなくて、いろんな事業、この人口減少社会にどう対応していくかということは、これからの大きな課題となってくるというふうに捉えておるところでございます。

今申し上げましたような理由によりまして、水道事業の経営環境というのは今後さらに厳しさを増してくるという、こういうふうになっていくものというふうに思っております。

広域的な水道事業運営につきましてもありますが、管内8市町村の財政状況や料金格差等を考えますと、現実的には非常に難しい問題を含んでおるというふうには思っております。しかし、こういった全国的な状況を受けまして、昨年11月に、上伊那圏域における水道事業の広域連携を検討するために、管内8市町村、上伊那広域水道用水企業団、上伊那地域振興局の各担当課長で構成する上伊那圏域水道事業広域連携検討会議が発足しました。この検討会におきまして、今後、水道事業全般にわたって、各市町村課題や広域連携に関する事項について検討が進められていくものと思っております。まずは、各市町村間で抱える課題を少しでも広域で連携していくことができれば、効率的な事業運営につながるのではないかとこのように思っております。そうした検討がなされていくことを期待しております。こういったことで、上伊那圏域水道事業広域連携検討会議が発足したということで御報告を申し上げます。

本村の水道事業運営であります。おかげさまで、今のところは経営状況も安定しております。過日、議会全員協議会で説明させていただきました経営戦略を基本にしながら、引き続き、収益的収支、資金残高、企業債現在高、経営状況全体を見きわめながら、健全経営に努めてまいりたいと考えております。

本村の場合は、5市町村と長野県で構成しております上伊那広域水道用水企業団に加盟して、その大半、85%を企業団からの給水で賄っております。この85%というのは、加盟の中で本村が一番多い量となっております。上伊那広域水道企業団も経営も安定してきており、水源もあります。豊富であります。今後も安定した水道事業を行っていただけるものと考えておるところであります。

しかし、今、広域連携という時代でありますので、消防も広域一本化となりました。また、ごみにつきましても一本化となって、新たな施設を今建設しておるところであります。そういった中で、水道事業につきましても、将来的にはこの検討会でどういう結論になるか、そこら辺を見きわめていかなければなりませんけれども、流れとしてはそういう方向になっていくのではないかと、いろんな事業全体が、流れとしてはそういう方向で行くのではないかというふうには思っておるところであります。これは水道に限らず、広域でやっていけるものは広域連携をしながらやっていく。このことが、人口減少時代に必要なことであるというふうに私自身は捉えておるところでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） 圏域水道事業の検討の会議が発足されたというふうであります。これ、例えば、数年かけてやるとか、先が決まっている協議体なんでしょうか。

議長（丸山 豊） 藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） 山崎議員の御質問にお答えします。

上伊那圏域水道事業広域連携検討会、これ、村長が申しましたように、昨年11月に設置されました。その検討会につきましては、今申し上げたように、8市町村プラス企業団、それから県の市町村課、環境課等も絡んで会議が行われました。これにつきましては、期限、任期等があるわけではございません。随時、検討事項に基づきながら、その折に触れて検討されていくものと思われまますので、期限があるという検討会とはなっておりません。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） わかりました。

あと、水道というのは、いわゆるライフラインというふうに言われるくらいで、命にかかわってきます。考えてみれば、村の水道の水源地も、第4水源は村の所有地ではなく、借りているところとか、水源の幾つかも、他の権利者から譲ってもらっているとか、借りてもらっているとか、そういう土地が多くあります。こういった状況はほかの市町村もある程度似たような部分があるのかと思います。そういう意味においては、水源地を確保するという部分についても、今後とも十分検討していかないけんだらうという課題だというふうに思いますので、その辺のところも含めながら、この計画を立てて、今後も推進をお願いしたいというふうに思います。

これで、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（丸山 豊） これで、3番、山崎文直議員の質問は終わります。

ただいまから2時20分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時20分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

7番、都志今朝一議員。

7 番（都志今朝一） 議席番号7番、都志今朝一です。

私は、さきに通告いたしました7項目について、村長にお伺いいたします。的確なる答弁

をお願いいたします。

なお、質問については、過去における質問も多くありますが、議員研修会にて一般質問のネタ切れの研修を受けての質問でありますので、答弁をよろしくをお願いいたします。

それでは、1項目め、新年度予算と財政運営の1件目、平成30年度予算での重点施策についてをお伺いいたします。

村では、19日、平成30年度一般会計当初予算案を発表した。過去最大だった平成28年度に次ぐ大型予算であり、昨年度、29年度の肉づけ予算と比べても、3.6%多い、61億3,000万円の大型予算である。人口増加対応や老朽化の施設整備に取り組み、健康と癒やしのプロジェクトなど、村の魅力の発見、元気の発信、交流人口の増を図る事業も、健全財政を維持しつつ、積極的に展開するとしている。

主要事業を見ると、最大事業は南部小学校校舎改修工事である。ほかに、村公民館耐震工事などと給食センター整備計画策定、南箕輪村の史跡の改訂版発刊、健康と癒やしのプロジェクト関連、大泉屯所建設、多目的消防車両購入、システム台帳システム、道路台帳システム、巡回バス更新、広域連合ごみ処理関係負担、ごみ分別手引書印刷、大芝公園設備、フラッグフットボール大会、新技術新製品開発補助金など、多くの事業を見込んでおります。どの事業を見ても、南箕輪村第5次総合計画に関する、目的と役割に基づく事業と思われま

す。これからも施設の老朽化などによる予算がますますかさんでいくと思います。施設が長く使用できる施設管理をお願いし、1件目の平成30年度の予算での重要施策は何であるかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 7番、都志議員の御質問にお答えいたします。

30年度予算の重点施策はという御質問であります。

議会冒頭の挨拶や予算特別委員会の中で申し上げてまいりましたが、平成30年度予算というのは、厳しい財政運営の中、経費の節減と収入の確保に努めながら、喫緊の対応を要する施設の整備、新たな事業を展開するなど、健全財政を維持した中での積極予算と言える予算編成としたところでございます。

重点施策は何かということでもありますけれども、やはり何といたっても、児童数増加による教室不足解消の南部小学校の増改築事業であります。これによりまして、小学校関連につきましても一定のめどがついたというふうに考えております。また、あわせて、人的整備等も行ったところであります。小中学校の児童生徒の支援員、あるいは外国語教育、放課後学習等の充実を図っていくような予算にしたところでございます。施設整備と教育をさらに充実させていきたいという思いであります。さらには、給食センターの整備計画策定を行います。これにより、今後の整備の方向性が出されます。この結果を見まして、新築するのか、増築でいいのか、いけるのかという、そんな結論づけをしてまいりたいというふうに思います。

それから、公共施設の老朽化対策もやっていかなければなりません。来年度は村公民館ということで計画をいたしました。耐震含めての内部改修、そして、北側、南側の駐車場の整備、しっかりやってまいりたいというふうに思っておるところであります。順次この辺はやっていく必要があるということで、かなりといいますか、一番古いのが郷土館でありますの

で、これは計画的に、いつごろできるかということにつきましても、めどをつけていきたいというふうに思っております。

そして、同時に、大芝高原道の駅化に伴います沿路の整備や施設整備をやってまいります。これによりまして、交流人口だとか、あるいは南箕輪村の元気というのを醸成してまいりたいという思いでございます。

そのほかには、健康の分野、あるいはフラッグフットボールの話がありましたけれども、そういったものも取り入れながらというふうに思っております。また、同時に、地区の要望、これはやっていかなければならないということで、大泉の消防屯所の建てかえ、それから、中込区の消防車両の更新ということにも予算づけをしたところでございます。

いずれにいたしましても、第5次総合計画や村の創生総合戦略に基づいた予算編成としてありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） どの予算をとっても、村民生活との関連のある予算編成であると思われま。南箕輪村第5次総合計画を実現していくため、安全、安心、健やかに、手と手を取り合い、清らかな自然環境の村づくりを基本理念と定め、今後も取り組んで、すてきな村づくりができる予算であることをお願いして、2件目の財政運営の健全財政維持の対策はどうであるかをお伺いいたします。

歳入では、村税は21億7,331万円、地方交付税は14億8,800万円、国庫支出金・県支出金の合計で8億5,641万円、その他、ふるさと納税の伸びを見込み、9,070万円とし、基金の取り崩しも行う。学校改築資金7,900万円、人づくり基金458万、財政調整基金1,100万、借り入れに当たる村債は4億9,760万円。建設事業の財源は、5年度の償還金に交付税措置があるものに限っている。臨時対策債は2億6,800万円、平成30年度末に見込む村債残高は54億4,047万円になり、基金残高も27億831万円になる。

歳出では、昨年度予算との比較で、総務費が13.4%の増、民生費はほぼ前年並み、衛生費は23.9%の減、農林水産費は7.3%の増、土木費は2.1%の増、消防費は30.1%の増、教育費は18.4%の増となっています。

まだこれからも人口増加対応に対しての予算編成が必要と思われま。今後の財政運営で健全財政を維持していく施策は何であるかをお伺いし、2件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 健全財政を維持してく施策ということでありま。

財政運営、本当に厳しくなってきたというのが実感であります。これからやらなければならないことが数多くあります。先ほども申し上げました学校給食センター、それから中学校の整備、これ、どうしてもやっていかなければなりません。北側の道路改良を含めてやっていかなければいけないということでありま。既存施設の老朽化等々、施設改良がまだ続いてまいります。さらには、人口増加に伴うところの人的経費というのがかかりかかってきております。経常経費も増加、かなりふえてくるんじゃないかというふうに思っておるところであります。

こうした中で、健全財政は維持できていくというふうに私自身は考えております。一般的

な指標、これは健全財政の範囲内でいけるんじゃないかというふうに思っております。将来負担比率が今ゼロでありますけれども、これはちょっと南原焼却灰との関連もありまして、これが数値が出てくる可能性はあるというか、出てくるんじゃないかというふうに思っております。実質公債費比率につきましても若干の上昇で済んでいくのかというふうには思っております。

したがって、健全財政は維持できていくというふうに思っておりますけれども、その施策というの、これは、あくまでもこれは計画的な行政執行をやっていかざるを得ないというふうに私自身は考えております。収入の増加も取り組んでいかなければなりませんけれども、税金をふやしていくことは、人口をふやしていけば、必然的に税金はふえてくるわけがあります。一番は企業誘致でありますけれども、もうこれは用地がないという、南箕輪村の悩みもあるわけでありまして、その辺は既存企業をいかに元気にしていくかということに尽きるんじゃないかというふうに思っております。と同時に、収入関係、歳入関係では、活用できる財源は可能な限り活用していくということが大事になってくるというふうに考えております。起債におきましても、交付税補填のある起債をできる限り探していく。補助金も、可能な限り補助金がつくものを探していくということで、最近は特にその辺をうまくやっておりますので、そういったことで健全財政を維持していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 今後も、人口増加、施設の老朽化対策には予算が必要であると思っております。健全財政の予算が今後とも維持できることをお願いし、2項目めの人口増加対策の平成29年度人口動態、自然増、転入減などについてのお考えをお聞きします。

県が1月31日に公表した平成29年度1年間の村内の人口増減で、17年ぶりに県外からの転入者数のほうが多い転入超過となった。県内自治体での移住促進に一定の成果が上がり始めている。一方、自然減が1万人の大台に乗ったのは、統計がある限り初めてである。

29年度の村の人口は76人の増加で、28年度の165人に比べると増加は緩やかである。増加数など、4項目で県内全市町村でトップである。前年に続き、県内唯一自然増となったが、前年度より出生者数が例年より10名ほど少なく、自然増が3人ととどまっている。

また、人口の増加はあるものの、転入と転出の差を比べてみると、上伊那の市町村を比較しても、南箕輪村のみが減少している。村の移住定住対策に対する対応がおくれているようにも思われます。今までは、近隣市町村よりの流入もあり、人口増加してきた。去年の人口増加も、一昨年度の半分の増加である。今後も増加率は下がっていくものと思われます。今後、どのような対策を考えているかをお聞きし、平成29年度の人口動態についての質問いたします。答弁をよろしくお願いたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 人口動態に関する質問であります。

御承知のとおり、人口増加数、人口増加率、自然増加数、自然増加率、4項目で県内トップということになりました。本当にありがたい現象であるというふうに思っております。県内77市町村の中で、自然動態、社会動態、双方がふえたのは本村のみであります。

ただ、その中で特筆されることは、ここ数年、40人ぐらいの自然増があったのが、3人に

とどまったということでもあります。このことは今後注視をしていかなければならないというふうに考えております。

全体の増加数、県の統計調査の発表とは若干異なりますけれども、これ、国勢調査を県がもとにしておりますので、異なるというのはやむを得ないというふうに思っております。76人の増加ということでもあります。昨年よりかなり減ったということでもありますけれども、一昨年よりもふえました、人口増加数は。したがって、年によってかなり変動があるということで御理解をいただきたいというふうに思います。

その中で特徴的なことは、県外につきましては転出超過となっております。県外の伸びから見ると、県外のほうへは転出のほうが多くて、転入のほうが少ないという、そういう実態となっております。そういったことを考えれば、本村の場合には、近隣からの転入が多いという、逆を言えば、そういうことになろうかというふうに思いますので、移住定住にさらに力を入れていく必要があるというふうに思っております。

したがって、若者回帰の定住促進事業を引き続きやっておりますし、空き家対策等も実施していく予定であります。そんなことをしながら、移住定住対策をやっていききたいというふうに思っております。

人口増加というのは年によってかなり異なっておりますので、その辺だけ御理解いただければというふうに思いますし、人口増加対策というのは、市町村単位ではどうにもなりません、これは。したがって、国全体でどうしていくのか、あるいは経済圏域単位で対策を打っていかなければならないというふうに思っておりますので、そんな点もよろしく願います。

以上であります。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 県は、平成27年度に、人口減少対策の県版総合戦略、信州創生戦略を策定している。県総合政策課は、人口減少の局面を反転させることは難しい。県だけでなく、市町村や企業などにも協力してもらい、県ぐるみで取り組んでいくとしている。村での取り組みも移住促進による一層の対策をお願いし、3項目めの通学道路の整備、グリーンベルトの29年度の実施状況についてをお伺いいたします。

今年度も、通学道路交通安全対策工事の事業名で、通学児童の安全のため、通学路にグリーンベルトの設置の項目で300万円の予算が計上されております。グリーンベルトの施工が平成24年度より始まり、ことしで7年目になります。施工後には、効果の検証も行い、安全面には効果があるとの声があるように聞いているところであります。今後も村内通学路への施工をお願いし、1件目の平成29年度の実施状況はどのようなかをお伺いし、答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 通学路の整備の問題であります。その中のグリーンベルトの状況であります。

議員御指摘のとおり、平成24年度から28年度末までに村内全域で6,800メートル施工をさせていただきました。

御質問の平成29年度の実施状況でございますけれども、北殿地区において、タテ団地から西へ中込線まで約510メートル、南殿地区において、八幡森交差点から東へ旧道橋まで約460

メートル、田畑地区において、国道153号から東へ公民館まで約170メートル、神子柴地区におきましては、西天幹線水路沿いに約110メートル、沢尻区においては、南部小学校東で約110メートル、村内合計で1,360メートルを実施いたしました。

平成30年度の予算の中にも約300万の予算づけをしてあります。今後、引き続き、また通学道路安全推進協議会において、実施箇所等を検討しながら、予算の範囲内で施工してまいりたいと考えております。

実は、土曜日でありましたが、田畑地区の地区社協の出前講座、村長来てくれということで行ってまいりました。1時間ほどお話をさせていただきました。意見交換の中で、このグリーンベルトの話が出たところであります。田畑地区、いわゆる上段地区であります。赤坂から上の地区、かなり子供がふえてきて、早くグリーンベルトを引いてほしいという御要望もいただいていたところでもありますので、そういった地区もあるんだということを再認識したところでもあります。その辺につきましては、また早急に担当課を通じながら、また通学路安全推進協議会において、実施をどうしていくのか、早めていくのかどうか、その辺の検討もしていきたいというふうに考えておるところであります。

いずれにいたしましても、毎年実施していくということで考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、同時に、村民の皆様方にも、このグリーンベルト、ぜひ御理解をいただきながら、御協力もお願いしたいということ、特に申し上げておきたいと、うちの前に引いてもらっては困るというような、初めてそんなお話も今年度お聞きいたしましたので、そういうことのないように、村民の皆さんにも理解をしていただければというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 村内の主要通学路の距離も長く、グリーンベルトの施工延長も伸びることと思いますが、通学路の安全対策に対しての今後も対策をお願いし、2件目のグリーンベルト剝離の補修についてをお伺ひいたします。

先ほども言いましたが、グリーンベルトの施工が始まって7年目に入ります。場所によっては雨水などで泥が持ち込まれて、ベルトの色がわからなくなっている場所もあります。また、雪かきなどにより塗装が削られている場所も見受けられます。一部については補修を行っている場所もありますが、全面的な見直しが必要とも思われます。新規の延長とともに、修繕も必要です。以上、2件目の質問、グリーンベルトの補修についての考えをお聞きし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） グリーンベルトの補修の質問でございます。

村内のグリーンベルトが全て完了した後に、計画的に実施はしていきたいと、この補修につきましてと考えておりますが、来年度以降のグリーンベルト設置計画とあわせまして検討していく必要があるというふうに思っておりますし、傷みがひどい箇所につきましては、これは補修が必要でありますので、補修をしていく必要があるというふうに思います。そんな点は担当課でしっかりと状況を見ながらやっていけばというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 通学路の安全対策です。今後も安全が保たれることをお願いし、続いて、4項目めの県道486号線伊那北殿線下川原橋クランク部分改良工事の進捗状況についてをお伺いいたします。

この案件の一般質問は今回で4回目になるかと思えます。バイパスが開通して以来、朝と夕方の通勤時間帯には交通量も増加しており、クランク部分の拡幅が前々からの強い要望であります。クランク部分の橋梁が狭く、相互通行ができない。平成26年度に県よりクランク部分をS字カーブに変更の上、橋梁部分も現在の幅員の倍以上の拡幅となり、車の相互通行が可能になり、念願の要望が解消できると思っております。本年度までに用地買収が終わっているようであり、ことしの2月に入り、伊那土地改良区に協議図面の提出があり、まだ協議が整っておりません。協議時の返答では、工事着工には県に予算がなく、工事着工は決まっていないとの返答でありました。県単の道路改良でもあり、村の要望どおりには進捗しないと思われ、余りにも時間がかかり過ぎていると思われ、今後の工事の計画はどのようなかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 県道伊那北殿線の下川原橋クランク部分の改良の進捗状況の御質問であります。

この問題につきましては、都志議員からは数多くの質問をいただいております。昨年の12月議会の挨拶でも触れさせていただきました。

当初、平成29年度、下川原橋北側の道路改良工事を実施する予定でありました。用地買収は済んでおりますので、今年度から道路改良を実施するという予定でありましたが、埋設水路の強度調査が不十分であったため、本年度はその調査を実施することとなったところであります。これ、土地改良区の部分であります。その強度が不足するために、どうしても調査をして、そこから取りかからなければならないということが生じてきてしまいました。したがって、平成30年度に埋設水路の改修工事に着手いたします。これが終わらないと、道路改良に移っていくわけにはまいりませんので、終了し次第、順次道路改良に移っていくというふうに考えております。引き続き、早期に完成するよう、県には要望してまいります。そういった予期しない状況が生まれてきたということであり、その強度調査をして、改良、改修をしていかなければならないという、ちょっとそこに一段階ほかの工事が入ってしまったということでおくれておるといふことでもあります。そんな点は御理解もお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 県単の工事でもあり、一日でも早い工事着工となるよう、より強い要望を県に対してしていただきたいと思えます。

続いて、5項目めの村道改良の村道1098号線、通称中込線の先、箕輪町町道14号線との接続についての進捗状況をお伺いいたします。

上伊那消防広域化により、消防署の出動区域の見直しが行われ、市町村の境界を越えた消防活動が可能となった。南箕輪村では、箕輪消防署の管轄区域となった地区があり、平成29年度、箕輪消防署より南箕輪に出動の回数は62回の出動があり、1回が火災による出動でありました。久保の村道1236号線交差点より北側の箕輪境までの約600メートルが未整備であ

る。箕輪町では、北城団地の南までは道路改良がされている。村境までのあぶらかわさわの洞の区間の整備をすれば、村に接続が可能になる。この路線の整備により、救急車などの移動経路がふえ、移動時間の短縮が期待できると思われます。

以前の答弁では、箕輪町と連携をとりながら、事業化できればとの回答でありました。現在までの進捗状況はどうであるかをお伺いし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 村道1098号線、箕輪町道との接続の御質問であります。

進捗はどうかということでありますけれども、全く進んでいないというのが実態でございます。理由といたしましては、国の交付金等の確保が困難であります。本当に交付金が少なくなってきたという状況というの中で、あのさわを抜くということは、これは多額な費用がかかりますので、この辺の財政状況を見きわめていく必要があるというふうに思っております。これは箕輪町も同じであります。主に箕輪町がその工事をするというふうになるかと思ひます、地籍の関係で。そういったことで、本当に難しい事業になってきたというふうに考えておるところでございます。

都志議員御指摘のとおり、箕輪消防署からの救急車両の移動時間の短縮というのは、かなりメリットがあるわけでありますので、そこが開通すれば、さらにメリットが出てくるというふうには思っております。ただ、話としては継続しておりますので、その点はそんな御理解をお願いしたいというふうに思ひます。

村のほうといたしまして懸念材料といたしましては、沿線地権者からは、交通量の増大やそういったことの懸念で、事業化に対して反対の意見もいただいております。これは、事業をやれば、どんなことでも反対あり、賛成ありということでありますので、この辺はしっかりと、実施に移った場合には説明責任は果たしてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） この路線が整備されれば、箕輪町への移動経路がふえ、国道並びに春日街道の渋滞の緩和が期待できるとも思われます。一日でも早い事業化に向けてお伺いし、6項目めの下水道整備の1件目、宅内接続の進捗状況についてをお伺いいたします。

南箕輪村の下水道事業は、平成3年より、農集排南箕輪西部処理区事業に着手し、平成4年、公共下水道南箕輪中部処理区の事業に着手し、平成6年度の農集排の供用を開始し、公共下水道は、平成9年度より供用を開始している。また、平成25年度には、農集排西部処理区を公共下水道中部処理区に統合した。平成28年度末での処理区域面積は854.5ヘクタール、処理区内世帯数が5,786世帯、普及率98.2%となっております。新築時住宅の宅内接続は100%に近い数字と思われますが、昨年までの宅内の接続状況はどうであるかをお伺いし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 下水道関係の御質問であります。

経過につきましては、今、都志議員が申されたとおりであります。

平成6年度、農業集落排水事業の供用開始、平成9年度には公共下水道事業の供用開始、また、平成25年度には、農業集落排水と公共下水道事業が統合されております。供用開始か

ら23年が経過しております。

宅内接続の進捗状況であります。

平成28年度末の未接続件数が614件となっております。そのうち、平成29年度に接続された43件、また、公共ますの新規接続33件を加えまして、処理区内区域全体の公共ますの設置数は5,424件となっております。したがって、平成30年2月末現在の未接続件数は571件、接続率は89.5%となりました。614件から571件と未接続件数が減っております。確実に、接続、水洗化率というのは上昇してきておるということでありまして、昨年29年3月31日と比べますと、1%上がっております。昨年3月31日が88.5%でありましたので、2月末現在、この11カ月間で1%上がっておるということでございます。

今、各市町村で一般質問が行われておまして、先月の報道で、箕輪町で同じような質問が出ておりました。平成29年3月31日現在、本村が88.5%の水洗化率、接続率のときに、箕輪町では79%という記事が載っておりましたので、本村の場合はかなり水洗化率が高いんだということを思ったところでございます。接続ができない理由、その都度申し上げておりますけれども、老朽家屋の建てかえ、高齢者ひとり暮らし、経済的な理由であります。長期不在、さまざまな理由が挙げられております。しかし、引き続き、また水洗化率の向上に、接続に努めてまいります。よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 快適な居住環境の確保するため、引き続き公共下水道への接続を促進してもらいたいと思います。

続いて、2件目の下水道のマンホールのふた点検についてをお伺いいたします。

報道によると、マンホールのふた300万個が老朽化、表面つるつる、スリップ事故のおそれもの報道がされており、業界団体の推計によると、下水道用のふた2割があると推計している。下水道用マンホールのふたのうち、国の定める標準耐用年数が過ぎて、老朽化のおそれのあるものが全体の2割に当たる約300万個に上がることが推計でわかった。

ふたの標準耐用年数は、車道部で15年、歩道部で30年が交換の一つの目安とされている。トラックの大型化に伴い、幹線道路に置くふたの強度基準は、1995年度に25トン対応に引き上げられた。それ以前のふたは、20トン対応が主流。20トン対応を使い続ければ、強度不足で破損のおそれがあると指摘している。

村の下水道も、農集排が平成6年、公共下水道が平成9年の供用を開始しており、車道部の標準耐用年数を超えている場所があるように思われます。点検が必要と思われます。今後の対応についてをお伺いし、質問いたします。よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） マンホールのふたの点検の御質問であります。

村内全体では4,400カ所のマンホールが設置されております。耐用年数につきましては、都志議員の申されたとおり、交通量の多い国・県道で15年、その他では30年となっております。現在、計画的な点検作業というのは行っておりませんが、建設水道課の職員を初め、各職員が、現場確認等で村内各所に出向いておりますので、その際にマンホールのふたの異常を発見した場合は、その都度対応するように取り組んでおります。

おかげさまで、下水道事業が始まって以来、現在まで、マンホールのふたそのものに異常が見つかり、交換等を行ったケースはありません。

また、平成27年の下水道法の改正によりまして、腐食のおそれの大きい箇所につきましては、5年に1回以上の点検が義務づけられたところであります。この法改正によりまして、点検が義務づけられたということでありますので、平成30年度におきまして、圧送管の吹き出し口や排水管の落差の大きい箇所、127カ所のマンホールについて、管渠の状況等に、マンホールのふたの点検を計画しております。そういった法の改正を受けまして、来年度は127カ所点検をしてみたいと思います。

今後は、現在策定中のストックマネジメント計画に基づきまして、5年に1回実施する点検結果をもとに、必要があればマンホールのふたも順次取りかえてまいります。よろしくお願いたします。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） ちょっとマンホールのふたのデザインについてをお聞きいたします。

現在のデザインは、村の自然をデザインしております。市町村によっては、郷土の民芸品などのデザインもあり、また市町村のマスコットキャラクターをデザインとしているところもあります。村のマスコットキャラクターであるまっくんをデザインとしたふたにかえる考案があるかをお伺いたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） ふたのデザインの関係であります。

これから取りかえるもの、これから設置するものあろうかというふうに思いますので、その点につきましてはこれからの検討課題ということで捉えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 目視によると、ふた自体での表面の摩耗などは余り見受けられませんが、最初のころのふたの点検も必要と思われます。対策をお願いいたします。

7項目めの松くい虫対策についての29年度の被害状況についてをお伺いたします。

県内民有林の被害、平成28年度の松くい虫被害量が、2年連続で都道府県別で最多となった。29年度は、4月より12月の被害量は約6万6,000立方メートルで、前年同期を上回っており、被害が高い水準で継続しているとした。29年度、県内で被害が確認されているのは51市町村であり、県内の被害のうち、松本地域が4割を占めている。また、上田地域も3割を占めた。県林務部は、保全するべき森林を決め、薬剤散布や被害樹木の伐倒駆除、樹種転換などの対策を進めている。30年度の当初予算では、松くい虫対策の事業に2億9,200万円を計上している。村でも、当初予算の需用費で、アカマツ樹幹注入剤購入費と委託料で松くい虫予防対策事業が計上されている。

村の29年度の被害状況はどのような状況であるかをお伺いし、それと処理の状況についてをお伺いし、7項目めの質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 松くい虫対策の御質問であります。

松くい虫、上伊那の状況、南箕輪村を除きまして減少しているという記事が報道されたところでございます。

村の状況でありますけれども、枯損木につきましては、518本が確認されております。被害は、主に、久保、南殿、田畑、神子柴区に多くあります。他の地区にも被害が点在しております。そのうちの処理につきましては147本、249立方の伐倒破砕処理を行いました。現在も処理を進めておるところであります。被害に対して処理が追いついていないのが現状であります。また、年越し枯れ等により、これから被害木が出てくることも予想されます。予算的にも、村内の全枯損木の伐倒駆除が困難な状況になってきておるところであります。そんな状況、まず御報告申し上げたいというふうに思います。

昨年も都志議員の答弁で申し上げましたが、村では森林協議会と協議をいたしまして、伐倒駆除につきましては、大芝村有林内、大芝村有林内からおおむね2キロメートル、通行の安全を確保するため、道路沿いや人家に近いところを優先して行うということにしておるところでございます。したがって、全ての枯損木の伐倒破砕処理ができるという状況にはないわけでありまして、その辺はそんな御理解もお願いしていきたいというふうに思います。

おかげさまで、大芝高原内、1本確認はされましたけれども、その後、確認されていないところあります。本当にありがたいと思っておりますけれども、これからどうなるのか、また状況をしっかりと注視していかなければなりません。引き続き、樹幹注入をして、残すべき松は残してまいります。そのほかにつきましては樹種転換をしてまいります。そんな状況でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7番（都志今朝一） あと半月で年度末となります。新年度に向けて事業がスムーズに行えることをお願いし、以上で私の質問を終わります。

議長（丸山 豊） これで、7番、都志今朝一議員の質問は終わります。

ただいまから3時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時23分

議長（丸山 豊） 少し早いですが、休憩前に引き続き一般質問を始めます。

9番、大熊恵二議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊恵二であります。

事前に通告をさせていただきました問題につきまして、これから村長並びに教育長にお尋ねをいたします。よろしく願い申し上げます。

午前中も、5番議員から東日本大震災のお話がありました。昨日は、村でも、防災無線を使って、黙禱をするようにということで御案内がありました。私も自宅の庭に出て、東北に向かって黙禱をさせていただいたところでございます。また、本日は、県北部大震災がありまして、ちょうどこれも7年ということでございます。特に栄村におきましては、当時2,300人おりました人口が、先月の末の人口調査では1,920人ということで、この7年間で380人減ったという報道がございます。本当に震災というのは大変なことございまして、また、特に東日本につきましては、国におきましては10年間の計画で、32兆円をかけてやるということですが、なかなか計画どおりに進んでいないのが実情でございます。できるだけ早い時期に普通の生活ができるような、そういう復興に早くなってほしいと願う者の1人で

あります。

また、12月に私が通告させていただきました伊那本線の問題につきましては、その後、村でも、通告して、時間がなくて質問ができませんでしたが、通告の中身を見て、村長のほうで早速さまざまな手を打って、今度の全協等でもいろいろ御説明をいただいて、こういったことが、通告をするだけで、村長が、村が反応していただけるということは、議員として大変ありがたいと思っております。

それでは、本題に移らせていただきます。

第1は、産後の鬱予防対策についてをお尋ねいたします。

ここにも書いてございますが、2017年、ことし3月までが2017年でございますのであれですが、国と市町村による助成が制度化されまして、全国的に鬱予防対策について実施しなくてはいけないわけではありますが、なかなかこれが全国的に実施している自治体が少ないというような事態になっております。

こういう中で、昨年の9月に質問させていただきました、赤ちゃんの生まれたときの聴覚検査、こういったものも提案いたしましたら、早速今年度の予算に計上して、これらが進捗していくということでもありますので、南箕輪版ネウボラにつきまして、より厚みが深くなっていくというようなことは、どこの自治体よりも早く手を打つという南箕輪のそういう姿勢が、非常にこの村を明るく元気に、そして県下一若い村としてPRが行き届く、隅から隅まで行き届くと、そういうことになるわけでもあります。

これらについて、体制を整える必要があるのではないかということをお願いするわけですが、私もこの質問を通告させていただきまして、大変恥ずかしながら、先ほども三澤議員から、大熊さん、質問の中身がちょっと最近変わってきたねと、こういうお話をされたんですが、私は福祉教育委員会でありますから、そういう意味で、福祉の大熊であります。そういう意味で、ちょっと産後ケアということについて勉強させていただきました。それから、マタニティブルーという初めて聞くような言葉もここで覚えたわけですが、産後ケアにつきまして、これからちょっとお話をしたいと思えます。

出産後のお母さんの心身両面に対するケア、それから、出産直後からの母体の回復や心身の安定を図るケアと同時に、授乳、または沐浴等の指導などを行うというのが産後ケアだというふうに言われております。しかしながら、核家族化によって、多世代同居世帯が減りまして、また、最近の傾向として、高齢出産ということがふえておりまして、また、そのために、赤ちゃんを産むお母さんも高齢ですけれど、実家の両親も高齢化しているというようなことなどで、出産後の育児を頼れる人、それから相談相手、お母さんに聞いていも、何十年も前に赤ちゃんを産んだので、もう覚えていないよと、こういうこともあるわけでございまして、相談する相手がなかなかいないと、それで、非常に母親としては不安を抱えたまま子育てを始めなければならないというようなお母さんがふえていることも、今の社会現象でございまして。

また、加えて、産科医の恒常的な不足、もう慢性的な産婦人科医の不足が原因で、出産後の入院している期間、これは、お産は病気ではないわけですから、入院期間が、早い人は4日ないし5日で退院を短くしてしまうというような傾向あるようでもあります。

満足な授乳の経験のないまま退院して、出産で非常に体力を使い、疲れた心身に、また過労や育児不安も加わり、産後の鬱に陥ってしまうことが多いと言われております。また、こ

れらが高じて、赤ちゃんを虐待してしまうということがあるようでございます。こうした体験から、2番目の赤ちゃんを出産することをちゅうちょしてしまうというようなことがあり、結果的に少子化に結びついてしまう、少子化をもたらす一因になってしまう。私はこれをちよっと勉強したときに、ああ、なるほど、少子化はこういう問題も抱えているんだということに気がつきました。ああ、これは気をつけなきゃいかんというようなことであります。

また、マタニティブルーということにつきましては、産後に発症する産褥精神障がいと言うんだそうですが、最近では、妊娠中に起きる不安感全体をとってマタニティブルーというふうに言われるようですが、妊娠中にはホルモンバランスが変わり、つわりなどの症状、それから出産や育児への不安定感が増大したことで、心身の安定が保てなくなってしまうと。核家族化によりまして、周囲に信頼できる年長者、年上の者が少ないのも一因と言えるのではないのでしょうかということでございます。多くは、時間がたてばマタニティブルーは回復するということでありますが、余りにも症状が強いと、墮胎まで考えるようになってしまうというふうに言われております。家族、医師、そして保健師に相談をぜひしましょうということで、安易に抗鬱薬と言うんですか、薬が使えないので、お母さんには、精神科医のもとでも連携をとりながらやっていく必要があるのではないかと、それには夫の理解と協力は不可欠であるということが強く言われております。さらに周囲の温かい思いやりが必要ではないかと。私自身振り返ってみますと、本当に自分でそういうことをしたことがないものですから、今になって思いますことは、私も娘が1人いるわけですが、1人で終わってしまった。私の協力がちょっとというか、大分弱かったのかと、それと、もう少し女房に対する思いやりが悪かったのかと、この年になって今さら反省する毎日でございます。

そういったことで、産後ケアというのがいかに大事かということをしみじみ理解できるという状況で、今日の質問をお願いする次第でございます。少ない自治体の中で、南箕輪版ネウボラをさらに分厚く、しかも魅力的なネウボラにするために、村として早期にこういう体制を整えていく必要があるのではないかと思うわけですが、村長のお考えをお尋ねするものであります。よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 9番、大熊議員の御質問にお答えいたします。

産後鬱予防対策についてという、村版のネウボラを分厚くしていったらどうかという御提言をいただいたところでございます。

大熊議員も申されましたとおり、出産をした後というのは、身体的にも精神的にも本当に不安定な状況であり、また、育児不安が高まる時期であると同時に、マタニティブルーや鬱病などを発症しやすい時期でもあります。育児不安や産後鬱病を早期に発見し、育児支援をすることは、虐待予防の一つでもあります。これ、議員御指摘のとおりであります。虐待が非常にふえておるといふ実態もあるわけでありまして、この辺もそういった予防に役立つのかというふうに思っております。

御質問の産婦健診でありますけれども、母子保健医療対策総合支援事業の一つとして、国の補助制度として創設されたものであります。産後2週間と1カ月に行われる産婦健診の費用を助成し、母体の回復状況とあわせて、産後鬱病など、精神状態の把握を行うことで、関係機関が連携して、早期からの支援につなげるものであります。この問題につきましては、

現在、県を中心に、実施体制の整備を行っているところであるというふうにお聞きしております。体制が整えば、県内の実施医療機関であれば、受診券で産婦健診が受診できるようになる予定であります。ことしの秋以降には準備が整う見込みであるとお聞きしておるところであります。村でも、その時期に合わせて開始をしていったらどうかという考え方は持っておるところであります。今の県の整備の状況でありますけれども、5,000円を上限に、国が2分の1、県が2分の1、この助成をとということのようであります。そんなことで、県の体制が整うのを待っておるとい状況であります。

現在も、心配なことがある方につきましては、医療機関からの連絡表によりまして、なるべく早いうちに訪問や相談を行うようにしております。また、赤ちゃんの訪問の際には、全ての方に産後鬱質問表を利用し、状態を把握するように努めております。さらには、産後ケア事業といたしましては、母乳相談等の助成券や産後母子ケア事業の実施によりまして、産後の不安についての相談や助産院や産婦人科への入院により、母子の見守り、育児支援も行っております。医療機関や関係部署が連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に努めているところでもあります。産後初期段階での母子に対する支援をより一層強化できるよう、県の動向を注視しながら準備を整え、県の体制整備ができれば、今後も妊娠期から子育て期の充実のための財政的支援はしてまいりたいというふうと考えておるところであります。そんな考え方でありますので、よろしく願いいたします。

南箕輪村版ネウボラの話もありました。

今、こども館が開館いたしまして、この7月で1年となります。今まではこども館の運営をどうしていったらいいかということに力点を置きながらやってきました。おかげさまで、どこかで報告した記憶がありますけれども、かなり大勢の皆さんに御利用いただいておりますし、いろんな独自事業も取り入れております。と同時に、南箕輪村版ネウボラをするために、こども館もつくる一つの要素となったところでもありますので、この辺につきましては、今、保健師をこども館に置いてあります。この辺の体制整備につきましても順次進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。完全なネウボラとなるのはもう少し先かなという思いでありますけれども、順次体制整備はしておりますので、そんな点も御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 県がそういう体制を整え次第というお話でございますが、17年度から、国または自治体において半額ずつ補助していくという補助制度がスタートしておりますし、できるだけ早い県との協議が進み、全県的に産後鬱の助成が始まれば、非常に結構だというふうに思うところです。特に本村の場合は、赤ちゃんの出生率が県下一ということもあります。ここのところずっと見ておると、ことしは今のところ141人ということのようでありますし、昨年度は175人、それから27年度は158人、26年度が178人ということで、非常に本村は赤ちゃんが生まれる数が多いわけですが、ただ、これが1人のみじゃなくて、鬱にならないために予防をやることによって、第二子、第三子というのが生まれてくれば、これは余計、赤ちゃんがふえるということになりますので、ぜひそういう段取りをやってほしいと思っております。

しかし、鬱が発生する確率なんです、出産した女性の8人の中で1人発症するというふ

うに今言われております。赤ちゃんを出産した女性の8人に1人が発症するという、それから、出産後に鬱が高じて自殺をした人の3分の1は産後鬱だというデータもあるそうがあります。

したがって、軽く考えないで、このことは取り組んでいかなければならないというふうに思うところであります。費用も、国、県、それから自治体、こういう補助金制度ができたということによって、国のほうでもこのことを重く考え、人口が今どんどん減っていく時代にありますけれど、こういったことで第二子、第三子が生まれて、人口減にブレーキがかかるというぐらいにぜひなっていたきたいものだと思うところであります。

全国で今70ぐらいというふうに言われております、これを実施しているのが。それで、上伊那郡では、もう既に村長御存じだと思いますが、飯島町がこれを導入されております。飯島町だけでございます、長野県は。そんな中で、こういう先進地といいますか、村長は常々、教育問題でも何でもそうですが、先進地に学べと言われております。ぜひ先進地に学んで、いいところはどんどん吸収していくということが非常に大切だと思いますので、その点、もう一度、村長のほうからこの取り組みについて、県からやることは承知しておりますが、村長はまた町村会の県の理事で、4名いる中の1人です。非常に県に対しても発言力を持った立場にあるわけですので、ぜひそういったことを折に触れ、時に触れ、県のほうへ一つ進言をしていただきたいと思いますので、もう一度、村長御答弁をよろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 妊婦健診につきましては、今、県がそういう状況でありますので、秋ごろまでには体制が整うということでもあります。それに向けて、本村でも実施をしております。県内では飯島町だけということは承知しております。新聞報道もありました。

また、こういった問題につきましては、常に県にも、早くやるようにとか、そういったことにつきましてはまた申し上げていきたいというふうに思っております。私も、医療審議会の県の委員に加えまして、また一つ、社会福祉審議会という委員が回ってきてしまいました。その中では、障がい者のこと、あるいは、こういった乳幼児のこと、いろんなことが話し合われております。私は1回出ただけでありますけれども、その中でも2点ほど意見を申し上げたところでございます。そういった機会を通じながら、県へはお願いしてまいります。

以上です。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9 番（大熊 恵二） ありがとうございます。

村長の役職を見ますと、こんなにあるのかというぐらい役職があつて、本当に大変だと思いますが、これも村をよくするための方策でございますので、一つ健康には十分留意をされて御活躍をいただきたいというふうに思います。

それでは、2番目に移らせていただきます。

教育施設の設備の充実をとということでございます。

過日、福祉教育委員会で、静岡県にあります吉田町というところを視察いたしました。これは、全国から注目を、夏休みを短くして、授業時間をふやそうということで取り組んでいる自治体でございます。人口は3万人弱、いつとき、交付税不交付団体ということで、非常に裕福な町でございます。町税が51億円入ってくる町でございます。予算も100億を超えて

くるといような自治体でございます。それで、財政力指数が、28年度は0.937と、これは1に近いほどいいと言われておりますが、0.937ですからもう1に近いわけです。だから、なぜ不交付団体にならなくなっちゃったかと言うと、やはり防潮堤を今必死で建築しているんです、津波が来ても大丈夫なようにと。それで、今、それが最優先課題で、町では津波にやられないようにということで、その工事を一生懸命やっているということで、財政的に1を割ってしまったということですが、それでも0.937と。それで、3年間のトータルで0.941という、非常に財政力指数で豊かな町であります。人口もふえております。本村と同じように、非常に人口がふえておまして、例えば、平成7年のときは2万6,475人でありましたけれど、現在は2万9,691人と、3,000人を超えているんです、ふえているのが。だから、非常に人口もふえ、非常に豊かな町で、しかも気候もいいと、ウナギもおいしいと、こういうすばらしい町でありますけれど。

ここでは、視察したときに、文科省からの補助金で、7年前に中学校の全クラスにエアコンを設置したということで、要するに高校受験に対する中学3年生に対して、最優先で勉強をしっかりと取り組める環境を整えた。

村長はこの定例会が始まったときに、非常に設備の充実ということで、保育園にしても、学校にしても、設備をもう一生懸命、子供たちがふえるものですから、本村の場合も、設備をするのがもう最優先課題と。ですけれど、中身についてどうなのかというと、まだエアコンはついていないということであります。しかしながら、今年度から6億円しか村税が入らない下伊那の豊丘村、マツタケの産地であります。ところが今度、中学校に全部エアコンをつけるということになりました。ここにも書いておきましたが、1,719万円予算計上して、豊丘村では中学校にエアコンを設置するそうであります。保育園になくて、何で中学校かという議論がありますが、保育園はなくてもいいんです。やはり汗をかいて、一生懸命、子供はちょうど育つわけですから、小さいうちからそんな過保護のような生活をしていると、体力が弱い子供になっちゃいますので、要するに、勉強するために一生懸命そういう体制を整えてあげるといのも村の使命だと思います。これについては、教育委員会もぜひ、もちろん、村長含めて、総合教育会議というのがあるわけですが、その中でぜひこれらも早急に議論していただきたい。それから補助金のつくものは何でも目を光らせて、それが妥当なのかどうなのかという判断のもとに村長もやりたいということでございますけれど、ぜひそういうものを。吉田町は、文科省からの補助金でこれを設置したそうありますけれど、ぜひそういう知恵を働かせて、一つ頑張ってくださいと思うところであります。これはエアコンだけを言いましたから、この件について一つ御答弁をお願いいたします。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 教育施設の中で、中学校にエアコンの設置をという御質問であります。

近年は、地球温暖化の影響もあり、夏の早い時期から熱中症のニュースなども報告されております。秋の運動会を春に移す、そんな対策もとっている学校もあるわけであります。

村内学校における暑さ対策であります。現在の暑さ対策といたしましては、各教室全てに扇風機複数台を設置して、風通しをよくするなど、対応をさせていただいております。ただ、パソコン教室だとか、そういったところにつきましては、温度管理が必要でありますのでエ

エアコンを設置しておるところであります。そんなところで、今の状況であります。

豊丘村が設置したということでもあります。この辺はちょっとまた調査というか、調べさせていただきたいというふうに思います。

本村の場合、仮に設置するとなりますと、豊丘村との教室数が2.5倍ぐらいになるだろうというふうにさっと計算をしたところでもありますけれども思っております。そうしますと、どう見ても4,000万余はかかってくると。さらに、エアコン設置で一番金がかどうか左右されるのは、キュービクルが要るのか、要らないのか、これが要るとなると2,000万ぐらい余計にかかってまいりますので、そうしますと6,000万程度はかかるという試算をしておるところであります。3分の1、この制度も研究をしてみなければなりません。かかった費用の3分の1が来るのかどうか。教室の場合は規定がありますので、なかなか3分の1といっても5分の1ぐらいになってしまうというような状況もあります。その辺は十分調査をさせていただきたいというふうに思っております。

教育環境の整備でいえば、エアコンを設置するならば中学校からというのは私もそれはそのとおりだろうというふうに思っております。これ、受験を控えておりますので、そういったところは整備ができていけばいいなという思いはありますけれども、今、学校関係につきましては、本当にお金のかかる事業がかなりあります。給食室のめどをつけていかなければなりません。これはことし、どういうふうにするのか、めどがついてまいりますし、体育館の床が本当に大変な状況になっておりますので、これは優先させていかなければならない。今、中学校では、テープで補修をしながら、応急手当をかなりしながら使っておるという状況であります。さらに今、ちょっとおくらしているというのがICT対応であります。これは、隣の箕輪と比べると、ちょっとどころか、大分おくらしております。この辺も考えていかなければならないところでございます。

したがって、施設設備の充実が必要であることはそのとおりだろうというふうに思っておりますので、そして同時に、やっていかなければならないこともそのとおりだろうというふうに思っておるところであります。したがって、この辺は、現場の意見としてどう考えているのかということも私自身もお聞きしたいと、何を優先して、何が後回しでいいのかとか、その辺のこともありますので、この辺はそういったことを検討、対応させてもらいたいというふうに思っております。

エアコンの設置の概算費用の調査というのは実施してみる必要があるというふうに思っておりますので、この調査は実施させていただきます。中学校をやった場合どのぐらいかかるのか、小学校までやった場合どのぐらいかかるのか、本村の場合、本当に教室数が多い、このことが悩みであります。その辺も加味しながら、中学校、今申し上げましたように、体育館の補修、ICTへの対応、そういったことを含めて、優先順位を決めて、計画的に対応していく必要があるというふうに思っておりますので、その辺はそんな御理解でお願いしたいというふうに思います。費用の調査は、どのぐらいかかるのかという把握はしておく必要がありますので、この辺は手をつけさせていただきたいと思います。

それと、もう一点、長野県の状況、本当に長野県は寒冷地にあるわけでありまして、そういった中で、小中学校の設置率でありますけれども、長野県は極めて低い8.6%であります、小中学校。これ、下から5番目です、47都道府県で。高校に至っては、下から4番目でございます。これは、気象条件の違いがそういうことかなというふうに思っておりますけれども

ども、温暖化の影響でこれからそんなわけにはいかないだろうという認識は持っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9 番（大熊 惠二） この部分は、教育長にもお伝えしてありましたけれど、この部分は教育長の答弁は、今、村長の答弁で尽きていると思いますので、割愛させていただきます。

3番目に移ります。

教育関係全般について、書くところがないものですから、これで。これからぶっつけ本番で、ちょっと教育長中心にお尋ねしてまいります。

夏休みを短くして、授業時間をふやしたらどうだと、こういうお話は前回もさせていただいたわけですが、冒頭にも、東日本大震災のお話をしましたが、宮城県の東松島市というところ、これ、4万3,000人の人口の市でございますが、夏休みを今年度4日間減らすそうあります。それで、4日間減らして、24コマふやして、これは何でふやすかという、学力向上なんです、御存じのように、大震災で、全国統一学力テストで非常に平均点から大幅に下がってしまったと、これを何としても戻さなきゃいけないということで、全国学力テストの低下に対する対策として、夏休みを4日間減らすそうあります。24コマふやして、勉強していくと。どうしても、どこでもそうなんです、やはりそれしかやりようがない。夏休み、冬休み、春休み、そういった時間を割いて、できるだけコマ数をふやしていくというようなことも大事だろうと思いますし、この辺は学校長との連携が欠かせない問題だと思いますので、ぜひ学校長とのそういった関係プレーを教育委員会ではとっていただきたいと思うところであります。

それで、たまたま今、学校長の話が出ましたので、ちょっとお尋ねするんですが、最近、今の中学校の校長で、名前を挙げますと戸谷先生です。戸谷校長が、校長がじゃない、校長になってから、非常に中学校が風通しがよくなったと、それで、いじめも少なくなった。ゼロではないけれど、いじめも少なくなった。それから、問題が発生したときに速やかに解決してくれると、こういう話が、いわゆる子供を持つ親から随分出ております。それで、複数の話、これ、1人や2人じゃないんです。それで、非常に私も興味を持って、いろんな子供を持つお父さん、お母さんに聞いてみると、戸谷先生になってからよくなったよと、非常にいいよと、こういう話ですが、教育長、この話は御存じですか。教育長にお尋ねします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 今、戸谷校長になってからというお話をいただき、戸谷校長、4年目で、4年が終わろうとしている校長でございます。その前の校長先生も、私、もちろん存じ上げていますし、戸谷校長になってからという言葉では特に聞いていないですが、学校が非常に、先ほど、地域に開くといいましょうか、透明化というか、そういうところに尽力はされているという所見を持っております。それは南箕輪中学校に限らず、南箕輪小学校、それから南部小、村の3校の校長以下、そこは尽力しておりますので、戸谷校長先生のお話をいただきましたけれども、そういう御理解で、そういうふうを受けとめてはおりますが、とりあえず、そこまででよろしいですか、はい。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9 番（大熊 惠二） 非常に、戸谷校長になってから、これは、私が言うんじゃないくて、父兄が言っているわけです、保護者が。非常に、一度行き合って、校長、戸谷校長、頑張っているねという言葉をかけたいというか、一度そういう話をしたいというふうに思うところですが。

学校運営、学校経営は、校長の裁量でがらっと変わります。教育長も校長経験をお持ちでありますので、そうだろうと思いますが。本当に自己保身で走る校長もいますし、そうじゃなく、子供たちのことを最優先に考えてやる校長もいますし、さまざまでありますけれど、非常に今の戸谷校長は大したもんだと、こういうふうに私は率直に思うところであります。

今議会中にも中学校の卒業式があるわけでありましたが、戸谷校長、ぜひ、今度内示があつて、どこかへ転勤するとか、まだ残っているとか、その辺を、ぜひこういう優秀な先生には、今、全国に再任用という、教員の再任用というのがうんとふえているそうであります。特に東京都はそれが多というふうに聞いております、東京都は。それで、ただ、校長をおりて、一教員として再任用という人もいるわけです。だけど、校長のまま再任用という方も東京都の場合は結構いるということでございまして、やっぱり優秀ないい先生には、やはり再任用しても残って、よくしてもらうとか、自分のところの学校を。これは、小学校も中学校も同じでありますけれど、そういった再任用というのが全国的にふえている、特に東京都はふえているということでもありますので、これは県の教育委員会にもそういう話をしたりというようなことも大事なのかと。私も、時たま、県の教育委員会には今までの関係で出向いておりますので、機会があればそういう話も、県は承知しているだろうと思いますが、一度してみたいと、こんな思いでおります。

そこで、もう一回、教育長、教えてください。戸谷先生は残られるんですか、それともどんなふうなんですか、ちょっとお尋ねいたします。

議 長（丸山 豊） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 校長の異動、職員の先生方の異動については、大熊議員、ちょっとここでは控えさせていただいてよろしいですか。またいずれ発表が今後、中学校はあした、あさってでございますので、あさってあります。

今、戸谷校長先生のお話をいただいているので、実は、戸谷校長先生とは昔からのつながりもあつたりしながら、彼の組織マネジメントといひましようか、教頭がいて、先生方がいるわけですが、このところを非常にしっかりとされている。例えば、事があつたときには、方向性を示唆しながら職員に任せる。それでまた、責任は本人がとるという、そのところのすごい的確な指示が出ていたりとか、今、議員おっしゃられましたが、例えば、いじめがあつたときに、正直言って、件数がゼロではないという状況がございしますが、非常にいじめを受けたお子さん、あるいは御家族の方、心を痛めていて、学校としては即対応、何かあつたときには素早さが誠意だというふうに私は思っていますので、それは校長会でも確認したりしています。その素早さが、非常に的確な速さがある、そういうことを思ったりしています。あと、やはり、例えば、3校の校長先生方のそれぞれのお人柄というのがあるかと、偉ぶる状況はもちろんないですし、何と言ひましよう、上から云々ではなく、先ほどの言葉おかりすれば、子供を本当に一人一人を真ん中に置いて、子供一人一人を考えておられる校長かというふうに思っております。それは、でも3校一緒というふうに思っています。よろしくお願ひします。

それから、今、再任用制度のお話をいただきましたので、少しお答えさせてください。

今、再任用制度がございまして、県で校長職の再任用は、本年度、29年度4名おられます。来年度もまたふやしていくという方向でいますので、先ほどの議員の願いの、この校長先生は、この校長はというそこを、また県としてもうんと大事に考えていただいていると、そんなことを思っております。

それから、もう一点、一番最初におっしゃられました学校との連携ということで、教育委員会のほうで、長期休業というのは教育委員会で決めていくことができるわけですが、教育委員会のほうで、じゃあこちらでというわけにはなかなかいかない状況が正直言ってあるかと。それは、保護者、地域との関係、それから、南箕輪は、上伊那という一つの組織ではないですね、上伊那のつながりの中です。あるいは、県との連携というか、つながり、うんと大事。そこら辺で、例えば、教員の研修が夏休みにどこで位置づくとか、いろんな絡みが生じてくるかというふうに思っています。ですので、先ほど、ほかの議員からもおっしゃられましたけれど、授業日数と、それから学校の行事の関係、それから全体を見ながらどういうふうにそこを決めていくか、県では授業日数を短くしろという指示も正直言ってあって、前、答弁させていただきました。ですので、いろいろ全体の状況を見ながら、何を言いたいかという、子供の学力のために、それから、先生方の時間を生み出す、子供と向き合う時間を生み出す、そのためというふうに私は理解しておりますので、そこに向けて、また連携等々重ねながらというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 時間が来てしまいましたので、まだ言いたいこといっぱいあったんですが、断片的で済みません。言いたいことはまた次回ということにしたいと思えます。

それと、一つの提案であります、教員の働き方改革の中に、今年度も、部活については外部から来るとか、そういう対策は打たれていますが、電話を時間になったら自動電話にしていくという方法もあるようであります。それを随分採用する学校がふえているようでありますので、その点も一つお知らせをしておきたいと思えます。

いずれにいたしましても、まだまだ、ああ、やっぱり時間が足らん。

最後に、それじゃあ、一言、これを言って終わりにしたいと思えます。明治天皇の五箇条の誓文というのがございます。この中で、広く会議を興し万機公論に決すべしという有名な言葉があります。ちょっと議長、ちょっとオーバーします。そういったことで、それともう一点、大きな要点は、智識を世界に求め広く振起すべしということがある。やはり、村長の先進地のいいことはどんどん取り入れようと、そういう話でありますので、中途半端ですが、これを申し上げまして、9番、大熊恵二の一般質問を終わります。

議長（丸山 豊） これで、9番、大熊恵二議員の質問は終わります。

なお、2名の議員の質問が残っていますが、あす13日の午前9時から一般質問を続けることといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同礼〕

議長（丸山 豊） お疲れさまでした。

散会 午後 4時14分

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 3 0 年 3 月 1 3 日 (火曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 7 番から)

1 番 加 藤 泰 久

8 番 三 澤 澄 子

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	原悟郎	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一 直	住民環境課長	松澤厚子
副村長	原茂樹	健康福祉課長	藤田貞文
教育長	清水閣成	子育て支援課長	唐澤孝男
総務課長	堀正弘	産業課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	建設水道課長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	教育次長	伊藤弘美
財務課長	平嶋寛秋	代表監査委員	原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり

会議のてんまつ

平成30年3月13日

午前9時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（丸山 豊） お疲れさまでございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順に発言を許可いたします。

それぞれ、的確な質問、答弁をお願いいたします。

1番、加藤泰久議員。

1番（加藤 泰久） おはようございます。議席番号1番、加藤泰久です。

通告どおり、3件について質問をいたします。

平昌冬季オリンピックは、日本選手の活躍もあり、興奮と感動を与えてくれました。日々のトレーニングで培った技と力で競技に臨んで、メダルを期待され、またはオリンピックという特殊な環境の中のあの重圧の中で、自己の全ての力を出し切り、メダルを獲得し、表彰台に立った選手の精神力、メンタル面の強さに感服したところであります。

本村でも、部活の時間に制限を受ける中で、中学女子バレーが優勝し、北信越大会出場を決めたことは快挙であり、心から拍手を送り、応援をするものであります。

それでは質問に移りまして、2017年度全国体力調査について質問をいたします。

小学5年と中学2年を対象とした全国体力調査の結果がスポーツ省より公表されました。小5と中2のほぼ全員に当たる208万人を対象に実施されたものであります。握力、上体起こし、50メートル走、持久走、ソフトボール投げを測定したものであります。

本村においては、こども館や放課後学習など、学習環境はすばらしく整っております。しかし、登校下校時に児童の姿は見ますが、屋外で遊ぶ児童の姿は余り見かけません。昔の話で恐縮ではありますが、我々のころ、我々といいましても今より五十数年前ではありますが、比較にも参考にもなりません。あのころは家の手伝い、特に農作業の手伝いなどにおいて、自然と体力がついてきました。小学生や中学生においては、一番、心身、心も体も成長する時期であり、高校、一般社会に必要とする心身の成長期であると思われれます。健全な精神は健全な肉体に宿るなどという格言もあり、また昨日の一般質問の話の中にもありましたが、大人になっての運動習慣にもつながるかと思うところであります。

そんな中で、本村の小学校5年、中学校2年の調査結果はどうであったか、お聞きいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） おはようございます。議席番号1番、加藤議員の御質問、2017年度の全国体力調査について、本村の学校の結果でございます。

今、議員おっしゃられたように、小学5年生、中学校2年生対象ということで全国的に行

われている調査でございます。

南箕輪小学校の子供さんですけれども、男女とも、柔軟性、瞬発力、それから投げる力は平均を上回っております。特に女子のボール投げはよい結果、数値が出ております。ほかは、平均、あるいは平均より若干低いですが、そんなに大きな差異はないかというふうな状況でございます。南部小のお子さんですが、反復横跳び、男女とも平均より高い状況がございます。ほかは、今と重なりますが、平均よりも低けれども、大きな差異ではないというふうに思っております。

中学校2年生ですが、男子、握力、長座位の体前屈、それからハンドボール投げは高い状況があります。ほかは平均、あるいはやや低い。女子ですが、50メートル走が高いです。それから、長座位の体前屈は若干低い状況、あとは平均、あるいは平均よりやや低いけれども、大きな差異ではないという、数値だけの結果でございますがそんな状況でございます。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） こういうよき環境の地域で学んでいる生徒、学童でありますので、今聞く話の中では、平均値を下回るといようなものもでございます。そうしたものを何らかの形で平均値以上、また、それに伴う訓練をして、訓練といいますか、学習をしていただきたいと思います。

それでは次に移りまして、2番の今後の体力づくりの指導方針についてお尋ねいたします。

有名選手によるスポーツ教室開催や授業以外での運動機会の充実などの取り組みを進めている市町村教育委員会では成果が出ていると信濃毎日新聞にも報じられております。駒ヶ根市教育委員会では、小学生の体力底上げを目的に策定を目指したかけこ検定ができました。学校での事業導入に向けて、市内小学校教諭を対象に検定講習会を開き、子供への適切な説明、指導方法を探り、2018年度のモデル校での試験導入後の調整を加えて、市内小学校に広げていく構想だと報じられております。

さきの報告の中では、中学校女子に運動離れが目立っていると報じられており、県教委では、中学女子の運動習慣向上をさせる目標を図る方針ということで、課題も見えております。また、一方で、運動する子としない子との二極化が目立っていると報じられております。

今後の体力づくり指導方針はどうかについてお尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 今後の体力づくりの指導方向、指導方針ということについての御質問でございます。

子供たちの状況でございますが、以前も答弁をした記憶がございますけれども、今、議員おっしゃられたとおりに、女子の関係のことも当然入ってまいりますけれども、特に、体育の時間は体を動かすだけでなく、ふだんの生活、休み時間等の中での、なかなか体を動かすという状況が少ないかということが1点目。2点目ですが、特に今申し上げた女子がなかなか動かない、怒られちゃうかもしれないですけど、女子が本当に休み時間など体を動かす姿が少ない状況があるかなということでもあります。それから、御指摘のように二極化、体を動かすお子さんと、なかなかそうでないお子さん、そういう状況が見受けられます。今に始まったことではないんですけれども、小学校から中学校へと学年が進むにつれて、女子の運動離れの状況がある。これは南箕輪に限らず、県、全国的な状況かというふうに思っております。

今後の取り組みとしましては、今、駒ヶ根市のお話をいただきましたが、村として具体的なところは、今のところ計画は持っておりませんが、体育の時間が当然核になりますので、その体育の時間を中心としながら、体を動かす喜びを味わうこと、それから、小学校で縄跳びをかなり頑張っている状況があります。一輪車乗りも頑張っている状況があったりします。校地内でのランニング、マラソン大会の練習、中学校で言いますと、経ヶ岳の事前練習、また学級内での体を動かしてのレクリエーション、これもかなり実践をされていますけれども、いわゆる体育の時間以外での運動、それから家庭での運動不足、運動への促し、これが大切かというふうに思っております。また、全国体力調査の結果、これは運動習慣等の調査も入っていますが、分析を踏まえて、体力向上プラン、これを県のほうから具体的なものが出されてくる。学校でもそれを計画していくという状況でございますが、それを生かして、学校及び家庭生活での取り組みにつなげていくことが大事というふうに考えます。

なお、この結果ですが、2月の中旬に届いたところで、まだ学校では精査といいたししょうか、詳しい検討はまだこれからという、年度末でございますので、次年度に生かす、そういう方向でいますので、また学校とそこは丁寧連携をとりながら、具体的なものを描くことができればいいのかというふうに思っております。

村で、12年間、運動遊びに取り組んでおります。保育園のお子さんを中心にしながらですが、この運動遊びは、子供の体づくり、あるいは体の育ち、体力向上に、本当によい影響を与えているというふうに受けとめております。保育園から小学校への、いわゆるアプローチカリキュラム、それからスタートカリキュラムの接続という、そこを大事に考えながら、保育園、小学校低学年でも今後しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

それから、先ほどお話にもありましたけれども、子供たちの生活全体を見ていく必要があるのかというふうに思っております。例えば、朝御飯を食べる食事の関係、それから睡眠の関係、それから、もう一つが当然、健康三原則じゃなくて、あれですよ、大きな要因、ファクターで三つあると思うんですが、もう一つが運動になる。そこをどういうふうに見ていくか、そこが大事かというふうに思っております。昔、群れて遊んだ姿が今は見られない。今は家の中で、例えば、ゲームをやったりとか、テレビを見たり、そういう状況も体づくり等々、体力にも影響してくるかというふうに思っております。ですので、運動という角度づけプラス、もう少し全体像を、子供たちの生活全体を見ながら取り組む。例えば、ゲームの時間を短くする、毎月23日はノーメディアデーというふうに村でも取り組んでいます。そういうことも含めながら考えていく必要があるかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 大人になってからの運動習慣等も、学生時代に培われたものが将来的にも生きてくると思いますし、学力の向上にも体力は必要であり、または気力等もそれに伴うものでございますので、ぜひともこのよき環境にある学校において、全国の平均値以上になるように、ぜひ全校での取り組みをお願いするものであります。

次に、道徳の教科化について質問いたします。

生徒の陰湿ないじめによる自殺事件、生徒による殺人事件、祖父母や親の尊属殺人、殺傷事件等、青少年の事件が報道されております。最近の青少年の事件にかかわった人の言葉の中に、切れたという言葉がよく聞かれます。以前は、頭にきちゃったとかいう感情表現しか

なかったようなわけでありますが、この切れたという、感情が切れてしまう、これがちょっと私のわからないところでありますが、自己の行動や言動への自制心、善悪の判断力の欠如がそこにはあるかと思われま。正義感、社会通念、相互理解、寛容、思いやり等の欠如があり、最近では、個人主義的な傾向が増してきたと思われま。

そこで、いつから道徳が教科外になったかということをお聞きいたしますが、道徳が教科でなかったとお聞きしましたので、これを訂正いたします。

私のころは、時間割り表に、月曜日の1時間目には道徳の授業があり、走れメロスとか、芥川龍之介の蜘蛛の糸等が教科書にあり、それぞれの生徒の感想を述べたり、話し合ったことを記憶しております。しかし、その道徳が、自分にとって、またほかの生徒の人間形成にどう影響したかは不明であります。道徳の必要性は感じております。それでも、自分の中には、やっぱり道徳によって、人生観、思いやり等には多少影響があったのではないかとと思われま。

いつから道徳の時間が授業でなくなったのか、お聞きしたいと思いま。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） いつから道徳の時間が教科外、そういう受けとめでよろしいでしょうか、はい。

第二次大戦以前は、修身という名で学校で道徳教育が行われていま。戦後、修身は撤廃。それで、その後、特定の道徳の時間というのは特になく、学校教育全体を通じて道徳教育が行われるということになってきております。戦前と戦後で大きく道徳教育が変化したというのは御承知のとおりでございます。

昭和33年ですが、学習指導要領が改訂され、公立の小中学校で週1時間の道徳の時間が設けられました。議員、月曜日の1時間目というお話をいただきましたが、私も月曜日の1時間目だったような記憶を持っております。道徳の時間が33年のところから設けられたということでございます。以後、今日までの道徳の時間になっております。

ですので、今まで教科外の時間、教科外といいますと、特別活動とか、総合的な学習の時間とか、それから道徳、いわゆる領域という言葉を使いますが、教科外の時間であったのですが、この4月から小学校で、それから、来年の4月から中学校で、特別な教科、道徳として位置づいていま。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） わかりました。

それでは、今なぜ、道徳が正式教科化されたのかということについてお尋ね申し上げます。

2015年3月に文科省は、学習指導要領を一部改訂し、道徳の特別教科への格上げが行われました。人間の尊厳、国際理解、公正公平、社会正義や相互理解、寛容などの内容を、課題解決学習や体験学習を通じて学び、読み物の道徳から考える道徳への転換を図り、物事を多面的、多角的に考えることを重視することを目的として教科化されたと聞いております。しかし、道徳教育の名のもとに、児童生徒の内面に国家が踏み込むことを危惧する団体が、教科化に反対していることも事実であります。

なぜ、今、道徳が正式教科にされたのか、その点をお尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） なぜ、今、道徳が正式教科化されたのかということについてお答えいたします。

先ほど述べました経過を踏まえながらでございますが、いろいろ論を呼んできているというのは承知でございます。中教審を中心にしながら、その審議をかなり重ねてきている。現在の道徳の時間は、今、議員おっしゃられましたけれども、教材を読むことに終始していたり、あるいは、テレビ、ビデオを見せて、それで感想発表だったりとか、あるいは登場人物の心情理解のみに偏っていく。あるいは、こんな価値観をこれから読み取れるんだよというように、価値観を、何て言いましょう、一方的に押しつけ的という言葉がなじむかどうか、ちょっとわかりませんが、形式的な指導であったりする。それから、全体的には形骸化しているのではないかという、そういうところでいろんな論が生じてきているというふうに思っています。

道徳の時間をほかの時間に流用するとか、あるいは、軽んずる傾向があるのではないか、自分たちの実践の中ではそういうことはないというふうに思っておりますけれども、そういうところ。それから、教師間、それから各地域というもの、全国の中でいろいろな地域によって差異が、格差が生じるのではないか、そういうふうな懸念をされる声が上がってきております。

それから、今まで、教材として、心のノート、それから私たちの道徳という副読本的なものを使ってたんですが、検定教科書を主教材とすることによって、全国の小中学校で道徳の指導が確実に実施、こういうようなことを含めながらということ。

それから、今、大事な点を御指摘いただいたと思うんですが、子供たちが考え、学び合い、答えが一つでないという、そのところを、その課題に向けてどう自分に向き合うか、道徳性を持ちながら、考えを議論し合うか、そこがうんと大事なところかというふうに思っています。

そういうことを含めながら、教科化という大きな動き、指導要領でそういうふうに決まりましたので、これは実施、実践していくということでありまして。それが大きな教科化に向けての理由かというふうに思っておりますが。

教科化に向けてですが、先ほど申し上げましたけれども、主な教材として検定教科書が使用されます。今度、来月の4月から小学校では検定教科書を使っていきます。それから、効果的な指導法の研究、先生方職員は、道徳の指導法ってどうやればいいのかという研究を重ねてきています。これは今までやってきていることでございますが、さらにそれが深まっていくということが考えられます。それから、時間の確保、年間の中で、小1は34時間、2年生以上は35時間の、もうそれはしっかり当然やるべきですので、そういう時間の確保があるのかという。もう一点、先ほどとかかわるんですが、地域間での格差の是正など、質の向上となるということが可能というふうに思っております。

なお、御質問いただいているんですが、特別がつくことについて添えておいたほうが良いと思いますので、よろしいですかね、はい。

特別な教科道徳という、普通は、例えば、国語とか、理科とか、数学、算数とかという、特別という言葉がついております。この理由についてなんですけれども、これも中教審でいろいろもみながらという経緯を踏まえながらというふうに受けとめていますが、学級担任が道徳の授業を指導します。小学校は小学校の教員免許を持っているので問題ないですけど、

中学校の場合には、例えば、理科の免許を持っていて、道徳の免許というのではない、現状ではないです。そここのところが非常に難しいというか、ある意味デリケートというか、というふうに私は受けとめていますが、中学校でも学担が指導するのでということ。それから、通所の教科は、いわゆる数値評価、テストをやったりしながら数値評価ということがあるわけですが、道徳は一人一人のよさを伸ばし、成長を促す、道徳性の評価であります。ですので、他者との比較というのとはなじまないというふうに思っております。また、何て言いましょう、いわゆる学びの履歴といいましょうか、考えがだんだんステップアップしていく、深まっていく。よく、総合的な学習の時間でも、ポートフォリオという言葉を使いますが、学びの履歴がうんと大事かなというふうに思っています。ですので、担任はそこをしっかりと見ながら、子供たちに記述式のコメント、評価をしていく、そういうことであります。ですので、その大きく2点が特別ということがついているというふうに受けとめております。

なお、先ほど、冒頭の議員おっしゃられました、いじめの関係、特にネットの関係とか、今の世相を考えながらも、特別な教科道徳というのが教科化しているというふうに私も受けとめておりますので、全体像として、今、道徳のあり方等も含めて、少し話をさせていただきました。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） ただいまの説明の中にもありましたが、検定教科書を使うということでもあります。そしてまた、専門でなく、担任が教えるということで、教師個人の考えの相違が大きくあると思います。また、その教員の所属する団体が、戦前もしくは戦後においても、国家的な考えにちょっと違和感があるような考えをやっていることも考えられますので、今後、それぞれの教育の仕方、よく見詰めて、見守っていただきたいと思っております。

それでは、3番目の本村の学校が目指す道徳教育とはどういうものか、お尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 本村の学校が目指す道徳教育ということについてお答えいたします。

特別な教科道徳を要として、学校の教育活動全体を通じて行うもの、それから、特別な教科道徳の目標というものというのは、私なりに考えながら、学校目標とうんと重なってきます。そういうふうに受けとめております。教育の根本精神に基づいて、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として、他者とよりよく生きるための道徳性を養う。こういうことに基づいているわけですが、それを実際の村の小学校、あるいは中学校と重ねて考えた場合に、それぞれ学校目標というものを持っております。小学校の両校の子供たちは、中学校に当然進学して、南箕輪中学校で学校生活を送っていきます。ですので、私としては、村としてという言い方をそういうふうに思いますが、南箕輪中学校の学校目標と村とうんと重ねたいというふうに思っております。そういった意味合いでは、心豊かなたくましい人間の育成として、「人にやさしく暖かく、自らは厳しく正しく、健やかにたくましく」、高坂正顕先生が、私、中学1年のときでしたが、この第二校歌を贈って、それを、ある意味共有しながらということ、中学校の学校目標としております。ですので、このことを本村としても大事に、道徳の目標として据えていったらどうかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 村には、今、説明のありました高坂先生によるところの大きな、中学の大きな目標であり目的が掲げられておりますので、それに近づくような道德の教えをお願いするものであります。

そうした中で、4番目に掲げる、道德教育において、今、生徒に何を期待するか、この点についてお尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 生徒を子供たちというふうに読みかえさせていただいてよろしいでしょうか、はい、お願いいたします。

これも個人的な清水としてということになるかと思いますが、御了承いただきたいというふうに思います。

1年半前に、私、教育長の任を拝命いたしました。そのときに、所信表明の中で次のようなことを述べさせていただきました。今、余り本当に耳にしなくなりましたが、ひとなるという言葉があります。南箕輪小学校の校歌にも、あさって卒業式がございますが、ひとなるという言葉が、歌詞が入っております。何々ちゃん、ひとなったね、閣成、ひとなったねと言われた記憶が、たしか、私の中にも沈殿していると思っておりますが、何々ちゃん、ひとなったねと周囲の人、周囲の人が子供の育ちを認めていく。ひとなるは人となる、そういうふうに私は理解しておりますが。人との関係、人と人との関係性の中で、自分たちは生きています。その関係性の中で、自分の存在が認められる。自分の育ちを確かめる。経験を重ねることを通して、自尊感情を高め、自己決定、自己実現している。人となる。私はこの育ちを全ての子供たちに期待しております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 小学校から中学に進み、中学校においては、人生での一番大きな影響を受ける時期であると、そのときに接した先生の言葉、生き方等も、それぞれの人生に大きく影響を与えるものでありますので、心の成長のこの時期をぜひ大切にして、教えていただきたいと思っております。

考える考え、論議する道德を目指したり、実現に向けて、多様な指導の工夫が求められるかと思っております。教師力、学校力が問われることとなりますので、しっかりした取り組みを期待するものであります。

続きまして、3番目の防災の備蓄食料についてお尋ねいたします。

3. 11の東日本大震災では、大きな被害となり、7年たった今でも、被災者は大変な思いをしているところであります。一日も早い復興を願うところであります。

東日本大震災を機に、各都道府県や市町村では、災害時に対応できるように、防災組織、機具、機材が充実されております。都会では、水、電気が災害により遮断されれば、全く生活ができなくなり、ライフワークがストップします。しかし、都会とは違いまして、本村においては、農業地域であり、米等の主食類には欠くことも、備蓄があると思われております。しかし、生活水には、湧水等があり、生命の維持には何とか対応ができるかと思われておりますが、飲料水としてのペットボトル等は必要かと思われております。しかし、村内の備蓄は、村内

で災害が起きたときの対応だけではなく、ほかで被災があった場合は、被災地への応援物資としての備蓄も必要かと思われませんが、本村では、今どのぐらいの食料備蓄をしているか、お尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 1番、加藤議員の御質問にお答えいたします。

日本は本当に災害列島と言われておりまして、いつ災害が起こってもおかしくないような状況になっておるところであります。この地域におきましても、地震、東海地震、東南海地震への指定地域になっております。そういった状況を考えますと、災害に対する備えというのは常にしていかなければならないというふうに考えておるところであります。

そういった中で、備蓄をどのぐらいしているのかという御質問であります。

村では、地域防災計画を策定しております。その中で、人口の5%、2食分の備蓄をしておることです。内容につきましては、主食が2,626食、水につきましては、500ミリリットルのペットボトル1,032本を備蓄倉庫に保管をしております。人口の5%の2食分ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

今、加藤議員、御指摘がありましたように、この地域におきましては、都会とは若干違う部分があるわけでありまして、本村も都市化の部分もありますけれども、農家の部分もあるわけでありまして。そういった部分では、かなり主食については備蓄、各個の備蓄というのもかなりあるんじゃないかというふうに考えておるところであります。問題は、水をどう確保していくかという点だろうというふうに思います。そんな点では、ペットボトルの備蓄を今しておることです。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1番（加藤 泰久） 本村での食料備蓄は、やはりそのぐらい、ちょうど適量じゃないかと思っておりますが、こういう備蓄でありますので、それぞれが賞味期限等については長目の安定したものであるかと思っております。しかしながら、ちょっと私、これ、新聞で読みましたので、東京都あたりでは大変なことになっているということを読みましたので、東京都では、2016年に賞味期限切れになった20万食の備蓄食品を破棄したと報じられております。11年度には1,866万食だった備蓄が、18年度には666万食にふえており、更新する食料の活用法は大切な課題であります。各自治体での防災イベントで配ったり、家畜の餌や肥料に加工して活用しておると言いますが、処分し切れない部分には廃棄処分となっているというようなことも報じられております。

村での備蓄している食品の賞味期限というものはどのようになっておるか、お尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 備蓄品の賞味期限でありますけれども、大方のものが保存期間は5年です。期限が切れそうなもの、切れる前に、できる限り防災訓練のときに活用していくという活用の方法をとっております。参加者に試食をしていただくなど、有効な活用に努めておるところであります。そのほか、いろんな分野に使えるんじゃないかというふうに思いますので、この辺はまたしっかりと考えていく必要があるかというふうに思います。

活用した分につきましては、常に補給をしております。したがって、人口の5%部分は常に補給をしておるということで有事に備えておるところであります。

災害が起こった場合には、本当に日常生活に不可欠な部分、食料はもちろんであります。と同時に、電気、水、このライフラインをどう確保していくかというのが一番大きな課題かというふうに考えております。電気につきましては、電力会社の復旧を待たざるを得ませんけれども、電気がなくても使える生活という部分、いわゆるストーブにしても、煮炊きをするにしても、灯油といたしますか、そういったストーブも若干必要なのかとか、あるいは、カセット式のガスの部分、こういったものは家庭で常に備えていただくということがいいわけです。水につきましては、浄水器等々も用意してありますけれども、本村の場合、給水車はどうなのかという思いもしておるところであります。検討の経過はありますけれども、村の規模で本当に必要かどうかというのはまだ結論が出ていないところでもあります。この辺につきましても、また議員それぞれ御意見をいただければというふうに考えておるところであります。

有効に活用しており、また補給をしておりますので、その点につきましては御安心をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） それぞれの備蓄食品が、無駄なく、有効に利用されているということを知り、安心したところでございますが、本村におきましては、都会とは違うという、村長の今あれもありましたが、電気、水道等がとまりましても、燃料等は過去の生活様式が、それぞれ年配の方はもうみんな持っておりますので、それなりきの対応ができるというように考えております。

それで、3番目の質問に移るわけですが、備蓄食料といいますが、乳児やそういう子供等の粉ミルクとか、そんなような特殊なものは大変備蓄できるものでもありませんので、これを民間企業との災害時での食料提供の協定というような形の中で、企業等の協定を結んでいる部分もありますけれども、本村においてはどんな状況であるか、お尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 災害時に備えまして、それぞれの分野、分野で、民間の企業と災害協定を結んでおります。福祉関係にしる、建設関係にしる、あるいは、御指摘の食料関係にしる、分野、分野でそれぞれ結んでおります。その数はかなり多くなっておるところでございます。

食料関係と協定してる団体は5団体であります。主食につきましては、JA上伊那と結んでおります。飲料水につきましては、本村には事業所があります伊藤園さん、それから、これは事業所はありませんけれども北陸コカ・コーラ、この2社と飲料水関係は結んでおります。また、生活用品につきましては、コープながのと災害協定を行っております。水は含みますけれども、防災用品といたしましては、株式会社アクティオと災害協定をしておるところであります。5団体という今の現状であります。飲料水につきましては、災害対応用の自動販売機もかなり普及してきております。役場を含めて、公共施設にもあります。たしか、田畑の公民館にも備えてあったような気がいたします。そういったところで、非常に部

分、カバーしていくと、あとは応援の部分でということになろうかというふうに思います。

思い起こせば、平成18年の豪雨災害、かなりの食料品だとか、飲料水だとか、そういうものが届きました。本村の場合は、県下で一番早く避難勧告、避難指示を出しましたので、かなり食料関係は集まったところであります。

本当に、各企業の協力というのは大きいというのをそのときにつくづく感じたところがございます。災害というのは、本当にいつ起こるかわかりませんので、その備えをどうしていくのか、その前段としても、こういった民間企業との協定ということも大切でありますので、これからも協定ができるのであれば協定はしてまいります。

以上であります。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 備えあれば憂いなしという言葉のとおり、ぜひ、備え、物品だけではなく、気構えも備えていただいて、どうか南箕輪に災害が起きないことを念じた上で、私の質問を終わります。

議長（丸山 豊） これで、1 番、加藤泰久議員の質問は終わります。

ただいまから9時50分まで休憩といたします。

休憩 午前 9時44分

再開 午前 9時50分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

8 番、三澤澄子議員。

8 番（三澤 澄子） 8 番、三澤澄子です。

最後の質問者ですので、よろしくお願いいたします。

あらかじめ通告いたしました三つの項目について質問をいたします。

2011年3月11日から丸7年がたちました。この議場で、3月議会の最終日、開会を待って座っていました。この席で繰り返し揺れた大きな揺れの中で、思わず机にしがみついていた。その後起きた津波の映像、それから福島第一原発の事故を私たちは決して忘れることはできません。3.11福島を忘れない集会、先日行われました。改めて、まだ5万人以上の方が避難されている皆さんの思いを、私たちは受けとめていかなければならないというふうに思います。そして、再稼働を進め、輸出を進め、核兵器開発を容認するようなこの国のあり方が今問われているのだと思います。そして、そのことは、同時に自分の生き方が問われているのだというふうに思っております。誰のための政治か、そのことを心に置きながら質問をさせていただきます。

それでは、1として、県単位下の国民健康保険についてお聞きします。

4月1日から国保の県単位下がいよいよ始まります。今議会で、条例案と予算案が提出されております。国保運営審議会で答申を受けたということではありますが、村民はどう変わるのか、全く知らされず、国保と介護保険、さらに後期高齢者医療も含めて、トリプルの値上げに戸惑うことになると思います。

昨年、一般質問、6月、9月、12月議会ごとに、県単位下の問題点を指摘し、提案をしてきたところであります。12月議会でも言いましたが、言うまでもなくでありますけれども、やはり国民健康保険は国民誰もが一度は加入することになる、歴史的にも、国民健康保険法でも、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする社会保障制度だと申し上げ

てきました。

国保は、構造的に問題があり、加入者の年齢構成が高く、年金や農業、自営業、社会保険から外れた非正規雇用等、財政的に弱い中で、所得に占める保険料負担は13%から17%にもなっています。また、所得の低い人ほど負担割合が上がり、平成26年度の資料で見ても、これはパターン化したもので比較するわけでありませけれども、所得150万、資産3万、大人2人、子供1人の家庭の試算で、医療介護合わせて150万以下の所得でありながら24万9,255円、家計における割合は16.6%にもなっています。こうした中で、滞納世帯もふえ続け、短期保険証の発行、人権無視の取り立て、差し押さえが、全国各地で急速に広がっています。構造的問題を解決することなく県単位下する最大の目的は、医療費の抑制であり、保険料の平準化、法定外繰り入れの禁止で、際限のない保険料の引き上げになることとなります。

県内では、保険基盤安定のため、この間、多くの自治体で法定外繰り入れを行ってきています。長野市では13億を超え、松本市でも6億を超えています。毎年繰り入れていきます。松川町では、28年、29年、5,000万円ずつの繰り入れをしておりますけれども、29年度分は5,000万を全て基金積み立てに充てるとしています。

村のこの間の法定外繰り入れの経過について、1番としてお聞きします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 8番、三澤議員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険についての質問の中で、法定外繰り入れの御質問をいただきました。

特徴的なことだけ申し上げておきたいというふうに思います。

本村の国保の構成上、特徴としては、特に加入者の約43%が65歳以上で占められているという、これは本当に本村の特徴かというふうに思います。国保自体は年齢構成が高いわけでありませけれども、特に本村はこの点が高くなっておるということでもあります。また、それに伴いまして、医療費水準が本当に高いということでもあります。逆に、所得水準が低く、財政基盤としては弱いという、こういう本村の特徴があるわけでもあります。

そうした中で、法定外繰り入れにつきましてであります。

今までの経過を申し上げますと、平成23年度に6,900万円、平成24年度に3,000万円、平成26年度は4,400万円、平成27年度に4,000万円、平成28年度は3,000万円と、6年間で約2億1,300万円繰り入れを行ってまいりました。平成29年度も当初予算では四千数百万の予算計上をいたしましたけれども、医療費水準がかなり下がってまいりましたので、これは一般会計に戻していただきました。なぜ一般会計に戻していただいたかということは、今、本村の一般会計の財政状況は、本当にいろんな施設整備だとか、人的な部分にかかってきておりますので、そういった部分で厳しくなってきました。ここ3年間で見ましても、既に3億円近い基金の取り崩しを行っておるところであります。そうした全般的な村政運営の中で戻させていただいたということでもあります。本来的に言えば、国保会計の運営は、被保険者の負担で運営するというのが大原則でありますけれども、納税者の負担を考慮して、法定外繰り入れというのを行ってきた経過というのがあります。これ、できるだけ保険税を抑えるという、負担を軽減するという意味で、平成23年度から、この辺から、国保会計がかなり厳しくなってきた時代からであります。入れてまいりました。これは、村としては比較的多額な部分であったというふうに思っております。やむを得ないということは思っておるところでございます。

ます。その点は御理解もいただければというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 今、言われたように、平成23年から法定外繰り入れを一貫して続けてきた経過は、先ほども言いましたように、国保の構造的な問題、そのことについて、本当にこれ以上耐え切れないという状況の中で、村で行ってきた。かつては、もう本当に法定外繰り入れは1円たりともしないという方針だったわけでありまして、そういった状況が今生まれつつある。それは日本全国同じ状況でありまして、この間、私も、来年からの県単一化に向けて、法定外繰り入れを継続するように繰り返し求めてきました。そして、村長も、激変緩和のために法定外繰り入れはやむを得ないという考え方を持っていたというふうに思います。

そのことを踏まえて、2といたしまして、県で示した納付金・保険料の試算を見ていただきたいと思えます。資料としておつけしましたので、ちょっと見ていただければというふうに思います。

これは、出所をちょっとお知らせしておかないといけないという、私が勝手に出している数字ではありませんで、長野県健康保険福祉部健康福祉政策課国民健康保険室で、平成30年2月1日出された資料でありまして、ちょっと取扱注意と書いてあるわけでありまして、これは、各市町村に届いているというふうに思います。本来ならば、3月1日に公表するというふうになっていたんですけども、どうも公表はされなかったのではないかというのを、それぞれの自治体の事情をそれぞれそんたくしたのではないかというふうに思うんですけども。

この数字で見てもらいますと、昨年9月のときに出した試算、これは信毎の報道で書いたんですけども、これ、きょうは出しておりませんが、前回出しました。1人当たり保険料10万9,263円で、1.9%上がるというふうになっておりました。今度出したやつで見ますと、これが最初だというふうに思いますけれども、納付金のdベースというのがあります。納付金のdベースという表がついてあると思えます。ちょっと小さ過ぎて大変だと思えますけれども、ちょっと南箕輪のところを目で追っていただければというふうに思います。納付金総額が3億5,427万、1人当たり11万2,291円、県の順番でいくと51位ということになります。平成28年から30年の伸びは97%ということでもあります。激変緩和は南箕輪はないので、そのまま同じということ。次に、平成28年度保険料賦課額と平成30年、その次の表でありますけれども、あるべき保険料額、eベースという表がついております。これによりまして、平成28年1人当たりは10万7,216円、平成30年には11万7,336円、104.6%、順位的に言いますと17位ということになっております。それを、この一番表についております大きくなった、上伊那のものを抜粋した表にまとめてあります。保険料試算30年法定外、これは最後の参考というところ、右下の参考というところを見ていただければわかりますが、保険料試算30年法定外等繰り入れ後の軽減後は1人当たり10万2,623円、97.8%になっています。

村は、常々、県の試算をベースにして保険料を決めてくるというふうに言うておりましたので、法定外繰り入れをしたとすれば、97.8%の伸び率、つまり下がるということになっています。私は、てっきり下がるものだというふうに思いながらいたわけでありましてけれども、上伊那では、駒ヶ根、南箕輪、中川、宮田は下がるというふうにこの表でもなっております

が、30年は値上げがありません。上がるとなっている伊那市や辰野町等でも、法定外繰り入れをさらに積み増しし、基金等で補填して、値上げをしないという方針を持っております。

村の30年保険税はどうなるのか。応能応益割合、1人当たり保険料はどうなるのか。また、何%の引き上げになるのか、お聞きします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村の保険料の御質問であります。

法定外繰り入れの関係、まず申し上げたいというふうに思っております。

初めに、県の統一化ということが出されました。そういった中で、本村の場合は医療費水準がかなり高かったものですから、かなり上がるという予測をしていたわけでありまして。このことは国保運営協議会の中でも心配をしながら、御報告をさせていただいたところでございます。そういった中で、予想としては20%ぐらい、15%から20%上げないと、県の納付金を納められないんじゃないかという考え方もあったわけでありまして。これは大変だということで、その時点では法定外繰り入れはやむなしという考え方を示したところでございます。実際に最終的に県から示された部分を見て、5%少し、余ということでありましたので、法定外繰り入れはしなくてもという考え方になったところであります。基金の繰り入れを入れると、4.5%ぐらいで何とかなるのかという試算結果の中での考え方でありまして。

なぜという部分が、納付金が多く増加したというのは、これは、その前に9月の第3回試算におきましては、納付金額は3億1,800万円、1月末に確定した納付金額というのが3億5,400万円であります。大きく増加したというのは、前期高齢者交付金が県全体で34億円減少したこと、そしてまた、医療給付費の見込み額が県全体で22億円増加したことにより、その結果、納付金額は3,600万円ほどふえたということでありまして。そんなことでふえたということでありまして、その辺は御理解もお願いしたいというふうに考えておるところであります。

本村だけではありません。本村が一番大きい伸び率と申しますか、国保での値上げの伸び率でありますけれども、若干上げるところもあります。ただ、それは過去の保険税の上げ幅によってかなり違ってまいります。駒ヶ根市は据え置いたと申しますけれども、昨年度17%値上げしております。本村も昨年10%ぐらい値上げしていれば、上げなくても済んだのかという感触は、10%までいかななくても、済んだのかと、5%ぐらい昨年上げておけば、値上げをしなくて済んだということになるわけでありまして、その辺は過去の保険税の状況というものも考えていただかなければならないのかなというふうに思っておるところであります。これが10%近くになれば、当然、私自身も法定外繰り入れは実施していくという考え方に立っておったところでございますので、その点はそんな考え方をお願いしたいと思います。

確かに、急激な保険税の上昇というのは避けなければいけませんけれども、4.5%ということでありまして、丁寧な説明を村民にしながら、御理解を得ていきたいというふうに考えております。

保険税全体につきましては、平成28年度に上げる予定でございました。それが諸般の事情で上げることができなかったということでありまして、そんな点もお願いしたいと思います。

改正後の税率を用いて算定した1人当たりの保険税は9万7,657円、現行どおりの税率とした場合は9万3,430円でありまして、4,227円の増加となります。これが4.5%ということでありまして。ただ、3方式にしましたので、下がる人があれば、これ以上上がる人もいる

という、このことはそうなります。この辺も丁寧な説明をしていかざるを得ないというふうに思っております。

応能応益の割合につきましては、平成29年度は57対43でありました。平成30年度は52対48となる見込みであります。そんな状況であります。

値上げをするところが、うちを含めて、上伊那では三つであります。そんな状況であります。ただ、うちが一番大きいということ、これは事実であります。

その中で、不足分につきましては基金の取り崩しで対応のめどが立ったということと同時に、医療費水準がここへきてかなり下がってきております。来年度というのは次の年であります。平成31年度、どうなるかということは今から考えておるわけであります。医療費水準が下がっていけば、来年の今ごろの議会で値上げという議論はないのかと、これは見てみないとわかりませんが、1年の推移を。そういう部分であります。

この方式といいますか、この保険税の決定の過程の中でいけば、毎年、県に納める納付金が決まってくるので、それによって上がることもありますし、下がることもあるというふうに、そういう御理解もいただければというふうに思っております。これは全て医療費水準であります。県が示した標準保険税率を用いた県内の順位というのは、本村の場合は高いほうから15番目で、上伊那はトップであります。そんなことも影響しているということでもありますので、よろしく願いいたします。

なぜ法定外繰り入れをしなかったというのは、5%以下に上げ幅がおさまったということでもありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 今いろいろ説明をいただきました。医療費水準というのは、今、全国的にいろんな医療費の問題や、それから総収入制で収入、軽減措置もなくなってくるという中で、医療費水準も下がり、かかる給付金も下がっているというのが全国的な傾向であります。辰野町はかなり下がったということの中で、本当に法定外繰り入れもなく、基金取り崩しがまだ余るという、でもまだ余るという状況の中でということになっております。だから、試算としてはあれなんですけれども、いずれにしても、国保がこうやって法定外繰り入れしながら手当してきたということは、本当に一番弱者の部分に村全体でどうするかという部分で取り組んできたというふうに思いますし、社会保障の大もととして、医療だけはもう備えなければならないというもとでやってきたというふうに思いますし、今度の中で、先ほども松川町の例を挙げましたけれど、そのことが想定されるために、29年度の法定外繰り入れはもう基金に充てるということを決めながらやってきています。そのことは村でも予想できたというふうに思いますので、29年度に残った部分を一般財源に戻したという扱いには、私は疑問を持っています。

その上で、どういうふうにすべきかという考え方でありますけれども、3番として、前段にちょっとまた申し上げたことでありますけれども、やはり国保が大きな問題になるわけでもありますけれども、格差と貧困が社会問題と、国全体の問題であります。高過ぎる国保料の引き下げや滞納整理債の中止など、国保改善を求める運動は全国的にこの間広がってきています。そういう中で繰り入れも行っているわけでもありますけれども、全国知事会、全国市長会などの地方団体から、低所得者が加入する医療保険なのに保険料が高いという国保の構造的

問題の解決が要望されております。

昨年7月、全国知事会は、国保制度のさらなる改革に向けた提言を発表しました。1として、国保への定率国庫負担の引き上げ、2として、子供の医療費無料化の国の制度の創設、3として、自治体の医療費無料化の取り組みに対するペナルティーの全面中止、4として、子供の均等割の軽減など求めています。特に3のペナルティーは、来年度から就学前児童については行わないことになりましたが、全国知事会では、それにとどまらず、小学校以上の子供、障がい者、障がい児、ひとり親家庭など、自治体が行う全ての医療費無料化についてペナルティーはやめるよう求めています。みんないいことやっているのに、ペナルティーって考え方がそもそもわからないわけでありまして、全国知事会でもこういう求めをしておりますし、また子供の均等割の軽減も、国保は家族の数がふえる均等割を子供にも課して、子育て世帯の保険料が高騰する要因になっています。自治体独自で権限措置を行うところも今出てきております。

30年の県単位化に向けては、厚労省も、第3回の試算結果を踏まえて、急激な上昇を抑えるため、一般会計からの法定外繰り入れも含めた検討を要請、全国の混乱を見て、政策転換をせざるを得ないことになりました。

これを踏まえて、長野県も、法定外繰り入れ等により保険料増加抑制の維持を検討すべきとし、実質方針の転換をしました。当面、30年度に限るということでありますけれども、先ほども示しました上伊那の参考資料で見れば、南箕輪は28年度の法定外繰り入れをすれば、してということ、県の方針がこれではないかというふうに私は思っておりますので、そのことをきちんとしながら、方針、県どおりにしていくべきではないかというふうに思います。そういう点で、法定外繰り入れを継続し、保険料の引き下げを求めるものであります。

また、子供の被保険者均等割の軽減も求められております。

短期保険証でありますけれども、南箕輪は1カ月ということ、これ、多く、もう半分以上の自治体は6カ月というふうになっております。

また、応能応益割合は、今回の改定で52対48ということで、上がった部分があります。その部分について、やはり応能をより多くすべきではないかというふうに思います。そういうの見直しをして、低所得者への軽減措置も引き続き行うべきだという点で、これからの、今回はこういうふうになっておりますけれども、村長のお考えをお聞きします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 平成30年度から県統一ということになりました。その時点で上げざるを得ないという考え方は持っておったところでございます。くどいようですが、5%以下には抑えたかったという部分であります。

所得の低い世帯につきましては、2割軽減から7割軽減という制度があるわけでありまして、それはきちんと適用していくということでありまして、いずれにしろ、法定外繰り入れにつきましてはいずれはやめていくということでありまして、県統一の保険料にいつなるかということは今の時点では不明であります。したがって、それまでは何ともしのいでいかなければならないというふうに思っておりますけれども、状況、状況によって判断をしていくということではいかがなるかというふうに考えておるところであります。

したがって、平成30年度はこの方針で行きます。31年度につきましては、また県の納付金の部分、医療費水準がかなり下がってくれば、それはその時点で考えていくということ

になろうかというふうに思っております。

一番の問題は、定期的に保険税を上げてこなかったということでもあります。これは私の方針もあって、大変申しわけないというか、上げることがいいことではありませんので、そういう部分があったということも御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、短期保険証の問題が出されました。18歳以下の被保険者数というのは336人です。短期保険証の発行者世帯数は90世帯です。人数が122人。保険証は有効期限が1カ月となっております。ただ、18歳以下の被保険者につきましては6カ月にしております。これはきちんとやっていかなければならないというふうに思っております。1カ月とした理由でありますけれども、納税相談をしながらということがありますので、これが6カ月になりますと、1年に1回しか納税相談ができなくなってしまいますので、そんな点も御理解をいただきたいというふうに思っています。

低所得者世帯への減免、先ほど、子供に対する減免という話がありましたけれども、2割から7割の軽減措置を行っておるところでありますし、そういった配慮は十分していくということでもあります。

ただ、一番私が心配しているのは、3方式にしましたので、この結果がどう出るのかという、この辺をちょっと注視していきたいというふうに思っております。その部分でまた、平成31年度がどうなるかということは常に検討していかなければならないだろうというふうに考えておるところであります。決して、住民の皆さんに負担を高く求めるというものではありませんので、こういう気持ちも全くありません。いろいろトータルとしていろいろ考えていかなければならないというふうに思っております。

この後、介護保険の問題も出てきておりますけれども、介護保険はぎりぎりの努力をさせていただきました。保険税も上がり、介護保険も上がりでは大変だということで、介護保険につきましては国の算定の部分よりもかなり下げさせてもらいました。これでやってみたいと第7期は思っております。トータルとしてそんな考え方も持っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 5%でよくて、10%でだめだという基準はやっぱらないというふうに思います。村長さんの考えは理解できておりますけれども、やはりことしだけは上げてもらいたくなかったというのが私の思いであります。県の出した試算をもとに、ことしだけは上げてもらいたくなかった。それは、多分、県の方針でもあるというふうに思います。その点も踏まえ、来年度の状況、今年度の状況を見ながら、また検討するということでもありますし、3方式になって弱者に負担がかかるのではないかという点については、またそれ相応のやっぱり対応をしっかりしていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

2として、第7期介護保険計画であります。

資料をちょっとつけておきました。時間が余りないので、目を通していただければというふうに思います。

保険あって介護なしと当初から言われ、特別な対策をと国会の附帯決議をつけてスタートした介護保険が18年経過し、医療と介護の一体改革として、地域包括ケアの構築、自助・互助中心のシステムと、2014年の介護保険法改正で大きく変わりつつあります。

30年からは第7期の計画に入るに当たり、1期から7期までの保険料、介護認定者数、認定率はどう変化したかをお聞きいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 第7期の保険事業計画であります。

認定者数につきましては、第1期の平成14年には245人、認定率は10.8%でありました。第6期の平成29年では470人、認定率は13.4%であり、2.6ポイント増加しておるところであります。こういったことで、認定率も上がってきておるとい部分でありますし、介護保険料につきましては、第1期が2,040円でありまして、第7期が、今議会に提案をしておるのが5,230円ということであります。かなり倍なんてもんじゃないで、2.6倍ぐらいになっておるところであります。2025年問題を踏まえて、これは8,000円ぐらいになるのではないかという見込みあるところあります。この額につきましては、国の試算で五千五百五十数円というものを5,230円まで圧縮をさせていただきました。5,550円というのは余りにもという思いがありましたので、圧縮をさせていただきました。三澤議員にも、公募委員として、策定懇話会に参加していただいております。このとき示した額は五千五百五十何円であったと思いました。これで了解をいただいたところありますけれども、そうはいつでもという私の思いの中でここまで圧縮させていただきましたので、そんな御理解はお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8番（三澤 澄子） 今言われたように、2.5倍にもなったところあります。

資料としてつけました保険あって介護なし、これから先も、次々に行われる給付削減であります。既に要介護1・2の保険外し、それから、要支援1・2の保険外し、それから、これからはやっぱり要介護1・2の保険外し等検討されております。要介護1・2というのは、認定者の約6割ぐらいの数になっておまして、この部分の保険が外されるようでは、介護保険の根幹にかかわるのだと思います。給付の抑制と重点化が一層進む中であります。

そういう中で、18年間の介護報酬改定、総合事業に移ることにより、事業所の運営が大変な状況にあります。一方では、自立への成果報酬で、介護保険卒業等の介護外しが進んでいるところあります。

我が村では、独自のサービスや負担軽減、まっくん支援支え愛等、さまざまな施策に取り組んできました。地域間格差が生まれ、真の地域力が今問われているというふうに思います。支え合いが十分機能しない中では、今ある施設、事業所への独自の直接補助、また利用補助頭が必要ではないかと思ます。その点の一つお聞きします。

また、なるほど・ザ地域塾等、取り組みの成果は進んでいるのかどうか。

現在、各区の地区社協を中心としたサロン等の取り組みが進んでおります。そういうサロン等に保健師や看護師、栄養士、相談員等配置し、日ごろから、暮らし・健康相談ができる体制をつくる必要があるではないかと思ます。私は、先日、北殿サロンのほうに骨密度計を持っていきまして、測定し、骨を丈夫にする食べ物等をお知らせするボランティアを行いました。村内には、専門的資格を持った方が大勢いると思ます。そういう方の登録もして、活用できるのではないかというふうに思います。その点についてお聞きします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 介護報酬とか、村の事業所の御質問であります。

宅幼老所の施設整備につきましては、国の制度というのがあるわけでありまして、今年度もこの交付金でスプリンクラー設備を整備した宅老所もございます。そういったものはその都度、トンネル予算として対応をさせていただいておるところであります。

村での補助という部分であります。

この辺につきましては、今のところ、そういった制度はないわけでありまして。しかしながら、第7期の事業所運営の推移を見守りながら、事業所連絡会議等の意見もお聞きしながら、支援の必要性もあわせて考えていく必要はあるのではないかというふうに思っておりますので、これからそんな検討もさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、本村の場合には、介護サービス受給者の独自の制度とか、そういったものも設けております。そういったものも、間接的には支援につながっているのではないかというふうに思っております。

サロンの問題であります。

3年間で新たに9カ所にサロンが誕生いたしました。これは本当にありがたいというふうに思っております。と同時に、なるほど・ザ地域塾の中でもいろんな活動が行われておる地域があるわけでありまして。社協の生活支援コーディネーターとともに取材活動を行った結果、28もの事例が把握できたところでありまして。したがって、こういった事例をさらに拡大していくということが大事だろうというふうに思っておりますので、そんな点はこれからしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。時間がありませんので、端的に申し上げました。

議 長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

それで、3として、第7期計画でありますけれども、サービス内容の周知、本当に今言うように、村はたくさんの独自施策も持っております。そのことがいつでも相談できる窓口、わかりやすい窓口の体制を強化させていただいて、安心して暮らせる村づくりをさらに進めていただきたいというふうに思います。

議 長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 住民周知というのは本当に大事であります。高齢者福祉サービス制度につきましても、既存のパンフレットの更新をしていく予定であります。と同時に、私の福祉施策というのは、子育て、教育を初め、介護、いろんな障がい者福祉があるわけでありまして。そのパンフレットの全てを、総合的なものをつくっていく必要があるというふうに考えておりますので、その点につきましてはまた担当課のほうでしっかりと、こういったものがいいのか、検討させますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

企業の協力をいただきながら、総合的なパンフ、書きかえをしてあるわけですが、毎年変わってくる部分もありますし、本当に、必要な人が本当にちゃんとかけられるようなところの相談、パンフレットや何かを充実させていただきたいというふうに思います。

それでは、3に移らせていただきます。

今年度で南原焼却灰の処理が終了することになりました。下水道の進捗で、南原の住宅団地の地下にかつて焼却した灰が大量に埋まっていることがわかり、高濃度のダイオキシンが含まれる危険なものであることが判明しました。15億を超えるお金を使ってやっと終結を迎えることになりました。埋立処理した時代から今日の処理方法まで、当時の運搬した人もおりますし、経過を知る人もまだおいでになると思います、亡くなってしまった方もおりますけれども、これらをきちんと記録して、教訓として残す必要があるのではないかと思いますけれども、村のお考えをお聞きします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 焼却灰の質問であります。

焼却灰、今年度をもって、一応、焼却灰の処理だけは終結いたします。これで、本当に長年苦しんできた負の遺産が解決できるのかというふうに思っております。その記録をとということであります。当時は合法であったということでもありますし、きちんと保健所へ届け出もした経過もあるわけでもあります。ただ、問題は、届け出たところ以外に出たということでもありますし、当時は合法であったものが、灰が表に出てしまうと、これは本当にダイオキシン濃度や鉛の含有量は基準値を超えておりましたので、当時の県の環境課の指導に基づきまして、全て除去しろという指導を受けたところでありますので、それに踏み切ったということでもあります。記録的にはということでもありますけれども、経過はきちんとしてありますので、ただ、それ以前、どういう部分というのは、もう20年、灰の発掘というか、灰が見つかったときから20年前の話でありますので、その当時、さんざん資料を調べまして、可能な限り、資料収集はしてありますので、そういったものできちんと保管していく必要があるというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8番（三澤 澄子） 今言いましたように、当時は合法だったということで、保健所に届け出て、きちんとやってきたと言います。その後、埋め立てのたびに、またその後に、灰を埋め立て、その後にまた中央道の残土でしたっけ、を重ねて入れていくという、壮大なくぼ地があったものだから、重ねて入れながら、それをあちこちに移すというような作業をずっと続けてきたようであります。その結果、平らな土地ができたので、造成して、住宅団地にするという発想が生まれたわけでありまして、そのことが一番、今回の事態を招いたこととあります。そういうことに対して、埋め立てたところの土地に団地を造成して売り出すということの行政的な責任は問われないのかをお聞きします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） あそこは本当にくぼ地でありました。大型農道、大規模農道をつくるときのいろんなものをあそこに埋めたということとあります。これは、当時はそれができたということとあります。やってよかったという、それはそんな御理解をいただきたいというふうに思いますし、その後に灰を埋めたということとあります、記録の経過から見ますと。灰につきましては、合法でありましたけれども、出てくれば、それは除去しなければならないという、そういう大型農道のそういったいろんな残土だとか、いろんなものにつきましては、それは除去する必要はないということとありますので、その辺の区別はしていかなるを得ないというふうに思っております。

村の責任はということであります。その上に、土地開発公社として団地をつくったところ
でございます。これは村の指示で土地開発公社がやったということでありますので、これは
村が責任を持たなければならないということであります。その責任を感じて、今、村が全て
をもってやっておるということでありますので、これは村の責任であります。そんなことは、
そういった責任の中でやっておるということであります。

本当に多額な費用がかかりました。後ほどあるのかな、これは。費用の概算でありますけ
れども、工事費、家屋の移転が4億2,000万です。10軒動かしましたので、4億2,000万。調
査から工事が、まだこれは概算が全て終わったわけではありませんので約9億であります。
それと、村負担の焼却灰の処理費が1億1,900万円であります。合計で14億3,900万円の今の
ところの事業となっております。これは、他市町村分から3億2,700万円負担をしていただ
いております。今議会でも追加で補正を提出させていただきますけれども、これを含めた部
分にあります。したがって、全て合わせると17億6,600万円の総額ということでありま
す。本村の場合が14億3,900万、これは約であります。今のところは、特別交付税措置で
80%措置をしていただいております。いただいた特交が平成28年度、今年度分
を含まない28年度まででありますけれども、3億3,800万円であります。残額は、この部分
でいきますと、8億8,000万あるわけであります。これを返していかなければならないとい
うことで、大変な事業になったというふうに思っております。

一つの教訓とするにはかなりのお金がかかりましたけれども、こういうことが二度と起
らないように、しっかりと行政運営をしていく必要があるというふうに思います。その経過
につきましては、指示した人等々がもうおりませんので、この世に、お聞きするわけにはい
かないということでお理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議 長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） その経過については、これだけの結果を生んだということで、や
っぱり村民も、どうしてこんなことになってしまったのかと、これだけのお金があったら、
本当によっぽどのことがいろいろできたという思いはあるわけで、本当に残念なことだった
というふうに思います。やっぱり、しっかりと記録的に村民にも明らかにして、こういうこ
とだったんだということで、二度とこういう、その当時はよくても、こういうことが起こる
んだということをきっちりと受けとめて、やっぱり、これからのいろんな行政も進めていか
なければならないというふうに思います。

3として、ちょっと時間がないので簡単にだけ申し上げておきます。

広域で進められている新ごみ中間施設であります。

来年から可動ということでありますけれども、このことについては、私たちも、三重の中
央開発、村の灰を処理しているところへ、昨年視察に行きまして、一般ごみの中間処理の新
設は溶融炉でなく、ストーカ炉が常識だということをお聞きしてきました。溶融炉はもう廃
止の方向だということであります。かねてから、その溶融炉は、メンテナンスや運転の費用
がかさんで、事故のリスクも高いというふうに言われておりましたので、そのことを指摘し
てきておりますけれども、しかし、これでスタートするということでもあります。このことで、
やっぱり、また新たに住民負担がかからないことを祈るばかりでありますけれども、今まで
取り組んできた分別とか、ごみ減量の取り組み、継続されるかどうか、お聞きします。また、

その点だけお聞きし、負担割合がどういうふうに変化していくのか、その点もお聞きしておきます。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 広域連合のごみ処理の中間施設の御質問であります。

ストーカ炉は建設しておりますので、専門委員会のそういった検討を経て、ストーカ炉で決定して建設中でありますので、この転換はできません。これ、転換するというわけにはまいりませんので、これは三澤議員も十分御承知で言っているというふうには思います。

運営費の部分でありますけれども、現在、年間7億円の費用を要しております、運営に。これが5億円程度になりますので、運営自体につきましては2億円ほど毎年経費の削減につながっていくと思っております。そして、村の負担でありますけれども、建設費、運営費、八乙女関連の施設整備、それと同時に、今ある二つの焼却施設を解体していかなければなりません。その解体費を含めまして、村の負担分は約11億4,000万円ぐらいになるという考えであります。年間平均しますと6,300万円という、このぐらいの額であります。平成31年度が一番多くて、1億1,200万円程度であります。31年度になりますと、それが7,000万の余減ってまいりますので、若干、この31年度は助かるかなというふうに思っておるところであります。ただ、平均しますと、その後上がってくる年がありますので、起債の償還とかいろいろありますので、6,000万円ぐらいの年も続きます。

ストーカ炉にした場合、なぜしたのかということでありますけれども、やはり域内処理ということを原則に考えたということであります。八乙女、10年間これが、ストーカ炉ということであれば、10年しかもたないのが熔融方式だと倍の余もつということも影響したのではないかというふうに思っております。メンテナンスの部分、時間がありませんので、これはもう全て全部含まれておりますし、売電のほうも、15年間で4億7,000万円余売電の収益、収入となってくるという部分であります。施設内の電力を賄った余剰電力ということで御理解をお願いいたします。

ごみの減量は、本格的に可動し出します平成30年度の後半からは試験運転が始まりますので、減量には同じように取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） 時間が来ています。

8番（三澤 澄子） 始まるということでありますので、安心・安全で、やっぱりきちんとした処理をしていただいて、住民の環境もしっかり守っていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

議長（丸山 豊） これで、8番、三澤澄子議員の質問は終わります。

これで一般質問を終わります。

16日、最終日の会議は、議事の都合により、特に午後2時30分に繰り下げて開くことにいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

議長（丸山 豊） お疲れさまでした。

散会 午前10時41分

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 3 0 年 3 月 1 6 日 (金曜日) 午後 2 時 3 0 分 開議

- | | | |
|-----|----------------------------|-------|
| 第 1 | 議案第 27 号 | 提案～質疑 |
| 第 2 | 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告) | 質疑～採決 |
| 第 3 | 発議第 1 号 | 提案～採決 |
| 第 4 | 議案第 1 号～12号、14号～18号 | 討論～採決 |
| 第 5 | 議案第 19号～議案第 24号 (委員会の審査報告) | 質疑～採決 |
| 第 6 | 議案第 25号～議案第 27号 | 討論～採決 |
| 第 7 | 継続調査事項の採決 | |

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	原悟郎	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	住民環境課長	松澤厚子
副村長	原茂樹	健康福祉課長	藤田貞文
教育長	清水閣成	子育て支援課長	唐澤孝男
総務課長	堀正弘	産業課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	建設水道課長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	教育次長	伊藤弘美
財務課長	平嶋寛秋		

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり

会議のてんまつ

平成30年3月16日

午後2時30分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」着席〕

議長（丸山 豊） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議に入る前に御報告いたします。

本日、原代表監査委員が公務のため欠席する旨の届け出がありました。

本日、追加議案及び意見書案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

大熊議会運営委員長。

議会運営委員長（大熊 恵二） こんにちは。

議会運営委員会から御報告を申し上げます。

本日、追加議案1件、意見書案1件が提出されております。このことに伴いまして、先ほど議会運営委員会を開催させていただきました。これから申し上げる次のように決定をいたしましたので、御報告を申し上げます。

追加議案1件、意見書案1件を本日の会議日程とさせていただきます。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

議長（丸山 豊） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、追加議案1件、意見書案1件を本日の会議日程といたします。

日程第1、追加議案の上程を行います。

議案第27号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第11号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第27号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第11号）」について提案理由を申し上げます。

南原住宅団地焼却灰処理運搬事業は、年度内に完了に向けまして現在工事中であります。焼却灰が予定しておりました搬出量を超える見込みとなりましたので、これに伴います経費の補正が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億2,293万6,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

原副村長。

副 村 長（原 茂樹） 議案第27号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第11号）」の細部説明を申し上げます。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により歳入から御説明を申し上げます。

7ページをごらんください。

歳入、18款、財産収入の1項2目、利子及び配当金でございますが、説明欄のほうに示してございます各基金の定期預金が15日に満期を迎えましたので、その利子収入を計上させていただくものでございます。

あわせまして、歳出になります。8ページの2款1項9目、財政調整基金及び減債基金、おめくりをいただきまして、3款1項1目の福祉基金、おめくりいただきまして、7款1項3目、25節になります。大芝高原温泉施設等整備基金、それから、12ページ、10款1項4目の学校改築基金の各基金に、それぞれ利子分を積み立てるため、積立金の増額をするものでございます。

10ページのほうにお戻りをいただきまして、4款2項2目、0411塵芥処理事業が南原住宅団地内焼却灰除去の関係でございます。除去工事のほうは完了間近となっております。でございますが、さきに議決をいただきました10号補正の編成時以降の工事におきまして、掘り出した焼却灰の量が想定を大きく超えたため、処分費の予算が不足する見込みとなりました。本補正でさらに200トン分の処分費の増額をお願いするものでございます。13節の焼却灰処理運搬委託料が1,200万円、19節の受け入れ自治体に支払う環境負担金が20万円でございます。なお、10号補正分も含めまして、処分料が増加した分につきましては、関係市町村の費用負担ということで、来年度の伊那中央行政組合負担金の中で精算がされることとなっております。

2枚おめくりをいただきまして、13ページになります。14款、予備費で、歳入歳出調整をさせていただきます。補正後の予備費の額は2億3,809万2,000円となります。

次に、第2条の繰越明許費の関係でございますが、4ページをごらんいただきたいと思っております。

追加で1件の明許繰り越しをお願いいたします。村道1041号線、これは県道伊那北殿線下川原橋クランク部分のところでございますが、県道に取りつく村道ということでございます。クランク部分の改良に合わせまして、この村道の取り付け改良が必要になるということから、用地の買収を年度内に行うこととしておりましたが、税務署との、いわゆる事前協議に時間を要しまして、年度内での完了が困難となりましたのでお願いをするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議 長（丸山 豊） これから、議案第27号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

一応、焼却灰の件ですけれども、今年度で終わるということで、先日も一般質問で質問したところでありまして、今回、また200トンふえたということでもあります。その都度、処理していく過程の中で、村でどのように確認作業をしてきたのかということと、業者さんは区域ごとに違って業者さんになっているわけですので、この最終部分での搬出について

てはどこの業者さんが担当していたのか、わかったら教えてください。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

出羽澤産業課長。

産業課長（出羽澤平治） 確認の方法ということであります。

これにつきましては、各区画ごとに、フレコン状の、要するに大きな袋に掘り出したものを入れて、それを大型のトラックで運搬するというところでございまして、その量をその都度確認していくという方法で行っております。工事が進む都度、その量を確認していきまして、先ほどもありましたけれども、3月の補正の段階以降、最終的に掘り出す量の見込みとしてこの200トンほどオーバーしそうだということで今回補正をお願いしたところでございます。

運搬につきましては、従来から幾つもの業者ということではなくて、継続してお願いしている業者でございます。実際の掘り出し、運搬等につきましては、JVの形で、原、それから宮坂、あともう1社、吉川の3者のJVであります。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

日程第2、請願・陳情を採決いたします。

請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

小坂総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（小坂 泰夫） 総務経済常任委員会より、請願・陳情の審査報告をいたします。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第91条の規定により報告いたします。

まず、お手元にある三つの陳情につきましては、審査日は2月28日と3月13日、本会議終了後であります。審査したメンバーは、本委員会の5名プラス参加者として事務局がおりました。

陳情第13号「米の生産費を償う価格下支え制度を求める陳情」につきましては、前回審議した当時と状況が変わっていないということで、継続審査4名で継続審査といたしました。

続きまして、陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書につきましては、趣旨採択1名、採択3名で採択といたしました。

内部の意見としましては、趣旨採択につきましては、陳情内の数値に若干疑問があるということで趣旨採択。採択3名は、おおむねこの陳情内容に賛同できるということで採択といたしました。

3件目、陳情2号「緊急事態条項」を新たに憲法に設けないことを求める意見書提出に関する陳情」につきましては、継続審査4名で継続審査といたしました。

以上で、総務経済常任委員長報告といたします。

議長（丸山 豊） 委員長報告に対する陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 惠二） 9番、大熊です。

今、委員会の中の状況は委員長の説明で理解できました。この意見書の採択を求める陳情書の陳情の趣旨でありますけれど、この中の文言で、ちょうど上から何行目でしょうか、8行目、2017年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京で時給958円、長野県では795円、最も低い地方は737円と、こういうことが記されておりますが、このこと自体は事実だと思えますが、この最低賃金制度で、昨年7月27日に都道府県ごとに決める最低賃金、いわゆる2017年度の加重平均は、時給で25円引き上げる目安をこの最低賃金制度の協議会で政府の方針に沿った決定をしたということで報道されております。率にすると、2年連続3%の引き上げとなっております、大企業中心の春闘の賃上げ率を上回り、格差是正も期待されていると、こういうふうに報道されておりますが、この陳情の趣旨でいきますと、そういう部分が、3%上がったと、それから、最も高いこの率で政府にその決定をするようにということで、これが決まっておりますが、そのことが記載されていないので、ちょっと把握するのに難しいところですが、そういう部分についての委員会内での御質疑、質問、またはそういう意見があったかどうか、陳情の趣旨とはちょっとずれるのかと思いますが、その辺についてお尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 2番、小坂委員長。

総務経済常任委員長（小坂 泰夫） 今、大熊議員の質問にありました質問は、委員会内ではございませんでした。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 惠二） それと、もう一つ、この最低賃金を決めていくプロセス等について、十分、委員会の中で、皆さんが理解されて議論されたのかどうか。これ、決める場合に四つの条件があります。最低賃金を決める場合の。この四つの条件というのを御存じの上で採択をされているのかどうか、お尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 2番、小坂委員長。

総務経済常任委員長（小坂 泰夫） この陳情の内容に書いていないことで、各委員の知識について、それぞれが全部知識を出して、全てで発言して委員会を開催しているわけでありませんので、正直、その知識を持っているか、持っていないかというのは、私の段階で応えることはできませんけれど。

以上です。

9番（大熊 惠二） 答弁漏れでお願いいたします。よろしいですか。

議長（丸山 豊） はい。

9番（大熊 惠二） 私がお尋ねしたのは、この制度を変えていくためには、四つの基本的な条件があります。この条件を十分理解した上で御審議をいただいたのかどうか、この四つの条件等についてお答えがありませんでしたのでお尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 2番、小坂委員長。

総務経済常任委員長（小坂 泰夫） 先ほど答えましたけれど、委員会の審査内ではその四つの条件について発言されていませんし、申しわけありません、少なくとも私においては知

識がありませんので、ぜひ大熊議員にお教を願いたいと思うぐらいであります。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 5番、百瀬輝和です。

9番議員からもありましたので、この数値についてだとか、最低賃金法の最低賃金の決め方、毎年この審議会で見直して、3%上がってきているという現実があるわけです。それと、これ、少し、私、これが出てきたときに、すごく違和感を持って読ませていただいたんですが、これ、同じものが3年前に、諏訪の労働組合から下諏訪の議会に出されている文書と全く同じなんです、これ。ただ、数字だけ変えてあるだけです。それから3年たって、今、働き方改革だとか、同一労働同一賃金の話が政府のほうでもしている段階において、この最低賃金1,000円という、これ、労働組合から出てきているものですから、働く人の賃金が上がることは大変私はいいことだと思います。労働者も守っていかなければいけないと思います。

その中で、現実、これ、委員会でどういう話をされたかという質問をさせていただくんですが、働き手が今少なくなってきた、使用者側もそれに見合った賃金を払わなければ来ていただけない時代になってきて、この最低賃金法というのはいろいろな事情があって、本来なら使用者と労働者の間で決めていくものを、政府が最低賃金を法律で決めましょうということで決まってきて、地域別、地域別もその物価指数があるものですから、その物価に合わせた状況の中で決まってきたというのが現状なんですけれども、そこを今の現実社会の中で、5年前から企業についてはベアというベースアップが行われてきております。中小企業にもそれが普及して、上がっていかねばいけないうし、パート、臨時についても、それはきちんと保障されていかねばいけないう流れの中で、ここに書いてあるものは、政府もしっかりと取り組んでおりますし、例えば、意見書案の中の3番とか4番については、これ、委員会ではどういう話をされました。これ、政府ももう既に取り組んでいるところだと思いますけれども、そこら辺を伺いたいと思いますが。

議長（丸山 豊） 2番、小坂委員長。

総務経済常任委員長（小坂 泰夫） まず、済みません、百瀬議員が質問されたというか、質問の中にありました下諏訪に過去に、3年前に出ているという情報、全く知りませんので、委員会は別ですけど、そういった情報をぜひほかの委員会でも流していただければと思います。

いろいろ聞かれたかと思いますが。3番と4番、意見書案の記書き以降については、審査に関しては、陳情書の内容で、意見書案についての審議というのは正直それほどされておりません。3番、4番については、ちょっと難しいなと、よくわからないなといった意見等はございましたけれど、深い審議はされていない実情であります。

以上です。

議長（丸山 豊） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） それで、これ、採択されちゃったというわけですね、じゃあ。これ、提出のところ、ここで出されてきている意見書の提出者のところについても、この3番、4番については、経済産業省の中小企業庁というところであったり、公正取引委員会というところがこれ関与している部分になってくるんです。この後、意見書も出されるそうですが、

そこら辺についてはしっかりと審議しなかったということですか、委員長。

議長（丸山 豊） 2番、小坂委員長。

総務経済常任委員長（小坂 泰夫） 委員長としては、審議されていないという現状を把握しております。委員の中でもしお答えしたい方がおられましたら、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかの委員の中で。

1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 意見書の3番等につきましては、中小企業の支援とか、そういう、今、中小企業の置かれている現実というようなことを話す中で、中小企業の負担を軽減したり支援するという方針を求めていくと。これは、中小企業が今9割方を占める中で、それをいかに保護していくかということ。そこに、働く労働者もそれによって生活がアップしていくと、そういうようなことをしたり、また、減免制度等制度の充実ということで、この3番はやっぱり中小企業を一つ何とか保護し、活発化していくということを言ったので、大企業においては、労使交渉があり、春闘があつたりするところでもありますので、中小企業に関しては、この3番の意見書、みんなで、これでいいんじゃないかと、こういうお話でした。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） それ、よくわかるんですけども、国のほうでも取り組んでいる構成な下請取引実現ということで、下請法というものをつくって、経産省のほうでは政策パッケージとして罰則も与えて、この運用を始めておりますし、同一労働同一賃金というものも今話し合われてますし、現実として、中小企業の事業承継も、相続税猶予という形の法律ができております。そういう中の、今、国が取り組んでいるもののお話も委員会の中ではされたということよろしいですか。

議長（丸山 豊） 2番、小坂委員長。

総務経済常任委員長（小坂 泰夫） 発言記録には残っていないと思います。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 2回で、今度3回目です。

議長（丸山 豊） 先ほど3回目だと思いましたがけれども。

9番（大熊 恵二） これからが3回目です。先ほどは答弁漏れがありましたから。

議長（丸山 豊） 答弁漏れということで。

9番（大熊 恵二） よくその辺を一つよろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） どうぞ。

9番（大熊 恵二） これは、小坂委員長に聞くより、今、百瀬議員が言った、この制度、どこで決めると言いましたっけ、何かさっき言った意見で。それちょっと、間違つて発言、ちょっと私が承知しているのは、この制度を決めていくのは、いわゆる厚生労働省の最低賃金を決めていく部署というか、そういうところは厚生労働省の中央最低賃金審議会というのがある、そこで決めていくということですから、先ほどの発言はちょっと、何か、公

取とかなんとか言っていたような気がしたんですが、私もちょっと聞き逃しましたので、もう一回、その辺、間違いのない発言をしてもらわないと、議会の中で困りますので、この賃金を決めていく中心になる審議会というものは、いわゆる厚生労働省の中央最低賃金審議会と、ここで決めていくということですので、確認をお願いしたいと思います。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 済みません。ちょっと私、済みません、最低賃金法は厚生労働省です。私が言ったのは、この3と4の部分の代金の買ったたきだとか、親会社が中小企業を優位な立場で値段をたたくとか、そういう部分を公正取引委員会だとか経済産業省の中小企業庁が所轄して、そういう法律をつくっていますよということをおっしゃっていただいたんですけども。

議長（丸山 豊） 2番、小坂委員長への質問というか、質疑の時間ということでありましたので。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

陳情第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

陳情第1号を採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情を採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立多数です。

したがって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第3、意見書案が提出されておりますので議題といたします。

発議第1号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（丸山 豊） 本案について趣旨説明を求めます。

2番、小坂泰夫議員。

2 番（小坂 泰夫） 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書について趣旨説明を端的に申し上げたいと思います。

まず、記書き以降の部分を読み上げます。

1. ワーキング・プアをなくすため、政治決断で最低賃金を1000円以上に引き上げること。
2. 全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。
4. 中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等を

なくすこと。

5. 雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。

以上を趣旨といたしておりますので、大きな目で見えていただいて、御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（丸山 豊） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

私、中身はともかくとして、全体的にやっぱりこういうものは、しっかり上げていくものは上げていかなきゃいけないというふうに基本的に思っていますので、多少の字句の間違いや考え方が違って、上げるということでは一致しているということは理解できるんで、先ほども賛成をしたんですが、ILOの中でも、日本の労働賃金というのは採択をされておまして、ただ1,000円というのがワーキング・プアになるのかどうか。例えば、一番高いところは東京、大阪、安いところが青森、鹿児島というふうになって、AからDまで、A、B、C、Dと4段階になっているんです、今、日本の労働賃金の決め方が。これ、一律に1,000円というふうにこの意見書には書いてありますが、本当はこういうことじゃなくて、やはり今のA、B、C、Dの中で精いっぱい、国のアベノミクスでいう大企業中心でなくて、3%の賃上げは必要なんだということは共鳴できますし、また、そのつもりで、今、春闘のやつで、大企業がどんどん賃金を発表していますけれど、賞与まで入れると3%を超えるという企業が多いわけです。だから、そういう意味では、大いに結構だと。

企業の内部留保云々の話もありますけれど、やはり企業は企業として生き残っているために、しかも、世界と戦って生きていかなきゃならんという企業の使命もあるわけで、企業あつての労働者であり、企業あつての賃金でありますから、その辺は企業のそういったものを無視して、労働者側が一方的に要求すればいいという問題でもないと思います。その証拠に、シャープが台湾の会社に拾ってもらうまでは、賞与はストップしましたし、今、東芝もそういうことで陥っているというようなこと、さまざまそういう企業が世界で生き残っていくためにはそういうことで、企業優先で、しかもその中で働く人が安定して働けるようなそういう体制づくりが必要だと。シャープは不死鳥のようによみがえって、今、非常に新しい技術を持って。

議長（丸山 豊） 大熊議員さんに申し上げます。質疑のほうですので、よろしくお願いたします。簡潔にお願いいたします。

9 番（大熊 恵二） わかりました。

したがいまして、この記のところです。全国一律最低賃金制度の確立ということではなくて、これは最低賃金法の改正が必要だと訴えるべきじゃないでしょうか。私はそういうふうに思うんですが、最低賃金法という法律がありますから、いわゆる全国一律の最低賃金制度の確立じゃなくて、最低賃金法の改正、全国一律ということより、全国はA、B、C、Dと4ランクに分かれているわけですから、そういう意味で意見書を出すのが本来ではないかと思うところですが、提出者の議員さんに、小坂委員長にお尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 2番、小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） 提出者の1人というか、提出者としてお答えいたしますけれど、

私も、自分が考えるところでは、日本の国内で全国一律、もし最低賃金を一律にしてしまつたら、それはそれでちょっと世の中の世情に合っていないという思いは正直ございました。ですので、この2番の記書きにつきましても、大熊委員のおっしゃることも当然かと思うところはあります。ただ、私たち委員会の中で、こういった各所から上がってくる陳情内容、また意見書について、正直、全部が全部自分たちの、この委員会、議会なりに思うように文言を書きかえるということも正直不可能な現実もございまして、陳情者の趣旨になるべく沿うようにしているところが現状です。おっしゃることはわかりますけれど、陳情者の趣旨にのっとって、こういった文言をつくったという御理解をいただければと思います。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 5番、百瀬です。

済みません、一つ教えていただきたいんですが、上伊那地区の労働組合から出てきたやつでは、1番が、これ、「すぐに」入っていたんでしたっけ、「すぐに1,000円」というのは入っていたと思うんですけども、これ、先ほども言いましたが、国のほうは、1,000円まで引き上げるために、最低賃金法を毎年3%ずつ引き上げていきたいと思いますという、これも閣議決定されているわけです。これ、「すぐに」を入れないと、1,000円までにはするというふうに国は決めているんですから、そこら辺をどう理解したらいいかというのと、先ほど言ったように、この4番を入れるんだったら、経済産業大臣と公正取引委員会というのも入れないと、ここの部分は中小企業庁が所管していると思いますので、そこら辺どうなんでしょう。

議長（丸山 豊） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 「すぐに」という文言に関しましては、私ども委員会の中でも発言されまして、「すぐに」というの、どれだけすぐにとということがちょっと私たちも、それがかなうのかという点において、余り無理を言ってもならないのではないかと、ちょっと正直、理論的な言葉ではなくて、感情的というか、情感の部分で「すぐに」という言葉を外したという事情がございます。

宛先につきましては、ちょっと詳しくわかりません。そこまで深く考えていないところがございます。

以上であります。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） もう一点、労働者のことについてお尋ねしますが、もう一つはワーキング・プアというのが特に強調されておりますが、200万円以下というのと、ゼロから200万までであるということですが、ぎりぎり200万、または199万、これがワーキング・プアになるかどうか、この辺も非常に幅が広い捉え方だと思いますので、余り悲壮感を持ってワーキング・プアというふうに、私はこの陳情者の意見がワーキング・プアを強調されておりますが、この辺もちょっと、いささか本来なら異議のあるところでもあります。だから、この辺のワーキング・プアの捉えた方、こういったものがもう少し取り入れてもらえるとうよかったというふうに思うんですが。

それから、労働者の過去20年間の多様化といいますか、最近、人口の高齢化で、60歳過ぎでも労働者というふうになってきているわけです。だから、そういったことの、要するに人口の高齢化に合わせて、定年を延ばすというような、今、労働環境もあるわけで、そういったことも、今後、この最低賃金の中に入れながらこの問題を処理していくという考え方が私は大事でないかというふうに思うわけですが、全体的に上げていくということは大事なことだと思います、生活を維持していくために。

だから、200万円以下が全てワーキング・プアだというふうな捉え方ではなく、もう少し幅広い捉え方をしてほしいかというふうに思うわけで、ただ、全体では私は上げていく方向が間違っていないというふうに思っておりますので、意見として申し上げておきますが、委員長のほうでコメントがありましたらお願いいたします。

議長（丸山 豊） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） この場では委員長ではなく、提出者としてですけれど、実際に、この陳情書の審議をする中で、趣旨採択をされた方につきましても、年収200万円以下が、実際に労働者の4人1人なんだろうかと、そういったところに疑問を持つという言葉もありましたし、ワーキング・プアという言葉の使い方も、私も大熊議員ほど深く考えていなかったところがございますけれど、実際、200万円以下というのは、今回審査の中で計算しまして、時給1,000円掛ける8時間掛ける5日間掛ける4週掛ける12カ月と、1年間を時給1,000円で働き続けて額面で192万円かと、200万に達しない、1,000円になっても達しないかなというような数値でございまして、そういった部分で、それが果たして生きていくのに十分なお金なんだろうかとという点ではプアな状態かという思いはいたしております。

あと、労働年齢、定年につきましても、もちろんおっしゃるとおりで、私も賛同する部分がございます。今後の審議等において、またこの議会でもそういった表明をしていければよいんじゃないかと思えます。

今回につきましては以上でございます。

議長（丸山 豊） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） この意見書につきましては、今、労働者の生活とか、そういう問題以外に、今、中小企業が置かれている立場というものを考えたときに。

議長（丸山 豊） 加藤議員、質疑でございます。

失礼いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 5番、百瀬です。

ちょっと1点だけ、そのワーキング・プアのお話が出たので、その中の200万以下という話の中で、例えば、臨時雇用だとか、パートの皆様が、専業主婦、旦那さんが家計を支えていて、扶養になっている部分、学生もそうなんですけれども、扶養の103万円の壁とか、130万円の、ことしの1月からですか、150万円まで引き上げられたということなんですけど、そこら辺のこういう労働者がいるというお話はされたか、されないか。

議長（丸山 豊） 小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 済みません、委員会の審議の内容ではないので、ちょっとその質問で、この意見書をつくるに当たってどういう話し合いがされたのかと聞かれれば、されて

いないといえはされていないです、私どもの知識内でつくっておりますので、百瀬議員の求める部分に関しては至っていないかと思ひます。

以上です。

議 長（丸山 豊） ほかに質疑はござひませんか。

〔質疑なし〕

議 長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

発議第1号の討論を行います。

討論はござひませんか。

1番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 先ほどは失礼しました。

この意見書に対しては、中小企業への支援というようなことが大きな目的であるということ、この中にもあります労働者の賃金とか、今、そういうことの質疑もあつたようですが、今、中小企業の置かれてゐる立場というものは、大企業の下請的な部分であり、また、技術的にはすばらしいものがあつて、日本の経済を下支えしながら、日本の今のすばらしい技術を支えているというようなところで、中小企業を支援することによつて、そこに働く方も、生活が、給料等が上がつていくと。大企業みたいな内部留保的なそういうものというものは、中小企業にはほとんど見かけられないというような中で、ぜひとも中小企業、そういうものを支援していけば、その環境がよくなれば、財政状況がよくなれば、そこに働く労働者も生活がよくなつたりというようなことで、中小企業の支援をぜひということをお願いしているところであります。

議 長（丸山 豊） ほかに討論はござひませんか。

〔討論なし〕

議 長（丸山 豊） これで討論は終わります。

発議第1号を採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議 長（丸山 豊） 起立多数です。

したがつて、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「南箕輪村保育園設置条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はござひませんか。

〔討論なし〕

議 長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議 長（丸山 豊） 起立全員です。

したがつて、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村国民健康保険条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

8番、三澤議員。反対ですか。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

この4号議案は、国保が来年度から県単位化に伴う条例改正だということでありまして、もともと国保は、構造的に問題が多く、低所得者ほど負担割合が高く、払いたくても払えない保険料ということが問題になっておりまして、滞納や短期保険証の発行等がふえ続けているのが現状だと思います。標準保険税に戻すということでありまして、応能応益割合や3方式による低所得世帯への影響が心配されておりまして、その対策が十分でないと考えられるので反対をいたします。

議長（丸山 豊） ほかに討論はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） この議案第4号に賛成する立場から意見を申し上げます。

本村の国民健康保険、3年間値上げをせずにまいりました。今年度といいますか来年度、要するに平成30年から県が事業主体となってこの制度が発足することとなりました。近い将来のうちに県で統一した保険料になるだろうということを目指して、30年度がスタートの年となります。したがって、それぞれの自治体の事情がありますが、私は、本村の、今、医療費の実態、それから加入者の状況、それらを全て勘案したときに、この議案に盛ってある内容でやるべきだという立場から、この議案第4号に賛成するものであります。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） これで討論は終わります。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立多数です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「南箕輪村選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償支給条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議案第6号「南箕輪村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議案第7号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第8号「南箕輪村村民交流支援センター条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議案第9号「南箕輪村村民運動場条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議案第10号「南箕輪村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議案第11号「南箕輪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び南箕輪村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議案第12号「南箕輪村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議案第14号「平成29年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決いたします。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議案第15号「平成29年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決いたします。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議案第16号「平成29年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第16号を採決いたします。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号「平成29年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第5号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第17号を採決いたします。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議案第18号「平成29年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第4号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第18号を採決いたします。

議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第19号から議案第24号までは予算特別委員会に付託されていますので、ここで委員長の報告を求めます。

小坂予算特別委員長。

予算特別委員長（小坂 泰夫） 予算特別委員会委員長報告をいたします。

予算特別委員会に付託されました議案第19号から議案第24号までの6議案について、会議規則第74条の規定により、ここで審査の結果を報告いたします。

議案第19号「平成30年度南箕輪村一般会計予算」は、審査の結果、全員の可決により、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第20号「平成30年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」は、審査の結果、全員可決により、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第21号「平成30年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」は、審査の結果、否決1名、ほか可決で、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第22号「平成30年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」は、審査の結果、全員可決により、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第23号「平成30年度南箕輪村水道事業会計予算」は、審査の結果、全員可決により、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第24号「平成30年度南箕輪村下水道事業会計予算」は、審査の結果、全員可決により、原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において出された意見、要望等は、今後の予算執行に十分反映し、適切で効率的な行財政運営を図られるよう望みます。

以上で、予算特別委員長報告を終わります。

議長（丸山 豊） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第19号「平成30年度南箕輪村一般会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第19号を採決いたします。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

議案第20号「平成30年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第20号を採決いたします。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

議案第21号「平成30年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 反対討論です。8番、三澤です。

一般質問でも議論いたしましたけれども、この予算でありますけれども、県で示された激変緩和の数字が出ているわけでありまして、それに沿えば、上げるということを行わずに済んだわけでありまして、今まで行ってきた法定外繰り入れをゼロにすることで、今回の予算は保険税の引き上げをする予算となったところでありまして。医療費が下がると、動向が、このところの傾向で明らかになってきたわけでありまして、その辺がまだはっきりしない部分、それから、30年度、県単位になって、どのように全体の動きが推移するのかということを見きわめる上で、従来どおり、前からその主張はしてきたわけでありまして、法定外繰り入れをして、引き上げをしないということが県の方針であったというふうに私は理解しておりますし、そういう予算にすべきであったということで、今回の議案には反対をいたします。

議長（丸山 豊） ほかに討論はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

この議案第21号につきまして、賛成する立場から意見を申し上げます。

先ほども申し上げましたが、この予算につきましては、5%を超えていないと、5%以下に抑えてあるということで、初年度、県が事業主体となったこの予算であります。激変緩和も、これが超えていけば、激変緩和も必要かという意見もありますが、5%以下で、激変緩和の必要もないと、このまま、できるだけジェネリックや医療費の削減を図る努力をしない

から運営を慎重にしていっていただきたいということは、審査の過程でも申し上げてありますし、そういう中で、これが精いっぱい予算だと理解をいたしております。したがって、この議案第21号につきましては、賛成する立場から意見を申し上げます。

議長（丸山 豊） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） これで討論は終わります。

議案第21号を採決いたします。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立多数です。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

議案第22号「平成30年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第22号を採決いたします。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

議案第23号「平成30年度南箕輪村水道事業会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第23号を採決いたします。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

議案第24号「平成30年度南箕輪村下水道事業会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第24号を採決いたします。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、引き続き、議案に対する討論、採決を行います。

議案第25号「南箕輪村村道路線の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第25号を採決いたします。

議案第25号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

議案第26号「南箕輪村公の施設の指定管理者の指定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第26号を採決いたします。

議案第26号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

議案第27号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第11号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第27号を採決いたします。

議案第27号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、閉会中の委員会所管事務の調査の件を議題といたします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮らいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 3月定例会、17日間という長い会期、お疲れさまでございました。また、全議案可決決定をいただき、ありがとうございました。議案審議や一般質問でいただきましたさまざまな御意見、御提言は、今後の行政執行や村づくりに生かしてまいります。

平成29年度も半月を切ってまいりました。平成29年度の締めくくりがしっかりとできるよう、万全を期してまいります。また、繰越明許としてお認めをいただきました事業の早期完成にも努めてまいります。

平成30年度の各会計の当初予算もお認めをいただきました。予算編成方針に基づき、村の発展や村民福祉の向上に向け、努力をしております。

人口の増加とともに、施設不足の解消や人的整備に多額な予算を要し、村財政は年々厳しさを増してきていますが、地方創生に向け、力強く歩んでいかなければなりません。また、第5次総合計画や村創生総合戦略の着実な推進に努めていかなければなりません。4月には、リニューアルしています味工房、農産物直売所がオープンいたします。さらに、道の駅開駅の準備もしておるところであります。しっかりと準備をし、大芝高原の活性化、交流人口の増加に努めてまいります。また、南部小学校増築を初め、計画しました各事業の推進を図るとともに、行政の基本であります住民生活を守り、住民福祉の向上や安心・安全な村づくり、地域づくりに努めていかなければならないと思っております。そして、同時に、住んでよかった、住んでみたいと思われるような、また南箕輪村が選択をされるような、そんな村にしていかなければなりませんので、議員各位の御理解と御協力、さらには建設的な御提言をお願いいたします。

平成30年度がスムーズにスタートできるよう、職員一丸となって努力していくことを申し上げ、また、慎重な御審議をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長（丸山 豊） これをもちまして、平成30年第1回南箕輪村議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議 長（丸山 豊） お疲れさまでした。

閉会 午後 3時40分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員